

人が輝き、感動あふれる美しい都市すいた



吹田市第3次総合計画

2006 - 2020

吹田市

人が輝き、感動あふれる美しい都市すいた

吹田市第3次総合計画

2006 - 2020



回吹田市「地力」教室発表



「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」
をめざして



本市は、立地条件の良さなどから交通の要衝として古くから栄え、人・物・文化・情報が交差するまちとして発展してきました。そして先人の知恵やたゆまぬ努力によって、時代の変化に応じた基盤整備と市民福祉を向上させるためのまちづくりが進められてきました。その成果が、今日の吹田のまちを地域ごとに異なった特色を持つまちとして、豊かにかたちづくっています。今では、住むための住宅都市から、住み働くことができる複合型の都市へと変わり、北大阪地域の中で大きな役割を果たしています。また、充実した文化・学術・研究環境やきめ細かな生活関連施設の配置、暮らしを支える福祉施策や教育・文化施策などは、他市に誇る大きな有形、無形の財産として市民生活を支えており、福祉分野での行政サービス評価では、高い評価を受けるまでになっています。

このたび策定した第3次総合計画は、今後のまちづくりの指針となるものであり、先人から引き継いだ素晴らしい財産を、今を生きる私たちが更に磨きをかけ伸ばしながら、安心して暮らし、働き、学び続けることができるまちとして、次世代に引き継いでいくための計画です。

少子・高齢社会の到来、地球規模での環境問題など多くの課題を抱える中で、この

総合計画では、平成18年度から平成32年度までの15年間に展望し、本市の将来像を新たに「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」と定め、緑や水辺、歴史的まちなみ、商店街や建物、歩道などがうるおいや落ち着きをみせる中で、都市文化が育ち、35万人の市民が集い、交流し、豊かなコミュニティの下で安心して暮らしている姿を想定しています。

また、今回の総合計画では、初めて地域別の計画を策定いたしました。全市的な取組とともに、身近な生活の場である地域からまちづくりに取り組みながら、地域の特性を生かした住み続けることができるまちの実現をめざすものです。

時代は地方分権へと大きく転換が図られる中、この総合計画を市民の皆様方と共有し、様々なまちづくりの場面で、市民、事業者、行政が各々の役割を分かち合う協働のまちづくりを推し進め、21世紀の新たなまちの創造に取り組んで参りたいと考えております。

この計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました市議会はじめ総合計画審議会の方々、そして貴重なご意見をいただきました市民の皆様方に対し、心から感謝し、厚くお礼を申し上げます。

吹田市長 阪口善雄

吹田市第3次総合計画 目次

第1部 基本構想



| | | |
|------------|---------------------|-----------|
| 序章 | 総合計画の策定にあたって | 8 |
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 8 |
| 第2節 | 計画の構成 | 9 |
| 第3節 | 計画の期間 | 9 |
| 第1章 | 総合計画の策定の背景 | 10 |
| 第1節 | 吹田市の概要 | 10 |
| 第2節 | 吹田市の特性 | 11 |
| 第3節 | 吹田市を取り巻く動向と課題 | 14 |
| 第2章 | 吹田市の将来像 | 18 |
| 第3章 | 人口と都市空間 | 20 |
| 第1節 | 人口 | 20 |
| 第2節 | 都市空間 | 22 |
| 第4章 | 施策の大綱 | 24 |
| 第1節 | すべての人がいきいき輝くまちづくり | 24 |
| 第2節 | 市民自治が育む自立のまちづくり | 25 |
| 第3節 | 健康で安心して暮らせるまちづくり | 26 |
| 第4節 | 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり | 28 |
| 第5節 | 環境を守り育てるまちづくり | 30 |
| 第6節 | 安全で魅力的なまちづくり | 31 |
| 第7節 | 活力あふれにぎわいのあるまちづくり | 33 |
| 第5章 | 基本構想推進のために | 34 |
| 第1節 | 協働によるまちづくり | 34 |
| 第2節 | 地域の特性を生かしたまちづくり | 34 |
| 第3節 | 計画的な行財政運営の推進 | 34 |

第2部 基本計画

第1編 部門別計画



| | | |
|------------|----------------------------|-----------|
| 第1章 | すべての人がいきいき輝くまちづくり | 40 |
| 第1節 | 非核、平和のまちづくり | 40 |
| 第2節 | 人権を尊重するまちづくり | 41 |
| 第3節 | 男女共同参画のまちづくり | 42 |
| 第2章 | 市民自治が育む自立のまちづくり | 44 |
| 第1節 | 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり | 44 |
| 第2節 | 情報の共有化を進めるまちづくり | 46 |
| 第3節 | 市民参画によるまちづくり | 48 |
| 第3章 | 健康で安心して暮らせるまちづくり | 50 |
| 第1節 | すべての子どもが健やかに育つまちづくり | 50 |
| 第2節 | 高齢者の暮らしを支えるまちづくり | 54 |
| 第3節 | 障害者の暮らしを支えるまちづくり | 57 |
| 第4節 | 地域での暮らしを支えるまちづくり | 60 |
| 第5節 | 生活を支える社会保障の充実 | 64 |
| 第6節 | 健康な暮らしを支えるまちづくり | 65 |
| 第4章 | 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり | 68 |
| 第1節 | 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり | 68 |
| 第2節 | 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり | 75 |
| 第3節 | スポーツに親しめるまちづくり | 79 |
| 第4節 | 多彩な文化が交流するまちづくり | 82 |
| 第5節 | 国際感覚豊かなまちづくり | 86 |
| 第5章 | 環境を守り育てるまちづくり | 88 |
| 第1節 | 環境負荷の少ない住みよいまちづくり | 88 |
| 第2節 | 自然と共生するまちづくり | 91 |
| 第3節 | 循環を基調とするまちづくり | 93 |
| 第6章 | 安全で魅力的なまちづくり | 96 |
| 第1節 | 安全なまちづくり | 96 |
| 第2節 | 暮らしや都市活動を支える基盤づくり | 99 |
| 第3節 | 良好な住宅・住環境づくり | 106 |
| 第4節 | 景観に配慮したまちづくり | 108 |

第2部 基本計画

| | |
|------------------------------|------------|
| 第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり | 110 |
| 第1節 地域の特性を生かした産業の振興 | 110 |
| 第2節 就労を支援する環境づくり | 116 |
| 第3節 消費生活を支える環境づくり | 118 |
| 巻末資料 | 120 |
| 公共施設等の配置状況 | 120 |

第2編 地域別計画

| | |
|----------------------------|------------|
| 第1章 総論 | 134 |
| 第1節 計画の性格 | 134 |
| 第2節 計画の構成 | 134 |
| 第3節 地域別計画の推進のために | 135 |
| 第2章 すべての地域に共通する主な取組 | 136 |
| 第3章 地域ごとの計画 | 138 |
| I JR以南地域 | 139 |
| 第1節 まちづくりの基本方向と計画 | 141 |
| 第2節 まちの様子 | 143 |
| 第3節 公共施設等の配置状況 | 145 |
| II 片山・岸部地域 | 149 |
| 第1節 まちづくりの基本方向と計画 | 151 |
| 第2節 まちの様子 | 153 |
| 第3節 公共施設等の配置状況 | 155 |
| III 豊津・江坂・南吹田地域 | 159 |
| 第1節 まちづくりの基本方向と計画 | 161 |
| 第2節 まちの様子 | 163 |
| 第3節 公共施設等の配置状況 | 165 |
| IV 千里山・佐井寺地域 | 169 |
| 第1節 まちづくりの基本方向と計画 | 171 |
| 第2節 まちの様子 | 173 |
| 第3節 公共施設等の配置状況 | 175 |
| V 山田・千里丘地域 | 179 |
| 第1節 まちづくりの基本方向と計画 | 181 |
| 第2節 まちの様子 | 182 |
| 第3節 公共施設等の配置状況 | 184 |

| | |
|---------------------------|-----|
| Ⅵ 千里ニュータウン・万博・阪大地域 | 189 |
| (その1)千里ニュータウンを中心とするエリア | 189 |
| 第1節 まちづくりの基本方向と計画 | 191 |
| 第2節 まちの様子 | 192 |
| 第3節 公共施設等の配置状況 | 193 |
| (その2)万博記念公園・大阪大学を中心とするエリア | 197 |
| 第1節 まちづくりの基本方向と計画 | 199 |
| 第2節 まちの様子 | 200 |
| 第3節 公共施設等の配置状況 | 201 |

| | |
|-------------|------------|
| 巻末資料 | 205 |
| ブロックの区割りの変更 | 205 |
| 地域別のデータ | 208 |

第3編 基本計画推進のために

| | |
|-------------------|------------|
| 基本計画推進のために | 242 |
|-------------------|------------|

第3部 資料編



| | |
|----------------------|------------|
| 1 総合計画策定組織図 | 246 |
| 2 総合計画策定経過 | 247 |
| 3 総合計画審議会 | 249 |
| (1)総合計画審議会規則 | 249 |
| (2)総合計画審議会委員 | 250 |
| (3)諮問文・答申文 | 252 |
| 4 総合計画策定委員会 | 258 |
| (1)総合計画策定委員会設置要領 | 258 |
| (2)総合計画策定委員会作業部会設置基準 | 259 |
| 5 用語解説 | 260 |



第1部
基本構想

序章 総合計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市は、昭和54年（1979年）に吹田市総合計画基本構想を策定して以来、二次にわたる総合計画を策定し、「すこやかで心ふれあう文化のまち」を市の将来像として総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

平成7年（1995年）を目標年次とした吹田市総合計画では、経済成長優先の時代から安定成長をめざす時代の転換期に、それまでの急激な都市化と人口の急増によるさまざまな課題の打開に向けて、また、これに続く平成17年（2005年）を目標年次とした吹田市新総合計画（以下「吹田市第2次総合計画」という。）では、人口の減少、高齢化の進行、商業・業務機能の集積などまちづくりに影響を及ぼす大きな変化の下で、多くの課題の解決に向けて、都市基盤の整備、生活環境の保全、福祉施策の充実などに取り組んできました。

それらの取組の中で、福祉施設や社会教育施設、体育施設、コミュニティ施設などの整備が進み、子どもや高齢者を支える福祉の充実などとともに、

市民の生活の場からの環境保全への取組など地域でのさまざまな自主的な活動が広がりをみせてきました。

しかし、この間に本市の状況は大きく変化しました。都市基盤が整った千里ニュータウンでは急激な人口の減少と高齢化が進む一方、商業・業務機能が集積している地域においては、卸売業での年間販売額の大きな落ち込みなどがみられ、まちの再生が課題となっています。また、市民意識調査においては、環境や防災に対する関心は高く、安全で安心できるまちづくりへの対応が求められており、地域ごとの特性を生かしながら、いきいきとした市民生活を将来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進めることが必要です。

以上の背景を踏まえ、吹田市第2次総合計画の目標年次を迎えるにあたり、市民、事業者、行政の協働の下で、これまでに積み重ねてきた成果を受け継ぎながら、新たな時代の諸課題に対応するために、吹田市第3次総合計画を策定するものです。



第2節 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

1 基本構想

基本構想は、本市がめざす将来像とそれを実現するために必要な施策の大綱を定めるなど、まちづくりの基本方針を示すものです。

2 基本計画

基本計画は、基本構想において定めた施策の大綱に沿って、施策を体系的に示す部門別計画と、地域ごとにまちづくりの方向性を示す地域別計画で構成します。

3 実施計画

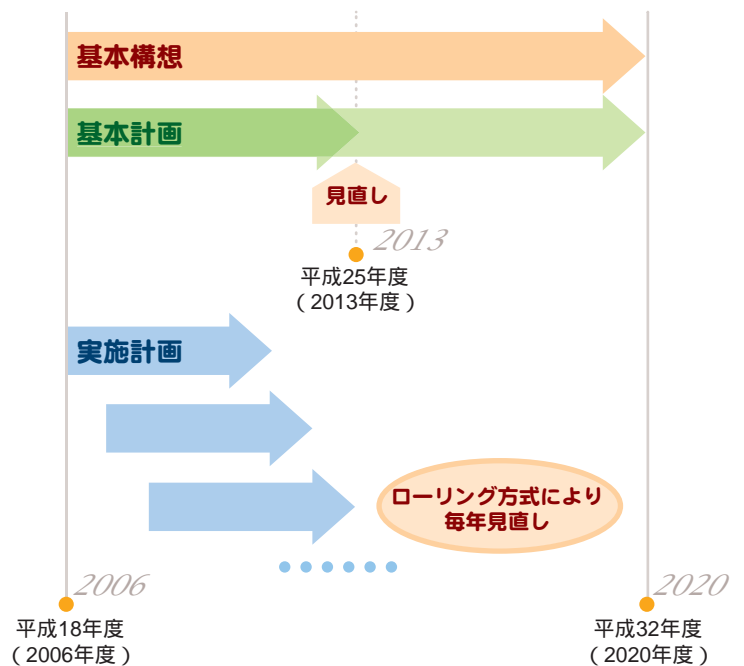
実施計画は、基本計画において定めた施策を効果的に実施するために、具体的な事業の内容と財政計画を示すものです。

第3節 計画の期間

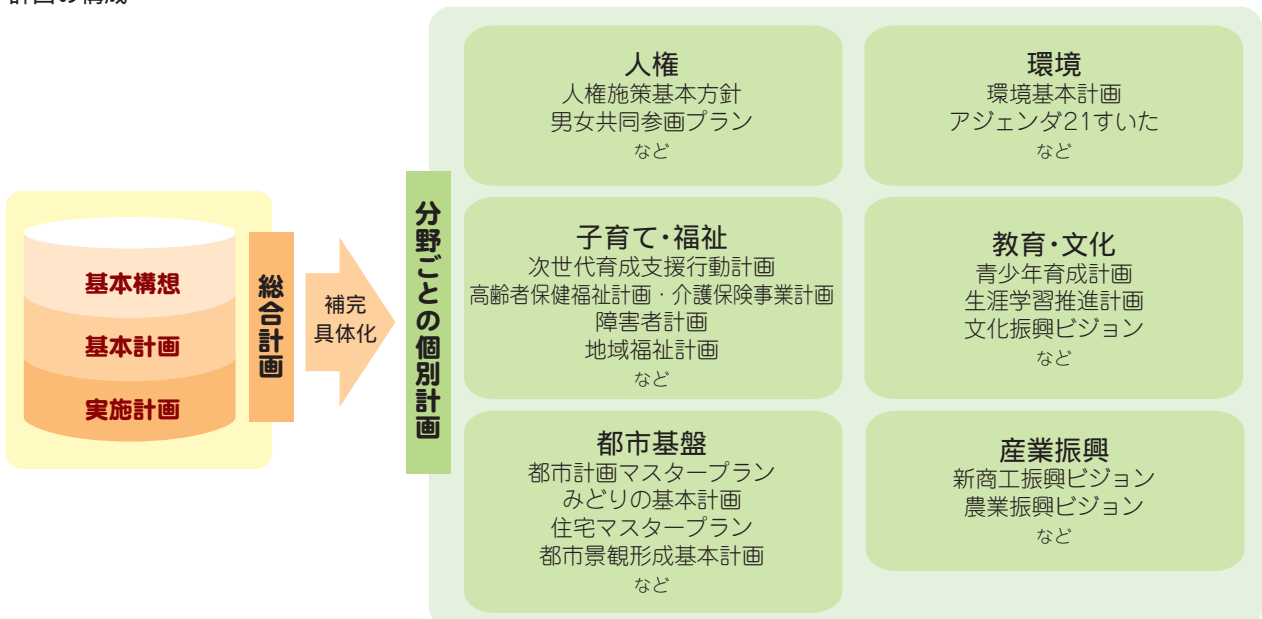
基本構想と基本計画の期間は、平成18年度（2006年度）から平成32年度（2020年度）までの15年間とします。

ただし、基本計画については、社会経済状況の変化をみながら、中間年度の平成25年度（2013年度）までに必要な見直しを行います。

計画の期間



計画の構成



第1章 総合計画の策定の背景

第1節 吹田市の概要

1 位置及び地勢

本市は、大阪府の北部に位置し、南は大阪市、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市及び摂津市に接しており、東西6.4km、南北9.6km、面積36.11km²を占めています。

地勢としては、北部は北摂山系を背景として標高20mから117mのなだらかな千里丘陵、南部は安威川、神崎川や淀川をつくる標高10mほどの低地から形成されています。

市の位置図



2 沿革

本市域では、水に恵まれた土地であったことを背景にかなり古くから生活が営まれ、さまざまな文化が育まれてきましたが、明治9年（1876年）の大阪・向日町間の官営鉄道の開通を機に発展が始まり、明治22年（1889年）の有限責任大阪麦酒会社（現アサヒビール株式会社）の設立、大正12年（1923年）の国鉄吹田操車場の操業開始により「ビールと操車場のまち」と言われるようになりました。また、大正10年（1921年）には北大阪電気鉄道（現阪急電鉄）の十三・千里山間も開通し、大阪市の商工業の発展に伴い、近郊住宅地として市街化が進展してきました。

昭和15年（1940年）には吹田町が隣接する千里村、岸部村、豊津村と合併し、吹田市として市制が施行され、昭和28年（1953年）には新田村の下新田地区と、昭和30年（1955年）には山田村と合併し、ほぼ現在の市域となりました。

昭和30年代の高度経済成長期に入ってから、千里ニュータウンの建設をはじめとした宅地開発とそれに伴う都市基盤の整備が進むとともに、人口が急激に増加しました。昭和45年（1970年）には「人類の進歩と調和」をテーマに日本万国博覧会が開催され、本市の存在を広く知らしめました。この博覧会に関連して広域幹線道路や鉄道網をはじめとする都市基盤が整備され、これに伴い大阪都心と直結された江坂地区においては、商業・業務施設の集積が進みました。現在は、市域全体の市街化がほぼ完了し、都市基盤が整った状況にあります。

第2節 吹田市の特性

1 交通の利便性

本市は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から10km圏内にはJR新大阪駅や大阪国際空港が位置しており、遠隔地との交通の便に優れています。また、国道をはじめとする幹線道路や複数の鉄道路線が市内を通るとともに、多くの鉄道駅があり、大阪都心部や近隣都市との間の移動を容易にしています。

このように本市は、広域交通の利便性に優れており、商業・業務施設が立地する上で有利な条件を備えています。また、大阪都心部などへの通勤・通学など日常的な市民生活の利便性にも優れており、本市の住宅地としての魅力を高めています。

2 充実した文化・学術・研究環境

本市では、これまでのまちづくりの取組により、日本万国博覧会の会場跡地に、緑に包まれた広域公園が整備され、そこには日本庭園や自然文化園をはじめ、国立民族学博物館などの文化・学術施設が整備されてきました。さらに、4つの大学や国内でも有数のライフサイエンス研究機関の立地が進み、また、市立の博物館や文化会館（メシシアター）が整備されたことなどにより、市域全体として、充実した文化・学術・研究環境が形成されています。

主要施設図



3 暮らしを支える生活関連施設

先端医療施設である国立循環器病センターや大阪大学医学部附属病院をはじめ、市民病院などの医療機関が数多く立地して、市民生活の安心を支えています。

また、市民ホールや市民センターなどのコミュニティ施設、保育所や児童会館、デイサービスセンターなどの福祉施設、図書館や公民館などの社会教育施設、そして体育館や市民プールなどの体育施設がきめ細かく地域に配置されています。これらの施設は、子育て支援や地域福祉の拠点として、また、市民の生涯学習や生涯スポーツの振興、コミュニティの形成に大きく寄与しています。

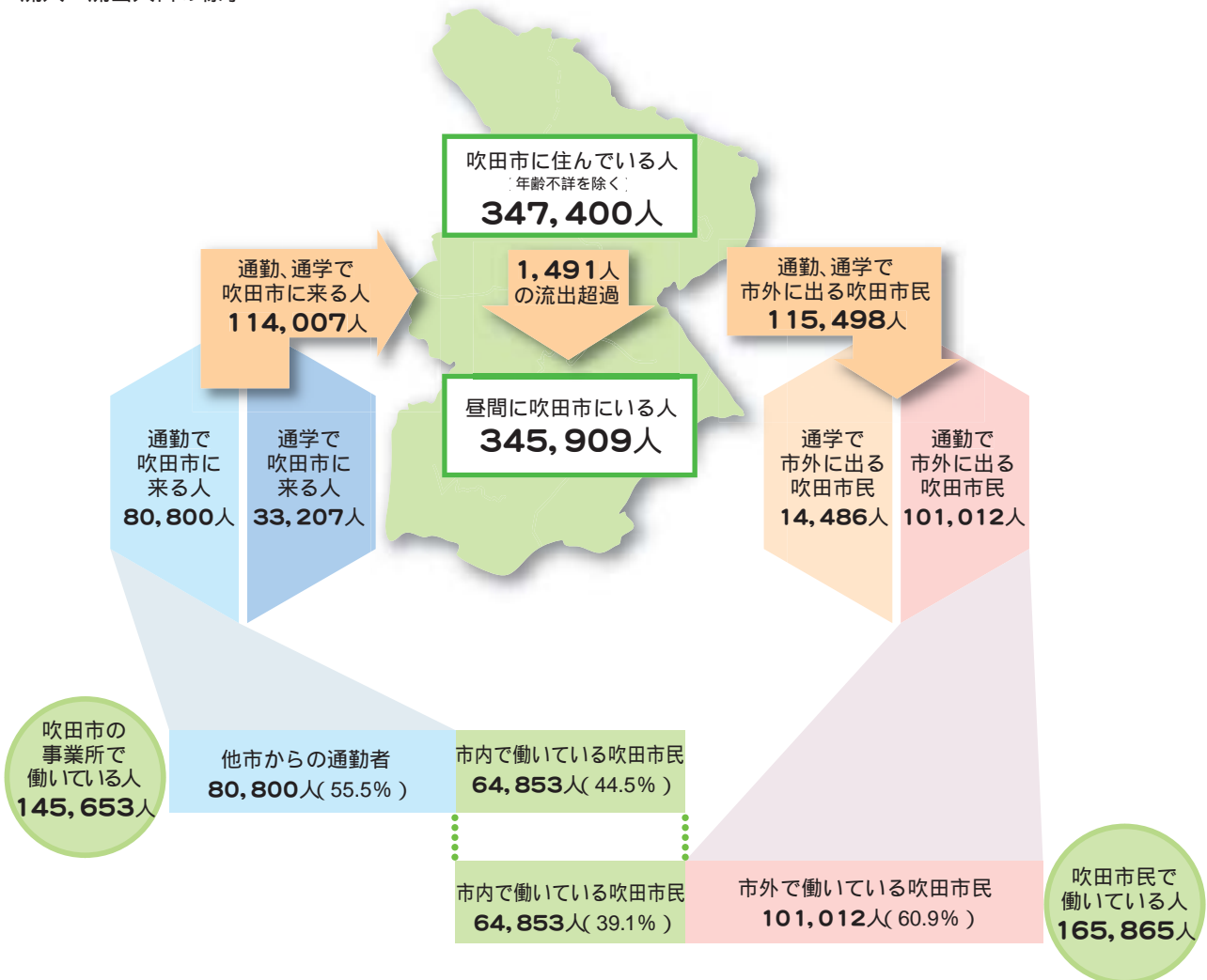
4 複合型都市

本市は、鉄道網の整備や千里ニュータウンの建設、土地区画整理事業に伴う住宅地開発などにより、大阪都市圏における住宅都市として発展してきました。一方、江坂駅周辺では卸売・小売業などの商業・業務機能の集積がみられます。

本市に住む就業者の6割が市外へ通勤する一方、市内の事業所で働く人の5割以上が他市から通勤しています。

このように本市は、住宅都市としての性格を備えながら、大阪市などの周辺都市からの通勤者を受け入れるなど、商業・業務機能をあわせ持った都市となっています。

流入・流出人口の様子



平成12年（2000年）国勢調査による

5 地域ごとに異なる特色

市域北部には、計画的なまちづくりが行われた千里ニュータウンや万博公園などにおいて緑豊かな環境が形成されているとともに、文化・レクリエーション施設や大阪大学などの学術・研究施設が集積しています。一方、市域南部には、大阪市に隣接する立地条件の良さなどを背景に、工業や商業などの産業機能の集積がみられます。

また、かつて水上交通の要衝として、あるいは旧街道筋のまちとして栄えた地域や神社への参拝者でにぎわった地域などでは、歴史的なまちなみの面影を今に残しています。

このように、本市は、全市的に市街化が進む中で、地域ごとに異なる特色をあわせ持っています。

第3節 吹田市を取り巻く動向と課題

1 少子・高齢化の進行

わが国では、未婚化や晩婚化の進行、夫婦の出生児数の減少などにより少子化が急速に進んでいます。また一方で、平均寿命の上昇に伴い高齢者数は増加しており、平成26年（2014年）には国民の4人に1人が高齢者となると見込まれています。

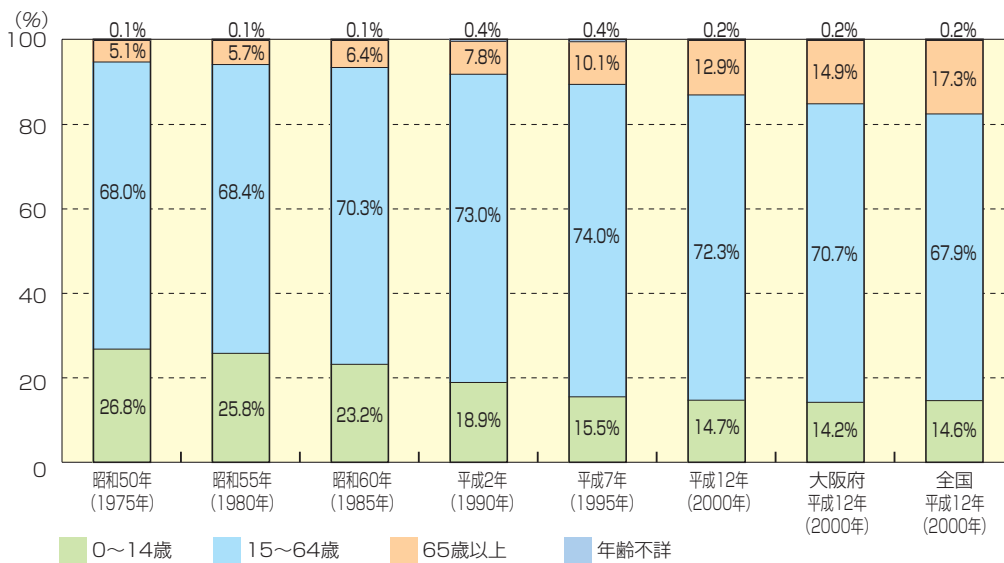
本市においても、確実に少子・高齢化が進んでいますが、これまでのところその進行は国や大阪府と比較して緩やかとなっています。しかし、人口のピークを占める団塊の世代が高齢期を迎える時期には、一気に高齢化が進行するものと思われます。

また、地域別には、千里山・佐井寺地域で、住宅開発による人口増加に伴い15歳未満人口が増加する一方で、千里ニュータウン地域では、すべての世代にわたって人口が減少する中で急速に少子・高齢化が進むなど、地域によって人口構成に大きな違いが生じています。

今後は、本格的な人口減少が見込まれる下で、人口構成に配慮し急激な少子化に対応するとともに、高齢社会を真に豊かで実りあるものとするために、地域ごとの特性を考慮しながら、総合的に施策を進めていく必要があります。

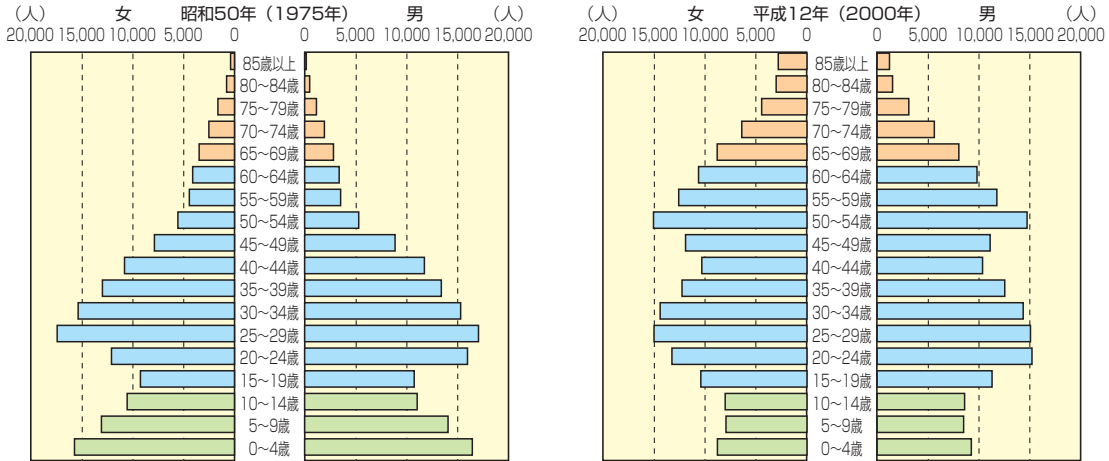
年齢（3区分）別人口割合の推移

国勢調査による



人口ピラミッドの比較

国勢調査による



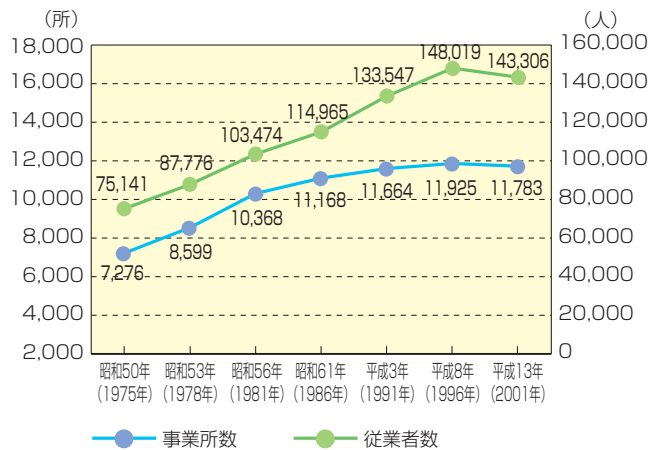
2 地域経済の変化

わが国の産業は、経済の地球規模での拡大に伴い空洞化が進んでいますが、大阪府下では首都圏への本社機能の移転なども加わり、近年さらに地域経済が停滞しています。しかし他方では、少子・高齢化や核家族化の進行、人びとの価値観の多様化などに伴い、きめ細かな生活ニーズに密着した産業が成長しつつあります。

北大阪地域での業務集積地としての本市においても、事業所の閉鎖や移転、近隣都市での大規模小売店舗の開設などが進んでおり、市内の商業者や市民の生活に少なからず影響を及ぼしています。停滞する地域経済の活性化について新たな視点で取り組むとともに、時代の変化や多様なライフスタイルに対応した地域産業の発展に努め、地域経済の振興を図る必要があります。

事業所数・従業者数の推移

事業所・企業統計調査による



3 環境に対する意識の高まり

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模で深刻化する環境問題は、21世紀に人類が取り組むべき課題となっています。また、自動車公害、廃棄物の増大、身近な自然の減少など、都市化の進展に伴って生ずる環境問題に対する意識もますます高まっています。

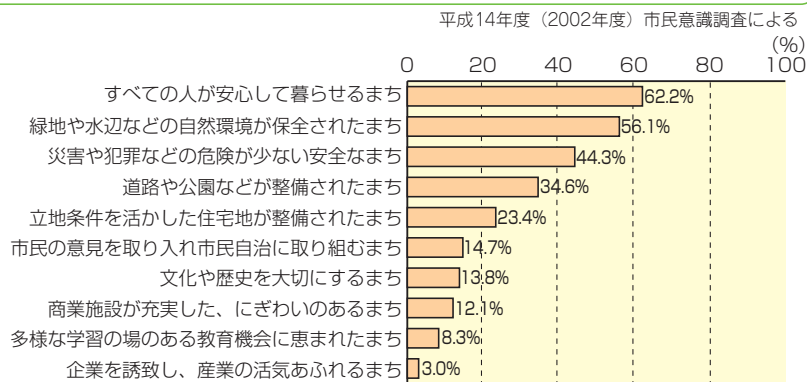
本市においても、地球環境の保全を視野に置きながら、日常生活の中から市民とともに廃棄物の減量・リサイクルや省資源・省エネルギーなどに取り組むとともに、健康で快適な生活環境の保全や、市内に残る貴重な自然環境の保全と回復に取り組んでいく必要があります。

4 安全に対する意識の高まり

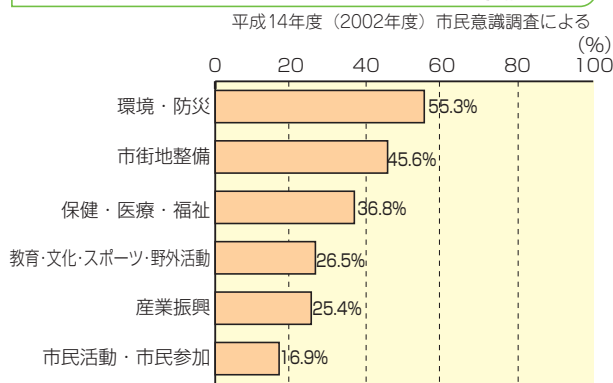
平成7年（1995年）1月の阪神・淡路大震災は、都市の脆弱性を浮かび上がらせ、生命の安全の確保やコミュニティの振興という視点を持ってまちづくりを進めることが必要不可欠であることを、改めて人びとに認識させました。また近年では、身近な場所での犯罪が相次ぐなど、市民生活の安全性が脅かされる問題が次々と発生し、安全に対する意識が高まっています。

本市においても、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、災害に強い都市基盤の整備に努めるとともに、防災や防犯に自主的に取り組むコミュニティの振興を図る必要があります。

吹田市が将来どのようなまちになればよいか



まちづくりを進めるにあたり力を入れるべき事柄



5 情報化の進展

情報通信技術の飛躍的な進歩と情報通信機器の普及によって、世界中が双方向の情報通信ネットワークで結ばれるようになり、情報伝達の面での時間的・空間的な制約が克服されるとともに、個人が情報を自由に入手し、発信することが可能となりました。このような情報化の進展は、これからの社会生活においてさまざまな影響を及ぼすこととなります。

本市においても、情報化の進展に対応し、行政事務の効率化を図ることをはじめ、情報通信ネットワークを活用した行政サービスの向上を図る必要があります。また、さまざまな媒体の活用により誰もが情報を得ることができるよう配慮するとともに、個人情報の保護を適正に行う必要があります。

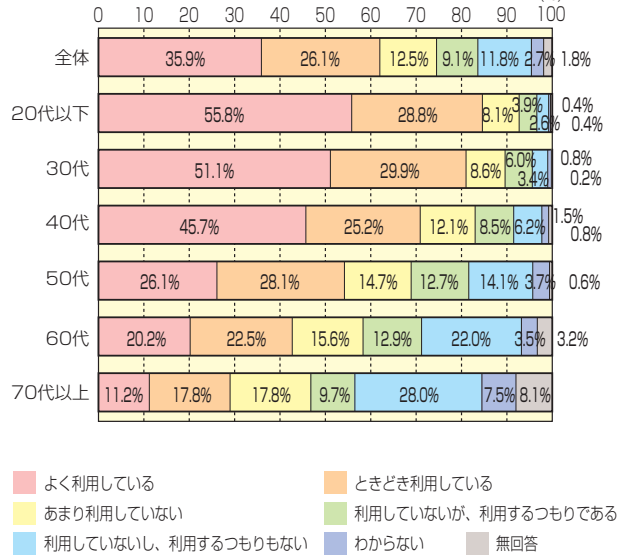
6 地方分権の進展

平成12年（2000年）4月の地方分権一括法の施行により本格的な地方分権時代を迎えました。地方分権は、地方財政の確立という課題を抱えながらも、市民に身近な行政はできる限り地方自治体が行うというもので、地方自治体が地域の特性を生かした主体的・個性的なまちづくりに取り組むことが可能となりました。そこでは、市民が主体的に地域のあり方を考え、課題を解決するという市民自治の確立が期待されており、まちづくりを市民とともに進めていくことがますます重要になっています。

本市においても、市民参画のよりいっそうの推進に向けて、まちづくりへの参画の手法や仕組みを整えていくとともに、環境や福祉をはじめとするさまざまなまちづくりの場面において、ボランティアやNPOなど多様な市民活動の促進を図りながら、自立性の高いまちづくりを進める必要があります。

インターネットの利用状況

平成14年度（2002年度）市民意識調査による (%)



7 地球規模での交流の拡大

交通・情報通信ネットワークの急速な発達により、これまで以上に人・物・文化・情報が地域や国を越えて活発に交流するようになってきています。経済活動はもとより、市民生活に至るまで、世界がより身近なものとなり、地球全体が一つの圏域となりつつあります。そのような中においては、地球的な視野に立って、地域の身近な課題に取り組むことが求められています。

本市においても、異なる文化や価値観を互いに理解し、多様性を認め合う社会の実現をめざすとともに、世界の動向を踏まえ地球的な視野から食糧や資源・エネルギーをはじめ、環境や人権、平和などの課題に取り組んでいく必要があります。

第2章 吹田市の将来像

豊かな緑を保ってきた千里丘陵。京と瀬戸内を結ぶ神崎川。吹田の渡しから西国街道へと続く亀岡街道。亀岡街道から分かれ、能勢街道へとつながる吹田街道。古くから交通の要衝として栄えてきた吹田市は、人・物・文化・情報が交差するまちとして発展してきました。

明治9年（1876年）には、大阪・向日町間の鉄道の開通に伴い、いち早く吹田駅（吹田ステーション）が開設され、明治22年（1889年）には、良質な地下水と神崎川の水運を求めて、有限責任大阪麦酒会社（現アサヒビール株式会社）が設立されています。さらに大正12年（1923年）に建設された吹田操車場は昭和59年（1984年）に至るまで、日本の物流の拠点でした。

昭和15年（1940年）に市制を施行して以来、鉄道網の整備による商業地の形成、わが国初の大規模な郊外都市としてのモデルとなった千里ニュータウンの建設、日本万国博覧会の開催などを経て、良好な居住環境と商業・業務地、恵まれた文化・学術・研究施設など、住宅都市としての特徴を持ちながら、あわせて多様な機能を集積し発展してきました。

このまちで暮らしたい、子どもを育てたいと、他市から移り住む人も多く、暮らしを支える生活関連施設を整え、安心した地域生活を築くための豊かなコミュニティの形成に市民とともに取り組んできました。

このように吹田のまちがつくられ、都市文化が育ち、住みたいまち、住み続けたいまちとして成熟してきました。建設から30年を経過する万博公園の緑は、いまや多くの市民が愛着を持ち誇りとするものとなり、四季おりおりに多くの人を訪れています。

少子・高齢化の波は、他市に比べると緩やかとはいえ確実に押し寄せています。地球規模にわたる環境問題の深刻化は、今までの社会のあり方、暮らし方に警鐘を発しています。まちの再生にも取り組まなければなりません。市民とともに築いてきた吹田のまち、このまちを21世紀にふさわしい、より住みやすく、より働きやすいまちとして次世代に引き継いでいくことが求められています。



そのためには、これまでの取組にあわせて、安心や安全、環境に視点を置いたまちづくりに取り組む必要があります。市民は住み続けたいまちの姿として「高齢者や障害者、子どもたちが安心して暮らせるまち」「緑地や水辺など自然環境が保全されたまち」「災害や犯罪などの危険が少ない安全なまち」を描いています。

また、活力とにぎわいのあるまちにするためには、地域文化を再生・活用し、市民の力を生かしながら地域産業の振興を図っていくことも必要です。

そしてこれらのまちづくりでは、市民自治の確立がよりいっそう必要となっています。行政の役割と責任を明らかにしながら、総合的な施策の推進とあわせて、市民自身の手による地域での取組が重要です。市民が、自らの生活の場で、主人公としてさまざまな活動に取り組み、豊かな人間関係と人びとの多様なネットワークを作り上げること、さらに行政のさまざまな分野に参画することなど、市民自治の理念に基づき、市民、事業者、行政による協働のまちづくりを進めます。

生活の基盤が整えられ、豊かなコミュニティで支えられたまちは、秩序が保たれ美しいまちとして実現します。そしてその根底には平和がなければなりません。

平和を希求した「非核平和都市宣言」、心豊かで活力に満ちた生活に向けて市民の健康をうたった「健康づくり都市宣言」は、市民の総意により制定され、暮らしの基本となるものであり、深く市民の中に浸透しています。これらの宣言の趣旨を踏まえ、今後のまちづくりに取り組みます。

21世紀の吹田のまちを、さまざまな人が出会い交流し、そこに子どもたちの笑顔、若者たちの躍動感、働く人のエネルギー、高齢者や障害者の生きがいなどがあふれ、感動あるまち、美しいまちとして実現させることをめざして、将来像を次のとおりとします。

人が輝き、感動あふれる

美しい都市 ^{まち} すいた

将来像の実現に向けて、具体的な施策を総合的かつ体系的に推進するため、施策の大綱を次のとおりとします。

1 すべての人がいきいき輝くまちづくり

2 市民自治が育む自立のまちづくり

3 健康で安心して暮らせるまちづくり

4 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

5 環境を守り育てるまちづくり

6 安全で魅力的なまちづくり

7 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第3章 人口と都市空間

第1節 人口

本市の人口は、昭和30年代から大阪都市圏への人口流入に伴い急激に増加し、昭和62年（1987年）には35万人近くに達しました。その後、地価高騰などにより人口は減少に転じましたが、平成7年（1995年）以降再び増加し、平成15年（2003年）には35万人に達しています。その要因としては、マンション建設が進み、転出者を上回る転入者を受け入れたこと、なかでも30歳代の転入が進み、一定の出生数が維持されたことなどが考えられます。

将来人口については、国や大阪府でも少子・高齢化がいつそう進む中で人口減少が見込まれていることから、本市もその例外ではないと思われま。しかし、現在本市では人口増加が続いていることから、今後の人口に影響を与える住宅建設についてその動向を見極める必要があります。

わが国で最初の大規模ニュータウンとして開発された千里ニュータウン地域は、まち開きから

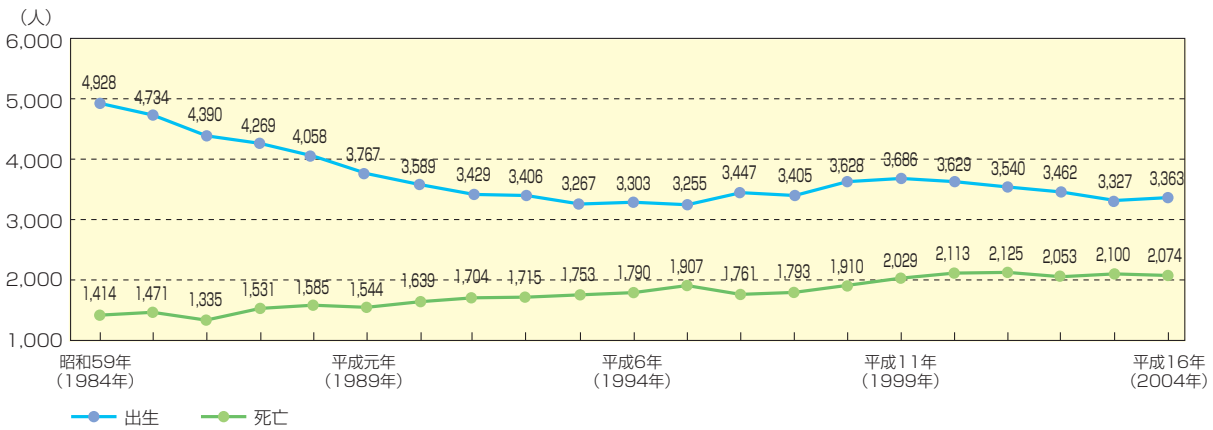
40年を経過した今日、少子・高齢化と人口減少、住宅の老朽化が進んでいます。今後この地域での住宅の建替えや市内の企業所有地の転用による住宅建設が進むと見込まれます。

人口増加の要因となる住宅建設の動向については、緑の空間の確保や景観への配慮など環境と調和した計画的なまちづくりを進めるとともに、なおいっそうの福祉施策や子育て支援施策を充実することによって、多世代の市民の活力を生かし、多様なニーズに応える住みたいまち、住み続けたいまちづくりを進めていく必要があります。

将来人口は、社会経済状況や国・府の広域的計画による影響を受けるものの、本市の特性を生かしながら、子育て支援施策の積極的な推進や良好な住宅の維持・誘導など、定住性の高い魅力ある環境整備の推進を前提として、目標年次である平成32年（2020年）の将来人口を35万人と設定します。

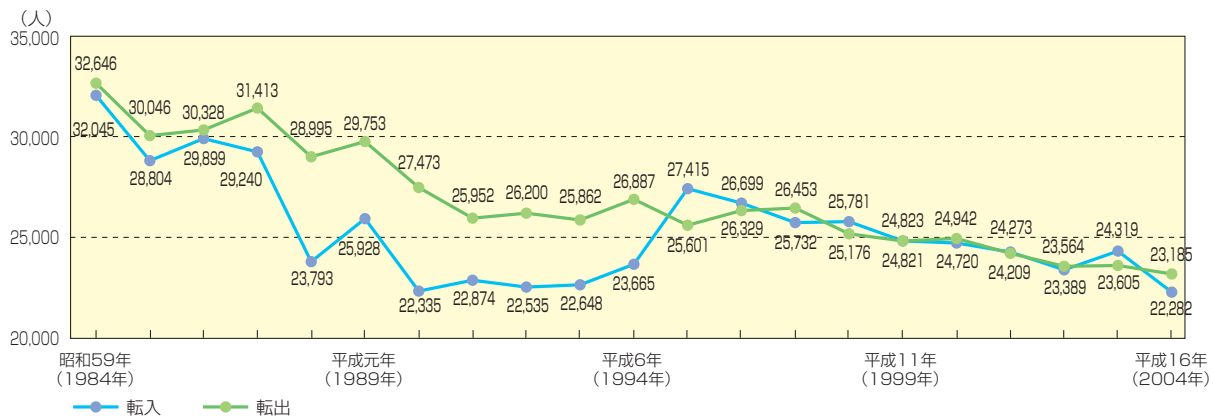
自然動態の推移

住民基本台帳人口及び外国人登録人口による



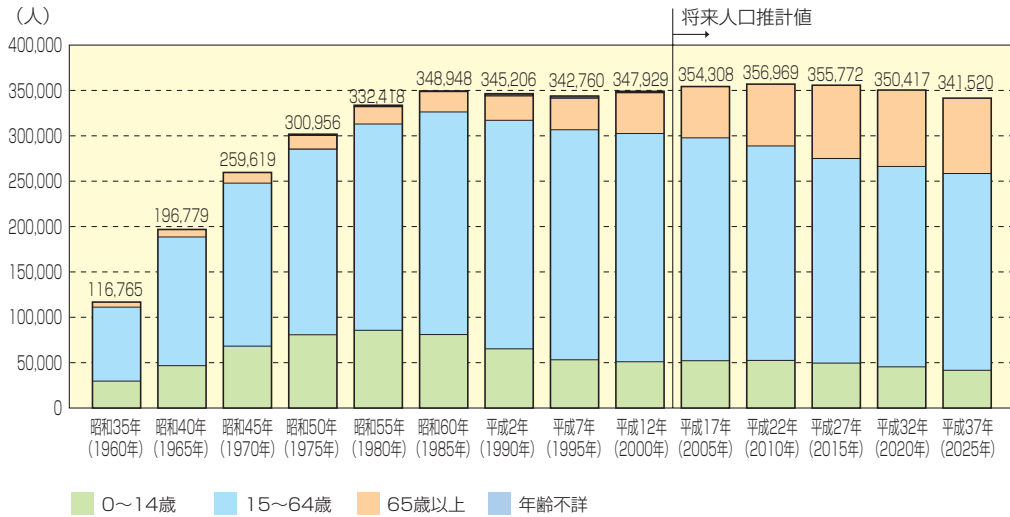
社会動態の推移

住民基本台帳人口及び外国人登録人口による



人口の推移

国勢調査(昭和35年(1960年)~平成12年(2000年))、企画部データ(平成17年(2005年)~平成37年(2025年))による



| | 昭和35年 (1960年) | 昭和40年 (1965年) | 昭和45年 (1970年) | 昭和50年 (1975年) | 昭和55年 (1980年) | 昭和60年 (1985年) | 平成2年 (1990年) | 平成7年 (1995年) | 平成12年 (2000年) | 平成17年 (2005年) | 平成22年 (2010年) | 平成27年 (2015年) | 平成32年 (2020年) | 平成37年 (2025年) |
|--------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 合計 | 116,765 | 196,779 | 259,619 | 300,956 | 332,418 | 348,948 | 345,206 | 342,760 | 347,929 | 354,308 | 356,969 | 355,772 | 350,417 | 341,520 |
| 65歳以上 | 5,588 (4.8%) | 8,267 (4.2%) | 11,770 (4.5%) | 15,316 (5.1%) | 19,055 (5.7%) | 22,300 (6.4%) | 26,805 (7.8%) | 34,691 (10.1%) | 44,885 (12.9%) | 56,542 (16.0%) | 68,143 (19.1%) | 80,764 (22.7%) | 84,170 (24.0%) | 83,064 (24.3%) |
| 15~64歳 | 81,525 (69.8%) | 141,854 (72.1%) | 179,656 (69.2%) | 204,762 (68.0%) | 227,341 (68.4%) | 245,333 (70.3%) | 251,866 (73.0%) | 253,511 (74.0%) | 251,525 (72.3%) | 245,641 (69.3%) | 236,374 (66.2%) | 225,519 (63.4%) | 220,874 (63.0%) | 216,877 (63.5%) |
| 0~14歳 | 29,652 (25.4%) | 46,658 (23.7%) | 68,193 (26.3%) | 80,726 (26.8%) | 85,663 (25.8%) | 80,975 (23.2%) | 65,221 (18.9%) | 53,159 (15.5%) | 50,990 (14.7%) | 52,125 (14.7%) | 52,452 (14.7%) | 49,489 (13.9%) | 45,373 (12.9%) | 41,579 (12.2%) |
| 年齢不詳 | — | — | — | 152 (0.1%) | 359 (0.1%) | 340 (0.1%) | 1,314 (0.4%) | 1,399 (0.4%) | 529 (0.2%) | — | — | — | — | — |

注) () 内は構成比

第2節 都市空間

1 地域特性を生かした多様な都市空間の形成

本市はさまざまな市街地形成の経緯や地形的条件を持つ個性豊かな地域で構成されていますが、その大部分は住宅地で占められ、都市空間の基礎となっています。

それぞれの地域における市街地の成り立ちや特性を踏まえながら、都市の基本的な機能である居住機能を支える良好な市街地環境を形成しつつ、市民のさまざまなニーズに対応できる多様で魅力ある都市空間の形成をめざします。

とりわけ、千里ニュータウン地域については、住宅をはじめ公共施設等の機能更新が必要となっています。千里ニュータウンが、かつて日本のニュータウン誕生の先駆けであったのと同様に、都市再生の面においても、モデルとなることが求められており、成熟した都市にふさわしい安心で快適な暮らしを支える都市機能を整備・充実し、豊かな緑を守り多世代が交流できる都市空間の形成をめざします。



2 地域ごとの特徴のある拠点市街地の形成

鉄道駅周辺の市街地は地域の玄関口であり、それぞれの駅の性格や地域の特徴に応じて、都市全体の中心的な機能や地域の生活を支える機能が集積しています。また、高度な学術・研究機関や広域的な文化・レクリエーション機能が集積する市街地もあります。

このような市街地を拠点市街地に位置づけ、なかでも江坂駅周辺、JR吹田駅周辺、阪急吹田駅周辺及び万博公園周辺を都市拠点として、またその他の鉄道駅周辺を地域拠点として、その機能の充実をめざします。

都市拠点のうち、江坂駅周辺は、既存の商業・業務機能の集積を生かしながら、新規性を持つ事業所を支援するなど、その機能の高度化を進めるとともに、文化機能の拡充により新しい都市文化が創出される都市拠点の形成をめざします。またJR吹田駅周辺は、各種の商業施設や周辺商店街の活性化の動きと連携しながら、魅力とにぎわいのある景観の形成と商業機能の充実に努め、ふれあいと活気ある都市拠点の形成をめざします。

さらに、今後整備が検討される吹田操車場跡地については、社会的動向を見据え、本市と地域の新しい未来をひらく魅力的な都市環境を備えた新たな都市拠点となるよう、市民参加の下で総合的な取組を進めます。



3 都市機能を高める地域間及び都市間の連携

都市の活動は拠点市街地を中心に展開されますが、これらの拠点間を結んで人・物・文化・情報が流れることで互いに交流し、活動はより活発化していきます。

しかし、主な交通機関が大阪の中心部へ直結する形で整備されていることから、これらの拠点間の結びつきは弱く、その機能が市民に十分享受されていない状況にあります。そのため、拠点市街地を結ぶ環境に配慮した交通のネットワークの形成を図り、都市機能を連携させ市の活力を高めます。

また、市民生活の利便性の向上を図るため、大阪都心部だけではなく北大阪地域、さらには阪神地域・京阪地域など周辺都市との結びつきを強め、それぞれが持つ都市機能がより高度に発揮されるよう、広域的な都市間の連携をめざします。

4 人と自然の共生空間の形成

本市は地形的には安威川や神崎川沿いの平野とその北側の千里丘陵によって構成されます。市域の大部分は市街化されていますが、丘陵部では計画的に整備された大規模な公園や緑地が豊かな緑として育っているほか、竹林やため池、歴史を感じさせる社寺林が残っています。平野部では河川に貴重な自然環境が残るほか、旧集落の庄屋屋敷、社寺などでの緑が残っています。

このような市街地内にある自然環境は、人と自然の共生空間として歴史的にも、また未来にとっても重要な意味を持っています。

公園や緑地をはじめ、竹林や斜面の緑、ため池、公共施設などの大規模な敷地内や社寺の樹木などを緑の拠点とし、それらを結ぶ河川や千里緑地などの帯状空間、緑道、住宅地の連続した植え込みなどを緑の骨格とした緑のネットワークの形成をめざします。

緑の骨格は、都市空間を構成する上での重要な基盤として位置づけ、生き物の生息空間として、また災害時における防災上の役割にも配慮しながらその規模と連続性を確保し、まちの快適性やうるおいのある景観に寄与する、人と自然の共生空間の形成をめざします。



第4章 施策の大綱

第1節 すべての人がいきいき輝くまちづくり

憲法は、すべての人が基本的人権を有し、個人として尊重されること、人種や信条、性別、社会的身分などによって差別されないことを定めています。「健康で文化的な生活を営む権利」「教育を受ける権利」などを保障し、「法の下での平等」を実現させるため、施策の充実に努めます。また、人権感覚を育み、市民一人ひとりがお互いの存在を認め合い、希望と誇りを持って、個性豊かに生活できる社会の実現をめざします。

一方、国際連合憲章に基づいた国際的な取組にもかかわらず、世界各地で紛争が絶えず、多くの人々が傷つき命が失われています。戦争は最大の人権侵害であり、平和なくしては人権を尊重する社会の実現はありません。市民の総意の下に「非核平和都市宣言」を行った、その精神に立ち戻って、人類共通の願いである平和な社会の実現をめざします。



1 非核、平和のまちづくり

世界平和を作り上げるために、平和の尊さを次世代の人たちに語り継ぎ、戦争の悲惨さを風化させない持続的な取組が重要です。「非核平和都市宣言」に基づき、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、世界的な視野に立って、市民と行政が連携し、身近な地域から幅広い取組を進めます。

2 人権を尊重するまちづくり

21世紀は「人権の世紀」と言われながら、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などをめぐり、いまだに人権が侵害される事態が続いています。すべての人びとの基本的人権が保障され、多様な価値観を認め合うことができるように、吹田市人権尊重の社会をめざす条例に基づき、人びとがお互いの人権を尊重する視点での教育や啓発をはじめ、さまざまな人権課題に応じた総合的な施策を推進します。

3 男女共同参画のまちづくり

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。しかし、女性に対する人権侵害、雇用の場における男女の差別的な取扱い、性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行などが、今なお、さまざまな分野に根強く残っています。男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野に参画し、その能力や個性を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、吹田市男女共同参画推進条例に基づき、総合的な施策を推進します。

第2節 市民自治が育む自立のまちづくり

地方分権の進展に伴い、地方自治体では市民自らが地域の特性を生かした主体的・個性的なまちづくりに取り組んでいく可能性が高まっています。このことは同時に、本市が抱えているさまざまな課題を解決し、「吹田の都市」を次世代に誇ることができるものとして発展させ、伝えていくことを意味しています。

そのためには、市民の意思を市政に反映させる仕組みを整え、さまざまな世代や立場の市民が、地域のまちづくりに積極的に参画できるシステムを構築し、市民自治を確立していかなければなりません。

地域では、ひとり暮らし世帯の増加や近隣関係の希薄化が進み、コミュニティの形成に少なからず影響があるものの、福祉や人権、子育てや環境など日常生活に密接にかかわる分野では、自ら考え行動する市民によるボランティアやNPO活動などの新たな取組が、さまざまな施策の推進とあわせて幅広く進められています。

そうした市民の自主的で、多様な活動を支援し、豊かなコミュニティの形成を促進するとともに、市政への市民参画をさらに進め、市民、事業者、行政がお互いの役割と責任を明確にしながら、協働によるまちづくりをめざします。



1 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり

市民の自主的な活動がさまざまな分野で行われていますが、相互に情報を交換し、その知恵とエネルギーを集積することによって、コミュニティの振興に寄与するよう、必要な条件の整備に努めます。

また、地域に配置された諸施設については、コミュニティ活動と連携した運営が行われるよう、市民参画を進めるとともに、これらの施設が効果的に利用されるよう施設間のネットワーク化と多目的化を図ります。

さらに、自らの地域を住みよくするため、世代を超えて参加・交流し、子どもを含む若い世代がまちづくりの担い手として育つよう、市民の取組を支援するなど、コミュニティの振興に視点を置いた日常生活圏でのきめ細かな施策の推進に努めます。

2 情報の共有化を進めるまちづくり

市民、事業者、行政が協働によるまちづくりを進めるためには、必要な情報を共有していなければなりません。人と人、組織と組織のネットワーク化を図り、積極的な情報交換の促進に努めます。

また、市民の市政への積極的な参画を進めるため、必要な情報を必要なときに効果的に提供していくことが必要であり、個人情報の保護を適正に行いながら、情報化社会の進展に対応した多様な媒体による情報公開を進めます。

3 市民参画によるまちづくり

地方分権が進む21世紀のまちづくりは、あらゆる分野で市民との協働によるまちづくりを必要としており、その基本となるのが市民参画です。

多様な地域課題に的確に対応し、市民による施策の選択と合意形成が円滑に行えるよう、施策の企画立案、実施から評価に至るまでの各段階において市民参画を進めます。

また、誰もがまちづくりに参画できる環境を整備するとともに、効果的な参画・協働のシステムを築き、多様な市民の意見やエネルギーを生かした市民主体のまちづくりを進めます。

第3節 健康で安心して暮らせるまちづくり

少子・高齢化の進行、家族構成の変化、近隣関係の希薄化や経済の低成長といった社会状況の変化が、市民の暮らしに大きな影響を与えています。基本的人権を保障し、すべての市民が健康で安心して暮らすことのできる条件を整えることが求められています。

本市が先駆的に行ってきた独自の福祉施策は、市民の暮らしを支えてきました。これからも、誰もが住みなれた地域で、健康で安心して暮らすことができるよう、乳幼児期から高齢期にわたる福祉、保健、医療施策を総合的に推進します。また、市民自治の理念の下に、行政の施策を生かし、地域において健康で安心できる暮らしを支えることができるよう、市民、事業者、行政の協働による福祉のまちづくりをめざします。

1 すべての子どもが健やかに育つまちづくり

次代を担う子どもたちの笑顔は、市民の喜びであり、願いです。しかし、子どもと家庭を取り巻く状況は厳しく、特に少子化の進行は子どもどうしの交流を希薄にし、子どもの社会性や自主性が育ちにくいものとなっています。

また、子育てに対する親の負担や不安が増大しており、社会全体で子どもが育つ環境を整え、見守っていく必要があります。なかでも、仕事と子育ての両立支援や男女が共に参画する子育ての促進などは、男女が自らの生き方を選択することや、ゆったりと見通しを持って子どもを育てることを可能にし、親とのより深い関わりの中で子どもが育つことにもつながります。

「子どもの権利条約」に基づき、すべての子どもたちが最善の環境の中で、仲間と一緒に遊び、生活する権利を持っていることに留意し、子ども自身の声に耳を傾け、総合的な子ども施策を推進します。また、家庭、地域、学校、行政が連携して子育て支援のネットワークづくりを進め、安心して子どもを産み、育てることができるよう取組を進めます。



2 高齢者や障害者の暮らしを支えるまちづくり

高齢者や障害者が、社会の一員として心豊かな生活を送ることができるよう、ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、福祉、保健、医療、住宅をはじめ就労支援、自由な移動の確保、まちのバリアフリー化などの施策を総合的に推進します。また、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における福祉の担い手づくりを進め、そのネットワーク化を図るなど、地域福祉の推進に努めます。さらに、高齢者が豊かな経験と能力を活用できるよう生きがいづくりを支援するとともに、障害を持つ人びとの一人ひとりの状況や必要性に応じたきめ細かな施策の充実に努めます。

3 生活を支える社会保障の充実

雇用環境の悪化に伴い失業率が増加するなど、市民生活を取り巻く経済環境は悪化しており、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的な役割はますます重要となっています。こうした中、経済的な困窮者に対し、生活の保障と自立への支援に努めます。

さらに、市民の生活保障機能を持つ国民年金や国民健康保険等の社会保障制度については、その充実を国にさらに要請するとともに、市としても支援に努め市民生活の安定をめざします。



4 健康な暮らしを支えるまちづくり

生涯にわたり健康な生活を送ることはすべての市民の願いです。「健康づくり都市宣言」に基づき、市民の自主的で積極的な健康づくりを支援するとともに、地域の関係機関や関係団体との連携を深め、疾病・障害の早期発見はもとより健康増進や疾病予防のための取組を進めます。

また、広域的な連携も含め救急医療体制の整備に努めるとともに、市内の先端医療施設や医療機関との連携を深め地域医療体制の整備に努めます。



第4節 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

ひとは生涯にわたって発達する可能性を持っています。人生のさまざまな時期に、その年齢、状況、立場に応じて、教育を受け、あるいは自ら学習する機会を持つことは、人びとの共通の願いです。

さらに、ゆとりや生きがい、健康の増進を求める市民意識の高まりや科学技術の高度化、国際化の進展などに伴い、より質の高い文化や芸術、スポーツに親しみ、より深い知識や技術を習得することへの意欲はますます高まっています。

子どもたちが心やさしく豊かな感性と想像力を育みながら、自立した個人として成長していくことができるように、また、市民が生涯にわたって学び、さまざまな人と交流する中で、充実した毎日を過ごせるように、本市に集積する大学や学術研究機関との連携の下で、生涯学習社会の形成と豊かな市民文化が創造されるまちづくりをめざします。



1 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

「子どもの権利条約」に基づき、これからの時代を担う子どもたちが、自分を大切にするとともに他人を思いやり、主体性を持って、豊かに育つことができるよう乳幼児期からの育ちを支えるシステムや施策の充実に努めます。

また、自ら学び、考え、解決する力や意欲、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を養い、主体的かつ創造的に生きていく力を身につけることができるよう、学校教育の充実に努めます。学校の施設や機能を地域に開き、地域の多彩な人材が学校教育や学校運営に参加すると同時に、地域のさまざまな場で多様な世代と交流しながら子どもたちが育っていけるように、地域の学校づくりを進めます。

さらに、子どもたちが未来に希望を持ち、社会の一員として主体的に社会参加ができるよう、青少年を育成する総合的な施策を推進するとともに、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果しながら、連携して自主的に取り組むことができるよう支援します。

2 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり

市民一人ひとりが自らの能力や個性を磨き発揮するとともに、時代の変化に対応して知識や技術を高めることができるような学習機会の充実が求められています。また、市民自治のまちづくりを進める上でも、身近な地域社会に対する関心に応えることができる学習機会の提供が必要です。誰もが生涯にわたり自主的に学び、その成果を生かすことができるよう、学習活動の場や機会の充実に努めるとともに、生涯学習の推進に向けた体制の整備に努めます。

3 スポーツに親しめるまちづくり

市民一人ひとりの生きがいや健康増進に対する意識が高まる中で、スポーツの振興が求められています。身近な地域で、年齢や体力に応じて気軽にスポーツ活動に参加し、生涯にわたって健康でいきいきと暮らしていけるように、またスポーツを通じて多くの人びとと交流することで豊かなコミュニティの形成が図られるように、環境の整備や情報の提供など、幅広い取組を進めます。

4 多彩な文化が交流するまちづくり

人びとの関心やライフスタイルが個性化、多様化している時代にあっては、日々の暮らしの中でゆとりやすらぎ、楽しみを感じることができるような豊かな文化を育むことが求められます。

世代から世代へと受け継がれてきた地域の伝統行事や歴史・文化遺産の保存・継承に取り組むとともに、新たな感覚で市民が接し、学ぶことのできる機会の充実に努めます。また、市民が身近に芸術・文化に親しむとともに、自らが参加し、創造する機会の充実に努めます。多彩な文化がこのまちで出会い、花開くことができるように、市民と行政の協働の下で、市民文化活動の振興に向けた取組を進めます。



5 国際感覚豊かなまちづくり

交通・情報通信ネットワークの発達や経済活動などの国際化の進展により、世界の出来事が市民生活にとって身近で、重要なかわりのあるものとなっています。市民と外国の人びとがそれぞれの生活や習慣など多様な文化を理解し合い、地球的視野の中で共に生きていくことが大切です。

市民の豊かな国際感覚を養い、国際社会への適応力がより高められるよう、学校や地域において、さまざまな学習機会や情報の提供に努めるとともに、教育、文化、スポーツなどの分野における市民による国際交流を促進するため総合的な施策を推進します。

さらに、外国籍市民の市政への参画と地域での交流を促進し、居住者や留学生にとって暮らしやすい環境の整備に努めながら、すべての市民の人権を尊重する多文化共生のまちづくりを進めます。



第5節 環境を守り育てるまちづくり

地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化する中で、身近な暮らしから地球規模まで、環境に関する市民の意識は広がりが高まりをみせています。

一方、本市においては、都市の成熟化が進む中で、既存住宅地の再生、通過交通の増大などの課題を抱えています。公園や社寺のもり、生産緑地、水辺などを結ぶ緑のネットワーク、環境負荷の少ない交通手段の普及など、これまで以上に環境に配慮した取組が求められています。

恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、自然と共生する暮らし方の下で資源やエネルギーを大切にするなど、循環を基調とするまちづくりに向けた取組をいっそう進めていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりが自らの生活のあり方を見直すとともに、企業活動のあり方も転換していく必要があります。市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を明確にしながら、持続可能な社会を築くことができるよう、先進的な取組を進め、環境を守り育てるまちづくりをめざします。

1 環境負荷の少ない住みよいまちづくり

工場・事業場での事業活動に伴う公害については改善が進みましたが、自動車交通に起因する大気汚染、騒音等は依然として改善が進んでいない状況にあります。一方、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質による環境への影響も懸念されています。

自動車公害の防止に向けた施策の充実や、有害化学物質などによる環境汚染の未然防止に取り組むなど、身近な生活環境をめぐる問題に適切に対応しながら、市民の健康が守られるよう取組を進めます。

また、自らも環境に負荷を与える存在であることを認識し、市民、事業者、行政などすべての主体が自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない住みよいまちづくりを進めます。

2 自然と共生するまちづくり

自然は、生態系の維持をはじめ水や大気の循環や浄化など、さまざまな機能を有するとともに、私たちの心を癒し、やすらぎを与えてくれます。

市街化が進んだ本市においては、身近な自然が失われつつありますが、人間も多様な生物とともに生態系を構成する一員であることを自覚し、緑や水辺など市内に残る貴重な自然環境の保全と回復に努める必要があります。生産緑地など貴重な緑の空間を保全・活用するとともに、緑の育成・創出に向けた市民の自主的な活動を促進するなど、自然と共生するまちづくりを進めます。

3 循環を基調とするまちづくり

21世紀に人類が取り組むべき課題とされる地球温暖化をはじめとした地球規模の環境問題の解決を図るためには、すべての人が積極的に取り組む必要があります。

市民、事業者、行政などあらゆる主体が協働し、地球環境の保全に貢献できるよう、廃棄物の減量・リサイクルや省資源・省エネルギーなどに取り組み、環境への負荷の低減に向けた循環を基調とするまちづくりを進めます。

第6節 安全で魅力的なまちづくり

本市は住宅都市として発展してきましたが、商業・業務機能の集積も進み、複合機能を持つ都市へと変化してきています。快適な市民生活を支えるためには、新たな活力を生み出す都市機能、快適な住宅、にぎわいのあるまちなみ、質の高い景観など、まちの整備を適切に進めていく必要があります。まちづくりへの市民参画を進め、快適性や利便性ととも環境にも配慮した魅力的なまちづくりをめざします。

未曾有の大被害をもたらした阪神・淡路大震災は、「地域の安全は地域で守る」という意識を抱くことの重要性を人びとに認識させました。近年相次ぐ身近な場所での犯罪への対応も含め、防災や防犯に関する市民、事業者、行政による取組の強化を図りながら、安全なまちづくりをめざします。



1 安全なまちづくり

災害に強い安全なまちづくりを進めていくため、都市基盤の整備における防災機能の強化・充実と密集市街地の環境改善などを図ることにより、防災力の向上に努めます。また、日常からの防災意識の高揚を図るとともに、総合的な防災体制の機能充実と近隣都市との協力体制の整備に努めます。

さらに、地域のコミュニティ組織やボランティア、NPOなどの地道な活動が、いざというときの防災や防犯面において、互いに助け合い、支え合う関係として機能するように、関係機関と連携しながらネットワーク化を図り、安心・安全な生活環境づくりを進めます。

消防・救急については、大規模化し複雑多様化する災害や事故にも対応できる消防力等の整備、充実に努め、市民が安心・安全に暮らせるよう取組を進めます。

2 暮らしや都市活動を支える基盤づくり

快適な暮らしや活力ある産業を支える基盤づくりとして、道路、公園、上下水道などの都市施設の整備と充実を図りつつ、地域ごとの特性を踏まえ、市民、事業者、行政の協働の下で、良好なまちづくりの実現に向けた取組を進めます。

また、都市基盤の整備や維持管理においては、施設機能の向上に加えて、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点を持つとともに、周囲の自然や景観が損なわれないように、環境への配慮を積極的に図りながら取組を進めます。

特に交通については、自動車に過度に依存しない交通環境の実現に向けて、歩行者や自転車が優先され、公共交通機関の利用が促進されるまちづくりを進めます。

3 良好な住宅・住環境づくり

公的住宅については、家族構成の変化や高齢化、そして生活様式の多様化などに伴う新たな市民ニーズに対応した取組が求められており、既存住宅の有効活用を含む総合的な対策により、良好な住宅の確保に努めます。

また、千里ニュータウンをはじめとする既存住宅の建替えや新たな開発による住宅建設においては、計画の規制や誘導などにより、残された貴重な緑の保全や新たな緑の創出に努め、より良好な住環境づくりを進めます。

4 景観に配慮したまちづくり

地域の特性を生かしながら、うるおいや親しみのあるまちの景観をつくり育てていくことは、自分たちのまちに対する誇りと愛着を高め、住み続けたいまちづくりにつながります。良好な景観は市民共通の資産であり、その恵みを将来にわたって享受できるよう形成していくことが求められています。

地域の生活や活動の主人公である市民や事業者が、周辺と調和のとれた美しい景観づくりに積極的に取り組めるよう支援に努めます。また、市民、事業者、行政の協働により、歴史的、文化的資源やまちなみを保全するとともに、丘陵部の大規模な緑、河川やため池の親水空間を生かした緑豊かな景観形成に努めます。



第7節 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

本市では、交通の利便性が高いなど立地条件の良さから、卸売業やサービス業を中心とした商業・業務機能の集積が進んできましたが、長引く不況、周辺都市での大型店の進出など地域経済をめぐる状況は厳しく、事業所の開業や廃業の比率も高くなっています。

産業は、市民の就労や所得、さらには市税収入を生み出す経済基盤であるとともに、少子・高齢化が進む今日、消費の利便性ともかわかり、まちづくりにも大きな影響を与えます。

都市の機能と市民の価値観、ライフスタイルが大きく変化する中で、これらの変化に対応した新しい産業や、地域の必要に応じたコミュニティビジネスの振興を図ることにより、地域の活性化と安定した市民生活の実現をめざします。

1 地域の特性を生かした産業の振興

社会経済状況の変化に対応するため、経営の高度化や産業の活性化に向けた事業者の取組を促進するとともに、大学などとの連携により先端技術を生かした産業の振興や起業支援に努めます。また情報サービスなど産業支援型企業の育成を図ります。

広域的な集客が見込まれる商業地では、地域間や事業者間の交流・連携を図り、魅力ある商業地づくりを進めます。さらに大学と連携し学び集える場を設定するなど、まちのにぎわいの確保に努めます。

人口の高齢化に対応して、商店街が、地域住民の消費ニーズに応じた経営が確保できるよう、また、商店街が交流の場としても機能できるよう、事業者の取組を支援するとともに、コミュニティビジネスの振興を図るなど、地域密着型商業の振興を図ります。

工業については、居住機能と生産機能の共生という観点から、環境面で周辺地域との調和を図るとともに、付加価値の高い都市型工業の振興を図ります。

農業については、農産物を生産する役割だけではなく、農地を農業体験の場や都市部に残された貴重な緑の空間として位置づけ、自然環境の保全や災害の防止など多面的な機能を考慮した振興を図ります。

2 就労を支援する環境づくり

社会経済状況の変化に伴い、就労形態も大きく変化する中、安定した生活を送るためには、働く意欲のあるすべての人が能力や個性に応じて働くことができる、地域に密着した新たな就業の場の創出を含めた就労環境の整備が望まれます。

このため、関係機関との連携を強化し、就労につながる学習機会や情報の提供、相談機能の充実などによる就労支援に努めるとともに、勤労者の福祉向上をめざした取組を進めます。

3 消費生活を支える環境づくり

価値観やライフスタイルの多様化など、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費行動も多様化、個性化してきています。

消費行動の変化に応じた安心で安全な商品の供給に向けて、消費者と事業者の連携を促進します。

また、消費者の視点に立った情報提供や相談機能の充実など、消費者被害の未然防止と救済に向けた取組を進めます。

さらに、食の安全をめぐる問題、情報化の進展に伴って生じる新たな課題、環境問題など広範な社会問題に対応したきめ細かい啓発を行うなど、消費者自身が自ら考え行動し、自らの安全と権利を守ることができるよう幅広い取組を進めます。

第5章 基本構想推進のために

第1節 協働によるまちづくり

これからの本格的な地方分権社会においては、地域のことは自らが決定し、その責任も自らが負うという視点に立って、まちづくりを進めることが求められます。そのため、まちづくりのあらゆる場面において、市民や事業者の参画を促進するとともに、市民、事業者、行政が各々の役割を分かち合う、協働によるまちづくりを進めます。

第2節 地域の特性を生かしたまちづくり

市民の日常的な活動の多くは、身近な生活圏を中心に展開されており、市民のニーズにきめ細かく対応するとともに、市民の自主的なコミュニティ活動を促進するためにも、地域ごとにさまざまな分野の施策を相互に連携させて総合的に進めることが必要となります。そのため、市民の参画の下で地域別計画を策定し、地域ごとの特性を生かしたまちづくりを進めます。

第3節 計画的な行財政運営の推進

社会経済状況の変化の下で、多様な市民ニーズに応え、地域の特性を生かしたまちづくりを市民とともに進めていくためには、計画的な行財政運営の推進が必要です。

そのため、柔軟で機能的な行政組織の確立と職員の資質の向上を図ります。また、地方分権にふさわしい地方財政の確立を国に求めるとともに、自主財源の確保に努めます。さらに、行政評価に基づく効率的・効果的な施策の実施と迅速な見直しを図り、健全な財政運営に努めます。また、基本計画の進行管理については、市民と行政が協働して点検する仕組みを検討します。

一方、広域的に取り組むことによって、行政の効率化と行政サービスの向上が図られるものについては、近隣市や国、府などの関係機関との連携を進めます。





第2部 基本計画

第1編 部門別計画

第2編 地域別計画

第3編 基本計画推進のために

第1編
部門別計画

第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

第1節 非核、平和のまちづくり

体系

1 非核平和への貢献

- (1) 非核平和意識の普及
- (2) 非核平和事業の推進

動向と課題

- 21世紀においてもなお、世界各地で武力紛争が繰り返され、数多くの人びとが犠牲になり、なかでも子どもや女性が傷つき命が失われています。また、核兵器の開発や関連技術の流出による核拡散の懸念が深まるなど、人類の平和と共存に大きな脅威を与えており、国際紛争の平和的解決を主張することは、わが国が担う役割です。
- 世界最初の核被爆国であるわが国の自治体として、本市も全国の非核平和宣言都市と連携して核兵器の廃絶と恒久平和の実現を国内外に呼びかけ、核兵器廃絶運動の輪をさらに広げていく必要があります。
- 本市は、平和を希求する市民の総意の下に、非核三原則の完全な実施と核兵器の廃絶を訴えた「非核平和都市宣言」の決意を新たにし、戦争の悲惨さと平和の尊さを次代に伝えるなど啓発に努めるとともに、非核平和についての幅広い施策の展開を図り、「非核平和都市宣言」をより実効あるものにする必要があります。

基本方向

- 非核平和意識の高揚を図るための啓発を進めるとともに、市民の自主的な核兵器廃絶運動や平和運動への支援、非核平和宣言都市間の交流など、市民とともに平和を愛するまちづくりを進めます。

計画

1 非核平和への貢献

(1) 非核平和意識の普及

学校教育や社会教育を含むあらゆる場において、非核平和意識の普及と高揚を図ります。また、平和祈念資料室の充実、市民平和のつどいの開催などにより、核兵器の廃絶と戦争の悲惨さを訴える事業を推進します。

(2) 非核平和事業の推進

非核平和事業への市民の自主的な参加を促進し、市民とともに非核平和のための諸事業を進めます。また、平和を願う市民の自主的な活動を育成するため、情報を提供するなど必要な支援を行います。さらに、非核平和宣言都市や関係機関などとの交流を進め、情報の収集を図ります。



第2節 人権を尊重するまちづくり

体系

1 人権の保障

- (1) 人権教育と啓発の推進
- (2) 相談・支援の強化
- (3) 情報提供と連携
- (4) 交流の促進

動向と課題

- 1 世界人権宣言は、すべての人の個人としての固有の尊厳と平等にして譲ることのできない権利とを承認することが、世界における自由と正義と平和の基礎であるとしています。そしてこれまで、「人権教育のための国連10年」の取組や「子どもの権利条約」の締結など、人権尊重への国際的な取組が広がり、国においてもさまざまな取組が進められてきました。すべての人が個人として尊重され平等な権利の下に生活するためには、行政の果たすべき責務は重大ですが、人権に関する市民の理解を得ることもまた重要です。
- 2 21世紀は「人権の世紀」と言われています。しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などをめぐり、いまだに人権が侵害される事態が続いています。また、犯罪被害者及びその家族の人権侵害や、社会の変化に伴って高度情報機器を利用した新たな人権侵害なども起きており、これらの問題の解決に向けてさらに取り組む必要があります。
- 3 一人ひとりの命の大切さや人としての権利が侵されることなく、真に個人が尊重される社会をつくるため、本市は、平成12年（2000年）に「人権尊重の社会をめざす条例」を施行しました。また、総合的に人権に関する施策を推進するために「人権施策基本方針」を策定しました。すべての人びとの基本的人権が尊重され、人が輝くまちづくりに向けて、あらゆる行政分野に人権の視点を根付かせ、「人権施策基本方針」に基づき施策を推進していく必要があります。

基本方向

- 1 「人権施策基本方針」に基づき、人権教育や啓発をはじめ、さまざまな人権課題に応じた施策を行政全般にわたって総合的に推進します。

計画

1 人権の保障

(1) 人権教育と啓発の推進

学校教育や社会教育を含むあらゆる場を活用し、多様な個性や価値観を認め合い、人を思いやる豊かな人権感覚を培う教育と啓発に取り組みます。また、市民の自発的な学習意欲を育ていけるような啓発に努めます。

(2) 相談・支援の強化

各種相談窓口の連携を強化し、相談者の自立支援に向け実効性のある相談・支援体制の構築に努めます。また、人権侵害への迅速で適切な対応に向けて、関係機関との連携を深めます。

(3) 情報提供と連携

人権に関する情報収集の充実を図るとともに、さまざまな広報媒体を通じて情報を提供します。また、市民の自主的な団体や、学校、企業、NPOなどに対して人権教育や啓発方法などについての情報提供に努め、市民とともに人権の視点に立った事業を促進します。

(4) 交流の促進

人と人とのふれあいを通じて、市民が互いに理解を深め、真に豊かな人権感覚を身につけるため、より多くの市民に呼びかけて地域交流を進めます。

第3節 男女共同参画のまちづくり

体 系

1 男女共同参画社会の実現

2 男女共同参画に向けての意識改革

3 男女が人間らしくゆとりをもって働き暮らすための環境整備

- (1) 家庭生活への男女共同参画の推進
- (2) 労働の場における男女共同参画の推進

4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

6 男女が共に自立して社会参画できる環境の整備

- (1) 地域社会への男女共同参画の推進
- (2) 市政への参画

動向と課題

- 1 固定的な性別役割分担の考え方は、まだ社会の中に根強く残っており、そのことが子育て中の女性の労働力率の低下などさまざまな不平等をもたらしています。また、女性に対する人権侵害であるドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの実態も明らかになっています。男女が性別にかかわらず、その個性と能力をあらゆる分野で発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められています。
- 2 国は、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、その中で男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。また、平成13年（2001年）に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。

- 3 本市は、平成14年（2002年）に、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民、事業者が協働するための基盤となる「男女共同参画推進条例」を制定しました。そして、条例の実現を図るため、平成15年（2003年）に「男女共同参画プラン」を策定しました。

条例やプランに基づき、男女が家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が協働して計画的に施策を推進していく必要があります。

基本方向

- 1 男女共同参画の推進に関する施策は、行政や市民生活のさまざまな分野に及ぶことから、市民、事業者の協力の下、総合的かつ計画的に推進していきます。
- 2 男女共同参画の推進に向けて、意識改革を進めるためにあらゆる場での啓発や学習を進めます。
- 3 家庭生活への男女共同参画の推進、仕事と育児の両立支援のための施策を推進するとともに社会環境の整備を進めます。
- 4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進に努めます。また、男女が対等な構成員として、安心して暮らすことができるよう、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け施策を推進していきます。
- 5 男女が共に自立して社会参画できるよう、積極的に施策を推進していきます。

計 画

1 男女共同参画社会の実現

「男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。また、市民との連携を進め、評価基準の設定を行うなど、プランを効果的に推進します。

男女共同参画施策への苦情や、性別による権利侵害に関する相談を受け、勧告や調査、助言を行う苦情等処理委員制度の普及と活用を図ります。

2 男女共同参画に向けての意識改革

男女共同参画の推進に向けての調査研究や情報収集・提供等を行うとともに、意識改革を進めるために、学校教育や社会教育を含むあらゆる場での啓発や学習を進めます。また、日常生活の中に組み込まれた性別による役割分担から生じる、市民のさまざまな悩みを受け止めて、相談に応じることができるよう、体制の充実を図ります。

3 男女が人間らしくゆとりをもって働き暮らすための環境整備

(1) 家庭生活への男女共同参画の推進

男女が共に子育て、家族の介護その他家庭における活動に対等な立場で参画できるよう啓発に努めます。

(2) 労働の場における男女共同参画の推進

職場における男女共同参画について啓発に努めるとともに、仕事と家事・育児・介護などの両立支援や、妊娠・出産期における健康の支援のための環境整備を事業者と協働して進めます。

また、女性のさまざまな就労を拡大するために、能力発揮や起業に向けて支援します。

4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進

女性の思春期から高齢期までの年代に応じた健康の保持・増進のための支援に努めるとともに、男女が性に関する正しい理解を深めるための情報提供等の施策の充実を図ります。

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育や啓発を進めるとともに、関係機関などと連携し、被害者支援施策を推進します。

6 男女が共に自立して社会参画できる環境の整備

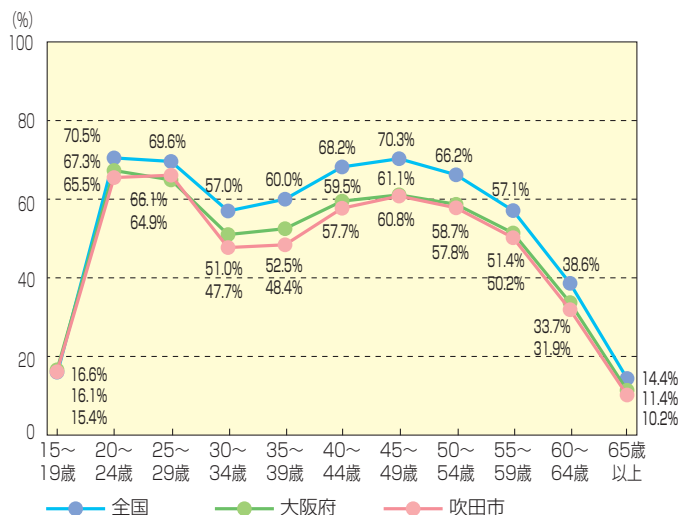
(1) 地域社会への男女共同参画の推進

地域社会への男女共同参画を推進するために、女性関係団体やグループなどの学習活動への支援と交流の促進に努めます。また、さまざまな課題の解決をめざし、地域で活動する人材の育成を進めます。

(2) 市政への参画

女性の意見を行政に反映させるため、各種審議会等への参画を進めるなど、政策や方針決定の場への女性の参画を積極的に推進します。

女性の年齢階層別労働力率 平成12年(2000年) 国勢調査による



第2章 市民自治が育む自立のまちづくり

第1節 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり

体系

1 コミュニティ活動の充実

- (1) コミュニティ意識の醸成
- (2) コミュニティ活動の促進
- (3) 情報交流の促進

2 コミュニティ施設の充実

- (1) コミュニティ施設の整備と運営
- (2) コミュニティ関連施設のネットワーク化

3 コミュニティとの協働の推進

動向と課題

- 1 少子・高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などが、地域社会における住民間のかかわりに影響を与え、住民相互の連帯感やつながりを希薄にしてきました。しかしその一方で、先の阪神・淡路大震災でのボランティアの活躍にみられるように、人権や福祉、子育てや環境など日常生活に密接にかかわる分野で、市民自らが、課題解決のために考え、行動する新たな取組も広がってきています。
- 2 本市においても、これまでの暮らしや学習、文化、スポーツにかかわる市民の諸活動に加えて、こうした課題の解決に向けて、市民の自発的で主体的な活動が展開されるようになっていきます。また、地域経済の振興とも関連して、事業者による地域のまちづくりへの取組も行われるようになっていきます。これらの諸活動は住民相互の連帯感やつながりを再生し、さらに地域のさまざまな課題を自らが解決していこうとするコミュニティを形成する新たな原動力となってきました。

- 3 まちづくりの主体は市民です。そしてまちづくりの基盤となるのがコミュニティです。市民のさまざまな活動が地域コミュニティや地域づくりと結びつくことにより、自立したまちづくりが可能となります。

次代を担う若い世代や、団塊の世代など、多くの市民の参加と協力により、自治会活動やボランティア、NPOなどの自主的な活動がさらに発展し、豊かな地域コミュニティの形成に寄与するよう支援する必要があります。

- 4 本市は、これまでにコミュニティセンターを2館建設し、地域住民によるコミュニティ協議会の運営により、コミュニティの形成と、市民自らの多様な地域活動の拠点としての取組を行ってきました。また、市民センターなど広範な市民が利用する広域施設と、市民ホールなど地域に密着した近隣施設の両面にわたってコミュニティ施設の整備に努めてきました。施設の管理運営が指定管理者制度に移行する中で、地域住民との協働による効果的な運営によりいっそう努めるとともに、今後は、施設への交通の利便性等も考慮し、既存施設の活用等も含めて、地域活動、地域情報の拠点の整備・充実を図る必要があります。

基本方向

- 1 コミュニティの振興を図るため、コミュニティ意識の醸成を促す施策を推進するとともに、市民のコミュニティ活動に対し、自主性を尊重しながら支援に努めます。
- 2 コミュニティ施設を既存施設の配置状況を基に、計画的、効率的に整備します。
また、コミュニティ活動との連携が図られるよう運営への市民参画を図るとともに、効果的な利用が進められるようコミュニティ関連施設のネットワーク化、多目的化を図ります。
- 3 豊かなコミュニティの形成を促進し、市民、事業者、行政の協働を進めます。

計 画

1 コミュニティ活動の充実

(1) コミュニティ意識の醸成

暮らしや文化に関する活動や学習活動などの実態の把握に努めるとともに、それらの活動の場を活用し、コミュニティ意識の醸成につながる講習会や学習会の開催に努めます。

(2) コミュニティ活動の促進

自治会やボランティア団体等をはじめ、コミュニティ活動を進める団体に対し、自主性を尊重し支援します。また、地域にかかわる各分野の人材の発掘・育成に努めます。

さらに、地域を住みやすくするための自主的な活動に対して、情報の提供や学習の場の提供などの支援を行います。また、子どもを含む若い世代がまちづくりの担い手として育つよう支援します。

(3) 情報交流の促進

活動団体やその活動内容、人材の情報など地域情報の収集と提供に努め、活動団体相互の交流を促進するとともに、コミュニティ活動に関する情報紙の発行を行うなど、情報の交流を促進します。

2 コミュニティ施設の充実

(1) コミュニティ施設の整備と運営

地域別の施設の配置状況を勘案し、広範な市民が集える広域施設が必要とされる地域では、交通の利便性等を考慮しつつ、施設整備を進めます。あわせて、これらの広域施設について、コミュニティの振興に向けて地域活動、地域情報の拠点としての施設のあり方を検討します。

また、施設の効果的な利用に向けて運営の工夫を図るとともに、学校施設の地域開放など施設の多目的化を図り、地域ニーズに的確に対応できるようコミュニティ活動と連携した施設運営を図ります。

(2) コミュニティ関連施設のネットワーク化

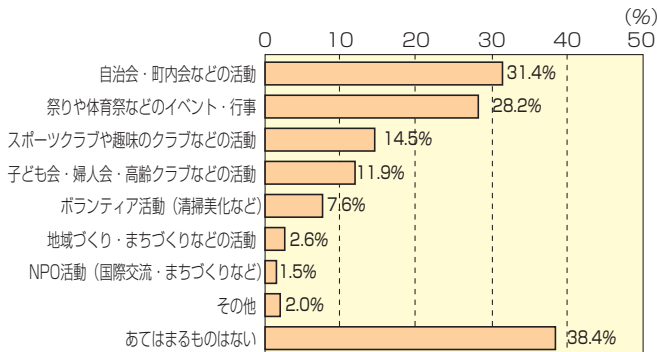
地域における集会施設、福祉施設、文化・学習施設などを含めた幅広いコミュニティ関連施設の相互の連携を密にし、コミュニティ施設及びコミュニティ関連施設のネットワーク化を図ります。

3 コミュニティとの協働の推進

豊かなコミュニティの形成を促進し、日常生活にかかわる福祉や環境などの課題に対し、コミュニティと行政が、それぞれの役割と責任を明確にしながら、協働して取り組みます。

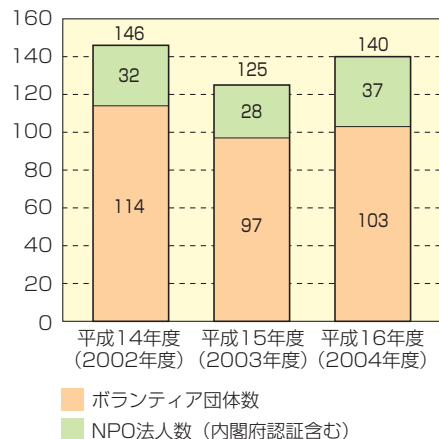
地域の行事や活動への参加状況

平成14年度（2002年度）市民意識調査による



ボランティア団体・NPO法人数の推移

市民文化部データによる



第2節 情報の共有化を進めるまちづくり

体 系

- 1 情報技術の活用の推進
- 2 情報通信ネットワーク基盤整備の推進
- 3 情報化に伴う安全対策の推進
- 4 情報公開・情報提供の推進
- 5 個人情報保護の推進

動向と課題

- 1 情報技術の急速な発展により、容易に情報を共有することができるようになってきました。行政情報の共有化は、市民参画と協働を進める上での前提となるものであり、自治の基本です。誰もがまちづくりに参画できる条件を整えるためには、使いやすい情報技術や多様な広報媒体の活用による情報提供を進める必要があります。また、情報管理において安全対策を講じる必要があります。
- 2 情報の公開は、市民の知る権利を保障することであり、公正で透明な市政の実現を図る上で欠くことができないものです。また、市民生活に必要な情報とともに市政に関する多様な情報を適時・有効に活用できるよう積極的に提供する必要があります。
- 3 情報の共有化にあたり、個人情報の適正な取扱いが強く求められています。情報の提供者として、また、情報の管理者として行政の果たすべき役割がますます大きくなる中で、市民、事業者とともに個人情報の保護を推進しなければなりません。



基本方向

- 1 新たな情報技術の活用を図るとともに、情報通信ネットワークを利用し必要な情報を共有することができる総合的なネットワークシステムの構築をめざします。
- 2 情報公開制度の推進により、市民の知る権利を保障します。また、市民生活に必要な情報を多様な広報媒体を用いて積極的に提供します。
- 3 個人情報について、自己の情報の開示、訂正、削除等の権利を保障するとともに、収集、管理等にあたっての適正な取扱いを確保します。

情報公開制度の利用状況

総務部データによる

(件)

| | 平成12年度 (2000年度) | 平成13年度 (2001年度) | 平成14年度 (2002年度) | 平成15年度 (2003年度) | 平成16年度 (2004年度) |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 公開 | 574 | 583 | 755 | 952 | 1,326 |
| 部分公開 | 199 | 216 | 136 | 96 | 147 |
| 非公開 | 3 | 0 | 3 | 2 | 9 |
| 文書不存在 | 177 | 174 | 208 | 153 | 127 |
| 取下げ | 3 | 0 | 3 | 2 | 3 |
| 存否応答拒否 | — | — | — | — | 1 |
| 計 | 956 | 973 | 1,105 | 1,205 | 1,613 |

個人情報保護制度の利用状況

総務部データによる

(件)

| | 平成14年度 (2002年度) | 平成15年度 (2003年度) | 平成16年度 (2004年度) |
|----|--------------------|--------------------|--------------------|
| 開示 | 22 | 25 | 57 |
| 訂正 | 6 | 0 | 0 |
| 削除 | 0 | 0 | 0 |
| 中止 | 3 | 16 | 2 |
| 計 | 31 | 41 | 59 |

計 画

1 情報技術の活用の推進

多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの充実をめざし、情報技術を活用した行政サービスの効率化や高度化を図ります。

2 情報通信ネットワーク基盤整備の推進

情報通信機器の利用による格差をなくし、広く市民が活用できるよう、情報通信ネットワークの基盤整備を進め、市民、事業者、行政の共有財産である行政情報や地域情報の共有化を進めます。

3 情報化に伴う安全対策の推進

ますます高度化する行政の情報化の基盤となる情報システムや個人情報等の情報資産を守るため、適切な安全対策を講じるとともに、その継続的な評価と見直しを図ります。

4 情報公開・情報提供の推進

行政の透明性を高めるため、情報公開制度による情報の公開を進めます。

さらに、日常の市民生活に必要な情報とともに、地域情報やコミュニティ活動など市民の自主的な活動にかかる情報についても、積極的な提供を行います。

情報提供の場としての閲覧コーナーの充実を図るとともに、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョンなど、それぞれの広報媒体の特性を生かした活用と充実を図ります。

5 個人情報保護の推進

行政が保有する個人情報の適正な取扱いや自己情報の開示、訂正、削除等の権利保障を徹底するとともに、市民や事業者にも個人情報の適切な取扱いを広めていきます。

第3節 市民参画によるまちづくり

体 系

1 市民参画の推進

- (1) 市民参画の手法の整備と充実
- (2) 市民との協働による地域レベルのまちづくりの推進

2 広聴活動の充実

動向と課題

- 1 地方自治の本旨である市民自治を前進させ、自立のまちづくりを進めるためには、市政への市民参画と協働が基本です。市民の市政への参画を促し、市民との協働によるまちづくりに向けて市民がより主体的に参画できる仕組みをつくることが重要です。
- 2 市民の英知とエネルギーを生かしながら、施策を効果的に実施するためにも、また、今後ますます重要となってくる身近な地域レベルのまちづくりを進めていく上でも、幅広い市民の参画と市民との協働が不可欠となってきています。今後も、参画と協働のあり方について、市民とともに議論を深め、実践していく必要があります。
- 3 市民参画と協働により市民本位の市政を推進する上で、市民のニーズを把握する広聴活動は、その基礎となります。少子・高齢化、情報化や国際化の急速な進展などの社会変化に伴い、市民の市政に関する意見や要望、相談などの内容は、多岐にわたってきています。それらを市政に反映させる広聴活動や的確に対応できる相談業務の充実が求められています。



基本方向

- 1 市政への市民参画を促し、市民の意見や要望を効果的に市政に反映させるシステムづくりを進め、市民に身近な行政の展開をめざします。
- 2 多様な市民ニーズを的確に把握し、市政に反映できるよう広聴活動の充実を図るとともに、市民の生活上の諸問題に多面的に応じることができるよう相談業務の充実を図ります。

計 画

1 市民参画の推進

(1) 市民参画の手法の整備と充実

多様な手法により行政への市民参画を進めるため、パブリックコメント制度など市民の意見を反映するための制度の整備を図ります。また、市民、事業者、行政の役割分担の視点に立ち、市民参画の下で事業の実施に努めます。さらに、行政評価を行い、その結果のより分かりやすい公表に努めます。

(2) 市民との協働による地域レベルのまちづくりの推進

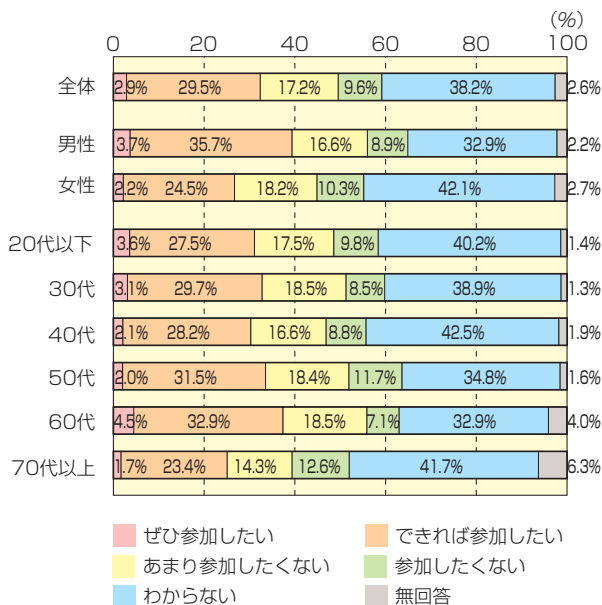
地域における諸課題の解決に向けた取組の推進を図るため、市民との協働によるまちづくりシステムの構築を進めます。

2 広聴活動の充実

市政に対する市民の要望等を施策に反映するため、市長との懇談会や定期的な市民意識調査、市政モニター制度など幅広く市民の意見を聴取する機会を設け、広聴活動の充実を図ります。また、市民ニーズの変化に対応できる相談業務の充実を図ります。

「まちづくり計画」への参加意向

平成14年度（2002年度）市民意識調査による



第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第1節 すべての子どもが健やかに育つまちづくり

体系

1 子育てを支援し合えるまちづくり

- (1) 総合的な援助システムの確立
- (2) 男女共同参画の子育て支援
- (3) 子育てを支援する人材の育成

2 地域における子育て支援

- (1) 親と子が共に育つ地域での支援
- (2) 仕事と子育ての両立支援の推進
- (3) 子育てへの経済的支援

3 配慮を必要とする家庭への支援

- (1) 児童虐待の防止
- (2) 障害のある子どもの療育体制の充実
- (3) ひとり親家庭等で配慮を必要とする家庭への援助

4 子どもの視点に立ったまちづくり

- (1) 安心・安全なまちづくりの推進
- (2) 身近な自然に親しめる環境の整備

動向と課題

- 1 少子化が全国的に進む中で、本市においても出生数は減少傾向にありますが、他市からの転入が進み人口が増加する中で、一定の子どもの数は維持されています。このまちで暮らし子どもを育てたいと願う市民が、これからも住み続けることができるよう、今後なおいっそうの子育て支援施策や福祉施策の充実が求められています。
- 2 男女が共にあらゆる分野に参画する社会の実現が求められています。働くことと子どもを育てることを両立させるための環境を整備し、男女共同参画の視点に立った施策の充実が必要です。
- 3 少子化や核家族化が進む中で、子どもが育つ地域コミュニティが希薄化しており、育児の孤立化を招くとともに、子育てに不安や悩みを抱える親が増えています。一方で、吹田のまちで展開されてきた地域での子育て支援の中で、これまで支援を受けていた市民が、子育ての経験を生かして支援する側にまわるという新しい力も生まれてきています。このような新しい力を次の力へとつなぎ、子育て支援の輪を広げていくことが大切です。子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化してきている中で、次代を担うすべての子どもたち一人ひとりの権利が尊重され、子どもの最善の利益が保障されるよう、関係機関や地域社会も含めた子育て支援の拡充が必要です。



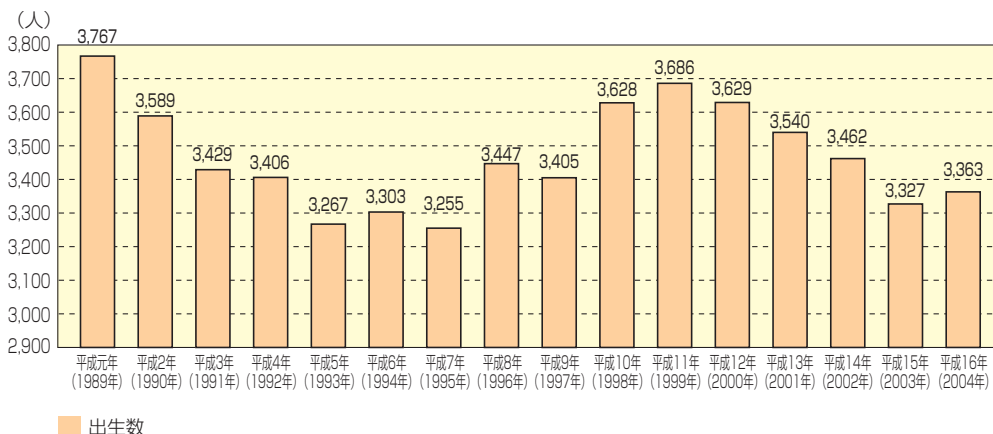
- 4 近年、増加しつつある児童虐待への対応は、緊急かつ重要な課題です。子どもの命や健やかに育つ権利を守るため、子育てに困難を抱える家庭に対する援助が必要です。また、障害のある子どもを持つ家庭やひとり親家庭等では、身体的・精神的・経済的に多様な悩みを抱えながら生活している場合が多くあります。療育システムや援助体制の充実など、福祉施策を拡充していくことが必要です。
- 5 近年、子どもの周辺では、凶悪な事件や重大な事故が頻発しています。こうした犯罪や事故に子どもたちが巻き込まれないように、市民と行政が連携する必要があります。
- 6 子どもたちにとって、遊びや体験の場である自然が少なくなっており、身近に自然にふれあえる環境が求められています。

基本方向

- 「子どもの権利条約」の趣旨を尊重し、子どもが健やかに成長・発達する権利及び親が子どもを養育する権利と責任がともに実現できるよう、家庭や地域社会への援助とそれにかかわる機関の連携に努め、子育てを支援し合えるまちづくりを進めます。
- 安心して子育てができるよう、地域子育て支援センター事業の充実や児童会館・児童センターの活用を図り、地域が連携して子育てを支援します。また、仕事と子育ての両立支援に向けた環境の整備に努めます。
- 障害のある子どもに対する療育支援を強化するため、療育関係機関や地域と連携して、療育システムの充実を図ります。
また、配慮を必要とする家庭にとって、子育てにおける孤独感や不安感、負担感を解消できるような環境の整備に努めます。
- 子どもの視点に立って、子どもが安心・安全で健やかに育つことを配慮したまちづくりを進めるとともに、身近な自然に親しめる環境づくりに努めます。

出生数の推移

住民基本台帳人口及び外国人登録人口による



計 画

1 子育てを支援し合えるまちづくり

(1) 総合的な援助システムの確立

子育てをするすべての家庭に対して、適切な支援ができるよう、関係機関・団体、行政などの連携や市民との協働により、子育て支援ネットワークの形成など総合的な援助システムの確立に努めます。

(2) 男女共同参画の子育て支援

女性に偏りがちな家事や育児の負担、仕事との両立の困難さなどを解消するために、性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行うとともに、男女が共に参画し子育てのできる環境の整備に努めます。また、子どもを育てる家庭に配慮した職場環境を整備するよう、事業者へ働きかけます。

(3) 子育てを支援する人材の育成

子どもや子育てを支援する新しい力が育つよう、子育てに関する楽しさや喜びを共有できるような機会を増やし、支援を受けていた市民が、支援する側に回るような、学びや交流の場を設けていきます。

2 地域における子育て支援

(1) 親と子が共に育つ地域での支援

地域の子育て支援の拠点である地域子育て支援センターでの事業の充実や、児童会館・児童センターの整備と事業の充実を図ります。また、市民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業を拡充するとともに、子育て中の親子や子育てサークルが地域で交流し、相談し合える場の整備に努めるなど、地域における子育て支援の活動をいっそう充実していきます。

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

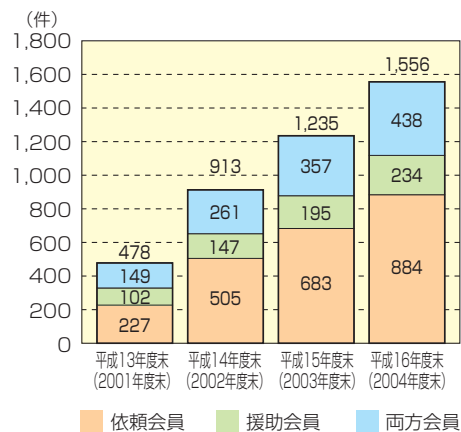
子どもたちの豊かな発達に結びつくよう、親の保育への多様なニーズに対応して、保育の必要なすべての児童を受け入れるため、保育所や留守家庭児童育成室の施設整備を進めるとともに、保育内容の充実にも努めます。また、病後児・病児保育の拡充を進めます。

(3) 子育てへの経済的支援

子どもを育てる家庭への経済的支援の充実を国に要望するとともに、安心して診療が受けられるよう医療費の公費負担制度の充実にも努めます。

「すいたファミリー・サポート・センター」会員数の推移

児童部データによる



3 配慮を必要とする家庭への支援

(1) 児童虐待の防止

児童虐待の未然防止や早期発見と児童や家庭への援助に向け、「児童虐待防止ネットワーク会議」において、保健、医療、福祉、教育、警察等関係機関とよりいっそう連携を深め、支援体制の充実に努めます。また、日常生活の中での見守りなど地域との連携を深め、社会全体で児童虐待を防止する環境をつくります。

(2) 障害のある子どもの療育体制の充実

障害児療育施設を、障害の種別や年齢にかかわらず必要となる療育が受けられる（仮称）療育センターとして機能強化します。民間療育施設や医療機関、教育センター等と連携しながら、保育所や幼稚園、学校等への支援を拡充して、療育システムの充実に努めます。

また、保育所や幼稚園、学校、留守家庭児童育成室などの必要な環境整備を図ります。

(3) ひとり親家庭等で配慮を必要とする家庭への援助

多様な悩みを抱えながら生活し、援助を必要とする家庭に対して、個々の生活実態に応じ、関係機関が連携して、支援する体制の整備を図ります。

4 子どもの視点に立ったまちづくり

(1) 安心・安全なまちづくりの推進

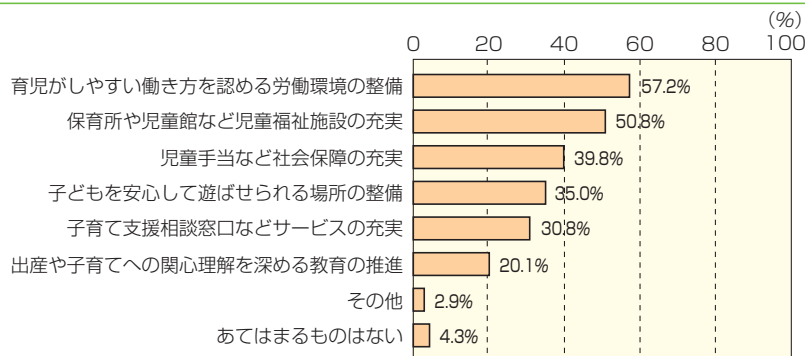
子どもを犯罪や事故の被害から守るため、地域住民や学校、警察等との連携に努め、子どもが安全で安心して過ごせるよう、地域での見守り体制の充実に努めるとともに、防犯設備等を整備し、生活環境の安全の確保に努めます。

(2) 身近な自然に親しめる環境の整備

子どもが身近な自然に親しみ、植物や小動物とのふれあい体験が豊かになるよう、公園などの整備を進め、緑・親水空間などの保全と創造に努めます。

少子化対策で行政が力を入れるべき事柄

平成14年度（2002年度）市民意識調査による



第2節 高齢者の暮らしを支えるまちづくり

体系

1 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進

- (1) 学習機会の充実
- (2) 生きがいと交流事業
- (3) 就業機会の提供

2 高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援

- (1) 健康づくりと疾病予防
- (2) 介護予防事業と生活支援事業の充実

3 介護保険サービスの充実

- (1) サービス提供基盤の整備
- (2) サービスの質の向上
- (3) 低所得者への対策

動向と課題

1 わが国では、平成26年（2014年）には総人口のおよそ4人に1人が65歳以上になると見込まれています。本市の状況は、平成12年（2000年）国勢調査では、65歳以上人口の割合は12.9%で、府下平均の14.9%と比較すると低いものの、高齢化の進行、高齢者のいる世帯やひとり暮らし世帯数の増加については、府下平均を上回る速度で進んでいます。また、地域ごとの高齢化の状況に大きな違いがみられます。

2 社会の急速な高齢化は、元気に活動する多くの高齢者の存在とともに、その豊かな経験と知識を活用した地域づくりへの大きな可能性をもたらしています。その一方で、75歳以上の後期高齢者の増加により、寝たきりや認知症など要介護状態の高齢者が増加しています。また、家族形態の変化により、高齢ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、介護の長期化や介護者の高齢化など家庭の介護力をめぐる状況は厳しさを増しています。このような状況の中、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、健康の増進や生きがいづくり、福祉・保健サービスの充実が必要であり、地域住民や事業者との協働による多様なサービスの提供が求められています。

3 平成12年（2000年）にスタートした介護保険事業については、要介護認定者や介護保険サービスの利用者が年々増加し、制度の定着が進んでいますが、住み慣れた地域の中で利用できる地域密着型サービスの基盤整備が、介護サービス全体の質の向上とあわせ大きな課題となっています。

基本方向

- 1 高齢になっても尊厳を持ちながら自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることは、市民共通の願いです。高齢者が健やかに安心して生活できるまちづくりを進めます。
- 2 高齢者の社会参加や健康づくり、介護予防など高齢者が自発的に参加できる事業を進めます。また、介護認定の有無にかかわらず家族の状況などから生活上の援助を必要とする高齢者のための福祉・保健サービスの充実を図ります。
- 3 高齢者が介護を必要とする状態になっても、地域や家庭での生活を続けることができるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、施設サービスの基盤整備に努め、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

計画

1 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進

(1) 学習機会の充実

生きがい教室を充実するとともに、生涯学習との連携を強め、学習機会を充実します。

(2) 生きがいと交流事業

高齢クラブ活動を支援するとともに、高齢者が自らの経験と知識を地域のまちづくりに生かせるよう社会参加を推進します。

(3) 就業機会の提供

シルバー人材センターによる、就業機会の提供が充実されるよう支援します。



2 高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援

(1) 健康づくりと疾病予防

健康づくりに関する情報の提供等に努め、高齢者自らの健康づくりを支援します。また、健康診査など保健事業を通じ、生活習慣の改善をはじめとした疾病予防を進めるとともに、かかりつけ医を持つなど医療を受けやすい環境づくりを進めます。

(2) 介護予防事業と生活支援事業の充実

要介護状態となることを予防するために高齢者やその家族等を身近な地域で支援する介護予防事業や、住み慣れた地域社会での生活が継続できるよう支援する生活支援事業など在宅福祉サービスの充実を図ります。

3 介護保険サービスの充実

(1) サービス提供基盤の整備

住み慣れた地域の中で、居宅サービスや施設サービスの利用ができるよう、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤の整備を進めます。

(2) サービスの質の向上

介護保険サービスの提供などを行う事業者や施設との連携や情報交換、介護相談員派遣事業による利用者の声の反映などを通じてサービスの向上に努めます。

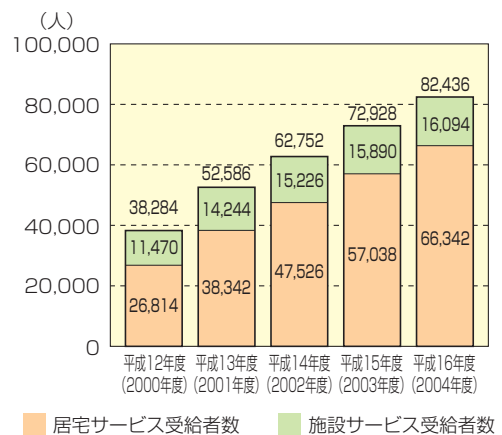
(3) 低所得者への対策

介護保険サービスを安心して利用できるよう、低所得者に対する負担軽減を国に要望するとともに、低所得者の居宅サービス利用に対する利用者負担額の助成や高齢者の介護保険料の軽減について、その継続に努めます。



介護保険サービス受給者数

福祉保健部データによる



第3節 障害者の暮らしを支えるまちづくり

体系

1 共に生きる社会づくり

- (1) 啓発と交流の推進
- (2) コミュニケーションサービスの充実

2 障害者の社会参加と就労支援

- (1) 学習機会の充実
- (2) 雇用・就労への支援

3 障害者を支える福祉・保健・医療サービスの充実

- (1) 地域生活支援施策の充実
- (2) 日中活動の場の整備
- (3) 自立生活への支援の充実
- (4) 障害者の保健・医療サービスの充実
- (5) 福祉人材養成と研修の充実

4 障害者の療育・教育の充実

- (1) 療育システム等の充実
- (2) 障害に配慮した教育等の充実

動向と課題

- 1 障害者福祉は、高齢社会への対応や地域福祉の推進などを基本とし、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活を送ることを支える」という基本理念に基づいて、「社会福祉法」をはじめとする法律の改正により、それまでの措置制度から福祉サービスを自ら選択し利用する支援費制度に移行しました。
- 2 本市における障害者手帳等の所持者数は身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに年々増加しています。身体障害者手帳の所持者を年齢構成別にみると、65歳以上が約6割を占め、障害の種類別でみると、肢体不自由が最も多く、次に内部障害となっており、いずれも増加傾向にあります。また、1・2級の重度障害者が半数を占めるなど重度化の傾向がみられます。一方、知的障害者では、重度者が約6割を占めています。
- 3 本市では、平成8年（1996年）に策定した「障害者計画」に基づき、社会情勢の変化や障害者のニーズに対応したさまざまな施策を進めてきました。少子・高齢化の進行を反映して、障害者の家庭でも、家族数の減少や主に介護を担っている親の高齢化が顕著になり、家庭での介護力が低下しています。これまでの家族介護に代わる居宅支援サービス等のよりいっそうの充実が求められています。

障害の状況や年齢などによりニーズが異なることから、障害福祉施策を障害者一人ひとりのニーズに添えるきめ細かなものにしていくためには、サービスの質の向上とサービス基盤の整備が必要となっています。また、精神障害者及び難病患者に対する福祉サービスの充実も課題となっています。
- 4 障害者の自立と社会参加の重要な柱である雇用の確保については、企業への啓発なども含めて有効な施策の検討が必要となっています。

基本方向

- 1 「第2期障害者計画」に基づき、障害者が社会の一員としてあらゆる分野に参加し、生きがいを持って人生を送れるよう、障害者の人権を保障し発展させ、ノーマライゼーションの理念を実現する平等な社会づくりを進めます。
- 2 障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害や障害者への理解を深めるための啓発に努めるとともに、ボランティア活動の振興などを通じて誰もが障害者を支えることができる地域社会づくりを進めます。
- 3 障害者のライフサイクルの各段階やニーズに応じたきめ細かな福祉施策を推進します。また、社会参加や就労への支援を強化するなど総合的な施策を推進します。



計画

1 共に生きる社会づくり

(1) 啓発と交流の推進

障害者が地域で安心して暮らせるよう地域交流の機会を増やすとともに、保健所や医療機関などと連携し、精神障害者や難病患者に対する市民の理解を深めるための啓発に努めます。

(2) コミュニケーションサービスの充実

視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保を図るために、点訳奉仕員や手話通訳者等の人材の養成に努めるとともに、聴覚障害者に対する手話通訳員派遣事業の充実に努めます。

また、障害者の情報活用能力の向上を図るための講習会の開催や、市の情報提供のあり方を検討します。

2 障害者の社会参加と就労支援

(1) 学習機会の充実

障害者施設や社会教育施設において、障害者の生活力や生きがいを高めるための学習機会の充実に努めます。また、図書館等において、視覚障害者や聴覚障害者の利用を促進するための資料の整備やサービスの充実に努めます。

(2) 雇用・就労への支援

市自らが障害者雇用率の目標数値（3.0%）の達成を図るとともに、市民や企業に対し、障害者雇用についての啓発に努めます。また、企業での障害者雇用を促進するために、助成制度の継続に努めます。

さらに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターを核とした就労支援ネットワークの充実に努めるとともに、障害者の適性や能力、ニーズに対応できる就労場の検討や就労支援施策についての研究・検討を行います。

3 障害者を支える福祉・保健・医療サービスの充実

(1) 地域生活支援施策の充実

すべての障害者が地域で安心して、自立して暮らせるよう、ヘルパー派遣、ショートステイ、デイサービスなどの地域生活を支えるサービス基盤の整備とその充実に努めます。

(2) 日中活動の場の整備

施設での作業等を通して一般就労につながるとともに、福祉的就労の場として、生きがいや社会参加の場ともなっている授産施設や作業所などの通所型施設のあり方を検討し、必要な整備と助成に努めます。

(3) 自立生活への支援の充実

福祉手当等の支給により本人や家族の経済的負担の軽減を図るとともに、就労支援施策等の充実とあわせて総合的な支援により経済的自立を図り、地域で安心して、自立して暮らせるよう支援します。

(4) 障害者の保健・医療サービスの充実

障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、早期治療の推進を図り、障害の軽減や、重度化、二次障害等の防止を図ります。

また、医療の必要な障害者が、安心して適切な治療を受けられるよう、医療体制の整備に努めるとともに、医療費の公費負担制度の継続に努めます。

(5) 福祉人材養成と研修の充実

ホームヘルパーやガイドヘルパー、手話通訳者等の専門職員の養成研修の充実に努めます。また、サービス内容の向上を図るために、事業担当者の研修の充実に図ります。

4 障害者の療育・教育の充実

(1) 療育システム等の充実

障害のある子どもが必要な療育を受けられるよう（仮称）療育センターを整備し、療育システムの充実に図ります。

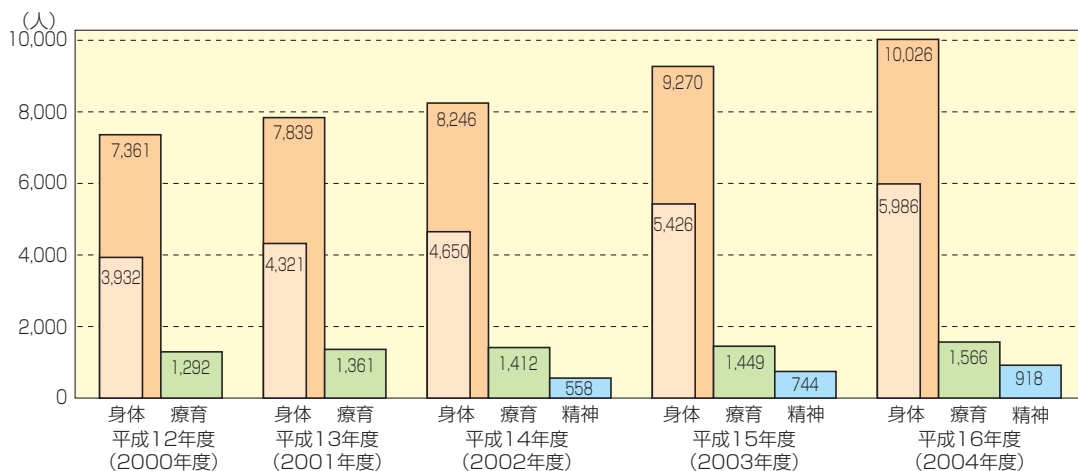
学齢期以降の障害児童の放課後活動等を支えるため、保護者の就労支援を目的とした市民による自主的な活動を支援するとともに、障害児童が地域において活動する機会の充実に努めます。

(2) 障害に配慮した教育等の充実

「共に学び、共に育つ」教育を基本に、障害のある児童・生徒一人ひとりの状況に応じた教育に努めます。また、障害のある児童と障害のない児童が相互に理解を深めるための交流を促進します。

障害者手帳等の所持者数の推移

福祉保健部データによる



■ 身体：身体障害者手帳所持者数
 ■ 療育：療育手帳所持者数
 ■ 精神：精神障害者保健福祉手帳所持者数

注) 精神障害者保健福祉の事務については、平成14年度(2002年度)から市所管となった

第4節 地域での暮らしを支えるまちづくり

体 系

1 住み慣れた地域での生活を支える 地域福祉の充実

- (1) 地域福祉の総合的な推進
- (2) 地域福祉の拠点、相談・支援体制の整備
- (3) 支え合いのネットワークの整備
- (4) 自主避難困難者に対する災害時の支援
- (5) 地域福祉活動促進のための環境整備と支援

2 福祉サービス利用者への支援

3 生活環境の整備

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 暮らしやすい住まいの確保
- (3) 移動への支援

動向と課題

1 平成12年（2000年）に全面改正された「社会福祉法」において、「地域福祉の推進」が社会福祉の柱として位置づけられ、市町村地域福祉計画の策定についての規定が設けられました。これを受けて本市でも、平成18年度（2006年度）を計画初年度とする「地域福祉計画」を策定しました。

2 多くの市民は住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしを続けたいと願っています。また、自らの趣味を楽しみ、さまざまな社会活動に参加し、充実した毎日を過ごしたいと願っています。しかし、長引く経済の停滞は、市民の生活基盤を不安定にしており、家族形態の変化や都市環境の変化等もあいまって、老後の生活不安や介護の問題、障害者が直面する問題など、ひとりで解決できない困難な課題が市民生活に広がっています。

市民の個別的で多様な生活課題を解決していくためには、生活の場を基本にきめ細かな施策を総合的に展開する必要があります。特に、高齢者や障害者、子育て中の人などに対しては、身近な場所での総合的な相談と援助とともに、社会生活を営む上で基盤となる住宅の整備やまちのバリアフリー化などが求められています。

3 本市では、コミュニティプラザと地域保健福祉センターで構成されるコミュニティセンター2か所を整備し、コミュニティ活動の促進を図るとともに、地域福祉の拠点施設として、高齢者と障害者、その家族を対象に総合的な相談や援助の実施と、福祉、保健、医療の関係機関・団体等との連携を深め、ネットワークの形成に努めてきました。

今後、地域福祉の拠点施設の整備について、その役割の充実や機能の見直しなど総合的な検討を行い、進めていく必要があります。

4 本市の地域福祉活動は、社会福祉協議会地区福祉委員会や民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、NPOなど多様な主体により、高齢者等の見守りや昼食会、子育てサロンなどさまざまな活動が全地域で広がっています。災害時の支え合いなども含め、地域の支え合いの仕組みづくりをさらに進めるため、多くの市民の参加を促し、活動内容の充実や団体相互の連携強化を図ることが求められています。

今後、地域福祉の役割がますます重要となる中で、「社会福祉法」において地域福祉推進の中核的組織として位置づけられている社会福祉協議会について、組織の強化と機能の充実が求められています。

5 サービス事業者との契約により、福祉サービスを自分で選んで利用する仕組みが広がる中で、必要なサービスの利用が困難になっている認知症高齢者などに対し、地域において自立した生活ができるよう、福祉サービスの適切な利用を援助し、その権利を擁護する必要があります。

また、福祉・保健サービスに関する苦情への公正・中立で迅速な処理や、安心してサービスを利用できるためのサービスの質の確保が求められています。

基本方向

- 1 「地域福祉計画」に基づき、地域福祉の総合的な推進を図るとともに、地域福祉の拠点施設として、地域保健福祉センターの機能を見直し整備します。さらに、身近な地域の相談支援窓口について、既存福祉施設の配置状況等を考慮し、整備に努めます。
- 2 市民による自主的な地域福祉活動が育つよう、地域住民の参加を促進するとともに、環境整備と支援に努めます。また、関係機関・団体、地域住民等の自主的な活動との連携を強め、援助を必要とする人々に対する支え合いのネットワークの整備を図ります。
- 3 判断能力が十分でない高齢者や障害者等に対し、福祉サービス等の適正な利用を援助し、その権利擁護に努めます。
また、福祉・保健サービスに関する苦情相談に対応し公正・中立な処理を進めるとともに、サービスの質の確保を図ります。
- 4 すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、まちのバリアフリー化の推進とともに、住宅の確保や移動手段の整備など生活環境の整備に努めます。



計 画

1 住み慣れた地域での生活を支える 地域福祉の充実

(1) 地域福祉の総合的な推進

「地域福祉計画」に基づき、地域福祉推進体制を充実させ、関連する計画や施策との整合を図りながら、地域との協働により地域福祉の総合的な推進を図ります。

また、援助を必要とする市民が安心して暮らすことができるよう、原子爆弾被爆者二世への援助をはじめ、きめ細かな福祉施策の推進に努めます。

(2) 地域福祉の拠点、相談・支援体制の整備

地域福祉の拠点として、地域保健福祉センターを、既存施設の活用も含め、地域ごとの高齢化の進行状況に配慮しながら計画的に整備し、行政の支援機能の充実を図ります。

また、身近な地域福祉の相談・支援窓口を、地域の福祉関係施設への併設等も含め計画的に整備します。

さらに、地域福祉及び地域福祉活動推進の拠点施設として、総合福祉会館の機能の充実を図ります。

(3) 支え合いのネットワークの整備

地域ケア会議の開催などを通じ、福祉や保健、医療等の専門機関やサービス事業者との連携を図り、地域ケア体制を充実します。また、地域の相談・支援窓口や各種支援センター等の相談員やケアマネジャー、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等と情報の共有化を図りながら、連携を強め、援助を必要とする人の発見や見守り、援助活動を推進し、地域と行政、専門機関等の協働による支え合いのネットワークの整備を進めます。

(4) 自主避難困難者に対する災害時の支援

大規模災害に備え、自主避難が困難な高齢者や障害者等を支援するため、近隣住民や地域の自主防災組織、ボランティア等との連携・協力の下に安否の確認や避難誘導を行う仕組みの整備を進めます。

(5) 地域福祉活動促進のための環境整備と支援

地域福祉活動への市民の参加を促進するとともに、地域団体やボランティア、NPO等による多様な福祉活動が育ち継続して行われるよう、情報の提供や活動場所の整備など支援します。また、ボランティア活動を活性化するため、ボランティアセンター（社会福祉協議会）やボランティア・NPOの支援センターに対し支援するとともに、社会福祉協議会の組織の強化と機能の充実を図るための支援を行います。

2 福祉サービス利用者への支援

地域の関係機関・団体と連携しながら、成年後見制度や社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業の普及に努め、福祉サービス等を利用する上で判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの福祉サービスの利用を支援します。

また、市の行う福祉・保健サービスに係る市民の苦情を公正・中立な立場で迅速に処理するため、福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）制度の普及に努めます。

さらに、市民が安心してサービスを選択し利用できるよう、サービス提供事業者とも連携してサービスの質の確保を図ります。

3 生活環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

駅舎を中心とした交通経路のバリアフリー化を進めるなど福祉のまちづくりを推進します。

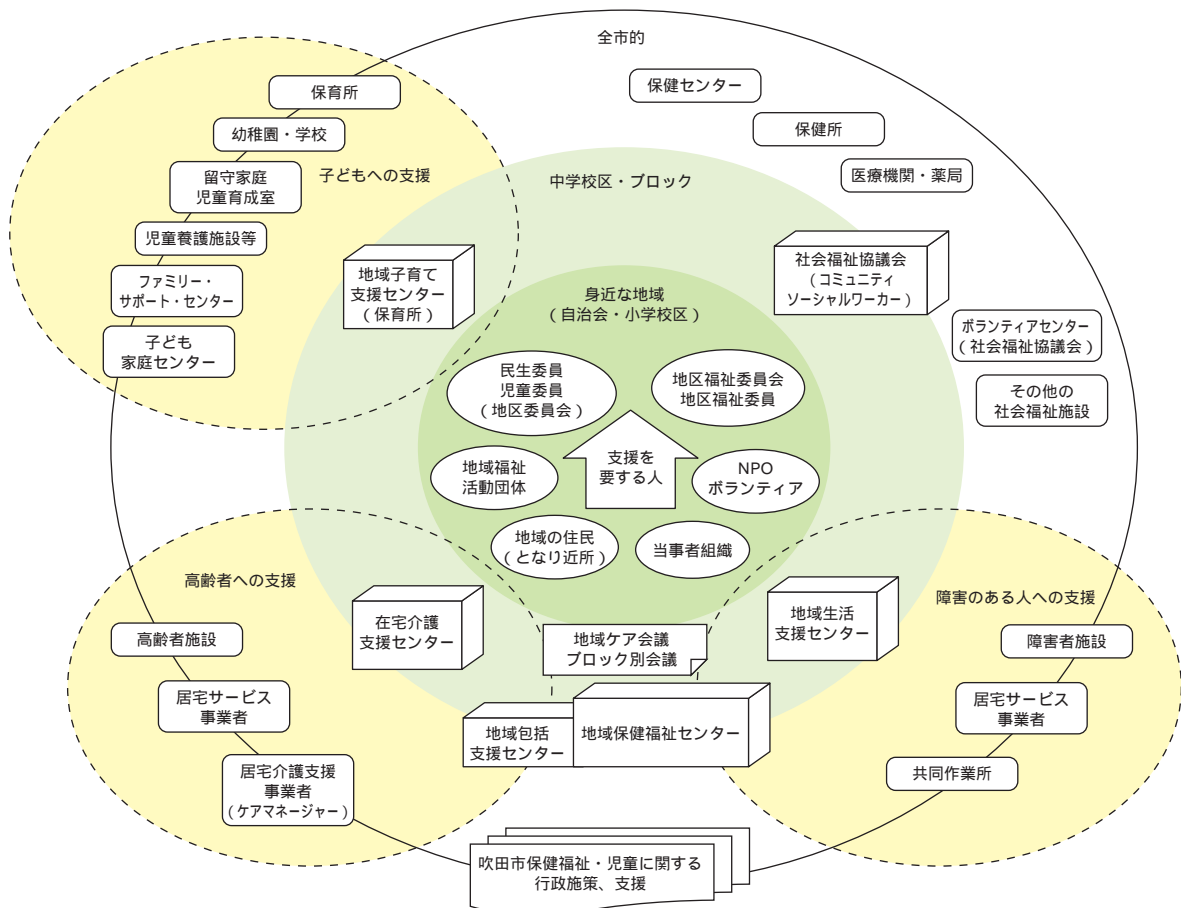
(2) 暮らしやすい住まいの確保

高齢者や重度障害者等に対し、住宅のバリアフリー化を支援するとともに、高齢者向け住宅や障害者のグループホームなど、高齢者や障害者が暮らしやすい住宅の整備を促進します。

(3) 移動への支援

一般の交通機関の利用が困難な高齢者や障害者などに対し、医療機関等への送迎や社会参加を促進するための外出支援について、そのあり方も含め検討します。

相談・支援体制のネットワーク



第5節 生活を支える社会保障の充実

体 系

1 低所得者福祉

- (1) 生活保護等の充実
- (2) 援助体制の充実

2 社会保障制度（国民健康保険・国民年金）

- (1) 制度改善の要望
- (2) 情報提供と相談機能の充実

動向と課題

- 全国的に生活保護世帯が急増しており、本市においても急激に増加している状況です。倒産やリストラ等による失業に起因して、仕送りや収入の減少により、高齢、ひとり親、傷病、障害等すべての要援護世帯が増加しています。これらの世帯が抱える問題には、経済的な援助はもとより、福祉、保健、医療をはじめとするさまざまな分野の施策が必要です。関係機関との協力の下に、さまざまな施策を活用し、個々の世帯の実情に応じたきめ細かな対応がよりいっそう重要となっています。
- 医療保険・公的年金制度は、傷病の治療や高齢に伴う所得の減少に備えるための社会保障制度であり、国民生活を支える重要な柱です。国民健康保険・国民年金制度は基本的には国の制度であり、国は高齢社会を迎えて、制度改革を進めています。

基本方向

- 憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するとともに、対象となる世帯に応じたさまざまな自立支援の推進に努めます。
- 高齢社会を迎えて医療保険・公的年金制度は、市民の健康と生活の安定に欠かせないものとなっています。国の制度改革の動向をみながら、市民がより豊かな生活を営むため可能な限り各機関と連携を図り支援に努めます。

計 画

1 低所得者福祉

(1) 生活保護等の充実

健康で文化的な生活が維持できる生活保護基準の改定を国に要望します。また、緊急時等の生活支援に努めます。

(2) 援助体制の充実

面接相談体制や援助体制を充実し、地域の民生委員・児童委員とも協力して対象家庭の多様な相談やニーズに対応していきます。

2 社会保障制度（国民健康保険・国民年金）

(1) 制度改善の要望

国民健康保険については、保険財政の基盤強化や安定的で持続可能な医療保険制度改革を国に要望します。また、国民健康保険と国民年金の給付の充実などについても国に要望します。

(2) 情報提供と相談機能の充実

国民健康保険や国民年金の対象となる市民が、これらの制度に対して正しい認識と理解を持つことができるよう、制度の周知、関連情報の提供、相談機能の充実に努めます。

第6節 健康な暮らしを支えるまちづくり

体系

1 健康づくりの推進

2 保健事業の推進

- (1) 母子保健
- (2) 成人保健
- (3) 高齢者保健
- (4) 歯科保健
- (5) 心の健康づくり
- (6) 健康危機管理
- (7) 地域ケア体制

3 地域医療体制の整備

- (1) 救急医療体制の整備
- (2) 地域での暮らしを支える医療
- (3) 地域医療連携体制の整備

動向と課題

- 1 生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命が急速に伸びる中、高齢期を健やかで心豊かに過ごすことができるよう、積極的な健康づくりに取り組むことが必要となっています。

国は、平成12年度（2000年度）に「健康日本21」を策定し、大阪府は、平成13年度（2001年度）に「健康おおさか21」、さらに平成14年度（2002年度）には「健康おおさか21吹田保健所圏域計画」を策定しました。また、平成15年（2003年）5月には「健康増進法」が施行されました。

本市においても、「健康づくり都市宣言」の趣旨を踏まえ、「健康すいた21」をはじめ、「高齢者保健福祉計画」「次世代育成支援行動計画」等に基づき、幅広い健康づくりに取り組むことが求められています。

- 2 心身の健康の保持・増進は、栄養、運動、休養のバランスがとれた生活習慣の確立が基本であり、自己の健康状態の正しい認識と自己管理は生活習慣病予防の原点でもあります。

そのため、市民が自己の健康状態を把握し、主体的に日常生活の中でさまざまな健康づくり活動が行えるように多彩なメニューを用意し、また必要な情報を提供するシステムが必要です。

- 3 保健事業においては、乳幼児期から高齢期に至るまで、身近な地域での取組の推進が必要になっています。事業の推進にあたっては、生活習慣病予防や介護予防、子育て支援を重視し、福祉、医療とも連携した取組が求められています。

- 4 若年者を含む幅広い年齢層で、自殺やうつ・うつ状態の人が増えています。高齢者においては、認知症への対応が介護者にとっても大きな問題となっています。また、子育ての不安や負担から、心のバランスを失っている保護者も増えています。精神障害者の自立の問題も含め、症状の正しい理解やその予防などについて、医療、保健、福祉が連携した取組が求められています。

- 5 国際的に広がる新たな感染症や、食中毒の発生などにみられるように、市民の健康を脅かすさまざまな事象が起きています。これらに対し、保健所と連携し、迅速に対応することが求められています。

- 6 本市は、医療機関が整備された環境にありますが、近年の小児科医の確保困難等もあり、休日・夜間の初期救急、入院の必要な二次救急体制の整備が課題となっています。

- 7 高齢化と生活習慣病等の慢性疾患を中心とした疾病構造の変化に伴い、受診者数が増加する一方で、医療機器や医療技術の進歩により高度医療への市民の期待も増大しています。

市民病院においても、外来患者の待ち時間の短縮や接遇の改善によるサービスの向上などに加え、高度化する医療への市民の期待に応えた医療技術の充実を図ることが求められています。

基本方向

- 1 市民一人ひとりが日常生活の中で気軽に健康づくりに取り組めるよう、関係機関・団体と連携し、情報提供をはじめ環境づくりに努めます。
- 2 生活習慣病予防や介護予防、子育て支援を重視した保健事業に取り組みます。また、精神的な面で問題を抱える市民への支援や、新たな感染症等には、保健所との連携の下、その対応を進めます。
- 3 休日・夜間の初期救急、入院の必要な二次救急体制の整備に努めます。
- 4 病気の治療だけでなく、健康づくりや子育て、介護に関する身近な相談相手として、かかりつけ医の定着を関係機関との連携の下に進めます。
- 5 地域に集積している医療機関の連携を深め、市民が安心して医療を受けることができる地域医療体制の整備に努めます。また、市民病院については、公的病院としての役割を果たすとともに、地域の急性期医療機関として患者サービスの向上等に努めます。



計画

1 健康づくりの推進

健康づくり推進事業団とともに、地域での健康づくりに関する情報を一元化し、提供します。また、健康づくりについての啓発と、市民のニーズに応じた多彩なプログラムの提供に努めます。さらに、スポーツ振興事業など生涯学習事業と保健事業との連携に努め、効果的な事業の推進を図ります。

2 保健事業の推進

(1) 母子保健

市民のニーズに応じた母子保健事業の実施に努め、特に、児童虐待については、健康診査や育児相談、訪問指導等を通じ、その予防と早期発見に努めます。また、かかりつけ医や子育て支援事業等と連携しきめ細かな支援に努めます。

(2) 成人保健

生活習慣病予防に向け、健康診査や事後指導、健康教育等において、個人の状況に応じた支援に努めます。また、市民が主体性を持って、食生活の改善、たばこ対策、運動・身体活動の習慣化等に取り組めるよう、関係機関と連携して多彩な情報の提供に努めます。

(3) 高齢者保健

高齢者の年齢に応じた生活習慣の改善や疾病予防に努めます。また、生活機能の低下を早期に発見し、健康教育や訪問指導、地域参加型機能訓練事業などの介護予防に寄与する事業の実施に努めます。

(4) 歯科保健

年代に応じた予防的な歯科保健事業を実施します。また、高齢者、障害者に対し、口腔ケアを含む効果的な歯科保健サービスを実施します。

(5) 心の健康づくり

ストレスへの対応やうつ・うつ状態、認知症の予防のための正しい知識の普及・啓発や生活支援に努めます。心のバランスを失い、子育てに支障をきたしている保護者には、訪問等を通じ、育児支援事業や在宅福祉サービスの利用につなぐ等、保健、医療、福祉の連携の下、支援に努めます。また、関係機関と連携し、精神疾患への市民の理解を深めるための啓発に努めます。

(6) 健康危機管理

感染症や食中毒など、市民の健康を脅かすさまざまな事象に対し、その予防についての正しい知識の普及や情報の提供に努めます。また、保健所や医療機関と連携し、発生時における迅速な対応に努めます。

(7) 地域ケア体制

市民の身近な場所での事業実施と、地域での保健活動を通じ、市民の健康状態や地域の状況を把握し、福祉、医療との連携を深め、地域ケア体制の整備に努めます。また、地域住民、民生委員・児童委員、地区福祉委員、自治会、ボランティア等と連携しネットワークづくりを進めます。

3 地域医療体制の整備

(1) 救急医療体制の整備

大阪府の保健医療計画に沿って、府や隣接各市、関係医療機関との協力を強め、府の救急医療情報ネットワークにより救急搬送の円滑化を図るとともに、本市の実情を踏まえた救急医療体制の整備を進めます。

(2) 地域での暮らしを支える医療

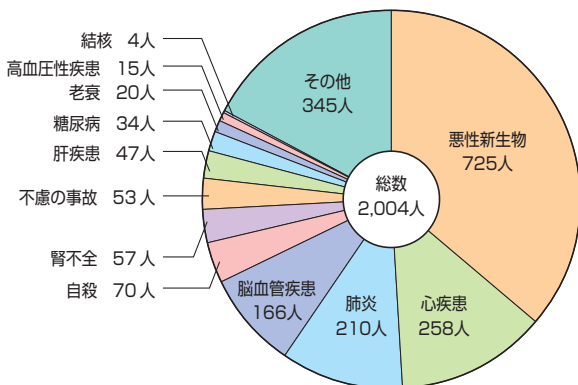
関係機関に働きかけ、かかりつけ医を定着させるとともに、地域の医療、保健、福祉のネットワークづくりに努めます。

(3) 地域医療連携体制の整備

病院間、病院と診療所、診療所間の連携を深め、適時に適切な医療を受けることができる地域医療体制の整備に努めます。また、市民病院については、地域の急性期医療機関として、他の医療機関との連携を進め、地域医療の水準向上に貢献する高度で良質な医療、安心・安全な医療の提供に努めるとともに、中長期の視野に立った経営改善を進め、経営基盤の確立に努めます。

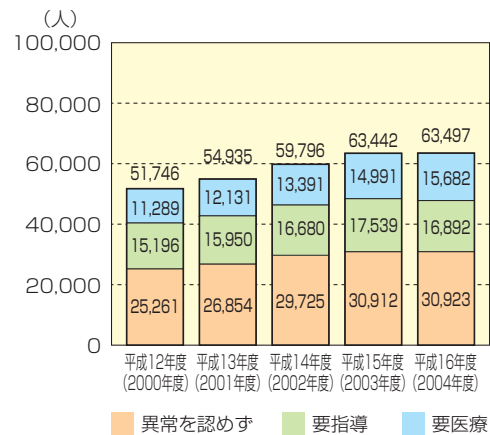
主要死因別死者数（平成16年（2004年））

吹田保健所データによる



基本健康診査の実施状況

福祉保健部データによる



第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

体系

学校教育

1 教育内容の充実

- (1) 園児の笑顔に出会える教育の展開
- (2) 学ぶ楽しさを実感できる教育の展開
- (3) 心豊かな児童・生徒の育成
- (4) 健康な児童・生徒の育成
- (5) 障害に配慮した教育の充実
- (6) 国際化・情報化社会に対応した教育の展開
- (7) 高等学校等への進路指導の充実

2 教育環境の充実

- (1) 教育施設等の充実
- (2) 教職員研修・教育相談の充実
- (3) 就学・就園の奨励・援助

3 地域に関わった学校づくりの展開

青少年育成

4 青少年の居場所づくり

- (1) 青少年拠点施設等の整備・充実
- (2) 学校施設等を活用した事業の推進
- (3) 非行防止など環境の整備

5 青少年の仲間づくり

- (1) 青少年育成事業の推進
- (2) 指導者の養成
- (3) 活動機会の提供

6 青少年を育てる家庭・地域づくり

- (1) 地域ぐるみの子育て支援
- (2) 相談体制の充実
- (3) 家庭、学校、地域が一体となった青少年の育成
- (4) 青少年団体等の育成

動向と課題

学校教育

1 本市の学校教育は、憲法と教育基本法をはじめとする教育諸法令等に基づき、人格の完成をめざし平和的・民主的な国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行ってきました。

しかし、価値観の多様化、少子・高齢化、情報化、地域社会の変容などが同時に進行する中で、人間関係の希薄化や生活体験の不足、人や命に対する感性の欠如など、子どもや子育ての基盤である家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの豊かな人間性を育む上で大きな影響を及ぼしています。また、子どもたちの命を脅かす事件も多発しています。学校教育においては、幼稚園や保育園から小学校へ、小学校から中学校へと進むことによる環境の変化に適応できない子どもがいるなど、依然として、いじめや不登校、問題行動などさまざまな問題が生じています。また、地域の人口の変動や学級編制基準の見直しに伴う教育環境の整備も課題となっています。

2 学校教育においては、義務教育9年間を見通し、すべての教育活動を通じて豊かな心を育てる教育を重視し、情操教育、人権教育、福祉教育、体験重視の教育、自然環境の愛護など、人間としてのあり方や生き方についての教育を充実させる必要があります。また、学習指導においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎・基本を確実に身につけ、それを基に自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考える力などの「確かな学力」を育成することが必要です。

また、健康の保持・増進にかかわる能力や態度を育み、生涯にわたって運動やスポーツに取り組むことができる素地を培うとともに、健康に関心が持てるようにすることが必要です。

3 子どもたちの健やかな成長は、すべての人びとの変わらぬ願いです。完全学校週5日制の下、学校は子どもたちの学びと育ちを豊かなものにするため、地域との連携をより密にし、地域とともに歩む教育の創造に努める必要があります。また、直面する教育課題を踏まえ、家庭とのいっそうの連携を図り、家庭の教育力向上のため、保護者への支援や意識啓発に努めることが大切です。

青少年育成

4 都市化や核家族化の進行は、人間関係の希薄化を招き、地域社会や家庭が持つ教育力を低下させています。また、受験競争の激化や塾通いなども一因となり、青少年の地域活動や社会参加の機会が少なくなっています。近年、青少年の生活には、時間的ゆとりが失われるとともに、遊びの場が屋外から屋内へ、遊び仲間は近隣の異年齢集団から学校等の限られた範囲へと変化してきています。また、高度情報化などで、生活の利便性は拡大している一方、心の豊かさが見失われがちです。

現代の青少年は、自由で多様な生き方を身につけている半面、規範意識や倫理意識が低下していると指摘されています。さらに、自然体験やさまざまな生活体験の機会の不足などにより、コミュニケーション能力の低下や人間関係などでストレスを感じている青少年が増えています。

5 豊かな人間関係は、思いを伝え、受け入れ、共有し合うことで相互の理解が深まり、相手にもっとかかわりたいという思いが高まっていく過程でつくられます。青少年が健やかに育つには、さまざまな活動に積極的に参加するなど、多くの人との出会いや交流を通じての人間関係をつくり、自らの可能性を伸ばすことが重要です。

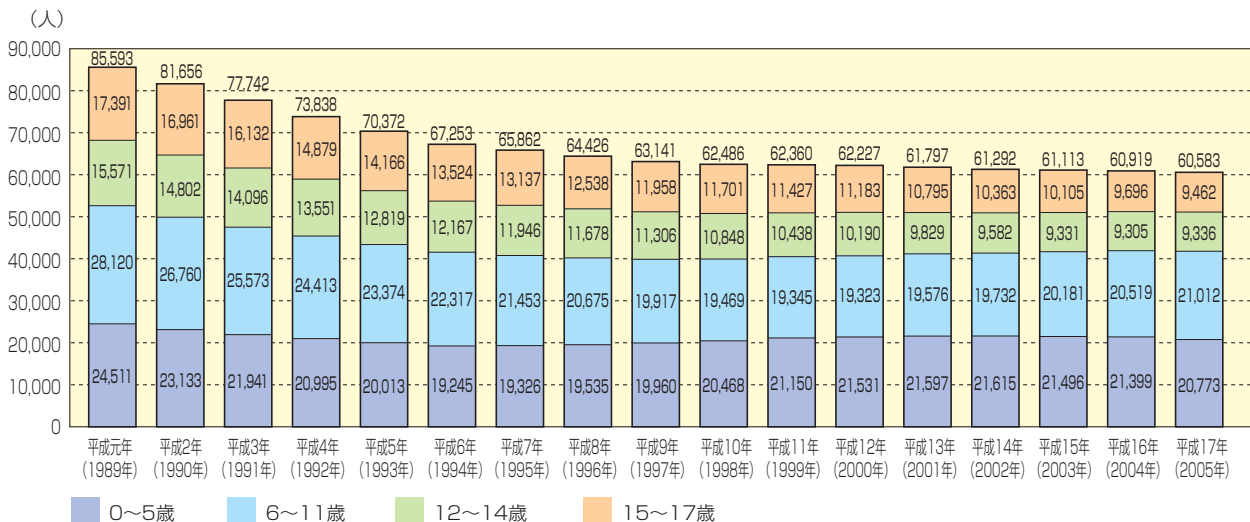
文化・スポーツ施設などの整備をはじめ、青少年が自由に集い、安全に遊び、活動し、年長者や大人に気軽に悩みなどの相談ができ、年少者に対しては、異年齢集団の中での遊びや活動を通じて交流ができる場を提供する必要があります。

6 家庭と地域社会とのかかわり合いの希薄化から、子育てが孤立化し、隣近所といった身近な地域社会の中に、自然な形であった子育てについての相談や情報交換の場が少なくなっています。また、日常生活で、親との会話やふれあいが少なく、家庭の教育機能の低下がうかがえます。

地域における連帯意識を高め、青少年の成長を支える多様な人間関係を形成するなど、地域社会で青少年の健全育成に取り組む必要があります。

児童人口の推移

住民基本台帳人口による



基本方向

学校教育

- 1 学校教育を生涯学習の基礎として位置づけ、新しい時代の変化に主体的に対応できる園児・児童・生徒の育成をめざします。
- 2 幼稚園における異年齢児学級保育や小中一貫教育等、未来を拓く子どもたちがいきいきと過ごせる学校体制づくりをめざします。
- 3 子どもたちの個性を重視し、基礎・基本を確実に身につけ、それを基に、自ら課題を見つけ、自ら考え、よりよく問題を解決する力や健康と体力など「生きる力」の育成に努めます。
- 4 心豊かな子どもの育成のため、男女共同参画の視点を入れながら、道徳・人権教育等で自尊感情を育むとともに、多様な個性や価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育を推進します。
- 5 障害等を有する児童・生徒が、社会参加や自立の達成を図ることができるよう医療、福祉等の関係機関との連携を図り、障害の種別と程度に応じた教育の充実や、よりきめ細かな教育環境の整備を図ります。
- 6 国際性豊かな児童・生徒の育成をめざすとともに、帰国児童・生徒や在日外国人児童・生徒、新たに来日した児童・生徒に対する教育環境の充実と国際理解を深める教育の充実を図ります。また、高度情報通信社会に対応できるよう、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。
- 7 学校の教育活動、施設整備の両面で地域に開かれた学校づくりを行います。
各学校がこれまでの学校運営を自主的に点検し、改善を図り、学校運営の透明性や機動性の確保に努めるとともに、地域の持つ教育力を積極的に活用し、地域と協働する中でよりよい学校運営の確立を図ります。

青少年育成

- 8 文化・スポーツ活動、自然体験、遊びなど、地域における青少年の積極的な活動を推進するために、青少年を取り巻く環境や活動の場（居場所）を整えることにより、青少年の自主的な活動を支援します。
- 9 青少年同士のふれあいや社会のさまざまな人とかわりを持つ機会を提供することにより、集団の中での役割を自覚し、仲間づくりの大切さや社会性を身につけることができるよう支援します。
- 10 子育ての悩みを解消するとともに、青少年に関する相談体制を充実するなど、家庭はもとより、地域で子育てを支援する基盤の整備に取り組みます。
また、青少年の健全育成に取り組めるよう、地域の共有財産である「学校」を核として、家庭、学校、地域が一体となって教育についての課題の共有化を図り、解決に向けて協働します。



計 画

学校教育

1 教育内容の充実

(1) 園児の笑顔に出会える教育の展開

幼児一人ひとりの発達を把握し、適切で柔軟な教育活動ができる指導方法の充実に努めます。

市立幼稚園の異年齢児学級保育をはじめ、多様な人とのかかわりを大切にし、豊かな人間関係の構築をめざします。

市立・私立幼稚園が協調し、「幼稚園教育振興計画」に基づき、教育環境の整備を進めます。

幼稚園、保育所などの幼児教育関係者の研究・研修・交流活動の充実や、小学校との連携を密にし、保護者への情報提供と相談体制の整備を進め、地域の幼児教育のセンター的な役割が果たせる幼稚園の実現に努めます。

(2) 学ぶ楽しさを実感できる教育の展開

児童・生徒の学力実態を把握し、基礎的・基本的な学習内容の定着をはじめ、「確かな学力」の育成に努めます。

一人ひとりの個性や特性に応じた「わかる」「楽しい」授業づくりを進めるとともに、児童・生徒の主体的な活動を生かした教育を進めます。

小中学校の緊密な連携の下、義務教育9年間を見通した一貫性と継続性のある指導により、夢を持って将来について考え、積極的に自己を生かしていくことができる児童・生徒の育成に努めます。

学校図書館の「学習情報センター」「読書センター」としての機能を活用し、児童・生徒の意欲的な学習活動や読書活動の充実に努めます。

環境や福祉に対する理解や実践力を育成するため、自然体験やボランティア活動等の社会体験をはじめ、観察・実験・調査見学・学習討論、ものづくりや生産活動等を通して、人・自然・社会とのふれあいと対話を重視した教育を進めます。

(3) 心豊かな児童・生徒の育成

人権尊重の観点に立ち、児童・生徒一人ひとりに自尊感情を育み、多様な個性や価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育を進めます。また、体験的な活動を核とする取組を通して、生命尊重や善悪の判断等、人間としての基本的な倫理観や規範意識の育成に努めます。

(4) 健康な児童・生徒の育成

学校と家庭や医療機関等が連絡を密にして、疾病や障害の早期発見と予防に努めるとともに定期検診の拡充を図ります。また、運動能力の開発や体力づくりを促進することにより健康の保持・増進を図るとともに、健康な生活の基本となる食に関する指導の充実に努めます。学校内外の事故防止のための安全教育と安全管理の徹底を図ります。

給食内容の多様化と充実に努めるとともに、関連施設の整備を進めます。

(5) 障害に配慮した教育の充実

配慮を要する児童・生徒一人ひとりの障害等の実態に応じた教育課程の編成に努め、個別の指導計画に基づいた教育内容の精選と指導方法の工夫・改善・充実に努めます。

配慮を要する児童・生徒への支援に関する研究・研修の充実を図るとともに、学校での支援体制の確立と保護者、関係機関との連携を推進します。

(6) 国際化・情報化社会に対応した教育の展開

わが国の文化と他国の異なる文化に対する理解と多文化共生の精神が養われる教育を進めるとともに、国際社会においてコミュニケーションが図れる能力の育成に努めます。

帰国児童・生徒や在日外国人児童・生徒、新たに来日した児童・生徒に対し、個に応じた指導の充実を図ります。

学校教育情報通信ネットワークを拡充し、視聴覚教育や情報教育の充実にも努めるとともに、教育の情報化を図ります。

(7) 高等学校等への進路指導の充実

義務教育期間を通じ、キャリア教育に取り組むとともに、主体的に自己の進路を選択する能力や態度を養う進路指導を進めます。

2 教育環境の充実

(1) 教育施設等の充実

学校教育施設の安全性の確保や質的向上を図るとともに、多様な学習形態に対応できる施設の拡充に努めます。また、今後の児童・生徒数の推移や地域の実情を加味しながら、よりよい教育環境の整備に努めます。さらに、開かれた学校を念頭においた施設の整備計画を策定します。

子どもたちの安全を確保するために、地域と協力した体制の確立を図ります。

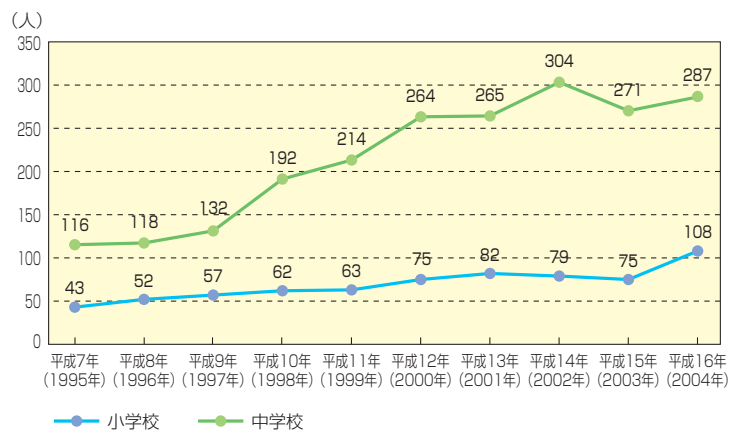
(2) 教職員研修・教育相談の充実

教育センターを中心に、教職員の資質向上のため、研修の充実を図るとともに、教育に関する専門的・技術的事項の調査や研究を行い、その成果の普及に努めます。

また、不登校児童・生徒への対応の強化や不登校・情緒・行動・発達等の多様な相談に応えるため、関係機関との連携を図りながら、教育相談の充実にも努めます。

不登校の状況

教育委員会学校教育部データによる



(3) 就学・就園の奨励・援助

幼稚園就園の奨励を進めるとともに、保護者の経済的負担の軽減に努めます。小中学校においては、就学の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。

また、高等学校等の就学に係る保護者負担の軽減を図るとともに、私立高校の学費負担の軽減化を図れるよう関係機関に働きかけます。

3 地域に開かれた学校づくりの展開

保護者や地域住民等の意向の把握と協力を得るシステムを構築するとともに、児童・生徒、保護者、地域住民等による外部評価を実施し、学校の教育活動や学校運営について説明責任を果たし、学校改善に向けた取組の推進と開かれた特色ある学校づくりの充実を図ります。

学校を支援するボランティアネットワークシステムの充実を図り、保護者や地域住民等による支援体制を推進するとともに、市内の大学との連携によるインターンシップ制度等の活用により、子どもたちの学びを地域に広げる取組を進めます。

青少年育成

4 青少年の居場所づくり

(1) 青少年拠点施設等の整備・充実

「つながり」を基本理念として、青少年自らの活動の場並びに青少年団体や青少年育成団体の活動の場として、また、幅広い情報や相談の機能を持つ青少年育成のための拠点施設を整備します。

野外活動や集団活動の場としての青少年野外活動センターや少年自然の家の充実に努めるとともに、青少年クリエイティブセンターや勤労青少年ホームの事業の充実に努めます。

(2) 学校施設等を活用した事業の推進

地域で子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所（太陽の広場）や子どもの自主性、創造性を育む体験活動の場（地域の学校）、完全学校週5日制に伴う学校開放事業など、小学校の施設や学習資源を活用した事業を推進します。

(3) 非行防止など環境の整備

地域住民の協力を得ながら、有害図書類の追放運動や青少年健全育成協力店運動を展開するなど、青少年の非行防止に向けた環境整備に努めます。



5 青少年の仲間づくり

(1) 青少年育成事業の推進

青少年育成団体などとの連携を図り、青少年活動を活発化するとともに、青少年活動団体への加入や仲間づくりを促進します。

地域に根差した活動やボランティア活動への参加を促進するとともに、地域と学校との連携による青少年活動を推進します。

(2) 指導者の養成

ジュニアリーダー、青年リーダー、地域の指導者の育成と資質の向上を図るため、講習会や研修会を体系的に見直し、各世代間のリーダー交流を促進することで、各地域における青少年活動の活性化を図ります。

(3) 活動機会の提供

青少年同士のふれあいや社会のさまざまな人とのかかわりを持つ機会を提供し、集団の中で役割を与えることによって、仲間づくりをすることや社会性を身につけることができるよう支援します。



6 青少年を育てる家庭・地域づくり

(1) 地域ぐるみの子育て支援

子どもを通じて、幅広い年齢層の大人が交流し、子育てに関する情報交換や悩みの解消を図るなど、地域で子育てを支援する基盤の整備に取り組みます。

(2) 相談体制の充実

青少年やその家族からの多様な相談に応じることができるよう、関連機関との連携や協力体制を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

(3) 家庭、学校、地域が一体となった青少年の育成

子どもの成長に果たす家庭の役割は大きく、親子で参加する行事や相談事業、PTA活動への支援などを通じて、家庭への支援を行います。

また、家庭、学校、地域が課題を共有化し、課題解決に向けた取組を進めていけるよう、きめ細かな連絡調整や情報提供を行い、地域活動での協働をめざした、教育コミュニティづくりを推進します。

(4) 青少年団体等の育成

青少年団体や青少年育成団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携を深めます。また、地域で活動している各種団体が継続的・日常的に子どもにかかわるシステムを構築し、地域社会の共有財産である学校との協働を支援します。



第2節 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり

体系

1 生涯学習推進体制の充実

- (1) 推進体制の基盤整備
- (2) 学習施設の整備と体系化
- (3) 学習情報の収集と提供

2 社会教育施設等における生涯学習の推進

- (1) 社会教育施設の整備・充実
- (2) 学習プログラムの充実
- (3) 学習活動への支援
- (4) ふれあいと自己実現の場の提供

動向と課題

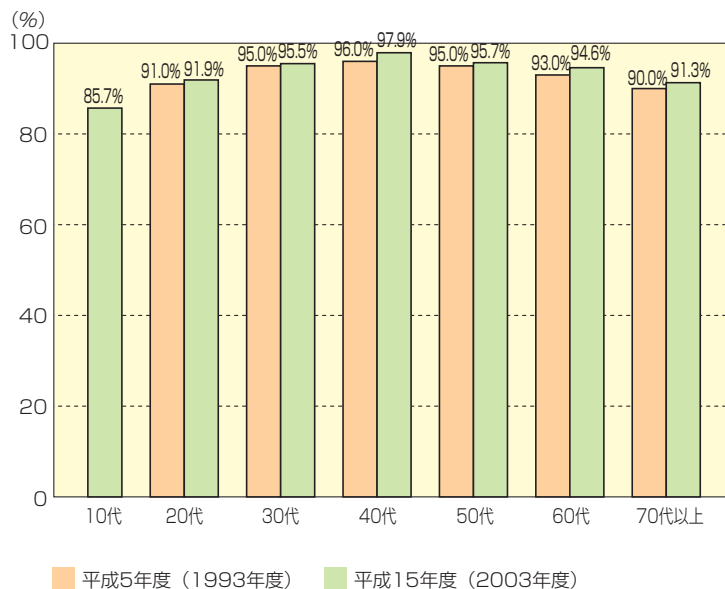
1 人びとは、物質的な豊かさや便利さから、生きがいのある心豊かな生活や人生を送ることを重視するようになってきました。また、科学技術の進歩や高度情報化、国際化により、新しい知識や技術の習得、情報の主体的な活用や多文化を理解する必要性が高まっています。

2 生涯学習は、市民一人ひとりがそれぞれに適した方法や手段で、生涯にわたって行うさまざまな学習であり、知識や技能を身につけるだけでなく、それを通じて豊かで生きがいのある生活をめざすものです。

一方、学んだ人が、学習の「受け手」にとどまらず「教え手」となり、社会の「つくり手」として、その成果を社会に広げ発信していく過程もまた生涯学習と言えます。学んだ成果を社会全体で認め合い、よりよい地域社会を共につくっていくことは、より豊かな学習活動につながっていきます。一人ひとりの学びが、人と人、人と地域をつなぎ、豊かな文化の創造と地域づくりにつながるような生涯学習社会の形成に向けて取り組む必要があります。

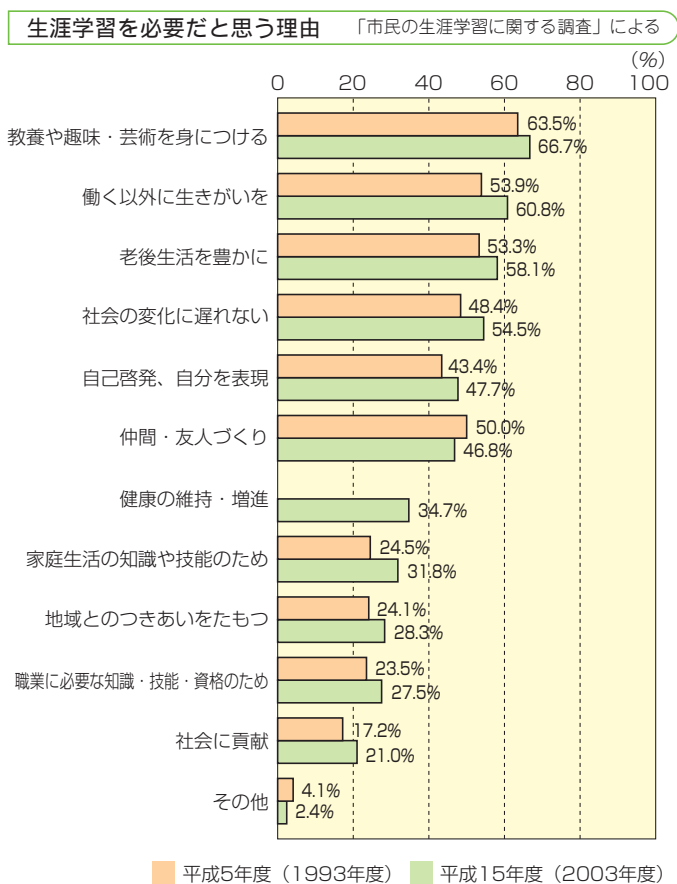
年代別にみた生涯学習の必要性

「市民の生涯学習に関する調査」による



3 本市には、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学や国立民族学博物館があり、それぞれの機関で公開講座等の市民を対象とした学習機会が提供されています。また、地区公民館は、市民が自宅から気軽に訪れることのできる場所にあり、生涯学習活動の場として中心的な役割を果たしています。こうした本市の特長的な学習資源である大学等との緊密な連携や地区公民館の有効活用を図りながら、生涯学習を総合的に推進する必要があります。

4 地域で互いに学び、ふれあい、交流することは、地域社会への関心を育み、市民参加のまちづくりや個性的で活力ある地域づくりを進める上で重要です。生涯学習において、公民館、図書館など社会教育施設の果たす役割は大きく、生涯にわたる多様な学習ニーズに応えるため、施設の整備や充実を図るとともに、学習・文化サークル活動の育成や学習活動を支援し、ふれあいや交流を深め、自己実現の場の提供に努める必要があります。



基本方向

- 1 家庭、学校、地域、行政だけでなく、民間企業、市民団体などが相互に連携し、各々の役割が適切に果たされるよう、生涯学習推進体制の充実に努めます。
- 2 生涯を通じて学習できる場と機会を誰もが利用でき、学習した成果が生かせるよう、学習施設の整備と体系化を図り、学習機会や施設の情報を幅広く収集し提供に努めます。
- 3 市民一人ひとりが、自己の可能性を探り、豊かな地域社会を築く構成員として能力を生かすことができるよう、社会教育施設の整備を図ります。また、市民の多様なニーズに応えるとともに、高齢者や障害者が積極的に参加できる学習機会と学習内容の充実に努めます。
- 4 家庭や地域における自主的な学習活動を促進するため、学習機会の提供や相談機能の充実に努め、指導者や自主学習グループへの支援に努めます。
- 5 楽しく学び、学んだことが地域の活性化に生かされ、まちづくりにつながるよう、世代間交流や地域団体との連携を進め、市民のふれあいや交流、自己実現の場の提供を図ります。



計画

1 生涯学習推進体制の充実

(1) 推進体制の基盤整備

「生涯学習推進計画」に基づき、総合的な施策の推進を図るとともに、市民の参画や大学等との連携による推進体制の整備に努めます。

(2) 学習施設の整備と体系化

生涯学習を推進するための学習プログラムの研究・開発や学習情報の収集・提供、指導者の養成・研修などを行うとともに、生涯学習のネットワークのセンター的機能を果たすことができる（仮称）生涯学習センターの建設を進めます。

学習施設間の相互の連携や協力を密にし、各施設が持つ機能や立地条件などを生かした学習施設の体系化を図るとともに、市民の多様な学習ニーズに応え、学んだことを社会に還元するなど生涯学習社会をめざすにふさわしい施設の整備、学習内容の充実に努めます。また、コミュニティセンターをはじめコミュニティ関連施設との連携や大学等との連携を図ります。さらに、身近な学習活動の場の一つとして学校施設の利用を推進します。

(3) 学習情報の収集と提供

施設情報、講座・イベント情報、団体情報、人材情報など多面的な学習・文化・スポーツ情報の収集と提供に努めるとともに、必要な情報が適時に提供できる生涯学習情報システムの整備を進めます。また、市民のさまざまな学習相談に応じ、適切に指導・助言できる体制を整備します。

2 社会教育施設等における生涯学習の推進

(1) 社会教育施設の整備・充実

地域での市民の多様な学習・文化活動に応えることができる地区公民館の諸施設の充実に努めるとともに、地域での生涯学習の幅広い展開を支えるにふさわしい地区公民館の運営体制の充実に努めます。

図書館においては、市民の多様なニーズに応えられるよう新鮮で魅力ある蔵書をめざすとともに、中央図書館・分館・分室の施設の充実に努め、生涯学習時代にふさわしい施設整備を図ります。また、近隣市町の図書館や大学等の図書館との連携と相互利用を進めます。

地域歴史資料を収集展示し、文化財保護、情報発信基地としての拠点施設である博物館は、収集資料の増大に対応するため、また市民の学習意識の高まりに伴う展示内容の更新を図るため、施設の整備・充実に努めます。

(2) 学習プログラムの充実

「生涯学習推進計画」に基づき、公民館や図書館をはじめとする社会教育施設で生涯学習の中核的な役割を担い、相互の連携を図るとともに、障害者や、乳幼児から高齢者までを対象とする幅広い学習機会の保障と、人権、福祉、環境などの現代的課題や市民ニーズに応じた学習内容の充実に努めます。

また、「子ども読書活動推進計画」の策定や、図書館における読書活動の振興につながる諸事業の実施、学校図書館への支援等を通じて、さまざまな学習プログラムの提供に努めます。

(3) 学習活動への支援

地域での多様な自主的学習活動を支援するため、図書館でのレファレンスサービスや各施設での学習相談機能の充実に努めるとともに、電子資料の有効活用やホームページを活用した情報発信等により学習情報や人材情報の提供に努めます。

P T Aなどの社会教育関係団体や自主学習グループへの情報提供や相談機能の充実によりその育成に努めるとともに、外国人への学習支援として、国際交流協会と連携した取組や、図書館での外国語資料の収集と貸出などの多文化サービスの展開を進めます。

(4) ふれあいと自己実現の場の提供

高齢者と若い世代が共に学べる世代間交流事業や、共通の地域課題、生活課題に関する学習機会の提供などを行うとともに、音訳・点訳ボランティアやブックスターボランティア、地域・家庭文庫など、さまざまな団体等との連携による取組を進めるとともに、地域での市民のふれあいや交流、自己実現の場の充実に努めます。



第3節 スポーツに親しめるまちづくり

体 系

1 体育・スポーツ施設の整備

- (1) 市民体育・スポーツ施設の整備
- (2) 学校体育施設等の利用・活用

2 指導者の養成・確保と資質の向上

- (1) 指導者の養成・確保
- (2) 指導者の人材活用

3 スポーツ関係団体の育成

- (1) 各スポーツ団体の育成
- (2) 総合型地域スポーツクラブの育成

4 生涯スポーツの促進

- (1) 地域スポーツの振興
- (2) スポーツイベント・プログラムの提供
- (3) 健康づくり事業の推進と高齢者・障害者スポーツの振興
- (4) 情報の提供

動向と課題

1 生活全般における合理化や省力化が進み、運動不足やストレスなど人びとの身体と心に深刻な問題が生じてきています。

また一方では、余暇時代を反映した「レジャースポーツ」、運動不足、過剰栄養、ストレスなどを背景にした「健康スポーツ」、さらに高齢化が進む中での「生涯スポーツ」など、市民の間にスポーツに対する関心が一段と高まっています。

2 本市においては、健康づくり宣言都市として、「一市民・一スポーツ」を合言葉に、生涯スポーツの推進を目標に掲げ、市民の健康・体力づくり施策の充実と発展に取り組んできました。地域に整備した体育館の利用をはじめ学校体育施設の開放などを通じて、多くの市民のスポーツ活動への参加を促してきました。また、指導者の養成では、講座の修了者が、各地域で活躍するなど、「学び手」が「教え手」となり、地域スポーツの振興と地域コミュニティの育成に大きな役割を果たしています。

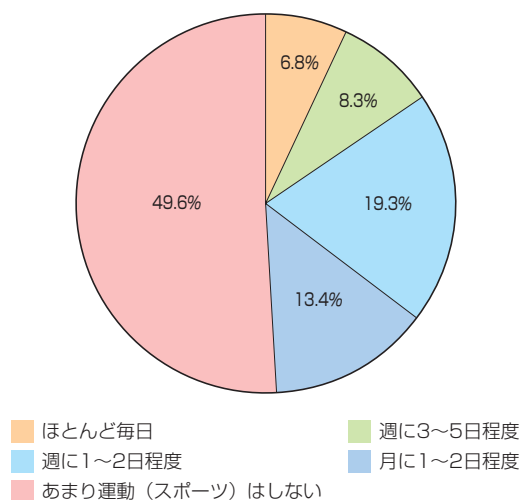
3 すべての人が、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。市民ニーズに応じたスポーツの振興を図り、できるだけ早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%（2人に1人）になることをめざすとともに、総合型地域スポーツクラブの育成について検討を進めていく必要があります。

基本方向

- 1 多様化する市民ニーズに応えることができるよう、施設の整備と有効活用に努めるとともに学校体育施設の地域への開放を今後とも推進します。
- 2 指導者の養成・確保と人材活用に努め、スポーツ関係団体の育成を図り、地域スポーツの充実や、すべての人を対象としたきめ細かなスポーツプログラムの提供に努めるとともに、健康の保持・増進のため、保健事業との連携を図り、健康づくり事業を推進します。また、さまざまなスポーツ情報の提供を積極的に行い、市民一人ひとりが生涯にわたり気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう努めます。

スポーツを行っている市民の割合

市民スポーツ意識調査（平成12年（2000年））による



計画

1 体育・スポーツ施設の整備

(1) 市民体育・スポーツ施設の整備

既存の体育・スポーツ施設の老朽化に伴う安全性の確保と高齢者や障害者などの利便性を考慮した施設の整備・充実に努めるとともに有効利用を図り、利用者に対するサービスの向上に努めます。

(2) 学校体育施設等の利用・活用

地域のスポーツ・レクリエーション活動の中心となっている学校体育施設開放事業の充実に努めます。また、大学等が所有する体育・スポーツ施設との連携について協力を要請します。

2 指導者の養成・確保と資質の向上

(1) 指導者の養成・確保

地域におけるスポーツ活動の指導・助言にあたる社会体育リーダー、高齢者スポーツの振興を図る指導者、競技スポーツの技術指導や組織の育成指導にあたるスポーツ指導員の養成・確保に努めるとともに、資質の向上をめざし、研修会等の充実に努めます。

(2) 指導者の人材活用

地域社会や時代の要請に応え、市民のスポーツ・レクリエーション活動をより促進させるため、地域や学校のスポーツクラブの指導者として活用ができるよう指導者登録・派遣システムなどの充実に努めます。

3 スポーツ関係団体の育成

(1) 各スポーツ団体の育成

多様なスポーツ種目が普及しつつある状況に応じ、スポーツ関係団体の育成を図ります。また、市民の多様なスポーツに対するニーズに応えるために、団体間の相互協力を促進します。

(2) 総合型地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブの育成にあたっては、地域のスポーツ団体の役割が重要であり、学校体育施設開放事業の充実を図る中で、各地域の活動実態を踏まえたクラブ創設の方策を検討します。

4 生涯スポーツの促進

(1) 地域スポーツの振興

すべての人が、「いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しめるよう、身近な学校体育施設をより有効に活用した地域スポーツの振興を図ります。また、体育指導委員が、各地区体育振興会（協議会）などのスポーツ関係団体の協力を得て、より充実した地区スポーツプログラムの企画及び実技指導・助言を行うことができるよう取組を進めます。

地区市民体育祭は、子どもや高齢者の参加を促進できるよう運営方法やプログラムの充実に努めます。

(2) スポーツイベント・プログラムの提供

すべての人を対象に、年齢や体力に応じたきめ細かなスポーツ教室の充実を図るとともに、ニュースポーツの開発など、多様なスポーツプログラムの提供に努めます。

市長杯(旗)大会は、スポーツ振興に欠くことのできない事業であり、今後も内容の充実に努めます。

また、一人でも多くの市民がスポーツに関心を持ち、親しめるよう、高度なスポーツイベントにふれる機会の創出に努めます。

(3) 健康づくり事業の推進と高齢者・障害者スポーツの振興

健康の保持・増進と生活習慣病の予防や改善のために、身体活動や運動を日常生活の中に習慣化できるよう、保健事業との連携を図り、それぞれのライフステージに応じた生涯スポーツに取り組める環境を整備します。また、高齢者や障害者が健康の保持・増進を図り、健やかでいきいきとした生活が送れるような施策の充実に努めます。

(4) 情報の提供

市民が生涯スポーツに親しむための基盤であるスポーツ・レクリエーション情報の提供については、広報紙などでの情報提供、ホームページの充実やオーパスシステムの活用などインターネットの利用を推進し、市民がより情報を入手しやすいシステムの充実に努めます。



第4節 多彩な文化が交流するまちづくり

体 系

1 文化の振興

- (1) 総合的文化施策の展開
- (2) 市民文化の振興
- (3) 地域文化の振興

2 文化を育む環境づくり

- (1) 文化施設の充実
- (2) 大学等との連携
- (3) 都市間交流の推進

3 文化財の保存と活用

- (1) 文化財の調査と保存
- (2) 文化財保存意識の啓発
- (3) 博物館の充実

動向と課題

- 1 市民の価値観は、物質的充足から生活の質の重視へと変化し、画一的な生活様式からより個性的で多様な生き方を求める時代へと変化しています。
このような変化は、文化に関する市民の自主的な活動の展開にみられるように、人間としての生き方や暮らし方を質的に高めていこうとする積極的な活動を生んでいます。
地域には、人びとが住み、まちがつくられる中で蓄積されて地域の個性や魅力となった、有形、無形の文化が形づくられてきました。そして今、事業者を含めた市民の活動や豊かな発想による新たな文化が、それぞれの地域の中で育まれています。
- 2 市民の幅広い文化活動を支援し、その創造と振興のための総合的・多面的な文化施策の展開を図る必要があります。
専門的な文化施設や魅力ある文化施設など、市民の多様な文化活動の場の整備に努めるとともに、地域の文化的資源の活用、都市環境の整備に文化的手法を取り入れるなど、都市生活者に感動とやすらぎを提供していくような文化的風土づくりをめざすことが重要です。
- 3 本市は、全国でも有数の「大学のあるまち」であり、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学や国立民族学博物館などが立地しています。これらの大学等と連携・協力していくことにより、大学等有する高度な専門的知識や情報、優れた施設や設備、また若者が持つエネルギーを生かし、地域文化の向上を図ることが求められています。

4 文化財は地域の歴史・文化を学習するための財産であり、地域文化の発展の礎となるものです。滅失の危機にある文化財を調査し保存することは、地域の将来の発展を導くための重要な責務です。そのため、市民の文化財保護意識の醸成に向けて、調査成果を公表し、説明板の設置、報告書、解説冊子等の刊行事業を市民団体の協力の下で、さらに充実していく必要があります。

博物館展示は、常に新しい成果を取り込み、事業の更新により内容の充実を図る必要があります。また、地域、各種施設、学校、各種市民団体、ボランティアなどとのさまざまな連携により、市民にとって分かりやすい博物館事業を進める必要があります。

基本方向

- 1 芸術文化活動や生活文化活動などの市民の幅広い文化活動を支援し、新たな市民文化の創造と地域文化の継承・発展に向け、総合的な文化施策の展開を図ります。
- 2 多様化し高度化する市民の文化活動の場の整備や充実に努めるとともに、市内の大学等との多面的な連携や都市間交流の推進を図り、文化を育む環境づくりをめざします。
- 3 文化財の調査を継続し、その成果を保存に生かし、文化財を活用しつつ、地域文化の形成に寄与するとともに、文化財の調査や成果の公開についても市民との協働の場を形成していきます。また、博物館の収蔵・展示能力を高め、子どもを含め市民に対して、分かりやすい展示や歴史学習を体感できるような参加体験型事業を進め、そのための地域と施設と人をつなぐ枠組みを構築していきます。



計 画

1 文化の振興

(1) 総合的文化施策の展開

文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための「文化振興基本条例」や「文化振興ビジョン」「みんなで創る！歴史と文化のまちづくり」に基づき、幅広い市民の文化活動を支援し、その創造と振興を図ります。

(2) 市民文化の振興

市民文化祭や美術展覧会、地区公民館文化祭、市民ギャラリーなど市民の自主的な芸術文化活動や生活文化活動を支援するとともに、文化関係団体の育成に努めます。また、文化会館（メイシアター）での事業や市民劇場など優れた芸術文化にふれる機会の提供を図ります。さらに、国際交流協会との連携を図り国際的文化交流の機会の創出に努めます。

(3) 地域文化の振興

歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）の活用など、人びとが住み、まちがつくられる中で蓄積された歴史・文化資源を発掘・再発見し、まちの財産として保全・活用していきます。

また、地域の資源を活用したさまざまな文化活動や交流を活発にし、新しい地域文化の創造に努めます。

2 文化を育む環境づくり

(1) 文化施設の充実

市民の多様な文化活動に応えるため、芸術文化施設の整備などを検討します。また、使いやすさや利用しやすさなどの視点からすべての施設の見直しを図るとともに、施設間のネットワークづくりを進め、利用者のニーズに応じた整備に努めます。

(2) 大学等との連携

大学等の文化・学術・研究機関の専門的研究機能や情報発信機能、また、学生の潜在能力やエネルギーを、地域の文化の発展とまちの魅力づくりに生かすことができるような交流の促進と連携事業の推進を図ります。

(3) 都市間交流の推進

特色ある文化や歴史を持つ都市との交流を通して、相互の共通点や相違点を認識し、相互のコミュニティ意識の醸成を図るために、行事やイベントでの市民参加交流や相互訪問など都市間交流の推進を図ります。

交流都市(フレンドシップ協定締結自治体)の位置図



3 文化財の保存と活用

(1) 文化財の調査と保存

地域に残されてきた埋蔵文化財、有形文化財、無形文化財などを調査し、保存と活用を図ります。特に重要な文化財については、指定文化財、登録文化財などの措置を講じ、保存に向けた補助や助成に努めます。

(2) 文化財保護意識の啓発

文化財説明板の設置、調査報告書や各種解説書などの刊行によって、調査成果の公表と情報の提供を行い、文化財保護意識の啓発を進めます。あわせて、講演会や現地説明会、見学会の開催などによって、文化財情報を提供します。

(3) 博物館の充実

考古、歴史、民俗、美術工芸などに関する地域資料の蓄積を図り、展示事業等によって公開していきます。常設展示については、分かりやすく歴史学習のできるような展示に努め、市民が気軽に訪れる博物館をめざします。

講座などに加え、トーク・参加体験型学習などの開催に工夫を加え、広く市民が歴史にふれ、感動を得ることができるよう事業の展開を進めます。また、市民ボランティア、学校教員、歴史関係団体、自然関係団体などとの協働や連携による事業展開を進め、地域の歴史や文化を学ぶ拠点としてまちづくりに貢献できる施設のあり方を研究していきます。

大阪府内の大学数・学生数（平成12年（2000年））

大学数・学生数は全国学校総覧（2001年版）による
市人口は国勢調査による

| 市町村 | 大学 | | | | 短期大学 | | | 市人口 (人) | ※3 市人口に 対する学 生の割合 (%) |
|-------|-------------|-------------------|-------------|------------------|-------------------|-------------|------------------|------------|-----------------------------------|
| | 国立校数 (校) | ※1 公立校数 (校) | 私立校数 (校) | ※2 学生数 (人) | ※1 公立校数 (校) | 私立校数 (校) | ※2 学生数 (人) | | |
| 吹田市 | 1 | — | 2 | 9,028 | — | 2 | 1,710 | 347,929 | 3.09 |
| 大東市 | — | — | 1 | 2,276 | — | 2 | 514 | 128,917 | 2.16 |
| 柏原市 | 1 | — | 1 | 1,130 | — | 1 | 450 | 79,227 | 1.99 |
| 箕面市 | 1 | — | — | 885 | — | 3 | 1,120 | 124,898 | 1.61 |
| 東大阪市 | — | — | 3 | 5,817 | — | 3 | 624 | 515,094 | 1.25 |
| 羽曳野市 | — | 1 | 1 | 684 | 1 | 1 | 790 | 119,246 | 1.24 |
| 枚方市 | — | — | 5 | 2,804 | — | 1 | 1,820 | 402,563 | 1.15 |
| 寝屋川市 | — | — | 2 | 2,513 | — | 1 | 160 | 250,806 | 1.07 |
| 大阪狭山市 | — | — | 2 | 555 | — | — | — | 56,996 | 0.97 |
| 茨木市 | — | — | 2 | 1,937 | — | 2 | 560 | 260,648 | 0.96 |
| 和泉市 | — | — | 1 | 1,515 | — | — | — | 172,974 | 0.88 |
| 松原市 | — | — | 1 | 1,155 | — | — | — | 132,562 | 0.87 |
| 富田林市 | — | — | 1 | 480 | — | 2 | 620 | 126,558 | 0.87 |
| 守口市 | — | — | 2 | 568 | — | 1 | 578 | 152,298 | 0.75 |
| 摂津市 | — | — | — | — | — | 1 | 435 | 85,065 | 0.51 |
| 藤井寺市 | — | — | — | — | — | 1 | 340 | 66,806 | 0.51 |
| 豊中市 | 1 | — | 1 | 1,445 | — | 1 | 300 | 391,726 | 0.45 |
| 大阪市 | 1 | 1 | 4 | 5,036 | 1 | 10 | 4,328 | 2,598,774 | 0.36 |
| 高槻市 | — | — | 3 | 740 | — | 1 | 535 | 357,438 | 0.36 |
| 堺市 | — | 2 | 2 | 1,807 | — | 3 | 746 | 792,018 | 0.32 |
| 河内長野市 | — | — | — | — | — | 1 | 220 | 121,008 | 0.18 |
| 八尾市 | — | — | 1 | 400 | — | — | — | 274,777 | 0.15 |

※1 公立は府立・市立を含む ※2 学生数は入学定員 ※3 市人口に対する学生の割合 = (大学学生数 + 短期大学学生数) / 市人口

第5節 国際感覚豊かなまちづくり

体系

1 国際感覚の醸成

2 国際理解の推進

- (1) 学習機会の提供
- (2) 国際交流の促進

3 多文化共生のまちづくり

- (1) 外国籍市民にとっても暮らしやすいまちづくりの推進
- (2) 外国籍市民の市政への参画

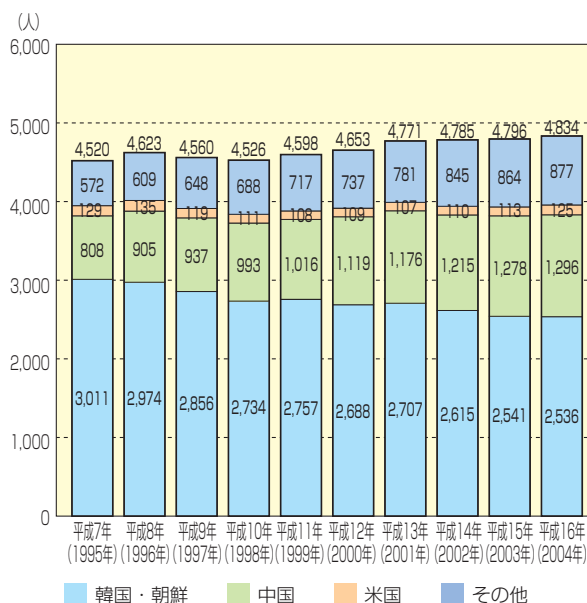
基本方向

- 1 あらゆる機会を通して国際理解と国際感覚を深める学習機会や情報の提供に努めます。
- 2 教育、文化、スポーツなどの分野における市民による国際交流を促進するため総合的な施策を進めます。
- 3 外国籍市民の市政への参画や地域での交流を進め、居住者や留学生が主体的に誇りを持って暮らしていける環境の整備に努めます。

動向と課題

- 1 地域における国際化が進展する中で、多様な文化や価値観を互いに理解し合い、共に地球的視野の中で生きていくことの大切さを実感し、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。市民一人ひとりが、国際感覚を高め、国際理解を深めるとともに、豊かな地域文化の発展に寄与していく必要があります。
- 2 本市には、大学をはじめ学術・研究機関が多く立地し、留学生や本市を訪れる外国人が増加してきており、こうした国際的文化・学術環境を生かしたまちづくりを進める必要があります。
- 3 人と人とのかかわりをいっそう充実させる中で外国籍市民を同じ地域社会の構成員として認め、異文化を持つ人びとの自発的な市政への参画や地域社会で貢献する機会を提供して、居住者や留学生にとって暮らしやすく、地域住民として個性を發揮できるよう取組を進める必要があります。

外国人登録人口の推移



計 画

1 国際感覚の醸成

外国籍市民の増加に伴い、市民の国籍や生活形態も多様化していることを認識し、異文化を担う人びととの交流を促進します。外国籍市民を含むすべての人が、共に生きる市民として相互に尊重し合う意識を高めるような各種セミナーやイベントを実施します。

2 国際理解の推進

(1) 学習機会の提供

学校教育において国内外のさまざまな生活習慣や文化を伝え「自分」と比較する中で、共に学ぶ仲間として「ちがいを認め合い、受け入れ合う心」を育む教育の充実を図ります。生涯学習においては成熟した国際感覚を養う視点に立った講座などの開催を通じて、共にかけがえのない存在として地域の国際化のために参画できる基盤づくりに努めます。

(2) 国際交流の促進

国際相互理解の第一歩として、国際交流の場を提供するとともに、市民レベルでの交流活動への支援に努めます。また、友好都市であるモラトワ市、バンクスタウン市との交流事業や、国際化の時代にふさわしい諸事業を国際交流協会と連携を図りながら推進します。さらに、市内の大学や国立民族学博物館などの事業とも連携し、国際交流の促進に努めます。



3 多文化共生のまちづくり

(1) 外国籍市民にとっても暮らしやすいまちづくりの推進

外国籍市民の人権を守る諸施策を推進するとともに、日常生活に必要な情報の提供や相談窓口の設置などにより、暮らしに役立つサービスの充実を図ります。

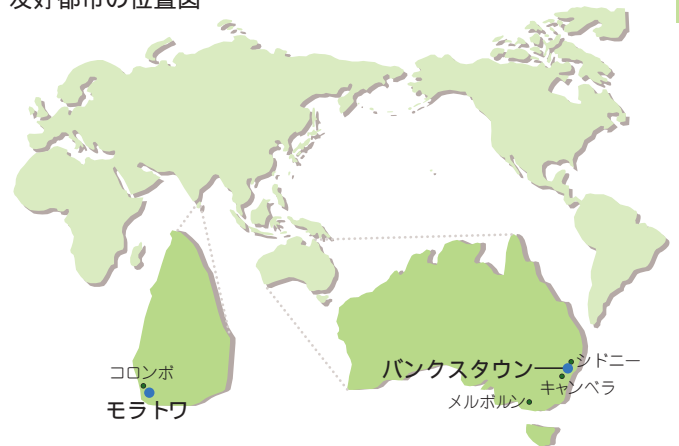
また、関係行政機関をはじめ民間企業の協力を得て、公共的案内表示の外国語併記の整備などの促進を図ります。さらに、外国籍市民を対象に、日本語や日本の文化・生活習慣について学習する機会を提供し、日本での生活にスムーズに適応できるよう支援します。

また、外国籍市民が地域活動やまちづくりに参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、外国籍市民との交流の場を整備します。

(2) 外国籍市民の市政への参画

審議会等への外国籍市民の参画を促進するとともに、共に生きる市民として市政に参画する機会の拡大について検討を進めます。

友好都市の位置図



スリランカ モラトワ市

昭和57年(1982年)7月20日に締結。コロombo市南20kmに位置するスリランカ第3の都市です。塗料、機械、縫製などの産業が盛んで、伝統家具の産地としても有名です。人口は約18万人。面積は16km²。

オーストラリア バンクスタウン市

平成元年(1989年)3月9日に締結。シドニーの南西20kmに位置する緑豊かな自然に満たされた住宅、文化、商業都市です。人口は約18万人。面積は78km²。

第5章 環境を守り育てるまちづくり

第1節 環境負荷の少ない住みよいまちづくり

体系

1 環境汚染防止対策の推進

- (1) 事業活動に伴う公害防止対策の推進
- (2) 自動車公害防止対策の推進
- (3) 有害化学物質等による環境汚染の未然防止
- (4) 環境監視体制の充実
- (5) 公害健康被害者の救済

2 快適な生活環境の確保

- (1) 生活型公害防止の啓発
- (2) 環境美化の推進
- (3) 日照阻害・電波障害対策
- (4) ヒートアイランド対策
- (5) 環境衛生の充実

動向と課題

1 事業活動に伴う公害については、公害関係法令の整備などの対策が講じられてきていますが、近年は、ダイオキシン類に代表される有害化学物質による新たな環境汚染が問題となっています。

また、自動車交通量の増大に伴う大気汚染や騒音、近隣における生活騒音など、都市部の市民生活に起因する都市・生活型公害が顕在化してきています。

2 空き缶・たばこなどのごみのポイ捨てや不法看板の設置などが市内のさまざまな場所で多くみられ、生活環境に大きな影響を与えています。

3 土地の高度利用が進む中、中高層建築物の建築が増加しており、これに伴う日照阻害・電波障害などの問題が発生していることから、これらの未然防止を図る必要があります。

4 近年、地表面のアスファルト舗装の普及、建物の高密度化、人工廃熱の増大が進む中、都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象が大阪府域で認められ、夜間の高温化をもたらすなど生活環境に影響を及ぼしていることから、この現象を緩和するための総合的な対策が求められています。



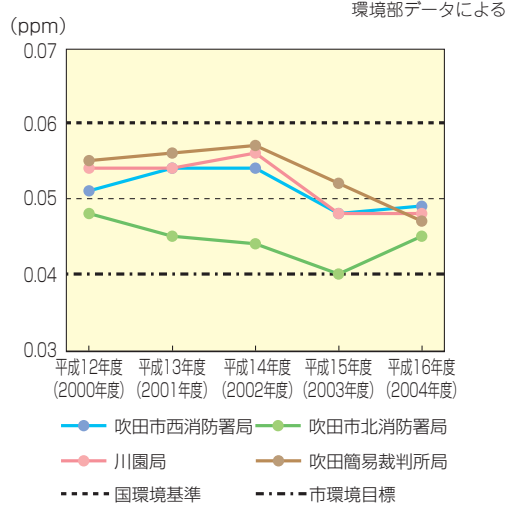
基本方向

- 1 事業活動に伴う公害の発生を未然に防止し、市民の健康を守るため、公害関係法令に基づき規制や指導の強化を図るとともに、自動車交通量の抑制や自動車排出ガスの削減のための各施策を推進し、大気汚染物質や騒音の低減を図ります。
また、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等による環境汚染については、事業者とともにその未然防止に取り組みます。
さらに、環境監視体制を充実させ、そのデータを施策に反映させて環境汚染物質の低減化を推進します。

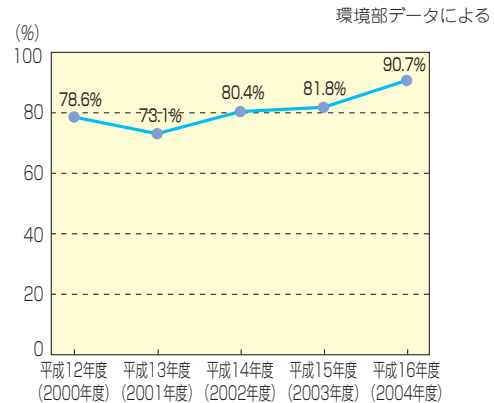
- 2 生活騒音や生活排水などの生活型公害に対し、防止を図るための必要な啓発を行うとともに、環境美化に対する意識の高揚を図り、市民や事業者と連携し、快適な生活環境を確保するための対策を推進します。
また、ヒートアイランド現象を緩和するため、市民、事業者、行政が連携した総合的な対策を推進します。



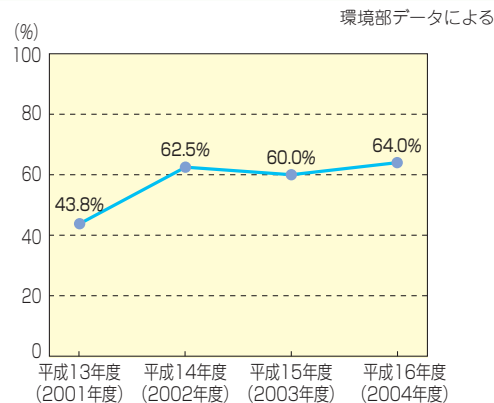
大気汚染の状況（二酸化窒素濃度（日平均値の年間98%値）の推移）



水質汚濁の状況（BOD（生物化学的酸素要求量）目標値適合率の推移）



騒音の状況（環境騒音（道路に面しない地域）目標値適合率の推移）



計 画

1 環境汚染防止対策の推進

(1) 事業活動に伴う公害防止対策の推進

事業活動に伴う公害の発生を未然に防止するため、「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「騒音規制法」などにに基づき、規制や指導の強化、徹底を図ります。

(2) 自動車公害防止対策の推進

自動車交通量の抑制、排ガスの規制強化等の発生源対策や、道路構造の改良等の沿道環境改善について、国や関係機関に働きかけるとともに、ノーマイカーデー運動、アイドリング・ストップ運動等の啓発事業や、低公害車の普及促進など、市として取り組むことができる自動車公害防止に係る施策を積極的に推進します。

(3) 有害化学物質等による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類等の有害化学物質の排出削減を指導するとともに、未規制化学物質などの使用実態、環境に及ぼす影響等を調査し、事業者とともに環境汚染の未然防止に取り組みます。

また、「遺伝子組換え施設に係る環境安全の確保に関する条例」の運用により、遺伝子組換え実験の実施に伴う環境への生物による影響の未然防止に努めます。

(4) 環境監視体制の充実

大気汚染、水質汚濁、騒音などの状況を的確に把握し、環境悪化を未然に防ぐとともに、環境保全を図るため環境監視体制の充実を図ります。

(5) 公害健康被害者の救済

公害認定患者に対する事業及び特定地域の大气汚染特定疾病患者に対する医療費助成を継続し、市内在住のぜん息児や呼吸器系疾病患者対象の健康被害予防事業の充実を図ります。

2 快適な生活環境の確保

(1) 生活型公害防止の啓発

生活騒音等の身近な生活環境をめぐる問題についての解決を図るため、近隣間の生活マナーの向上について啓発を行います。

また、生活排水等による水質汚濁を防止し、良好な水環境を保全するため、市民や事業者とともに、水環境をよくする取組を推進します。

(2) 環境美化の推進

市民、事業者、関係機関と連携を図り、違法屋外広告物の撤去活動やポイ捨て等の防止の啓発に努め、環境美化活動を推進します。

(3) 日照障害・電波障害対策

中高層建築物の建築に伴う日照障害・電波障害などの問題について、関係者の相互理解により解決できるように努めるとともに、紛争を未然に防止するよう指導に努めます。

(4) ヒートアイランド対策

市域におけるヒートアイランド現象の実態把握に努めるとともに、大阪府との連携を図りながら、省エネルギーや緑化の推進、雨水浸透施設の設置の促進など市民、事業者、行政が一体となった各種対策を推進します。

(5) 環境衛生の充実

ねずみ、蚊、はえ及び不快害虫の駆除や狂犬病予防対策などに努めるとともに、雑草などが繁茂している空地について、空地所有者に対して適正管理を促します。

また、市立火葬場については、周辺環境に十分配慮した施設の整備に努めます。

第2節 自然と共生するまちづくり

体系

1 自然とのふれあい空間の保全と創造

- (1) 生き物の生息空間の確保
- (2) 身近な緑や水辺の保全と創造
- (3) 花と緑、水をめぐるネットワークの充実

2 自然環境保全意識の普及・啓発

- (1) 学習機会の提供及び情報の整備・活用
- (2) 自然保護活動への支援

動向と課題

- 1 開発事業による緑の減少など都市化の進行により、日常生活における人と自然とのふれあいの場や機会が少なくなってきましたが、自然は、やすらぎとうるおいを与えるなど人間生活にとって必要不可欠なものです。

貴重な自然環境を育み次世代に引き継ぐため、緑や水辺、農地など、自然とふれあうことができる空間の保全や整備に努めるとともに、市民の自然に関する理解や関心を深めることが必要となっています。

基本方向

- 1 生き物の生息空間の確保を図り、緑や水辺、農地など、自然とふれあうことができる空間の保全や整備に努めます。
- 2 自然環境保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図り、市民、事業者などの自主的な活動の促進に努めます。

計画

1 自然とのふれあい空間の保全と創造

(1) 生き物の生息空間の確保

市内の生き物の生息実態を把握し、それらの生態系を守るため、多くの生き物の生息している地域の保全に努めます。

(2) 身近な緑や水辺の保全と創造

市街地にある樹林地、農地などの緑地の保全や、緑の機能、地域の特性を生かした緑化推進を図るとともに、市民、事業者の主体的な緑化活動を支援する仕組みの整備を図ります。また、開発事業に際し、事業地内の豊かな緑の確保が図られるよう、誘導に努めます。

さらに、水辺の持つ多様な生き物の生息空間としての機能を生かしながら、自然とふれあうことができる水辺空間の整備を進めます。

(3) 花と緑、水をめぐるネットワークの充実

多様な生き物の生息空間を確保することができるよう、緑のネットワークルートを活用しながら、身近な公園や緑地を中心として、河川やため池等の貴重な自然をつなぎ合わせます。その中で、地域の特性に応じた花と緑、水に親しめる散策コースを選定し、拠点となる施設の充実を図ります。

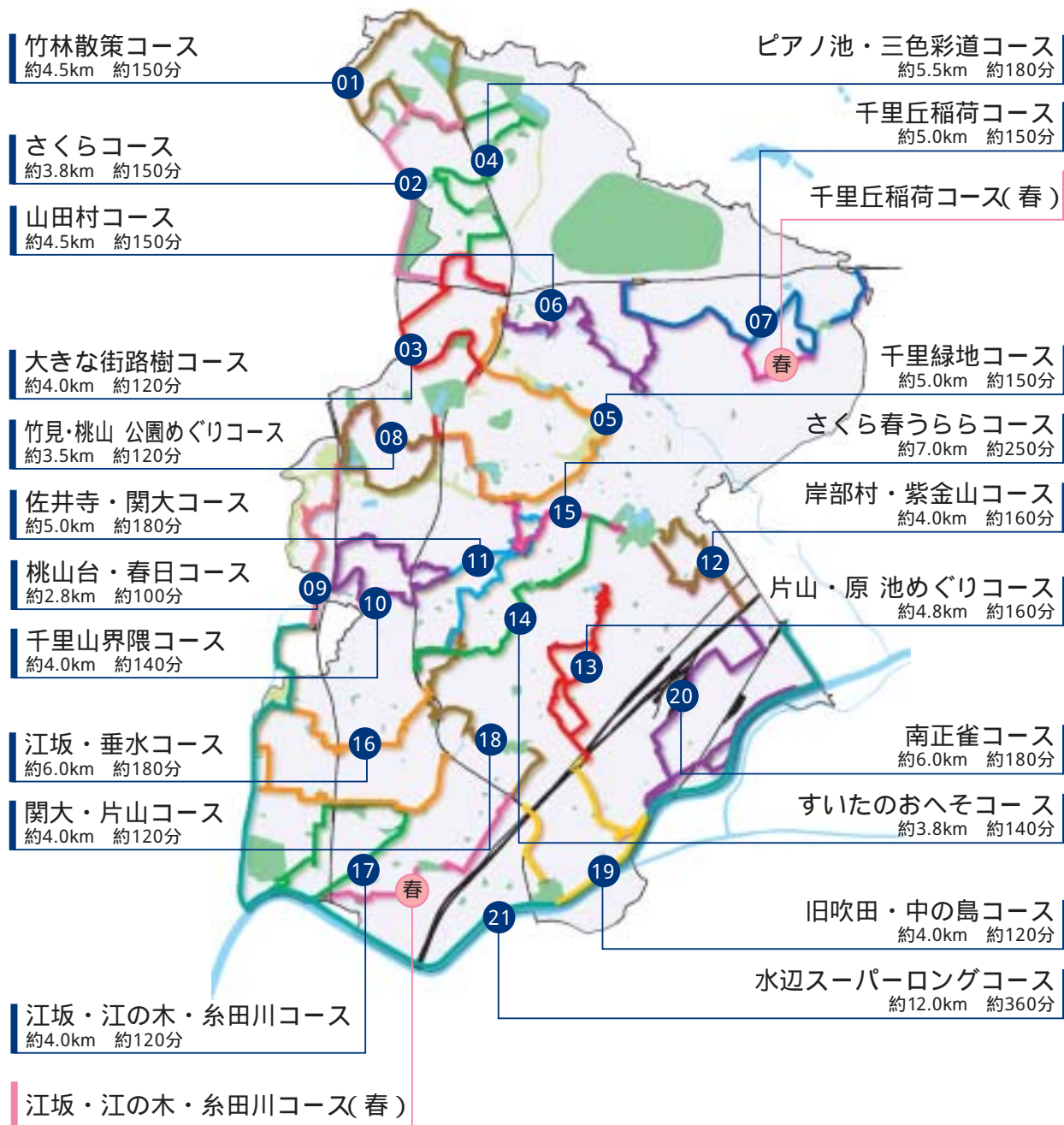
2 自然環境保全意識の普及・啓発

(1) 学習機会の提供及び情報の整備・活用

自然環境の保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図るため、市民が自然とふれあい、学ぶ機会を提供するとともに、自然環境に関する情報の整備や活用に努めます。

(2) 自然保護活動への支援

市民、事業者などの自主的な自然保護活動への支援に努めます。



第3節 循環を基調とするまちづくり

体系

1 地球環境保全の推進

- (1) 地球環境に配慮した行動の普及促進
- (2) 新しいエネルギーの活用

2 廃棄物対策の推進

- (1) 廃棄物の減量・リサイクルの推進
- (2) 廃棄物の適正な処理

3 総合的・計画的な環境施策の推進

- (1) 環境基本計画の推進
- (2) 率先行動の推進
- (3) アジェンダ 21 すいたの推進
- (4) 環境影響評価制度の運用
- (5) 環境情報の整備・提供

4 環境学習・環境教育の推進

- (1) 環境学習・環境教育の機会の充実
- (2) 人材の育成・支援



動向と課題

1 地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題の深刻化に伴い、京都議定書など国際的な取組や国による各種法整備などが進められていますが、これらの問題は、私たちの日常生活や事業活動と深くかかわっていることから、そのあり方を見直し、一人ひとりが地球環境保全に貢献できる取組を進めていくことが求められています。

2 本市におけるごみの排出量については、家庭系ごみ、事業系ごみともに減少傾向にあるものの、排出されるごみ中には紙類などの資源化可能物が含まれています。排出者責任による分別の徹底を図るとともに、よりいっそうの減量・リサイクルの取組を推進する必要があります。

また、廃棄物の適正な処理の確保のため、耐用年数を超えて稼働している焼却施設の建替えを円滑に進める必要があります。

3 環境問題は複雑・多様化し、その解決に向けた施策も広範多岐にわたっています。持続可能な社会の実現に向けて、環境施策を適切かつ効果的に進めるためには、将来を見通した長期的視点を持ち、施策を相互に連携させながら、市民、事業者、行政の協働の下で、総合的かつ計画的に進める必要があります。

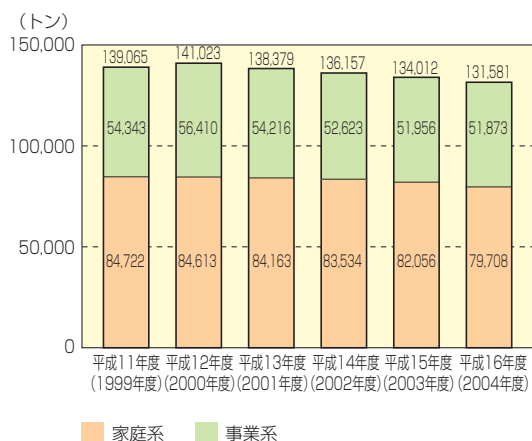
4 講演会、イベントの開催などの啓発活動をはじめ、学校における環境教育副読本の作成など環境学習・環境教育の推進を図ってきましたが、環境問題と私たちの社会経済活動との深いかわりや国における「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定などを踏まえ、家庭、学校、地域などのさまざまな場における環境学習・環境教育のさらなる推進が求められています。

基本方向

- 1 地球環境に配慮した行動の普及促進を図りながら、日常生活や事業活動において足もとの地球環境保全に向けた取組を進めます。また、地球環境保全を進める上で有効な新しいエネルギーについて、その活用が図られるよう取組を進めます。
- 2 日常生活や事業活動において、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）により、減量・リサイクルの徹底を図るとともに、千里リサイクルプラザと連携し循環型社会の形成を図ります。
また、環境保全を基本としたごみの適正な処理に努めるとともに、焼却施設の建替え事業を進めます。
- 3 環境を総合的な視点でとらえ、市民、事業者、行政それぞれの役割分担の下、相互に協力・連携しながら、広範多岐にわたる環境施策を体系的に組み立て、計画的な推進を図ります。
- 4 一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境保全に向けた主体的活動を実践できるよう、多様な場での環境学習・環境教育の機会の充実を図るとともに、その担い手としての人材の育成や支援を図ります。

ごみ排出量の推移

環境部データによる



計画

1 地球環境保全の推進

(1) 地球環境に配慮した行動の普及促進

地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題に対処するため、日常生活や事業活動において、地球環境に配慮した行動が進められるよう、その普及促進を図ります。

(2) 新しいエネルギーの活用

太陽光発電やバイオマスなどの新しいエネルギーの活用が図られるよう、普及・啓発を行うとともに、各種支援制度の検討を行います。

2 廃棄物対策の推進

(1) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

廃棄物の減量・リサイクルの徹底が図られるよう啓発や指導に努めるとともに、千里リサイクルプラザとの連携により、新たな資源化方策等について研究します。

また、廃棄物の減量・リサイクルに関する市民、事業者の自主的な取組に対する支援を行います。

(2) 廃棄物の適正な処理

廃棄物処理施設の整備・充実を図り、環境に配慮した廃棄物の適正な処理に努めます。

焼却施設の建替えにあたっては、廃熱の有効利用を図るとともに、周辺地域と共存できるような十分な環境対策を行います。

また、残灰・不燃物の処分に必要な最終処分場等の確保についても、関係市町村との連携の下に、国や府に強く要請します。

3 総合的・計画的な環境施策の推進

(1) 環境基本計画の推進

「環境基本条例」「環境基本計画」に基づき、総合的かつ計画的な環境施策の推進を図ります。

(2) 率先行動の推進

市自らの活動が環境に大きな負荷を与えていることを認識しながら、市民、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図るため、省エネルギー・省資源やグリーン購入など率先して環境に配慮した取組を進めます。

(3) アジェンダ21すいたの推進

市民、事業者、行政が協力・連携し、持続可能な社会の実現に向けた行動計画である「アジェンダ21すいた」の推進を図ります。

(4) 環境影響評価制度の運用

「環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価制度を適切に運用し、総合的な環境保全を推進します。

(5) 環境情報の整備・提供

環境施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者の環境への取組の促進に資するため、環境情報を体系的に整備するとともに、多様な広報媒体を活用した情報提供に努めます。

4 環境学習・環境教育の推進

(1) 環境学習・環境教育の機会の充実

市民の誰もが環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、自らの生活のあり方を見直すことができるよう、家庭、学校、地域、職場、野外活動など多様な場において環境学習・環境教育の充実を図るとともに、環境学習プログラムや教材の開発・整備に努めます。

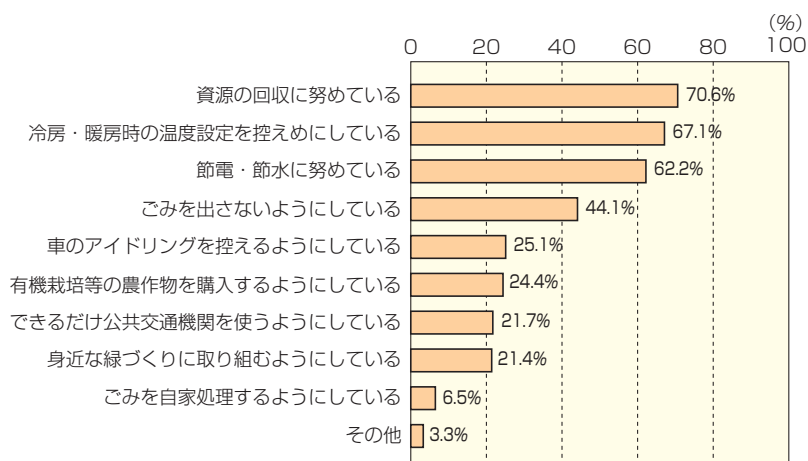
(2) 人材の育成・支援

市民の環境への取組を定着させ、地域からの環境創造を進めるため、知識や経験が豊かな人材の発掘と養成を行うとともに、その人材が地域や学校で幅広く活躍できるような条件整備に努めます。



環境に配慮した日ごろの行動

平成14年度（2002年度）市民意識調査による



第6章 安全で魅力的なまちづくり

第1節 安全なまちづくり

体系

1 防災

- (1) 市街地の防災環境整備
- (2) 防災体制の確立
- (3) 地域防災力の向上
- (4) 地域防災計画の充実

2 防犯

- (1) 防犯環境の整備
- (2) 防犯体制の充実
- (3) 防犯意識の高揚

3 消防

- (1) 消防体制の整備・充実
- (2) 火災予防の推進
- (3) 警防活動の充実
- (4) 救急活動の充実

動向と課題

1 今世紀前半での発生が予想されている東南海・南海地震をはじめ、台風や集中豪雨など、大きな被害をもたらす災害の発生が懸念されています。都市構造の変化や高齢化が進む中で、丘陵部と低地部からなる地勢を持つ本市でもこのような災害が発生すると、被害が広範囲に及ぶことも予測されます。このため、災害の未然防止と、被害を最小限度に止めることができるよう、都市の防災機能の強化や、ライフラインの確保、防災体制の強化・充実を図ることが求められています。さらに、阪神・淡路大震災の教訓から、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域防災の基本に立ち、市民の防災意識の高揚や、地域における自主的な防災活動の促進を図る必要があります。

2 人口の高齢化や女性の社会進出により、昼間の地域社会では高齢者と子どもの比率が高くなりつつあります。また、他人の生活に干渉しないという意識が地域の間人関係を希薄にしていることから、災害発生時における、高齢者や障害者等の要支援者に対する地域ぐるみでの避難誘導や安全対策の充実が必要になっています。

3 地域での連帯意識の希薄化が進み、地域社会での犯罪抑止力も低下し、犯罪の増加が懸念されています。本市では、「大阪府安全なまちづくり条例」の制定を受け、「大阪府吹田警察署安全なまちづくり協議会」を発足させ、警察、事業者、市民、民間団体、行政が一体となって、安心・安全に暮らすことのできるまちづくりに努めています。今後さらに、防犯体制の確立を図り、家庭、地域、関係機関が一体となって、犯罪のないまちづくりを進める必要があります。

4 社会経済活動や市民の生活行動が多様化する中で、予想し難い災害が発生する危険性が拡大しています。また、科学技術の高度化に伴い、放射性物質など危険物質による特殊災害の潜在的発生要因が多くなっています。これらの災害や、地震、風水害などの大規模災害に的確に対応できる体制の確保が必要です。特に阪神・淡路大震災での貴重な経験や教訓等を踏まえ、大規模災害時における人命救助活動等をより効果的にするためには、災害活動拠点の整備や広域消防相互応援体制のいっそうの充実を図る必要があります。

5 救急に対する需要は年々増加の傾向にあり、また、救急救命処置に関しては高度化が求められています。このような状況を踏まえ、救急活動体制や救急隊員の知識や技術を維持向上するため、関係機関における実習・研修等の整備・充実を図る必要があります。

基本方向

- 1 市民との協働による安心・安全のまちづくりは、行政や市民生活のさまざまな分野に及ぶことから、関連する施策の体系化を図り、市民、事業者の協力の下に総合的かつ計画的に推進していきます。
- 2 災害時における市民生活の安全を確保するため、都市防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図ります。また、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災システムの整備確立や、救援体制の充実などを図り、防災体制の確立をめざします。さらに、市民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の結成を促進し、地域における自主的な防災活動の促進を図ります。
- 3 犯罪のないまちをめざして、市民や関係機関と連携して、各種犯罪の未然の防止に努めるとともに、市民の防犯意識の高揚に努めます。
- 4 各種災害に即時対応できる消防体制を整備するとともに、火災等の防ぎよ活動に必要な消防車両、装備、消防水利や消防指令通信システムの整備・充実を図ります。また、火災予防活動を展開し、市民、事業所などにおける防火意識の高揚と防火防災体制の確立を図ります。
- 5 救命率向上のため、救急救命士の養成、教育、救急資機材の整備を行い、医療機関をはじめ市民を含めた病院前救護体制の充実に努めます。



計画

1 防災

(1) 市街地の防災環境整備

都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、都市基盤施設の防災機能の強化に努めるとともに、防災空間の整備や木造密集市街地の整備により防災性の向上を図ります。

(2) 防災体制の確立

防災の中核拠点としての防災センターの建設計画を推進するとともに、他市町村との相互応援・協力体制の充実を図ります。また、市民や関係機関に防災情報を提供するシステムの確立に努めます。さらに、緊急物資の備蓄や防災用資器材の整備を進めます。

(3) 地域防災力の向上

地域において防災ハンドブックや洪水ハザードマップを活用した防災講座の開催に努め、自主防災組織の結成を促進するとともに、災害発生時において、高齢者や障害者等の要支援者への対応が的確に行われるよう地域との連携・協力体制の確立に努めます。また、市民の防災意識をいっそう向上させるため、日頃から啓発活動に努め、関係機関と市民の参加と協力を得て合同防災訓練を実施します。

(4) 地域防災計画の充実

地域防災の基本となる「地域防災計画」を定期的に見直し、地震や風水害、危険物質による特殊災害等の災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう充実を図り、推進に努めます。

2 防犯

(1) 防犯環境の整備

街頭犯罪防止のため、道路や公園など多くの市民が利用する公共施設については、犯罪面にも考慮した整備に努めます。また、夜間の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置等により道路の照度を高めます。

(2) 防犯体制の充実

自治会、商店会、青少年関係団体、防犯協議会などの地域の諸団体によるパトロール活動や通学路における子どもの保護活動等を通じて、安全な地域コミュニティづくりに努め、防犯体制の充実を図ります。

(3) 防犯意識の高揚

警察、防犯協議会等と連携して街頭キャンペーンの実施や地域の犯罪、防犯に関する情報の提供等により市民の防犯意識の高揚に努めます。



3 消防

(1) 消防体制の整備・充実

消防職団員の資質の向上を図るとともに、効果的な人員配置をすることにより組織力を強化し、各種災害に対応できる機動力ある組織を確立します。また、消防署所の適正配置及び改修、耐震化等を図り、災害活動拠点となる消防施設の安全性を確保するとともに災害対応能力を向上させます。

(2) 火災予防の推進

効果的な査察の実施と指導により防火管理の徹底を図るとともに、高齢者を対象とした住宅防火診断を実施するほか、住宅用防災機器の設置について普及促進を図ります。また、各種広報媒体を通じた幅広い予防広報活動を推進します。

(3) 警防活動の充実

多様化する火災等の災害防ぎょ活動に万全を期すために情報の共有化と一元化を推進するとともに、各種警防計画の整備と、救助及び警防等の活動技術の高度化を図ります。また、消防車両及び装備の充実や、耐震性防火水槽などの消防水利の適正配置を行います。さらに広域的な消防相互応援体制の強化と地域住民による消火活動体制の整備に努めます。

(4) 救急活動の充実

救急救命士の養成や救急資機材の高度化を図るほか、本市にある先端医療施設をはじめ各医療機関との連携を強化するとともに、市民に対し応急手当の方法や救急車の適正な利用方法などを普及・啓発し、病院前救護体制の充実を図ります。

第2節 暮らしや都市活動を支える基盤づくり

体系

1 総合的な都市整備の推進

- (1) 地域の特性を生かしたまちづくりの推進
- (2) 適切な土地利用の誘導
- (3) 都市機能の向上と市街地の整備
- (4) 福祉のまちづくりの推進
- (5) 吹田操車場の跡地利用

2 緑豊かな安心して遊べる公園整備

- (1) 特色のある公園・緑地の整備
- (2) 公園施設の整備と維持管理
- (3) 市民との協働による公園管理

3 誰もが安全で快適な交通環境づくり

- (1) 交通バリアフリーの推進
- (2) 違法駐車防止
- (3) 自転車の放置防止
- (4) 交通安全施設の整備
- (5) 交通安全教育の推進

4 自動車に過度に依存しない交通環境づくり

- (1) 歩行者・自転車優先のまちづくり
- (2) 総合交通体系の確立

5 安全で快適な道路整備

- (1) 都市計画道路の整備
- (2) 道路機能の整備
- (3) 道路機能の管理・維持
- (4) 環境整備・安全対策の充実

6 上水道の整備

- (1) 水源の有効利用
- (2) 水質の適正管理
- (3) 浄配水施設の計画的な整備
- (4) 給水方法の改善
- (5) 水の適正利用

7 下水道の整備

- (1) 下水道管等の充実
- (2) 下水処理場・ポンプ場の充実
- (3) 総合的な雨水対策の推進
- (4) 流域下水道の整備

動向と課題

1 本市は、計画的な都市基盤の整備に努める中で、大阪都市圏における住宅都市として発展してきました。また、大学や医療機関、高度な学術研究施設が整ったまちとして発展を続け、江坂駅周辺では商業・業務機能の集積が進みました。しかし、少子・高齢化の進行や地球環境問題の深刻化、商業・業務機能の停滞、一部地域での開発に伴う急激な人口の増加など多くの課題を抱えており、中心市街地の活性化や既存住宅地での計画的な更新、修復に取り組んでいく必要があります。

また、ユニバーサルデザインの視点を持って、新たな市民ニーズへの対応や防災機能の充実、環境にも配慮した取組などを進め、暮らしに安心と快適性をもたらすとともに、市街地の活性化を図り、個性を生かしたまちづくりを進める必要があります。

2 都市化の進行に伴い、人と自然とのふれあいの場や機会が少なくなってきました。一方、市民意識調査によると、多くの市民は「緑地や水辺などの自然環境が保全されたまち」「道路や公園が整備されたまち」を望んでいます。

公園は自然と親しめる身近な場として大きな役割を果たすものであり、自然とふれあえる場、スポーツが楽しめる場、四季折々の花や木を鑑賞できる場などの特色のある公園づくりを進めることが求められます。また、地震などの災害時に、市民の避難や救援・救助活動に役立つよう整備を図る必要があります。

3 わが国の高齢化は世界に例をみないスピードで進行しており、本市でも本格的な高齢社会を迎えようとしています。また、障害者の社会参加の機会も増大しています。

誰もが安心・安全に生活できる社会の実現に向けて、高齢者や障害者等に配慮した施設の整備や移動手段の確保などが求められており、さまざまな施策を通じバリアフリーを進めるとともに、交通安全施策などの充実に努める必要があります。

4 自動車交通量の増大が地球環境問題や自動車公害の原因となっています。

これまでの自動車優先のまちづくりから歩行者・自転車優先のまちづくりへの転換を進めるとともに、公共交通機関の利用促進を図り、自動車に過度に依存しない交通環境づくりに向け取り組む必要があります。

5 道路は、交通施設としての機能だけでなく、防災空間としての役割や、上下水道、ガスなどのライフラインを収容するなど、円滑な都市活動や安全な都市生活の実現に欠くことのできない重要な役割を担うものですが、本市の整備状況はまだ十分とは言えません。都市計画道路の未整備などにより、交通渋滞の発生や、渋滞回避の通過車両の生活道路への流入を招き、市民生活に影響を与えています。

交通の円滑な流れを図ることができる道路ネットワークの整備と充実に努めるとともに、すべての人が安全で快適に移動できる環境づくりに向け、地域の特性に応じた道路整備を計画的に進める必要があります。

6 浄水・配水施設の多くが更新の時期を迎えていることから、ライフラインとしてよりいっそうの安定給水を図るため、各施設の整備を計画的に行う必要があります。また、農薬類などによる汚染など新たな課題にも対応できるよう、引き続き関係機関と連携して、本市の主な水源である琵琶湖・淀川水系の水質保全に努めるとともに、水の有効利用を図る必要があります。

今後も、より安全で良質な高度浄水処理水を供給しながら、水質管理のいっそうの強化を図るとともに、マンションなど中高層建築物の直結給水の普及や、貯水槽水道の適正な管理に向けた取組が必要です。

7 これまで下水道整備は、生活環境の改善と河川などの水質改善をめざして推進してきましたが、水質改善については、いまだ大阪湾をはじめ神崎川などでは水質環境基準が達成されていない状況です。流域下水道と公共下水道の事業をいっそう総合的に展開し、水質向上を図る必要があります。

一方、雨水対策については、集中豪雨時に市内各所で浸水被害が発生していることから、雨水施設の未整備地域や雨水整備基準が低い地域等の改善、整備が必要となっています。河川事業と連携しながら雨水施設の整備を進める必要があります。

また、これからの下水道事業においては、循環型社会づくりの一環として、水循環と資源リサイクルを視野に入れた総合的な取組も求められています。

基本方向

- 1 都市計画を推進する上での指針となる「都市計画マスタープラン」により、市民、事業者や専門家などに、都市計画における将来の都市像を示し、都市計画への理解と参加を促します。また、個々の都市計画の相互調整に努めるとともに、土地利用規制や各種事業の推進を図ります。
これまでの地域の発展を継承しながら、自然、歴史、文化、施設、人材などを活用した、個性豊かな地域づくりをめざします。
将来にわたって都市の健全な発展を持続していくため、快適な市民生活を支えるとともに、都市の活力を創出する産業の振興を図っていく必要があります。このため、道路、公園、上下水道などの都市基盤施設の整備・充実を図るとともに、住む、働く、憩う、遊ぶ、学ぶといった都市活動を支える土地利用の計画的な誘導をめざします。
- 2 地域の特性を生かした、特色のある公園整備を進めるとともに、市民と協働して親しめる公園の整備を図ります。
- 3 長期的な視野に立ち、より質の高いパリアフリー環境の整備を行うなど、安全で快適な交通環境づくりに努めます。

- 4 歩行者や自転車が優先される交通環境の整備や公共交通の利便性の向上を行い、過度に自動車に依存しない社会の実現をめざします。
- 5 都市計画道路は、周辺景観との調和や沿道環境に配慮しながら事業中の路線を早期に完成するとともに、事業化予定路線の早期着手に努めます。
また、各種道路の役割分担を明確にし、地域の特性に応じた道路機能を検討しながら都市環境・景観の改善に努めるとともに、すべての利用者が安全で快適に通行できる道路整備をめざします。
- 6 より安全で良質な水道水の安定給水のために、水質管理の強化及び浄配水施設の整備を進めます。
- 7 「大阪湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、下水処理の水質向上を図るとともに、合流式下水道の雨天時の対策を進めます。また、処理水や汚泥等の有効利用を図ります。
浸水被害の実態を踏まえ、計画的に雨水施設の整備を推進し、浸水に対する安全度の向上を図ります。また、都市における良好な水環境を確保するため、雨水浸透などの施策の推進に努めます。



計 画

1 総合的な都市整備の推進

(1) 地域の特性を生かしたまちづくりの推進

これまで蓄積してきた都市整備に関するさまざまな情報やノウハウを提供し、市民、事業者、専門家との適切な役割分担のための仕組みづくりを進め、地域の特性を生かした活力のあるまちづくりを推進します。

(2) 適切な土地利用の誘導

調和のとれた有効かつ利便性の高い土地利用を図るため、用途地域制度や地区計画制度などによる土地利用の規制・誘導を図ります。また、必要な都市施設の整備に努めます。

(3) 都市機能の向上と市街地の整備

市街地の整備にあたっては、周辺の自然や景観が損なわれないよう環境に配慮しながら居住環境の向上、商業・業務機能の活性化、公共的空間の創出や交通機能の改善など、これからの社会経済動向を見据えた都市機能の再整備を図ります。

(4) 福祉のまちづくりの推進

社会生活を送る上でハンディキャップを持った人を含めたすべての人が不自由なく安心して移動できるよう、公共施設や病院、駅など多くの人が利用する施設のバリアフリー化に努め、誰もが互いに支え合いながら社会生活を送れるまちづくりを推進します。

(5) 吹田操車場の跡地利用

吹田操車場の跡地利用は、大阪都心部への近接性や周辺部における大学、学術研究、医療機関といった高度な都市機能の集積など、恵まれた立地特性を最大限に生かし、本市のみならず広域的な利用も視野に入れ、周辺地域との調和や居住環境の向上、緑豊かな公共空間の創出など、魅力的で独自性のあるまちづくりを市民参画の下で進めます。

2 緑豊かな安心して遊べる公園整備

(1) 特色のある公園・緑地の整備

「みどりの基本計画」に基づき、緑の整備目標の確保に向け計画的に公園・緑地の整備を市民参画の下で行います。また、樹林や竹林などの資源及び歴史的な環境も活用しながら、すべての人が四季折々の豊かな緑とふれあえ、親しみ、やすらぎを実感できる公園づくりを進めます。

(2) 公園施設の整備と維持管理

誰もが使いやすく快適で安心して遊べる公園となるよう、施設の整備と適正な維持管理に努めるとともに、利用マナーの向上について啓発に取り組みます。

(3) 市民との協働による公園管理

身近な公園の管理を市民との協働により行うため、コミュニティづくりと活動の支援に努め、地域に愛される公園づくりを進めます。

都市計画公園の整備状況（平成17年(2005年)3月末現在）

建設緑化部データによる

| 種 別 | 箇所数 | 面 積 | | 一人当たりの完成面積 | |
|-----|------|------------|------------|-----------------------|---|
| | | 計 画 | 完 成 | | |
| 公 園 | 街区公園 | 72 | 約 20.08ha | 約 20.08ha | / |
| | 近隣公園 | 14 | 約 30.3ha | 約 30.3ha | |
| | 地区公園 | 3 | 約 16.7ha | 約 16.4ha | |
| | 総合公園 | 3 | 約 52.0ha | 約 46.9ha | |
| | 広域公園 | 1 | 約 129.0ha | 約 129.0ha | |
| | 小 計 | 93 | 約 248.08ha | 約 242.68ha | |
| 緑 地 | 2 | 約 70.7ha | 約 67.7ha | 1.93m ² /人 | |
| 合 計 | 95 | 約 318.78ha | 約 310.38ha | 8.86m ² /人 | |

※一人当たりの完成面積は人口350,317人(平成17年(2005年)3月末)として計算

※街区公園：主として街区内に居住する市民の利用のために設ける公園

※近隣公園：主として近隣に住む市民の利用のために設ける公園

※地区公園：主として徒歩圏域内に居住する市民の利用のために設ける公園

※総合公園：市民の休息、遊戯、運動など総合的な利用のために設ける公園

※広域公園：市域を超える広域のレクリエーション需要に対応するために設ける公園

3 誰もが安全で快適な交通環境づくり

(1) 交通バリアフリーの推進

駅舎や駅前広場等においては、公共交通事業者と連携しバリアフリーを含むユニバーサルデザインを推進するとともに、歩道等においても、バリアフリー基準に適合した整備に努めます。

また、バリアフリーに対する認識を深めるための啓発や教育等に取り組みます。

(2) 違法駐車防止

「違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、違法駐車の一掃に向けた指導や啓発に取り組みます。また、駐車場が不足する地域では公共施設などを利用した有料による駐車場の整備に努めます。

(3) 自転車の放置防止

自転車利用者のマナーの向上を図り、レンタサイクルの活用を推進するとともに、駅周辺の商業施設などと協働し路上放置の解消に努めます。

(4) 交通安全施設の整備

交通安全施設の整備を計画的に進めるとともに、周辺環境やデザインにも配慮した整備に努めます。

(5) 交通安全教育の推進

学校や地域などにおける交通安全教育の推進によって交通安全意識の啓発に努めます。

4 自動車に過度に依存しない交通環境づくり

(1) 歩行者・自転車優先のまちづくり

歩道の整備や歩車分離信号の設置を進めるとともに、自転車歩行者道の整備やネットワーク化についても検討します。また、駅周辺での自転車駐車場整備や商業集積地での自転車対策を行い、歩行者・自転車優先のまちづくりを進めます。

(2) 総合交通体系の確立

交通需要マネジメント施策など新たな交通施策の実施や、交通結節点の利便性向上を行うことにより、公共交通の利用を促進するとともに、自動車交通量を抑制し、交通渋滞や環境問題の解消に努めます。また、交通の不便な地域においては、地域住民の意見を聴きつつ、交通利便性の向上に資する移動手段について検討します。



5 安全で快適な道路整備

(1) 都市計画道路の整備

都市計画道路は、国道・府道との広域的な道路ネットワークの形成をめざし、地域間を結ぶ円滑で機能的な移動空間として、また災害時の防災空間として整備を進めます。

(2) 道路機能の整備

道路機能の向上を図るため、高齢者や障害者などすべての歩行者、自転車が安全で快適に利用できる交通機能の充実と、道路緑化や景観に配慮した舗装など魅力的な空間の創出に向け、地域の状況に応じて整備を進めます。また、電線の地中化についても検討を進め、更なる空間機能の充実をめざします。

(3) 道路機能の管理・維持

適正な道路管理のため、橋梁の耐震補強をはじめ、道路施設の更新・補修を計画的に行い、安全性、機能性の保持に努めるとともに、災害時の情報通信網などライフラインの安全性の向上を関係機関に働きかけます。

(4) 環境整備・安全対策の充実

高速自動車道、国道・府道の沿道環境整備対策や安全対策の充実を道路管理者に働きかけます。

6 上水道の整備

(1) 水源の有効利用

自己水源の確保と有効利用及び大阪府営水道からの受水による安定給水に努めます。

(2) 水質の適正管理

水質の保全に向けて関係機関との連携に努めるとともに、水質管理の強化や小規模受水槽（有効容量10m³以下）の調査・点検により適正管理を図ります。

(3) 浄配水施設の計画的な整備

安定した給水を確保するため、上水道施設等整備事業により、各施設の更新を耐震性の向上を図りながら計画的に進めます。

(4) 給水方法の改善

直結（増圧）給水のいっそうの普及に向け条件整備を進めます。

(5) 水の適正利用

計画的な漏水調査及び漏水防止作業により有効率の向上を図るとともに、浄配水システムの充実により水の適正・有効利用を図ります。

都市計画道路の整備状況（平成17年（2005年）3月末現在）

建設緑化部データによる

| 種別 | 計画路線数 | 計画延長 | 完成延長 | 整備率 |
|------|-------|----------|----------|------|
| 幹線街路 | 36 | 約84,768m | 約66,765m | 79% |
| 区画街路 | 1 | 約480m | 約480m | 100% |
| 特殊街路 | 6 | 約9,520m | 約9,240m | 97% |
| 合計 | 43 | 約94,768m | 約76,485m | 81% |

※特殊街路：自動車以外の歩行者、自転車、モノレール等の交通の用に供することを目的とした道路であり、本市では歩行者専用道、モノレール専用道が都市計画決定されている。

7 下水道の整備

(1) 下水道管等の充実

下水道管の適切な維持管理を行うため、下水道台帳の充実に努めるとともに、既存施設の改築・更新を耐震性の向上を図りながら計画的に進めます。

また、暫定的な処理地域等については、下水道計画に整合させるための整備を図ります。

(2) 下水処理場・ポンプ場の充実

下水処理場及びポンプ場については、老朽化した施設・設備の計画的な改築、更新を耐震性の向上を図りながら計画的に進めます。また、放流水質の向上のために、合流式下水道の改善と高度処理を実施するなど、下水処理場・ポンプ場の充実に努めます。

さらに、下水汚泥の再資源化をいっそう推進するとともに処理水の再利用を図ります。

下水処理場の拡張整備においては、敷地内に水・緑環境の創出を図り、周辺環境への配慮や多目的利用が図られるよう努めます。

(3) 総合的な雨水対策の推進

雨水対策を推進するために、河川事業との連携を図りながら、効率的な雨水施設整備に努めるとともに、雨水の流出を抑制する貯留施設や雨水浸透施設の設置を促進し、総合的な対策を図ります。

なお、浸水被害の発生地域においては、雨水施設の能力増強の整備を重点的、計画的に進め、被害の軽減を図ります。

(4) 流域下水道の整備

流域下水道幹線の未施工箇所の早期完成と、処理施設の高度化の推進を関係機関に要望します。また、流域下水道と公共下水道の今後のあり方について検討します。

下水道雨水施設の整備状況（平成17年(2005年)3月末現在）

下水道部データによる

| 計画面積 | 雨水施設整備率 (10年確率降雨) | 雨水施設整備率 (概ね5年確率降雨) |
|-----------|----------------------|-----------------------|
| 約 3,582ha | 約 37% | 約 85% |

※雨水施設整備率：計画面積に対する整備済み区域の面積の割合

※10年確率降雨：10年に1回の確率で発生する降雨

(本市の場合は、約50mm/時)

※5年確率降雨：5年に1回の確率で発生する降雨

(本市の場合は、約40mm/時)



第3節 良好な住宅・住環境づくり

体系

1 多様なニーズに対応した住宅の整備

- (1) 総合的な住宅政策の推進
- (2) 健康で安心して住める住宅整備
- (3) 市営住宅における住環境の向上
- (4) 分譲マンションへの支援

2 良好な住環境づくり

動向と課題

1 本市の住宅・住環境をめぐるのは、千里ニュータウンなどの計画的住宅地での既存住宅の建替え、企業所有地や低層住宅地域の周辺での開発事業などによる住環境への影響が課題となっています。

住環境の保全と向上を図るためには、開発事業が周辺環境と調和したものとなるよう誘導するとともに、各種の制度を活用しながら、市民の自主的なまちづくりを支援していくための仕組みづくりが求められています。

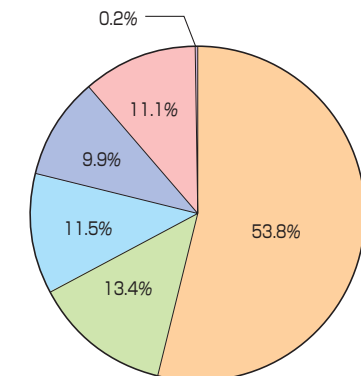
2 少子・高齢化の進行、家族構成の変化、生活様式の多様化などに伴い、住宅に対する市民のニーズは、単に住戸規模の拡大に止まらず、住宅のバリアフリー化や新しい住宅設備、環境共生への対応など、住宅の質の向上へと変化しています。このような新たなニーズに対応した住宅の供給や、多世代共生型の住宅など、多様化した住み方に合った住宅の供給を促進することが求められています。

3 今後とも本市が住宅都市として発展していくためには、住宅の機能更新を進めながら、居住ニーズの変化に対応した魅力と個性ある住まいづくりが求められています。

基本方向

- 1 多様で異なる市民のライフスタイルやライフステージに対応できる住宅に関する支援等を充実するとともに、各種制度を活用した総合的な住宅政策を推進します。
- 2 緑の空間の確保や景観への配慮など環境と調和した計画的なまちづくりを進めるとともに、福祉、保健、医療との連携を図りながら、誰もが安心して生活できる住宅・住環境づくりを進めます。
- 3 建築協定や地区計画などの制度の活用を図るとともに、「開発事業の手続等に関する条例」に基づき、開発事業に対するきめ細かな規制・誘導を進め、市民、事業者、行政の協働の下で、よりよい住環境づくりに努めます。

永住意向 平成14年度（2002年度）市民意識調査による



- 住み続けたいと思っている
- 引っ越したいが住み続けることになると思う
- 住み続けたいが引っ越すことになると思う
- 別のところへ引っ越したいと思っている
- わからない
- 無回答

計 画

1 多様なニーズに対応した住宅の整備

(1) 総合的な住宅政策の推進

「住宅マスタープラン」に基づき、子育て世代をはじめ、市民の多様なニーズに対応した良好な住宅の供給を促進するとともに、地域の特性に応じた住宅・住環境の整備を図り、総合的な住宅政策を推進します。

(2) 健康で安心して住める住宅整備

高齢者や障害者が住みなれた地域で、健康で安心して住み続けられるよう、住宅施策と福祉施策との連携を図り、事業者と行政の協働による住宅の整備に努めます。

(3) 市営住宅における住環境の向上

老朽化した市営住宅については、「市営住宅ストック総合活用計画」に基づく建替事業・改善事業・維持保全等により、住環境の向上を図ります。

(4) 分譲マンションへの支援

分譲マンションの適正な維持管理や円滑な建替えを促進するため、マンション管理セミナーの開催、アドバイザーの派遣、住宅相談窓口などの制度活用を推進するとともに、ニーズに応じた都市型住宅の誘導を図ります。

2 良好な住環境づくり

共同住宅等の新築や建替え等においては、市民、事業者、行政との協働により、地域の特性を生かした良好な住環境づくりに努めます。また、建築協定や地区計画などの制度の活用や情報の提供、相談体制を充実し、市民の自主的なまちづくりの支援に努めます。

開発事業に際しては、「開発事業の手続等に関する条例」に基づき、公共公益的施設の整備や、事業地内に豊かな緑、ゆとりある住空間の創出を促進し、住環境の向上を図ります。また、大規模開発事業においては、構想の段階から事業の内容を開示して、周辺環境と調和した土地利用を誘導します。

建築協定の一覧（平成18年（2006年）2月末現在）

都市整備部データによる

| 協定名 | 認可日 | 面積 | 区画 |
|----------------|------------|---------|-------|
| 桃山台3丁目建築協定 | 平成2年5月1日 | 約 0.5ha | 17区画 |
| 佐竹台3丁目地区建築協定 | 平成8年1月17日 | 約 1.3ha | 30区画 |
| 桃山台3丁目第二建築協定 | 平成9年6月18日 | 約 1.3ha | 43区画 |
| 高野台地区建築協定 | 平成15年2月4日 | 約 7.1ha | 194区画 |
| 古江台1丁目中部地区建築協定 | 平成15年4月25日 | 約 2.4ha | 67区画 |
| 佐竹台5丁目・6丁目建築協定 | 平成17年1月28日 | 約 2.6ha | 66区画 |

地区計画の一覧（平成18年（2006年）2月末現在）

都市整備部データによる

| 地区名 | 都市計画決定日 | 面積 |
|----------|-------------|---------|
| 津雲台5丁目地区 | 平成7年11月1日 | 約 1.6ha |
| 藤白台2丁目地区 | 平成12年3月31日 | 約 1.1ha |
| 山田駅周辺地区 | 平成14年7月9日 | 約 4.6ha |
| 千里丘上地区 | 平成16年12月10日 | 約 1.1ha |
| 新芦屋上地区 | 平成17年7月5日 | 約 4.0ha |

第4節 景観に配慮したまちづくり

体系

1 良好な都市景観の形成

- (1) 総合的景観施策の展開
- (2) 自然景観の保全と育成
- (3) 地域の景観資源の保全と活用
- (4) 地域の特性を生かした都市景観の形成

2 景観形成への啓発・支援

- (1) 景観意識の向上
- (2) 景観形成活動への支援

動向と課題

- 近年、人びとの価値観は量より質を求めるものへと変化し、生活空間の質の向上という観点から、個性ある美しいまちなみや景観の形成が求められてきています。このような背景の下、良好な景観の形成を促進するため、平成16年（2004年）に「景観法」が制定されました。
- 市民意識調査によれば、多くの市民が「現在の場所に住み続けたいと思っている」と答え、高齢の市民、居住年数の長い市民に強い定住意向が表れています。また、自分の住む地域に対する関心もますます高まってきています。
- 本市では、大規模な土地の開発などに伴い、長い時間を経て形成されてきたまちなみや、都市にうるおいを与える緑地、歴史的景観資源が喪失し、その一方では新しいまちなみが誕生しています。また、景観に関する市民の活動も活発になり、みどりの協定や里親道路、アドプトロードなど地域に密着したさまざまな活動が行われています。

4 景観はさまざまなもので構成され、自然、歴史などを含んだ地域の文化を表すものであり、市民共通の資産です。

良好な都市景観の形成には市民、事業者、行政の協働が重要であり、地域の自然と歴史とが織りなしてきた景観と新しくつくられる景観が調和するように努め、個性と魅力あふれる都市景観をまもり、つくり、そだて、まちに対する誇りと愛着を高めていくことが必要です。

基本方向

- 住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人のすべてに快適な都市空間の実現を図るため、地域の特性を生かし、市民、事業者、行政、専門家等がそれぞれの役割の下、協働して良好な都市景観の形成に努めます。また、市民共通の資産としての景観の向上を図り、次世代に継承していくことができるよう、魅力あふれる美しいまちづくりに努めます。
- 景観形成に関する情報の提供や啓発に努め、景観意識の向上を図るとともに、市民や事業者による景観形成活動への支援に努めます。

景観形成地区の一覧（平成18年（2006年）2月末現在）

都市整備部データによる

| 地区名 | 告示日 | 面積 |
|---------|--|---------|
| 山田駅周辺地区 | 平成14年7月1日（地区） 平成14年7月9日 （基本方針及び地区景観形成基準） | 約 4.6ha |
| 新芦屋上地区 | 平成17年8月2日（地区） 平成17年8月9日 （基本方針及び地区景観形成基準） | 約 4.0ha |

計 画

1 良好な都市景観の形成

(1) 総合的景観施策の展開

景観行政の姿勢をより明確にするため、「(仮称)都市景観条例」を制定し、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 自然景観の保全と育成

丘陵部に残されたまとまった緑地や河川空間などの資源の保全と活用に努め、市民にうるおいややすらぎを与える自然景観の育成に努めます。

(3) 地域の景観資源の保全と活用

歴史的景観資源をはじめとする地域の景観資源を保全・活用し、景観形成の誘導に努め、次世代に継承できる美しいまちなみづくりの推進を図ります。

(4) 地域の特性を生かした都市景観の形成

道路、公園などの公共空間や公共建築物の整備や機能更新においては、地域の特性、立地、規模や機能などに十分配慮するとともに、地域において先導的な役割を果たし、まちのシンボルとなる景観の創出に努めます。

また、民間建築物等においても地域の特性に配慮し、周辺のまちなみと調和するとともに、新しい景観をリードしていくものとなるよう支援・誘導を図ります。

2 景観形成への啓発・支援

(1) 景観意識の向上

まちに対する誇りや愛着を高め、良好な都市景観の形成を推進するため、市民、事業者、行政の協働の下、地域の歴史や文化、景観に関する情報の提供や啓発に努め、景観意識の向上を図ります。

(2) 景観形成活動への支援

地域住民に親しまれる景観づくりのための制度や仕組みに関する情報の提供、相談体制の充実を図るとともに、みどりの協定や里親道路、アドプトロード、まちの美化など暮らしに密着した景観形成活動の支援に努め、美しいまちなみの創出を図ります。



第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第1節 地域の特性を生かした産業の振興

体系

1 商工業の活性化

- (1) 魅力ある商業地づくり
- (2) 都市型工業の振興
- (3) 人、もの、情報の交流機能の推進

2 商工業の新たな展開

- (1) 生活支援型産業の振興
- (2) 産業支援型サービス業の振興
- (3) 起業家への支援

3 商工業を支える基盤づくり

- (1) 人材の育成
- (2) 組織活動の活性化

4 地域性を生かした都市農業の推進

- (1) 都市農業の推進
- (2) 新鮮で安全な農産物の供給促進
- (3) 地産地消の推進
- (4) 農業労働力の確保と育成

5 うるおいのある都市農業の推進

- (1) 自然に親しめる機会の充実
- (2) 快適な空間の形成
- (3) 農業に対する市民の理解の促進

動向と課題

1 少子・高齢化の進行や長引く不況など、市民生活をめぐる状況が変化している中で、産業は、市民の就労や所得の確保など、日々の暮らしを支える基盤であるだけでなく、市税収入を生み出す経済基盤でもあり、まちの活力を生み出しにぎわいをもたらすことから、その安定した発展が課題となっています。

2 本市は、大阪都市圏における住宅都市であるとともに、江坂周辺地域をはじめとして商業・業務機能が集積しており、都心的機能を一部担っています。良好な住宅都市としての基本的性格を保ちながら、複合型都市として発展していくためにも、環境の保全や快適なまちづくりの視点に立った産業振興策の展開が求められています。

3 市内の事業所をみると、卸売・小売業、飲食店が事業所数で4割を超えており、次に多いサービス業を入れると全事業所の4分の3以上を占めています。全体としては卸売・小売業、飲食店の減少も含め事業所数が減る産業が多い中、運輸・通信業、サービス業の事業所数は増加傾向をたどっています。

本市は大阪市に隣接しているという立地の良さから市南西部に、卸売・小売業、飲食店及び情報サービス産業が集積していますが、近年事業所の移転や閉鎖など変化が生じており、この地域の活性化が、本市の商工業の発展に大きく影響するものと思われます。他方、北部には先端技術を研究する大学など学術研究施設が立地し、新たな産業を創出する潜在力となっています。また、千里ニュータウンでは、ライフスタイルの変化や高齢化の進行の下で、全体的に身近な近隣商業施設が機能低下の傾向にあります。各種の施設が設置された役割を再評価しながら、今後、コミュニティ施設など幅広い世代のニーズにあった施設の設置を図るなど、新しい役割を持たせながら、近隣商業施設の活性化に向けて取り組んでいくことが求められています。

4 既存の商店街は、規制緩和による大型店の進出や、テレビ、インターネットなどを含む通信販売の台頭により、集客力が低下しています。また、店舗の老朽化や後継者の不足などで、商店街や小売市場では店舗数が減少し、空き店舗が増えるなどの傾向が現れています。

少子・高齢化、高度情報化、24時間型社会の到来などの社会変化に加えて、環境問題への意識の高まりや生活様式の変化など、消費者のニーズも変化し多様化しています。

商店街などの商業地は市民の日常生活の利便性と地域コミュニティを支える重要な基盤です。中・大型店との共存のあり方について、事業活動に関する基本的事項を定めるなどの検討を行い、地域の特性を生かした商業地づくりや、消費者ニーズに対応した多様なサービスの提供を充実するなど、まちづくりの新たな視点で、その活性化を図っていく必要があります。

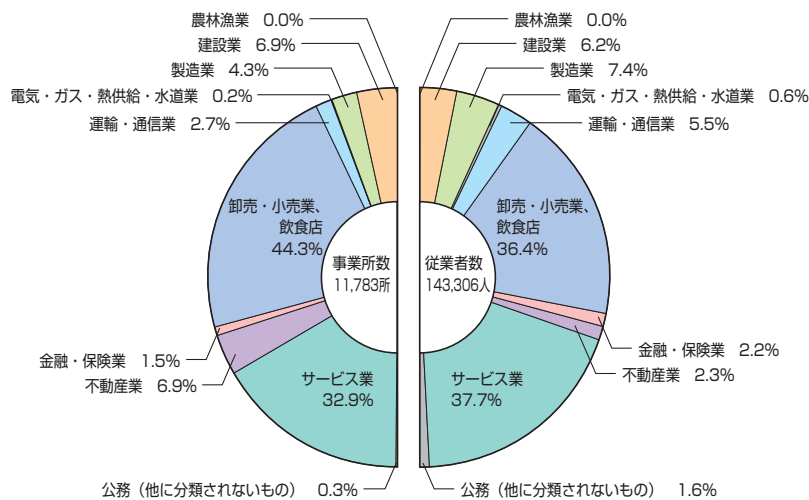
5 製造業は、事業所数、年間出荷額ともに減少しており、全体として低迷傾向を示しています。工場の閉鎖や移転に伴い宅地化が進む中で、既存の工場とその周辺地域とが調和した環境の整備を図っていくことが課題となっています。

今後は、本市が北大阪地域における大学・研究機関の集積地であることを生かし、技術開発や研究を産学連携で推進し、製品の開発など都市型工業としての新たな事業展開を図る必要があります。

また、市内外の事業者と、あるいは海外の企業との製品の仕入れや販売、情報や交流などの事業活動の促進を図ることが、市内製造業の振興につながると考えられます。

産業別事業所数・従業者数の割合（平成13年（2001年））

事業所・企業統計調査による



6 農業については、農家数、農業従事者のいずれも減少しており、農業従事者の高齢化と後継者不足、また、都市化の進展に伴う農地の減少や宅地等との混在化、農業用水や日照の確保、ごみ投棄の問題など農業経営を取り巻く生産環境は厳しい状況にあります。

7 農地の粗放化、遊休化は生産環境を悪化させるだけでなく、周辺住民の生活環境へ悪影響を及ぼすこととなります。農産物の生産基盤としての機能の維持を推進する一方で、環境保全、防災、景観維持など農地の持つ多面的な機能を活用した農地の保全に努めることにより、都市と調和したうおいのある農業を推進することが必要です。

基本方向

1 「新商工振興ビジョン」に基づき、商工業の振興を図り、市民の多様なニーズに対応した商品やサービスの提供を通して、いきいきと暮らし、働き、学び、遊ぶことができる魅力あるまちの実現をめざします。

2 地域の特性を踏まえ、まちづくりの新たな視点で市民生活の利便性を高め、アメニティ豊かな魅力ある商業地づくりを進めるとともに、工業の高度化を支援し、生活環境と調和した都市型工業への展開を図ります。

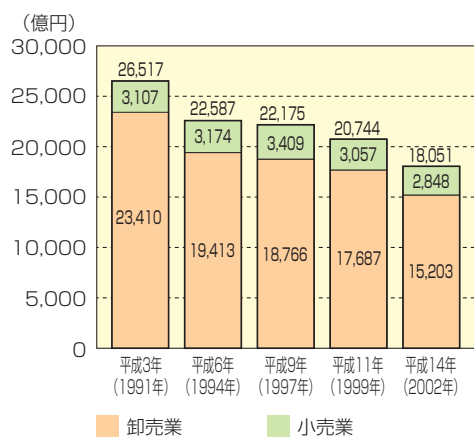
3 サービス業などが充実するよう振興策を推進します。また、商工業の活力をいっそう高めるため、ベンチャー産業、コミュニティビジネスなどの起業を支援します。

4 市内商工業の組織活動の活性化を図るため、事業者や従業者、そのリーダーなどの人材の育成を支援します。また、組織、経営の近代化・効率化を図るため、情報通信技術の活用を検討している事業所等を支援します。

5 「農業振興ビジョン」の基本理念である都市と調和する農業の推進を図ります。

6 農地を遊休化することなく、農産物の生産意欲のある農家が継続して農業ができるよう、農業生産環境の整備を図るとともに、都市の貴重な緑の空間として農地の持つ多面的な機能を活用し、本市の農業の推進を図ります。

卸売・小売業の年間販売額の推移 商業統計調査による



計 画

1 商工業の活性化

(1) 魅力ある商業地づくり

商業地が、商品やサービスを提供する商業機能に加え、文化、学習、娯楽、コミュニティなどの多様な機能を持つことは、その活性化とまちのにぎわいにつながります。それぞれの商業地の個性を生かし、消費者に便利で快適な魅力ある商業地づくりを推進します。

(2) 都市型工業の振興

国際競争が本格化した時代に対応するため、企業相互の連携、産学連携を深め、新しい技術、製品の開発を促進するなど工業の高度化への支援を進めます。さらに、環境に配慮した事業活動を支援、促進し、都市型工業への展開を図ります。

(3) 人、もの、情報の交流機能の推進

地域や業種、世代間の交流活動を促進し、消費者との交流の機会を設定するとともに、商工業関連情報を発信することにより、市内商工業の振興を図ります。また、情報通信技術の活用を図る事業所への支援を充実します。

2 商工業の新たな展開

(1) 生活支援型産業の振興

時代の変化に対応して市民生活を豊かでうるおいのあるものにする生活支援型産業を支援し、情報提供を行うことで、その振興を図ります。

雇用創出の効果もある新たな地域社会に密着した産業としてのコミュニティビジネスの振興を図ります。その活動の場として商店街の空き店舗を活用するなど、商店街の活性化にも寄与するよう支援の充実を図ります。

(2) 産業支援型サービス業の振興

情報通信関連、ソフトウェア、デザイン分野などでの事業所向けサービス業は、商工業における情報提供の充実、人材育成、企業支援や高付加価値化に寄与するなど、市内商工業の発展、育成に対して支援的な機能を有するため、その振興を図ります。

(3) 起業家への支援

若い世代による新しい分野での起業、リストラや意識変化による中高年の起業が増える中、起業をより円滑にするため、事業者の交流、情報提供などの支援を行います。また、関係機関と連携し、市内に根付く起業家の育成に努めます。



3 商工業を支える基盤づくり

(1) 人材の育成

事業者、従業員の資質の向上や経営技術についての相談機能の連携と拡充を図るとともに、セミナーなど開催することにより、人材の育成、事業継承者の確保、就業環境の充実を促進し、商工業振興を図ります。

(2) 組織活動の活性化

事業者間の交流や組織活動の活性化を図ることは、事業活動を促進する上で重要な要素です。特に商業は個別事業者の努力に加えて、商業環境が経営に大きく影響することから、組織的な対応が必要となるため、事業者間の交流促進、組織活動のリーダーの養成等を支援し、組織活動に取り組む体制の充実を図ります。

4 地域性を生かした都市農業の推進

(1) 都市農業の推進

ほうれんそう、しゅんぎく等の軟弱野菜類の栽培や、特産物である「吹田くわい」の栽培など、地域性を生かした農業の推進を図ります。

(2) 新鮮で安全な農産物の供給促進

農薬や化学肥料の使用量を削減する環境保全に配慮した栽培方法を推進し、より新鮮で安全な農産物の供給を促進します。

(3) 地産地消の推進

生産地と消費地が密着した立地性を生かし、農業労働力の不足する生産農家にとって可能な地産地消型の販売形態を検討します。

(4) 農業労働力の確保と育成

農業従事者の高齢化、後継者の減少が深刻化する中、農作業への参画を希望する市民の活用など農業労働力不足を補う方策を検討します。



5 うるおいのある都市農業の推進

(1) 自然に親しめる機会の充実

市民農園など市民が土に親しみ、自然にふれあえる機会の充実に努めます。

(2) 快適な空間の形成

農地にれんげ、コスモス等草花の栽培を奨励し、うるおいとやすらぎが感じられるような空間の形成を図ります。

(3) 農業に対する市民の理解の促進

農産物の即売会、農作業体験事業などを通じて農家と市民の交流を促進することにより、市民の農業に対する理解を深めるように努めます。



第2節 就労を支援する環境づくり

体系

1 雇用・就労の支援

- (1) 雇用対策の推進
- (2) 労働関係情報の提供

2 勤労者福祉の充実

- (1) 福利厚生事業の充実
- (2) 余暇活動等の支援

3 労働条件の整備

- (1) 労働相談の充実
- (2) 職場環境の改善

動向と課題

- 平成12年（2000年）の「雇用対策法」の改正において、地方公共団体は、雇用に関する必要な施策を講ずる旨の規定が設けられました。国の施策や役割とともに市が担う役割として、地域における就職困難者等の雇用・就労の促進や、自立支援に向けた取組が必要となっています。
- 長引く不況を受けて景気は低迷し、完全失業率も依然として高い数値を示しています。派遣労働者や契約社員の増加など雇用形態が多様化し、労働環境が複雑化しています。また、フリーターやニートと呼ばれる若者が増えており、若者の就労支援に向けた施策が求められます。一方、団塊の世代と呼ばれる層が退職期を迎える中で、高齢者が就労を通して、いきいきと暮らせるように、雇用促進に向けた施策が必要となっています。
- 勤労者福祉共済制度のよりいっそうの充実を図るため、未加入事業所に対して加入促進を進めていく必要があります。また、勤労者の福祉の増進と雇用の安定に向けて、勤労者のニーズに対応し、福利厚生事業などをいっそう充実していくことが求められています。
- 厳しい社会経済、労働情勢の中、勤労者の安定した生活と福祉の向上、健全な労使関係、男女共同参画社会の実現を図るためには、労働に関する法律の正しい知識と理解、認識を深めることが必要であり、そのためのきめ細かい労働施策の展開が必要です。

基本方向

- 1 急速な少子・高齢化、労働環境や就労形態の多様化、就労意識の変化に対し、関係機関と連携を図りながら、勤労意欲の醸成や職業能力の向上など雇用・就労の促進に努めます。
- 2 中小企業に働く勤労者の生活の安定と豊かな暮らしに向けて、勤労者福祉の充実に努めます。
- 3 勤労者の雇用の安定と地位の向上に向け、勤労者に対する相談業務の充実に努めるとともに、事業所に対して職場環境の改善を働きかけます。

計 画

1 雇用・就労の支援

(1) 雇用対策の推進

障害者、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者などのさまざまな就労ニーズに対応するため、「地域就労支援計画」に基づき、コーディネーターによる職業相談を実施するとともに、雇用・就労につながる能力開発に努めます。

また、ハローワークなど関係機関と連携を図り、地域ネットワークを構築し、雇用・就労を促進します。

(2) 労働関係情報の提供

勤労者の安定した生活と福祉の向上を図るため、関係機関と連携しながら労働関係情報の提供に努めます。

また、労働に関する法律について三島地域における広域的・効果的なセミナーを開催し、労使関係の安定化と充実に努めます。

2 勤労者福祉の充実

(1) 福利厚生事業の充実

勤労者の福祉の増進を図るため、勤労者福祉共済制度の充実に努めます。

(2) 余暇活動等の支援

勤労者の教養、文化の向上と勤労者の福祉の増進を図るため、勤労者会館において勤労者の年齢や個人ごとのニーズに対応した魅力ある事業の実施に努めます。

3 労働条件の整備

(1) 労働相談の充実

勤労者の安定した生活と福祉の向上、健全な労使関係に資するため、相談業務の充実に努めます。

(2) 職場環境の改善

労使関係の安定化、男女共同参画社会の実現、働きがいのある職場づくりをめざし、職場環境の向上について事業所に対して働きかけます。

第3節 消費生活を支える環境づくり

体系

1 消費者の利益と安全の確保

- (1) 消費生活センターの充実
- (2) 消費者啓発
- (3) 消費者の意見の反映
- (4) 消費者活動の支援
- (5) 消費者関係法令整備等の要請
- (6) 適正取引の確保

動向と課題

1 近年、わが国においては、規制緩和が進められるとともに、高度情報通信社会が進展するなど、経済社会の状況は著しく変化しており、消費者を取り巻く環境も大きく変化してきています。それに伴い、消費者問題も多様化し複雑化しています。

このような変化の中、平成7年（1995年）には、製造物の欠陥による製造業者等の賠償責任について定めた「製造物責任法」が、また平成13年（2001年）には、適正な消費者取引を実現するための包括的な民事ルールとして「消費者契約法」が施行されるとともに、平成16年（2004年）には「消費者保護基本法」が「消費者基本法」と改正され、「消費者の権利」が明記されるなど、消費者の利益の擁護と増進に関する施策を進めるための枠組みが整えられつつあります。

2 本市の消費者行政は、消費生活センターを拠点にして消費者保護と消費者教育を大きな柱として展開してきました。一方、消費者団体が中心となって、自らが消費者問題を学んで正しい知識を身につけ、主体性ある消費者活動が進められてきました。

しかしながら、消費生活相談は年々増加し、インターネットを利用した新たな商法などの出現、高齢者など社会的弱者を狙う悪質商法などに対する課題等、問題は山積しています。一方、食の安全や地球温暖化などの環境問題について消費者の関心は高く、広範な社会問題に対してきめ細かい対応が不可欠となっているとともに、近年の事業者としての信頼を損なう事件の発生などに対し、企業の自主行動基準の策定も求められています。

今後とも、消費者トラブルの解決と被害者救済を図り、消費者利益を擁護し消費者の権利を確立する施策の展開が必要です。

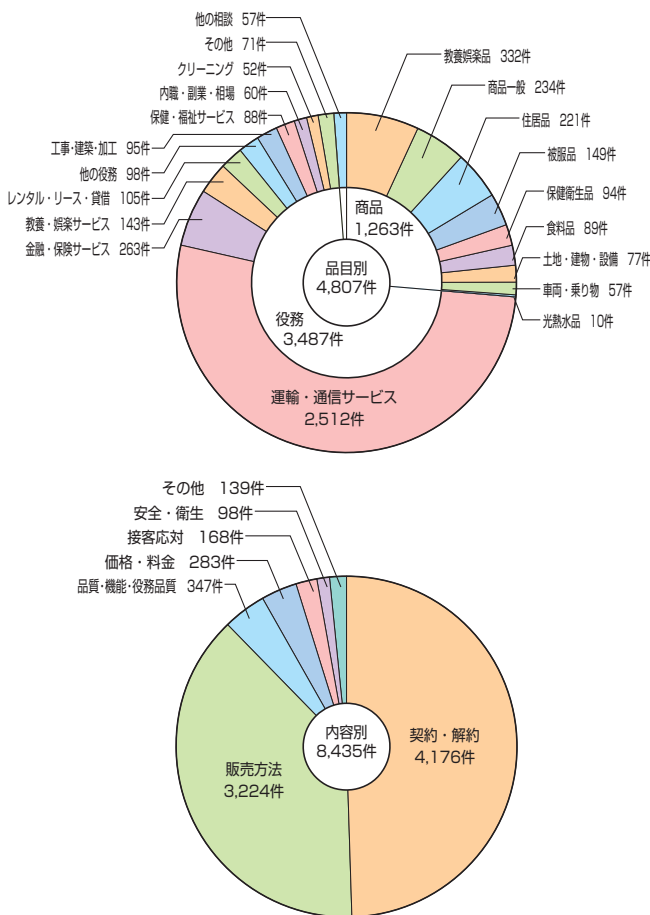


基本方向

- 1 消費生活相談を充実することにより、被害の未然防止と被害に対する迅速で適切な対応に努めます。
- 2 消費者の役割や行政、事業者の責務を明確にしながら、消費者の権利の尊重、自立の支援に努めます。
- 3 消費者が消費生活において必要な知識を修得し、自主的、合理的に行動できるよう、啓発活動や消費者教育等の充実に努めます。
- 4 消費者組織の育成に努めるとともに、消費者の自主的な活動を支援します。

消費生活相談の内訳（平成16年度（2004年度））

市民文化部データによる



計画

1 消費者の利益と安全の確保

(1) 消費生活センターの充実

消費生活にかかわる被害を未然に防止するために、情報提供や被害の解決を図る消費生活相談の機能を強め、消費生活センターの充実に努めます。

(2) 消費者啓発

消費者の自立の支援のため、消費者が自ら判断し選択できるよう必要な知識の普及や情報提供に努めます。また、環境保全や安全の確保などについて、消費者団体との連携を図り啓発活動に努めます。

(3) 消費者の意見の反映

消費者の意見が市の消費者施策や事業者の事業活動に反映されるよう、環境整備に努めます。

(4) 消費者活動の支援

消費者団体の育成・強化に努め、自主的な消費者活動を支援します。

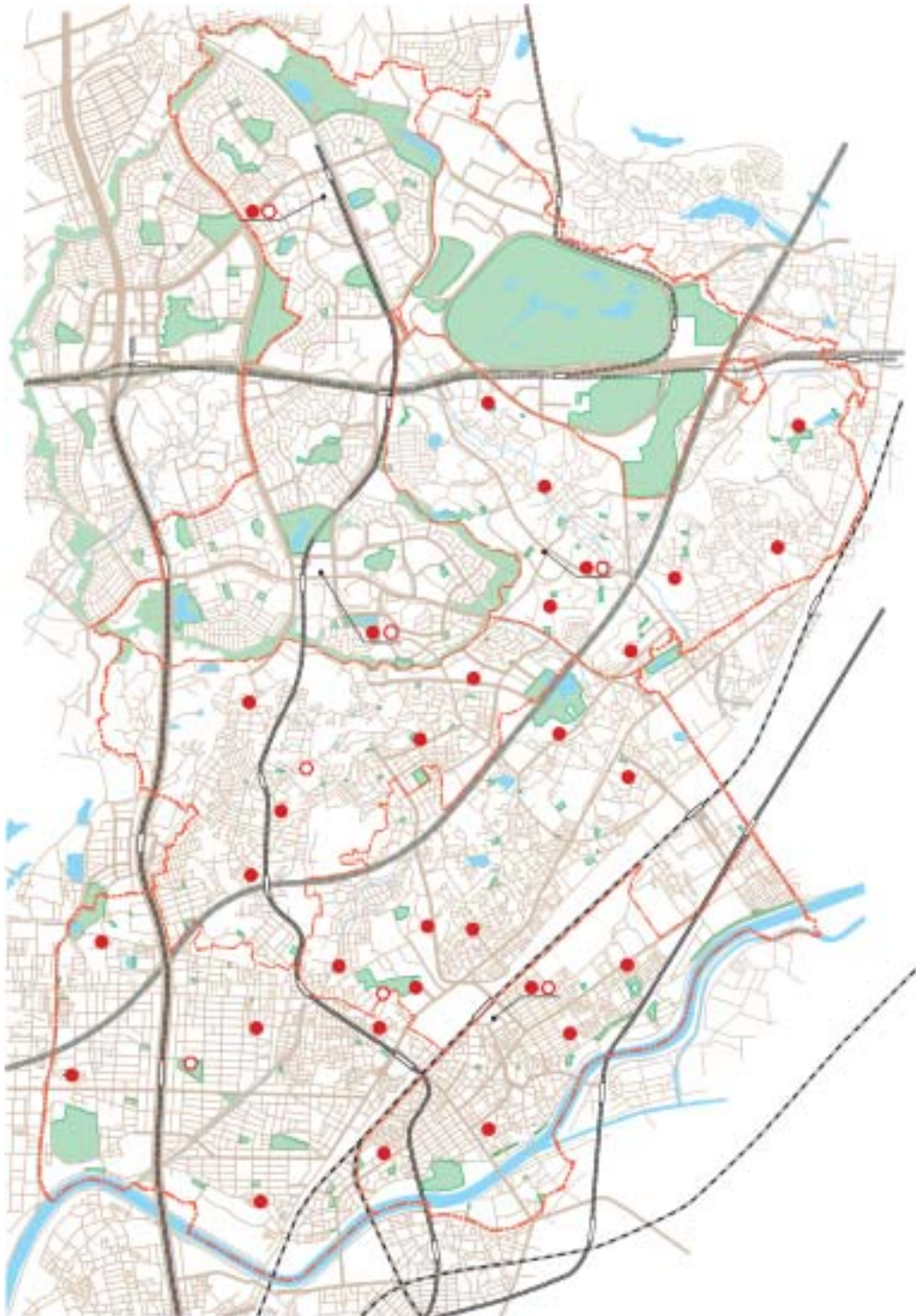
(5) 消費者関係法令整備等の要請

消費者被害の未然防止や被害にあった消費者の救済をいっそう強化するために、消費者関係法制度の整備や施策の充実に国や大阪府に要請します。

(6) 適正取引の確保

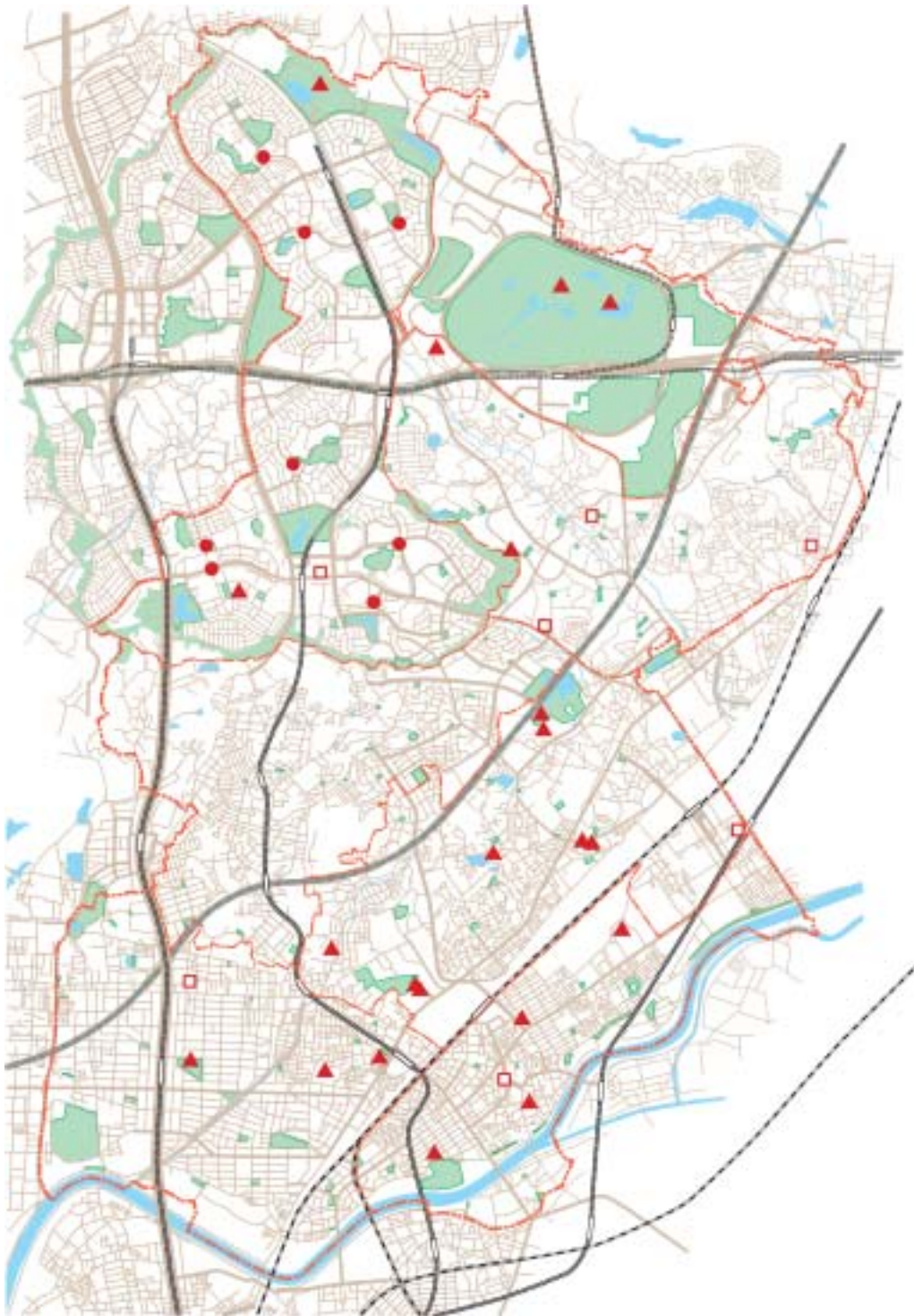
消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、必要な情報提供や適正な勧誘が行われるよう、事業者、消費者団体や関係機関との連携を図ります。

1.文化集会施設（公民館・図書館）の配置状況



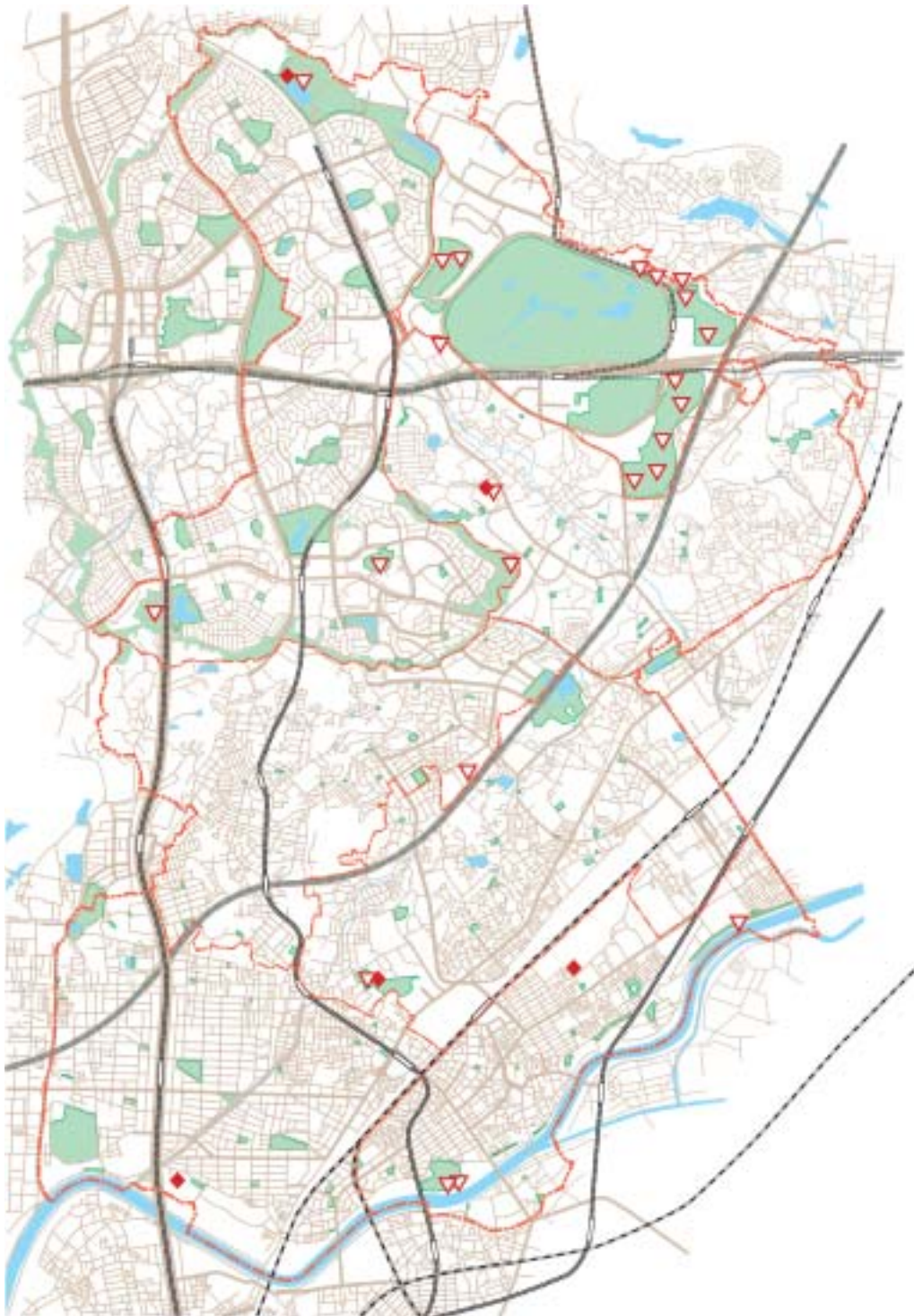
| 凡例 | |
|-----------|---|
| 公民館 | ● |
| 図書館・分館・分室 | ○ |

2.文化集会施設（市民ホール・市民センター・コミュニティセンター・その他）の配置状況



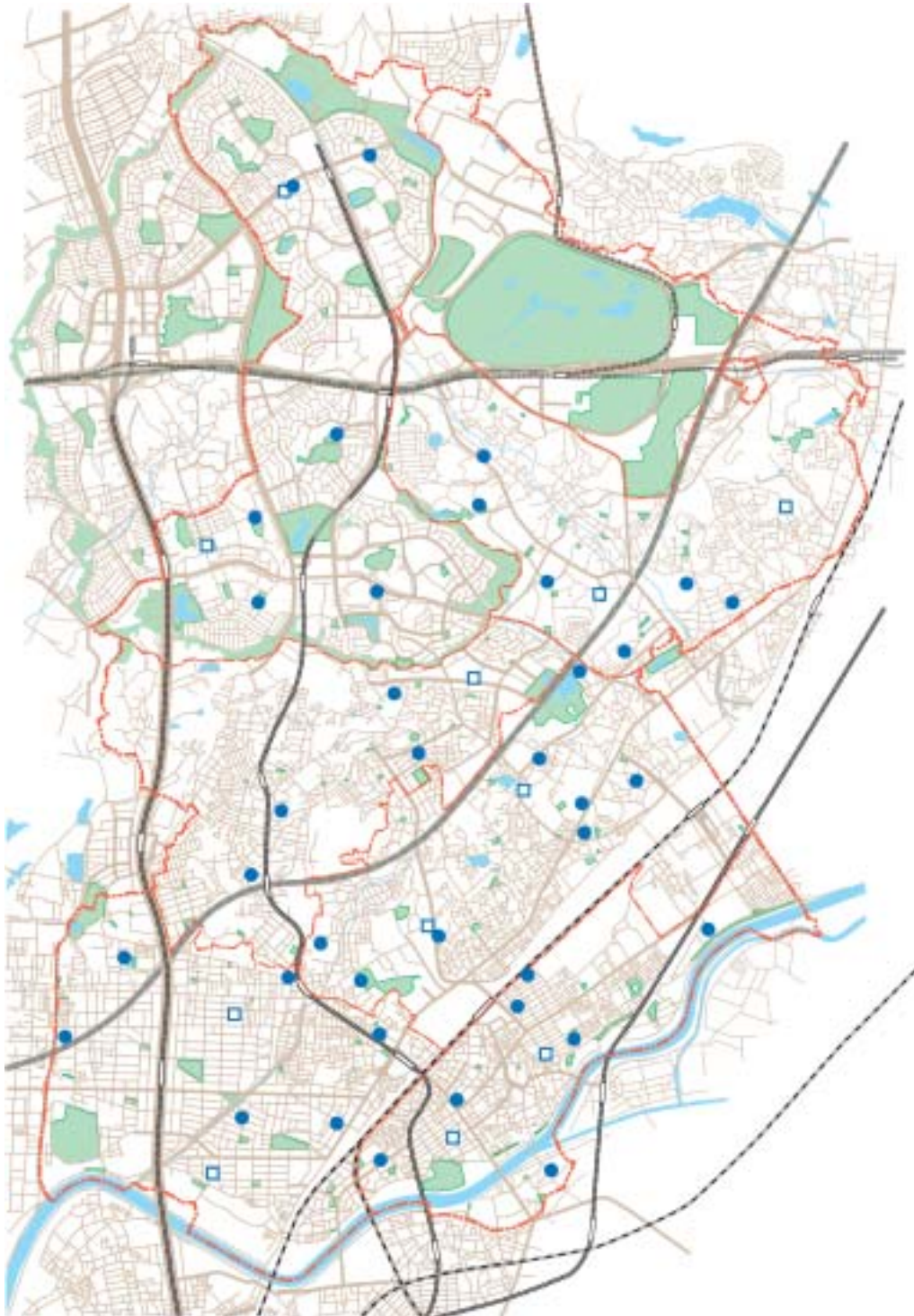
| 凡例 | |
|--------------------------|---|
| 市民ホール | ● |
| 市民センター・ コミュニティセンター | □ |
| ふれあい文化センター その他の文化集会施設 | ▲ |

3.スポーツ施設（体育館・その他）の配置状況



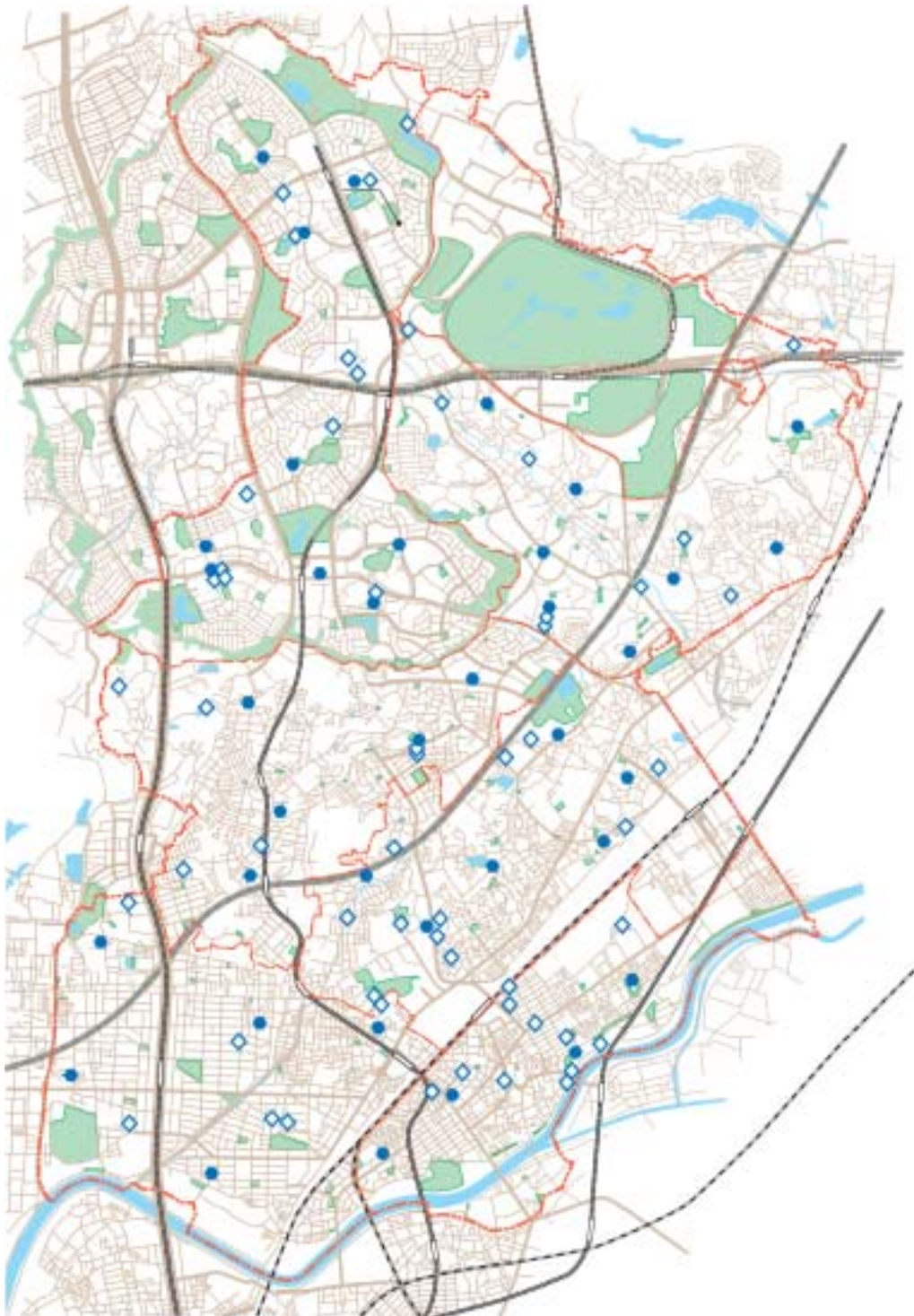
| 凡例 | |
|------------|---|
| 体育館 | ◆ |
| その他のスポーツ施設 | ▽ |

4.福祉施設（児童福祉施設）の配置状況



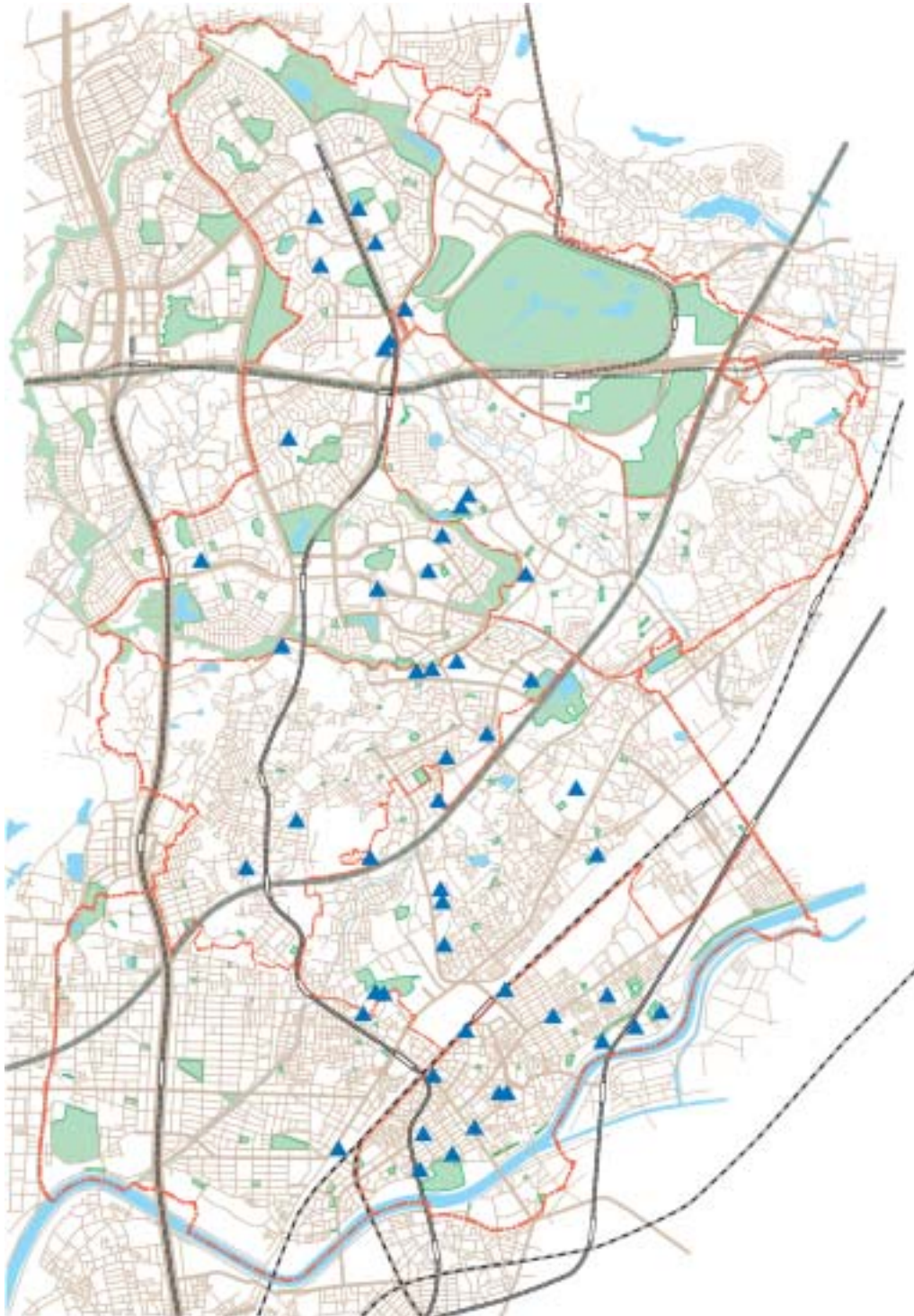
| 凡例 | |
|-------------|---|
| 保育所（市立・私立） | ● |
| 児童会館・児童センター | □ |

5.福祉施設（高齢者いきいの間等・高齢者福祉施設）の配置状況



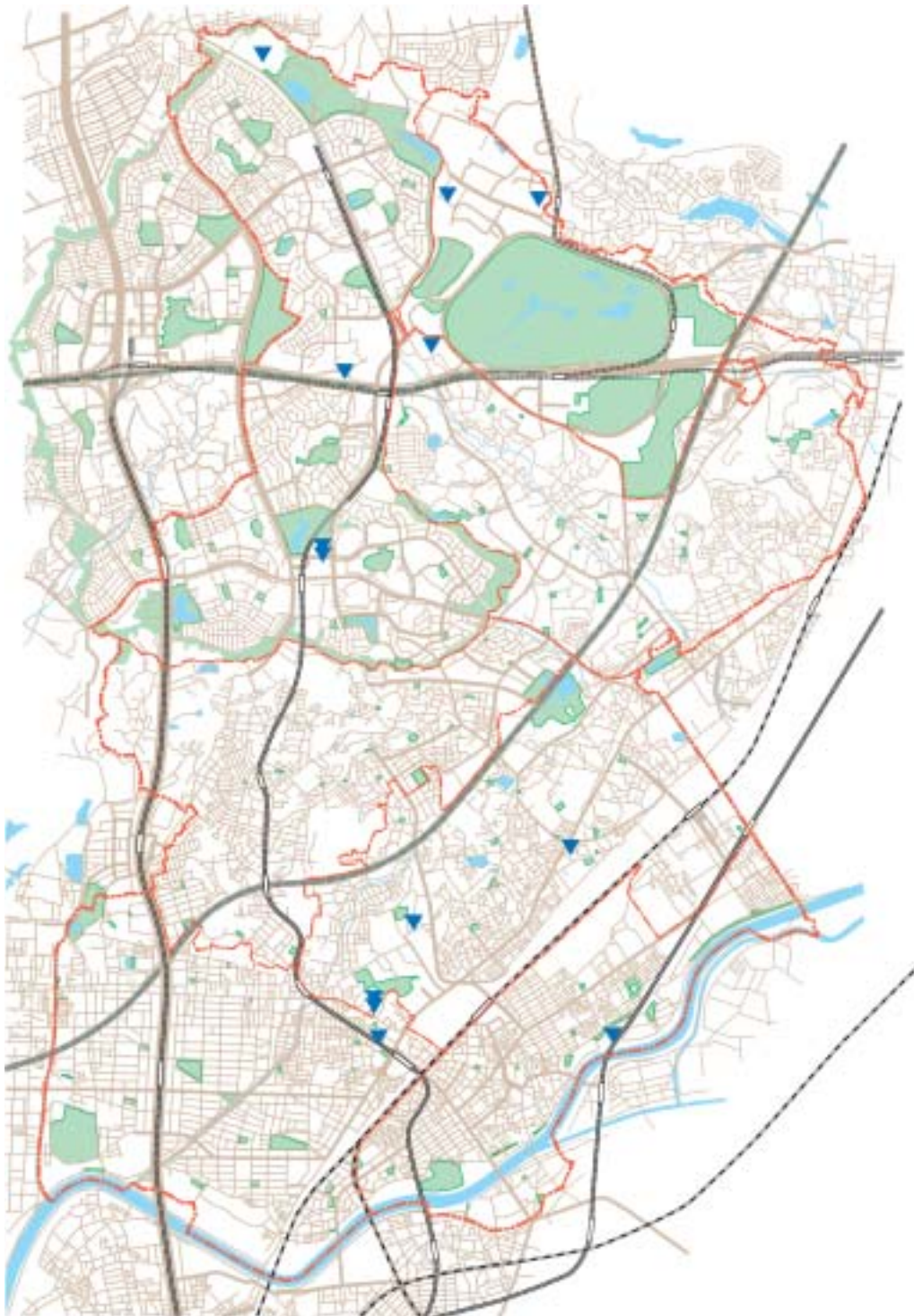
| 凡例 | |
|-----------|---|
| 高齢者いきいの間等 | ● |
| 高齢者福祉施設 | ◇ |

6.福祉施設（障害者福祉施設）の配置状況



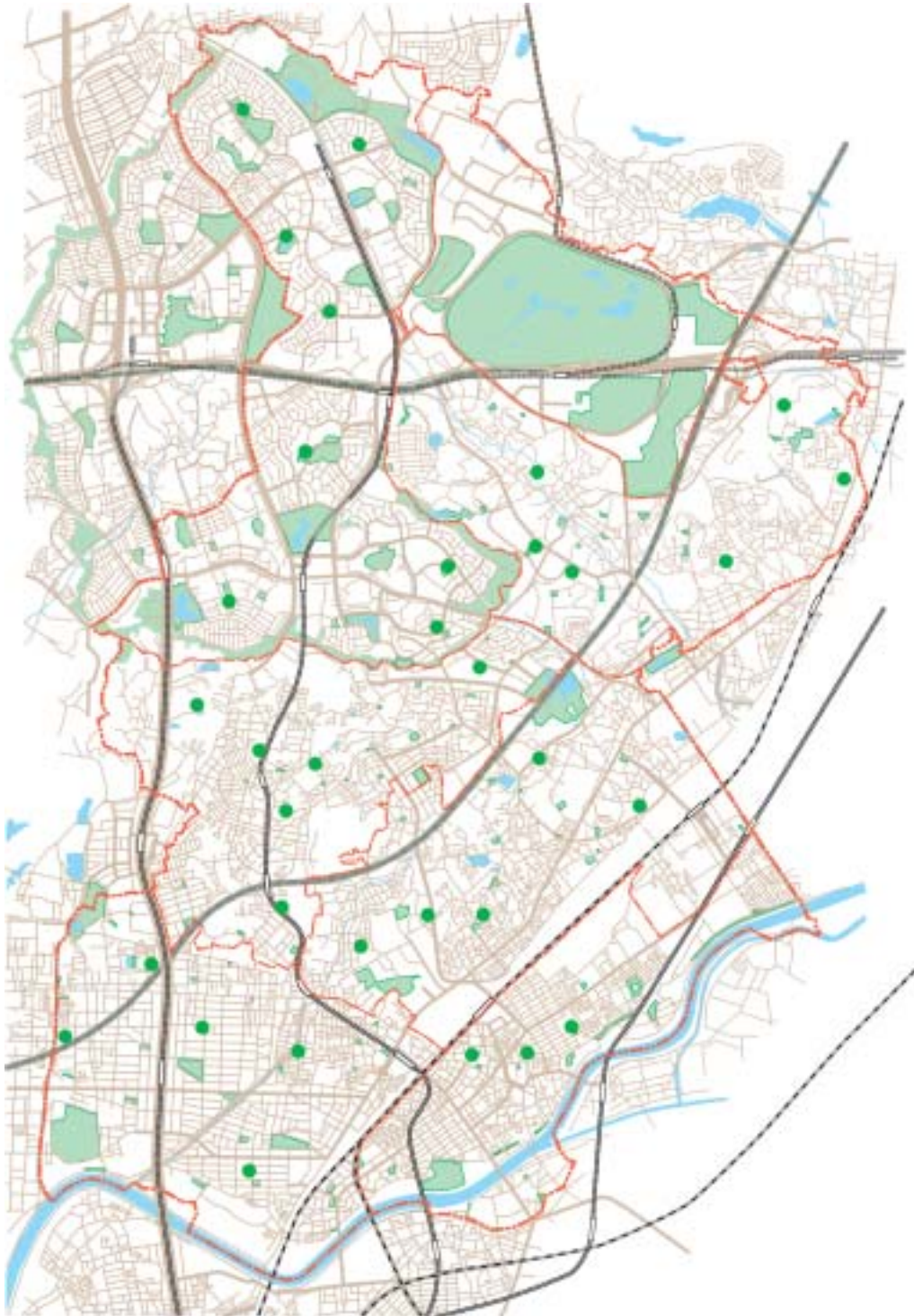
| 凡例 | |
|---------|---|
| 障害者福祉施設 | ▲ |

7.福祉施設・保健医療施設（その他の福祉施設・保健医療施設）の配置状況



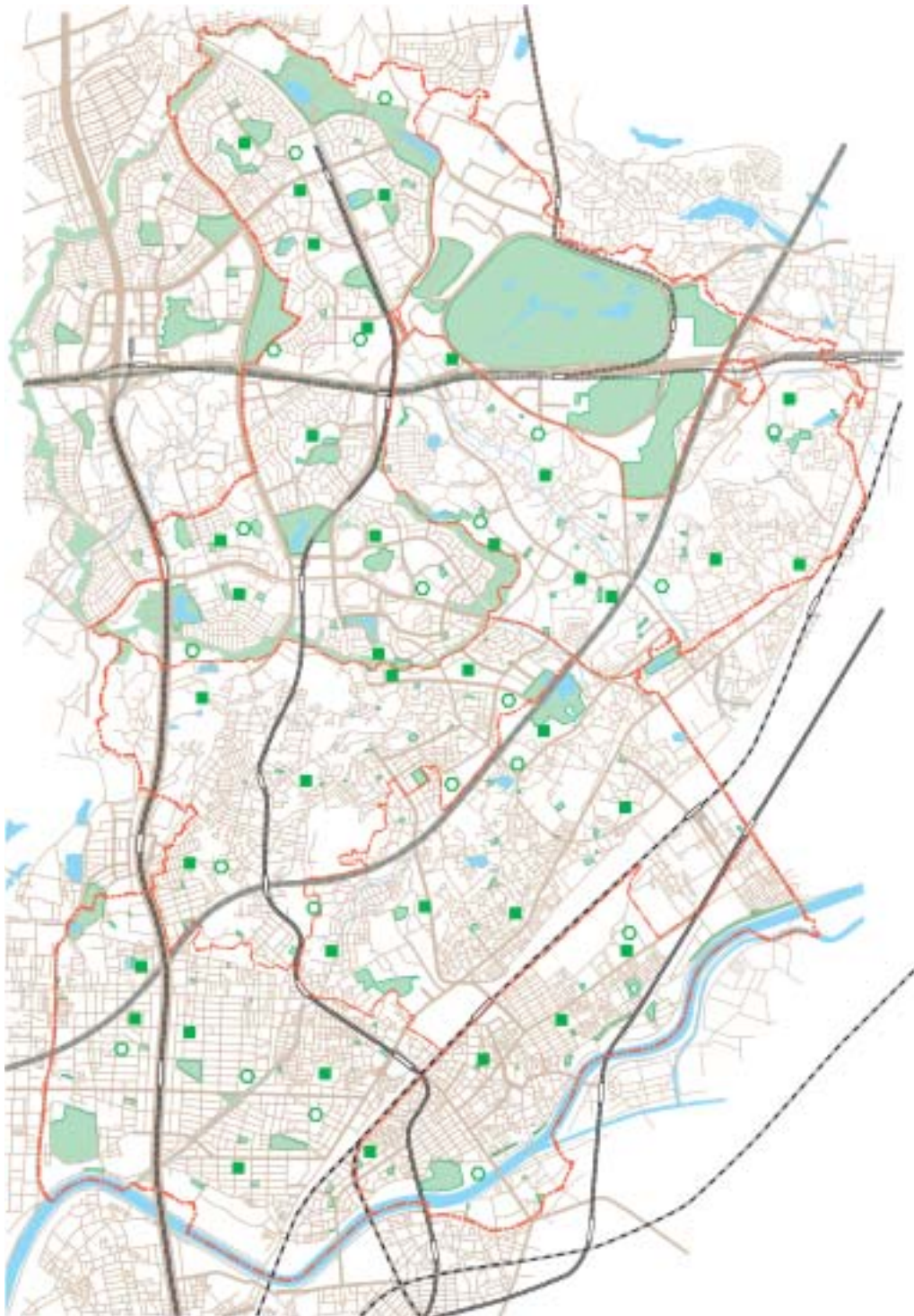
| 凡例 | |
|-----------------|---|
| その他の福祉施設・保健医療施設 | ▼ |

8. 学校教育施設（幼稚園）の配置状況



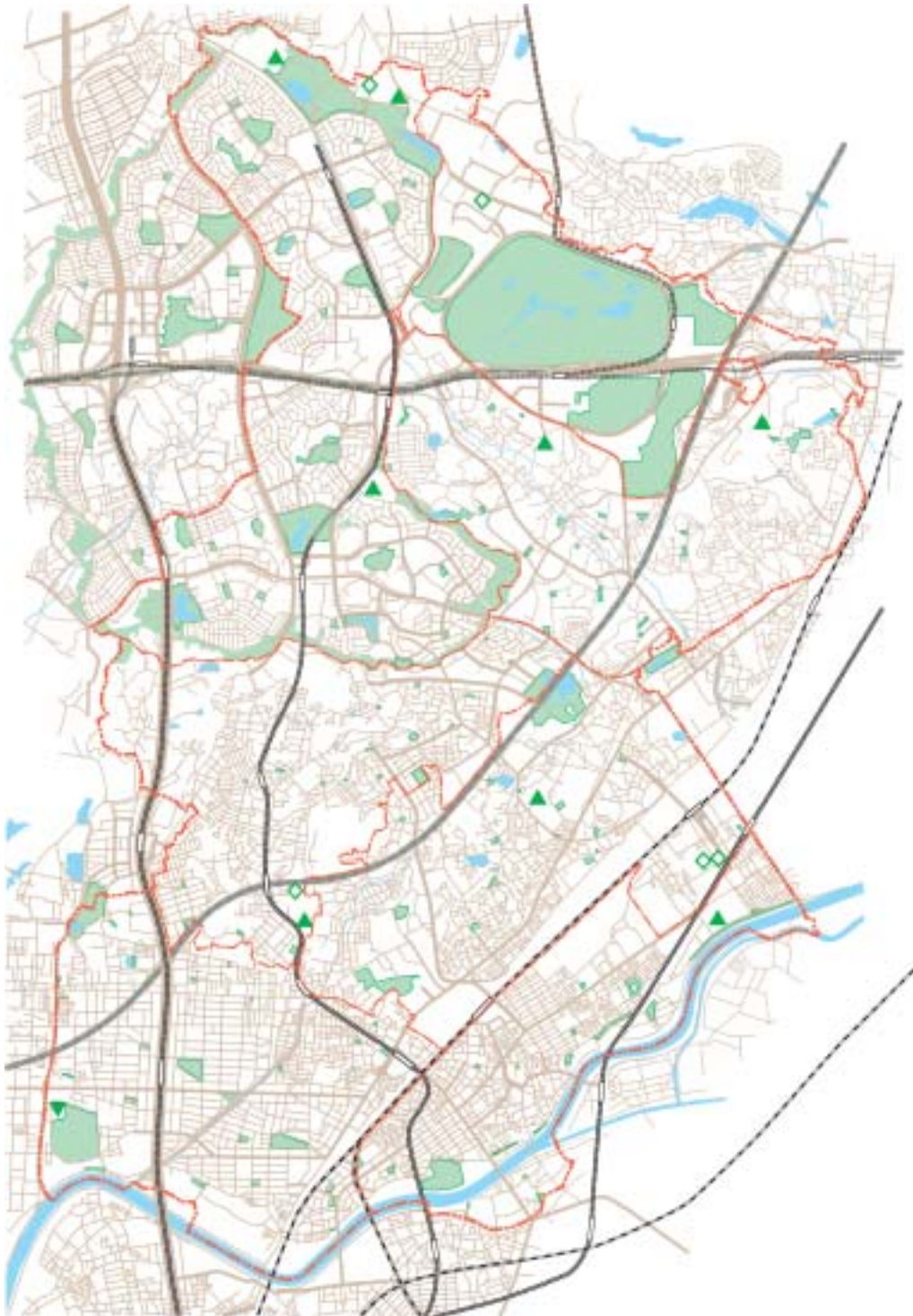
| 凡例 | |
|------------|---|
| 幼稚園（市立・私立） | ● |

9. 学校教育施設（小学校・中学校）の配置状況



| 凡例 | |
|------------|---|
| 小学校（市立） | ■ |
| 中学校（市立・私立） | ○ |

10. 学校教育施設（高校・短大・大学・その他）の配置状況



| 凡例 | |
|--------------|---|
| 高校（公立・私立） | ▲ |
| 短大・大学（公立・私立） | ◆ |
| その他の学校教育施設 | ▼ |

11. 都市計画道路整備状況



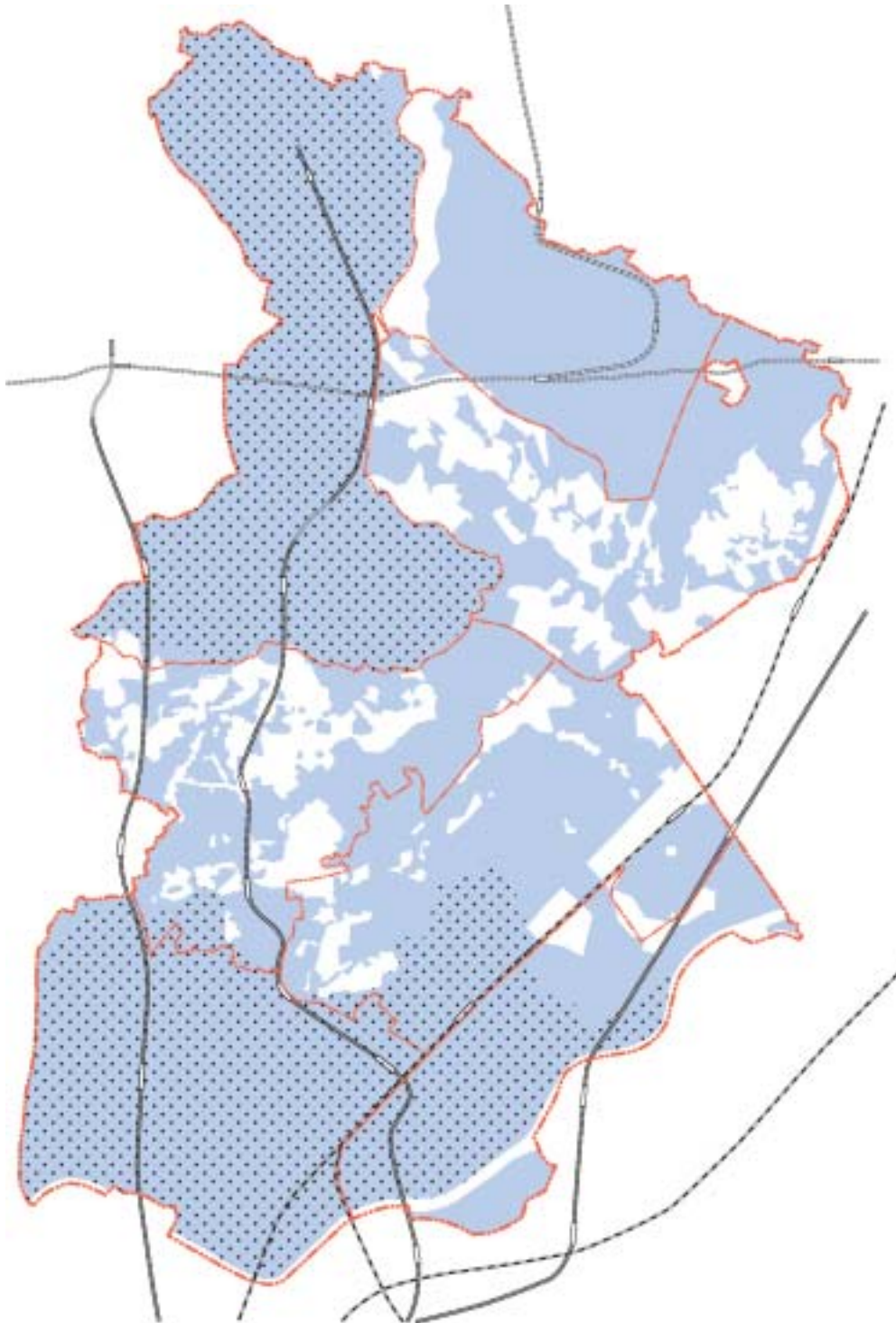
| 種別 | 番号 | 名称 |
|------|----|------------------|
| 幹線街路 | 1 | 御堂筋線 |
| | 2 | 大阪中央環状線 |
| | 3 | 千里中央線 |
| | 4 | 豊中岸部線 |
| | 5 | 万博公園南千里線 |
| | 6 | 十三高槻線 |
| | 7 | 万博公園外周線 |
| | 8 | 山田摂津線 |
| | 9 | 茨木万博公園線 |
| | 10 | 佐井寺東1号線 |
| | 11 | 千里3号線 |
| | 12 | 佐井寺東2号線 |
| | 13 | 道祖本摂津北線 |
| | 14 | 箕面山田線 |
| | 15 | 南千里岸部線 |
| | 16 | 佐井寺片山高浜線 |
| | 17 | 小曾根南泉線 |
| | 18 | 豊中吹田線 |
| | 19 | 西吹田駅前線 |
| | 20 | 砂子宮之前線 |
| | 21 | 駅前1号線 |
| | 22 | 吹田駅前線 |
| | 23 | 大阪高槻京都線 |
| | 24 | 千里丘豊津線 |
| | 25 | 山田佐井寺岸部線 |
| | 26 | 千里山佐井寺線 |
| | 27 | 上新庄神境線 |
| | 28 | 千里4号線 |
| | 29 | 浜田浜之堂線 |
| | 30 | 栄東町線 |
| | 31 | 春日豊津線 |
| | 32 | 服部西之庄線 |
| | 33 | 西之庄線 |
| | 34 | 浜之堂線 |
| | 35 | 佐井寺南線 |
| | 36 | 万博公園駅前線 |
| 区画街路 | 37 | 片山1号線 |
| 特殊街路 | 38 | 南正雀吹東線 |
| | 39 | 佐井寺東3号線 |
| | 40 | 垂水東線 |
| | 41 | 泉金田線 |
| | 42 | 大阪モノレール専用道 |
| | 43 | 国際文化公園都市モノレール専用道 |



| 凡例 | |
|-----|------|
| 未整備 | ■ |
| 事業中 | ■■■ |
| 整備済 | ■■■■ |

※平成16年度(2004年度)未現在

12. 下水道雨水施設整備状況



| 凡例 | |
|-----------|--|
| 未整備 | |
| 整備済 | |
| 能力増強の整備区域 | |

※平成16年度(2004年度)末現在

第2編
地域別計画

第1章 総論

第1節 計画の性格

地域別計画は、部門別計画とともに、基本構想がめざす本市の将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」の実現に向けた基本計画を構成する計画です。

地域別計画は、市民の日常生活の一定の圏域において、その地域の特性や課題を踏まえながら、部門別計画で体系的に示されている部門ごとの施策を、地域ごとに捉え横につないでまちづくりの推進を図るものです。

したがって、部門別計画を「たて糸」とすれば、これは「よこ糸」にあたり、部門別計画による全市的な施策の推進を前提としながら、市民と行政の協働により、地域ごとにまちづくりに取り組むための計画として位置づけられます。

第2節 計画の構成

市域を6つのブロックに区分し、次の内容で計画を構成しています。

まちづくりの基本方向と計画

地域の特性に係る取組やその地域が抱える課題に対する取組について記述

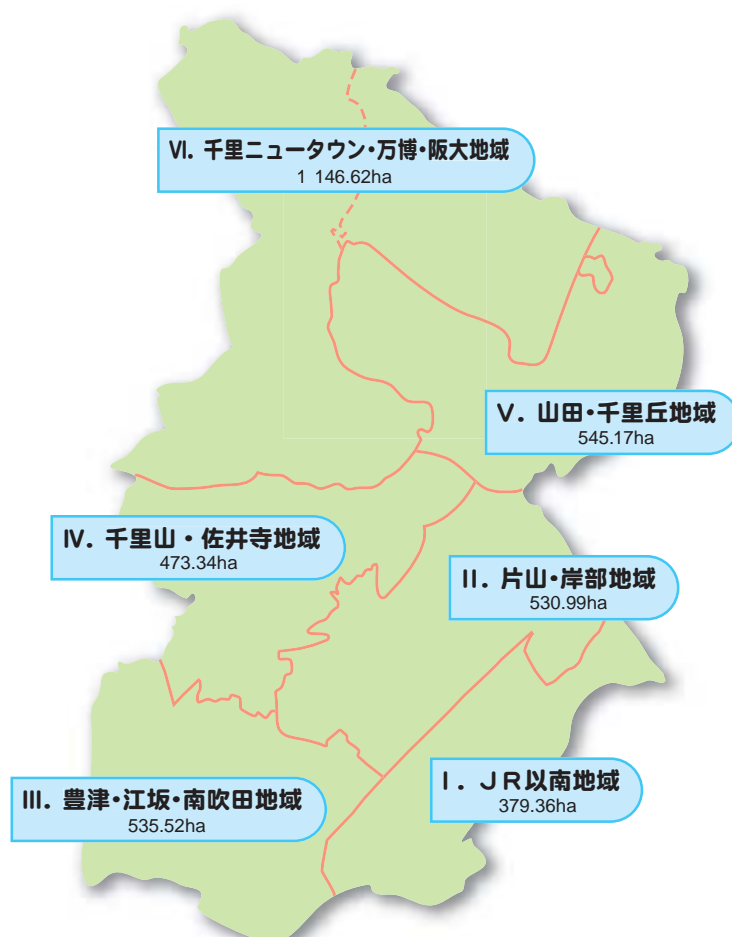
まちの様子

人口や土地利用、福祉やコミュニティなどの様子を表示

公共施設等の配置状況

公共施設の配置状況を、施設の種類別に地図に表示

※ 施設については、その種類によって表示を限定しています。したがって例えば、保育所のうち無認可のもの、障害者福祉施設のうち小規模な作業所、医療施設のうち民間医療施設などは、ここでは表示していません。



第3節 地域別計画の推進のために

地域別計画の推進のために、次のことに取り組みます。

- ① 市民との協働によるまちづくりを進めるための担当組織の整備を行うとともに、さまざまな施策を地域で総合的に進めるために、庁内の連携や調整を強化する仕組みを確立します。
- ② 地域のまちづくりについて、地域のさまざまな団体等との合意形成、協議のための仕組みづくりを進めます。その中で、身近な日常生活圏を単位とした市民との協働による取組を進めます。
- ③ きめ細かな地域情報の収集整理と提供を行うとともに、既存施設も活用したコミュニティ施設の整備を進めるなど、市民の自主的なまちづくりを支援します。

第2章 すべての地域に共通する主な取組

部門別計画に記載している全市的な取組のうち、地域において市民との協働によりまちづくりを進めるための取組について、すべての地域に共通する主なものを記載しています。

1. すべての人がいきいき輝くまちづくり

- 非核平和、人権の尊重に向けて、平和祈念資料室や交流活動館などを拠点に情報発信に努めるとともに、身近な場所での教育と啓発を進めます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画センターを拠点に情報発信に努めるとともに、身近な場所での啓発や学習を進めます。また、地域社会において男女共同参画を進めます。

2. 市民自治が育む自立のまちづくり

- 地域の課題に取り組めるよう講習会や学習会の開催と情報の提供に努めます。
- 自主的なコミュニティ活動を尊重し、コミュニティ活動団体の支援に努めます。
- コミュニティの振興のために、学校施設の地域開放など施設の多目的化を進め、地域の関連施設のネットワーク化を図ります。
- 市民との協働によるまちづくりシステムの構築を進めます。

3. 健康で安心して暮らせるまちづくり

子ども

- 地域子育て支援センターの充実を図ります。
- 保育所、留守家庭児童育成室の施設整備を進めます。
- 子育てサークルが地域で交流し、相談し合える場の整備に努めます。
- 子育て支援センターを拠点に、家庭、地域、学校、行政の連携による子育てネットワークの形成を図ります。また、地域での連携を深め児童虐待を防止する環境をつくります。
- 障害のある子どもがより適切な処遇が受けられるよう、保育所、幼稚園、学校、留守家庭児童育成室などの条件整備を行います。
- 子どもを犯罪や事故から守るために、防犯設備等の整備を進めるとともに、地域での見守り体制の充実を図ります。
- 子どもが身近に緑や水と親しめる公園の整備に努めます。

高齢者・障害者・地域福祉

- 高齢者が地域で必要なサービスが受けられるよう、施設サービスや在宅サービスの基盤の整備を進めます。
- 障害者の日常的な交流の機会を充実します。
- 身近な相談窓口の充実を図るとともに、地域で総合的な相談や地域ケア体制を整え、高齢者や障害者の保健福祉サービスの充実を図ります。
- 地域のボランティアや福祉活動を支援し、協働を進めます。

健康づくり

- 地域の中で気軽に健康づくりができるよう関係機関と連携し環境づくりを進めます。

4. 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

学校教育 青少年

- 幼稚園、保育所、小学校との連携を深め、幼稚園が地域の幼児教育のセンター的役割を發揮します。
- 地域に開かれた学校づくりを進め、地域・学校が連携して子どもたちの育成、安全の確保などに取り組めます。家庭、学校、地域がともに取り組むための教育コミュニティづくりを進めます。
- 子どもたちが安全で安心して過ごせるよう居場所づくりを進めます。
- 地域住民の協力の下、青少年健全育成協力店運動を広げるなど、非行防止等の環境整備に努めます。

生涯学習

- 地域での生涯学習・文化活動のニーズに応えることができるよう、地区公民館の運営体制の充実を図ります。
- 小学校の多目的教室などを学校教育活動に支障のない範囲で地域の団体に開放し、生涯学習活動を支援します。

体育・スポーツ

- 地域におけるスポーツ活動の指導者養成を行い、学校体育施設をより有効に活用した地域スポーツの振興を図ります。

文化

- 芸術文化にふれる機会の提供を図るとともに、文化会館（メイシアター）をはじめとするさまざまな文化施設や地区公民館などでの市民の幅広い文化活動を支援します。
- 地域に残されているさまざまな文化財の保存に向けて、啓発に取り組みます。

5. 環境を守り育てるまちづくり

- 環境悪化を未然に防止し、市民の健康を守るため、地域における大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境監視体制の充実を図ります。
- 市民、事業者、NPOなどの自主的な環境美化活動や自然保護活動を支援します。
- 市民と事業者との連携を図り、省エネルギーや緑化の推進などヒートアイランド対策、地球温暖化対策を推進します。
- 廃棄物やリサイクルの問題を中心とする循環型社会の形成に向け、資源リサイクルセンターなどを拠点に情報発信や人材育成に努めるとともに、身近な場所での市民、事業者の自主的な活動を支援します。
- 持続可能な社会の実現に向けて、地域からの環境創造を進めるため、家庭、学校、地域など多様な場における環境学習・環境教育の充実を図ります。

6. 安全で魅力的なまちづくり

- 高齢者や障害者など援助を必要とする人の災害時の安全と避難を確保するため、地域での連携・協力体制をつくります。また、自主防災組織の設置を促進します。
- 道路や公園などにおいて、防犯面を考慮した整備に努めます。
- 安全な地域コミュニティづくりに努め、防犯体制の充実を図ります。
- 身近な公園や緑地の管理を市民との協働により行います。
- 公共施設や病院、駅など多くの人が利用する施設のバリアフリー化を進めるなど、安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを進めます。
- 誰もが安心して通行できる歩道の整備・充実を図ります。
- 分譲マンションの適正な維持管理や円滑な建替えを促進するため、支援制度を推進します。
- 開発事業が周辺環境と調和したものとなるよう誘導するとともに、建築協定や地区計画などの制度を活用し、市民の自主的なまちづくりを支援します。
- みどりの協定や里親道路など暮らしに密着した景観形成活動の支援に努めます。

7. 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

- 商業地に、文化、学習、娯楽、コミュニティなどの多様な機能を持たせ、その活性化とまちのにぎわいをつくります。
- 商業地の個性を生かし、空き店舗などの活用も含め、日常生活の利便性に配慮した快適な魅力ある商業地づくりを進めます。
- 農地の持つ多面的な機能を活用し、農地の保全と有効活用を図ります。
- 市民農園など市民が土に親しみ、自然にふれあう機会の充実に努めます。

第3章 地域ごとの計画

市域を6つのブロックに区分し、各地域の特性に応じた計画を記載しています。

第2章で記載されている「すべての地域に共通する主な取組」に加え、ここで記載される取組を市民との協働により進めていきます。



Ⅰ. JR以南地域

プロフィール

この地域は、安威川や神崎川を隔てて大阪市と接し水運に恵まれていたことから、交通の要衝として発展し、市内でも早くから開けてきた地域です。吹田発祥の地と言われ、旧集落のまちなみや高浜神社、護国寺等の由緒ある寺社など、かつての面影を残しています。また、JR吹田駅付近は、大正時代の駅移転に伴って旭通商店街が形成されるなど、商業の中心地として発展してきました。

地域の中には、面的整備による比較的整然とした市街地もありますが、多くは自然発生的に形成された市街地となっています。

南西部の神崎川沿いには、大規模な工場や、市民プールやスポーツグラウンドなどのある中の島公園が立地しています。

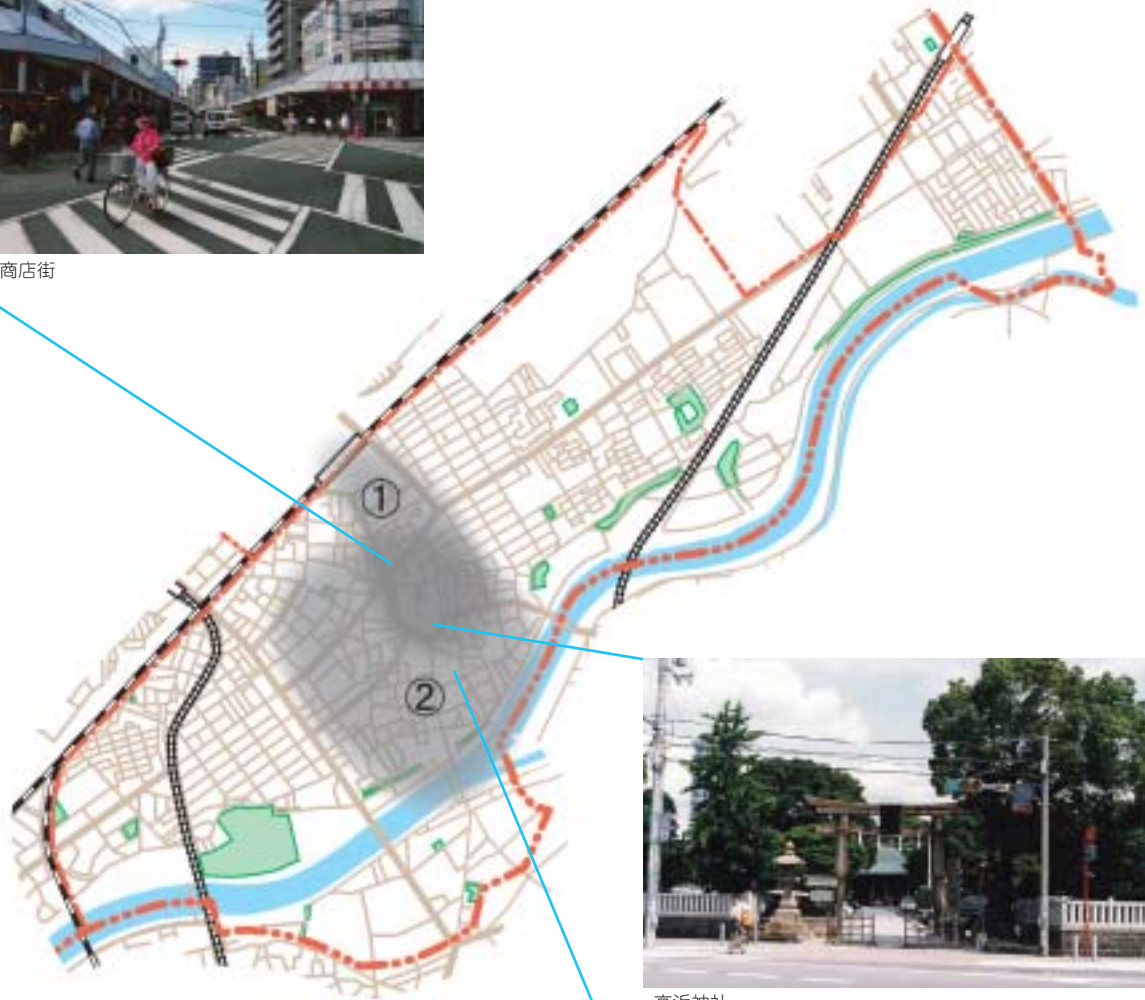
現在、地域の中央部で都市計画道路・十三高槻線の整備が進められています。



地域マップ



旭通商店街



高浜神社



歴史文化まちづくりセンター(浜屋敷)

第1節 まちづくりの基本方向と計画

旭通商店街とその周辺

基本方向

日常生活の利便性を重視した地域に根を張る商店街の活性化を進め、ふれあいとにぎわいのあるまちづくりを進めます。

計 画

- 地域や業種、世代間の交流、消費者との交流、まつりや周辺の歴史・文化資源の活用などを通じ、幅広い層の人びとでにぎわう商店街づくりを支援します。
- 空き店舗を活用した大学やNPOなどとの連携による新たな事業を支援します。
- 地域社会に密着したコミュニティビジネスの振興を図ります。
- 商業者と協力し、放置自転車や違法駐車等の解消に努めます。

浜屋敷とその周辺

基本方向

地域に点在する歴史・文化資源や自然を生かし、地域文化の創造や、歴史・文化・自然のネットワークの形成に努め、魅力あるまちづくりを進めます。

計 画

- 歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）や旧西尾家住宅（文化創造交流館）を活用し、かつての吹田の歴史・文化を学ぶ機会の創出や地域文化の交流を図ります。
- 神社、寺院などの歴史・文化資源を生かしたまちづくりを、市民の協力の下で進めます。また、近くにある商店街と連携し、まちのにぎわいの創出に努めます。
- 現在も残る歴史的まちなみの面影を生かし、趣のある景観形成を図るとともに、水辺や公園などと結ぶ遊歩道を形成します。

この地域全体

基本方向

これまで営まれてきた地域でのさまざまなコミュニティ活動と連携し、住みよいまちづくりを進めます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

河川を生かし、ふれあいの場として活用します。

防災性の向上や、緑化の推進などに努め、生活環境の向上を図ります。

環境と調和した工業の振興を図ります。

計画

- コミュニティセンターの運営に、より多くの市民の参加を促し、市民の多様な活動の拠点として、また地域福祉の拠点として事業の充実を促進します。
- 地域における支え合いのネットワークの形成に向けて、地域の相談・支援窓口や民生委員・児童委員、ボランティア等の連携を進めます。
- 神崎川や安威川などの緑と水辺を生かし、市民や事業者との協働により、ふれあいの場として活用します。
- 木造建築物が密集する地区では、建築物の不燃化・耐震化や生活道路の整備改善、敷地内の緑化誘導を図ります。
- 公園整備やまちの緑化に努めます。また、ポケットパークなど身近なオープンスペースの確保に努めます。
- 十三高槻線、豊中岸部線の事業に伴う街路樹の植栽など周辺環境整備に努めます。
- 浸水被害の発生地域では、雨水施設の能力増強の整備を計画的に進め、被害の軽減に努めます。また、流域下水道の整備を促進し、未整備地域の下水道整備を進めます。
- 工業の高度化や環境に配慮した事業活動を支援し、都市型工業への展開を図ります。
- 岸辺駅周辺のまちづくりについては、「安心・安全なまち」「大学と共存するまち」「うるおいのあるまち」「人が集うまち」「心通わせるまち」の実現に向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組みます。
- (仮称)西吹田駅前の整備については、地域の特性を生かした、魅力あるまちづくりに向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組みます。

第2節 まちの様子

1.人口

人口減少が続く中で、高齢化が進んでおり、高齢化率は20%を超えています。また、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の比率が非常に高くなっています。

2.土地利用・住宅

全市の中で工場地の比率が最も高く、緑地等の比率が最も低くなっています。

一戸建と長屋建住宅の比率が過半数を超えており、木造建物床面積率も高くなっています。

住宅地の評価は、「緑の豊かさや自然環境」「周辺の眺望や街並み・景観」に対する満足度が極めて低くなっています。

3.コミュニティ・福祉

平均居住年数が最も長く、吹田市に対してふるさと意識を持つ市民の割合も高くなっています。また、自治会や高齢クラブへの加入率が高く、コミュニティセンターでの協議会活動をはじめ、さまざまなコミュニティ活動が行われています。

保育所入所児童や留守家庭児童育成室入室児の比率が高く、また、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の比率も非常に高いなど、福祉ニーズが高いことが伺えます。

4.産業

豊津・江坂・南吹田地域に次いで事業所が集積していますが、事業規模が小さい小売業商店が多く、商店数と販売額がともに減少傾向をたどっています。

5. 主な歴史・文化資源

旧街道・参道

亀岡街道、吹田街道

歴史的まちなみが残る地区

高浜町、南高浜町、内本町

神社・寺院

高浜神社、春日神社、大の木神社、
観音寺、小女郎稲荷、護国寺、大雄院、
光徳寺、常光円満寺

歴史的建築・構造物

歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）、
旧西尾家住宅（文化創造交流館）

地蔵・道標・碑

建前地蔵尊、南町道標、六地蔵道標、
旧吹田市役所跡碑

遺跡・史跡

吹田の渡し跡、都呂須遺跡、泪の池

その他の文化財

護国寺絹本著色般若菩薩像、
地車（六地蔵、西奥町、神境町、都呂須）

伝統行事・まつり・芸能

だんじり巡行、高浜神社の船渡御、
吹田まつり

第3節 公共施設等の配置状況

1. 文化集会施設・スポーツ施設



| 分類 | 施設名 |
|------------|------------------|
| 公民館 | 1 吹田東地区公民館 |
| | 2 吹三地区公民館 |
| | 3 吹一地区公民館 |
| | 4 吹六地区公民館 |
| | 5 吹一地区公民館・さんくす分館 |
| コミュニティセンター | 6 内本町コミュニティセンター |
| 図書館・分館・分室 | 5 さんくす図書館 |
| その他の文化集会施設 | 7 勤労者会館 |
| | 8 勤労青少年ホーム |
| | 9 歴史文化まちづくりセンター |
| | 10 吹田東地区集会所 |
| 体育館 | 11 目黒市民体育館 |
| その他のスポーツ施設 | 12 中の島市民プール |
| | 13 南正雀スポーツグラウンド |
| | 14 中の島公園有料施設 |

2. 福祉施設・保健医療施設



| 分類 | 施設名 |
|-------------------|-------------------|
| 保育所（市立） | 1 東保育園 |
| | 2 吹田保育園 |
| | 3 吹一保育園 |
| | 4 吹六保育園 |
| 保育所（私立） | 5 こぼと保育園 |
| | 6 もみの木保育園 |
| | 7 吹田どんぐり保育園 |
| 児童会館・児童センター | 8 高城児童会館 |
| | 9 寿町児童センター |
| 高齢者 いこいの間等 | 10 東地区高齢者いこいの間 |
| | 11 吹三地区高齢者いこいの間 |
| | 12 吹一地区高齢者いこいの間 |
| | 13 吹六地区高齢者いこいの間 |
| 特別養護 老人ホーム | 14 ハビネスさんあい |
| | 15 松風園 |
| 認知症高齢者 グループホーム | 16 グループホーム「あい」 |
| | 17 グループホームさきさく苑吹田 |

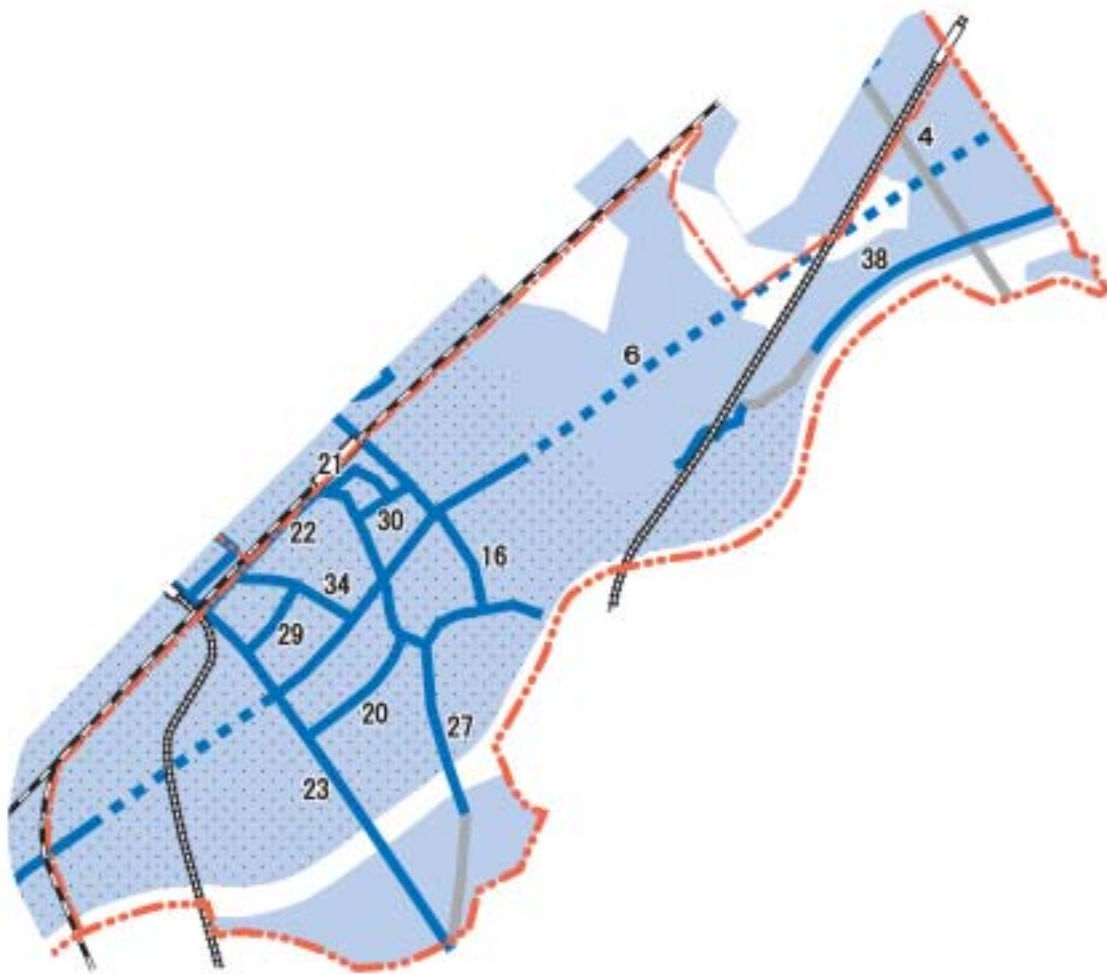
| 分類 | 施設名 |
|-------------------------|--------------------------------|
| 高齢者 デイサービス センター | 18 内本町デイサービスセンター |
| | 14 デイサービスハビネスさんあい |
| | 15 松風園デイサービスセンター |
| | 19 デイサービスセンター 「いきいきライフ」 |
| | 20 デイサービスフレンドハウス吹田 |
| | 21 デイサービスセンターあいかわ |
| | 22 相川デイサービスセンターあいあい |
| | 23 あすなる！デイサービス |
| 24 ライフラインデイサービスセンター | |
| 在宅介護 支援センター | 18 内本町地域保健福祉センター |
| | 14 在宅介護支援センター ハビネスさんあい |
| | 15 松風園在宅介護支援センター |
| 肢体不自由児 通園施設 | 15 吹田療育園（済生会吹田） |
| 知的障害者 通所授産施設 | 25 フレッシュベーカーリーさつき |
| | 26 ぶくぶくワールド |
| 知的障害者 グループホーム | 27 ぶくぶくホーム ねばーらんど |
| | 28 一休庵 |
| | 29 ベバーミント |
| | 30 銀河 |
| | 31 ぶくぶくホーム 川園 |
| | 32 かわぞのホーム |
| 精神障害者 グループホーム | 33 日の出ホーム |
| | 34 胡蝶庵 |
| 身体障害者 デイサービス センター | 15 松風園 (身体障害者デイサービスセンター) |
| 地域生活 支援センター | 35 すいた自立支援センター 「ネバーランド」 |
| | 36 障害児・者地域生活支援センター 「あおぞら」 |
| | 37 精神障害者地域生活支援センター 「すいた以和貴」 |
| 医療施設 | 38 大阪府済生会吹田病院 |

3. 学校教育施設



| 分類 | 施設名 |
|-----------|---------------|
| 幼稚園（市立） ● | 1 吹田第一幼稚園 |
| 幼稚園（市立） ● | 2 吹田第三幼稚園 |
| 幼稚園（私立） ● | 3 朝日幼稚園 |
| 小学校（市立） ■ | 4 吹田東小学校 |
| | 5 吹田第一小学校 |
| | 6 吹田第三小学校 |
| | 7 吹田第六小学校 |
| 中学校（市立） ● | 8 第五中学校 |
| | 9 第三中学校 |
| 高校（私立） ▲ | 10 大阪学院大学高等学校 |

4. 都市計画道路・下水道雨水施設整備状況



| 凡例 | |
|--------------------------------|--|
| 都市計画道路 (平成16年度(2004年度)未現在) | |
| 未整備 | |
| 事業中 | |
| 整備済 | |
| 下水道雨水施設 (平成16年度(2004年度)未現在) | |
| 未整備 | |
| 整備済 | |
| 能力増強の整備区域 | |

| 種別 | 番号 | 名称 |
|------|----|----------|
| 幹線街路 | 4 | 豊中岸部線 |
| | 6 | 十三高槻線 |
| | 16 | 佐井寺片山高浜線 |
| | 20 | 砂子宮之前線 |
| | 21 | 駅前1号線 |
| | 22 | 吹田駅前線 |
| | 23 | 大阪高槻京都線 |
| | 27 | 上新庄神境線 |
| | 29 | 浜田浜之堂線 |
| | 30 | 栄東町線 |
| | 34 | 浜之堂線 |
| 特殊街路 | 38 | 南正雀吹東線 |

II. 片山・岸部地域

プロフィール

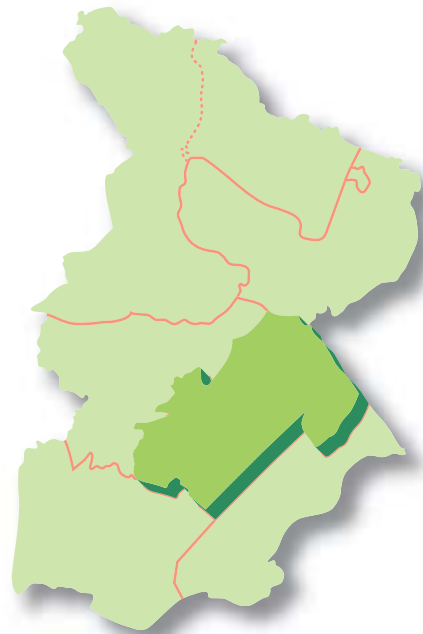
この地域は、千里丘陵のすそ野にあたり、古来より丘陵の斜面と豊富で良質な粘土を用いて窯業が営まれ、後期難波宮や平安京の造営に用いられた瓦の生産地であったことが知られています。

明治時代には、豊富で良質な地下水を求めてビール工場が創業し、大正時代には国鉄吹田操車場が設けられ、当時の吹田を「ビールと操車場のまち」とイメージさせた地域です。昭和に入ると「産業道路」と呼ばれる大阪高槻京都線の開通を機に、片山商店街が形成され、付近の丘陵部は住宅地として発展しました。

片山公園とその周辺には中央公民館、中央図書館、市民会館、市民体育館、市民プール、総合福祉会館、男女共同参画センター（デュオ）などが集積し、吹田市を代表する公共施設ゾーンが形成されています。

東部には、大阪学院大学が立地しています。また、北東部には吉志部神社など由緒ある寺社があり、旧集落の面影を一部に残しています。

現在、この地域では紫金山公園での自然と歴史資源を生かした整備や都市計画道路・千里丘豊津線の整備が進められています。



地域マップ



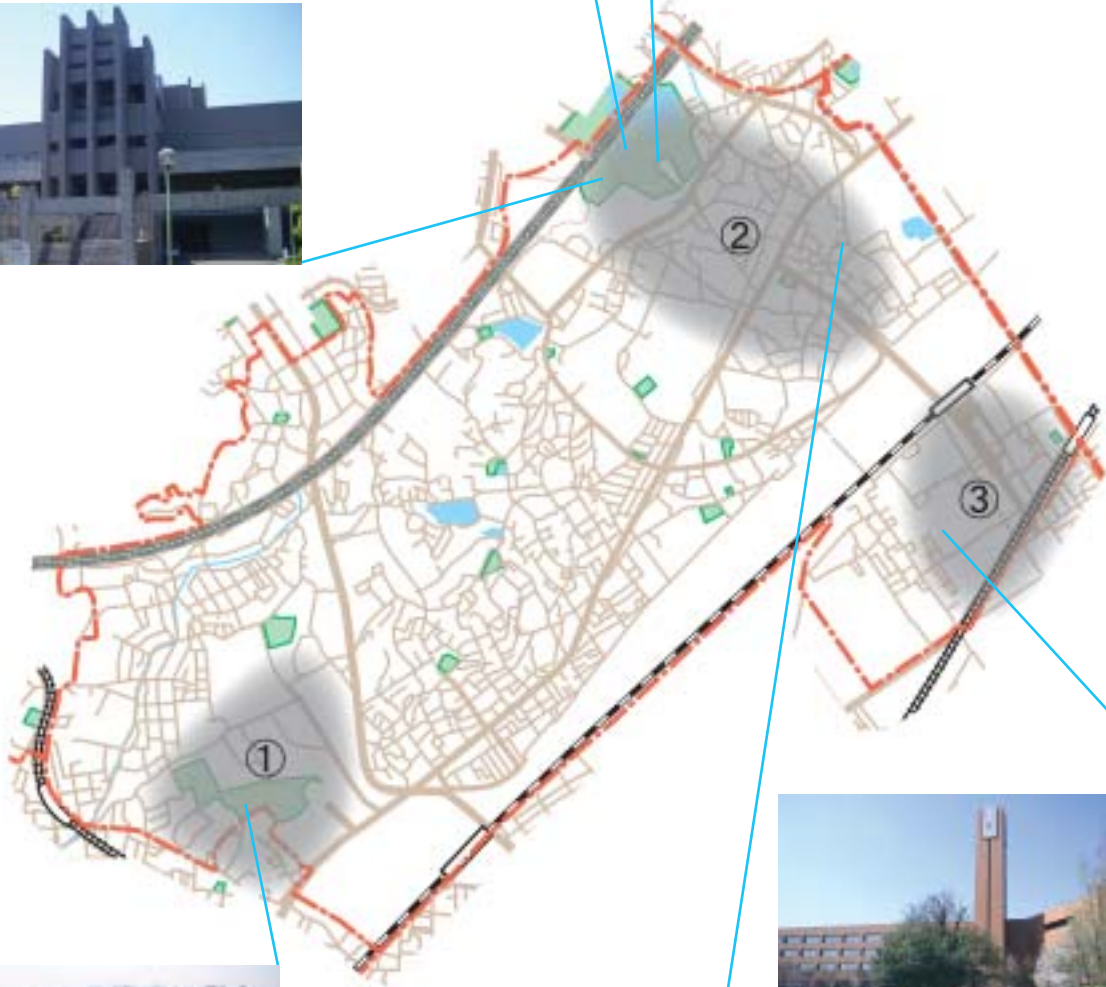
紫金山公園



吉志部神社



博物館



片山公園周辺



旧吉志部東村のまちなみ



大阪学院大学

第1節 まちづくりの基本方向と計画

片山公園とその周辺

基本方向

地域に集積している福祉、保健、医療の関係施設や機関の連携を深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

片山公園と周辺に整備されている公共施設を生かし、市民の交流広場づくりを進めます。

計画

- 総合福祉会館、保健センター、子ども家庭センターや社会福祉協議会など福祉、保健、医療の関係施設や機関の集積を生かし、拠点としての機能を高めます。
- 片山公園を緑の拠点とし、周辺に整備されている図書館や市民会館、体育館などの資源を生かし、集いと憩いの交流広場づくりを進めます。

紫金山公園とその周辺

基本方向

地域に点在する歴史・文化資源や自然を生かし、地域文化の創造や、歴史・文化・自然のネットワークの形成に努め、魅力あるまちづくりを進めます。

計画

- 旧街道沿いや吉志部神社への参道を、個性ある景観として継承・育成し、歩いて楽しめる道として活用します。
- 地域に残されている歴史的なまちなみを生かしたまちづくりを市民の協力の下で進めます。
- 紫金山公園一帯の自然や歴史・文化環境を保全し、市民の交流を広げる場とします。また、博物館を活用し、身近な地域の歴史・文化を学ぶ機会の創出に努めます。

大阪学院大学とその周辺

基本方向

地域の人と大学や学生との交流を深め、岸辺駅と正雀駅が近接する交通至便な立地特性を生かした、にぎわいと活気のあるまちづくりを進めます。大学を地域資源として生かし、地域文化を育みます。

計画

- 事業者との協働により、学生と地域の交流の場の充実に努め、にぎわいと活気のある商業地づくりを進めます。
- 大学の施設開放やまちづくりへの参加などを促進し、市民の学習環境の充実と市民文化の振興を図ります。
- 大学の専門的研究機能や情報発信機能、学生の潜在能力やエネルギーを地域文化の発展とまちづくりに生かせるよう、大学との連携事業を推進します。

この地域全体

基本方向

これまで営まれてきた地域でのさまざまなコミュニティ活動と連携し、住みよいまちづくりを進めます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

防災性の向上や、緑化の推進などに努め、生活環境の向上を図ります。

計 画

- 地域住民が活用できる広域的なコミュニティ施設を整備するとともに、活動の場や情報の提供などを通じ、コミュニティ活動を支援し、住民同士の交流を促進します。
- 地域における支え合いのネットワークの形成に向けて、地域の相談・支援窓口や民生委員・児童委員、ボランティア等の連携を進めます。
- 木造建築物が密集する地区では、建築物の不燃化・耐震化や生活道路の整備改善、敷地内の緑化誘導を図ります。
- 公園整備やまちの緑化に努めます。また、ポケットパークなど身近なオープンスペースの確保に努めます。
- 交通の不便な地域での移動手段について検討します。
- 豊中岸部線、千里丘豊津線、南千里岸部線の事業に伴う街路樹の植栽など周辺環境整備に努めます。
- 浸水被害の発生地域では、雨水施設の能力増強の整備を計画的に進め、被害の軽減に努めます。また、雨水施設の未整備地域では、その効率的な整備に努めます。
- 吹田操車場跡地の整備については、本市のみならず広域的な利用も視野に入れ、周辺地域との調和や居住環境の向上、緑豊かな公共空間の創出など、魅力的で独自性のあるまちづくりに向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組みます。
- 岸辺駅周辺のまちづくりについては、「安心・安全なまち」「大学と共存するまち」「うるおいのあるまち」「人が集うまち」「心通わせるまち」の実現に向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組みます。
- 大規模な開発については、新たな世代の流入が期待できる魅力的なまちづくりに向けて、周辺環境と調和した開発の誘導に努めます。
- 日常生活の利便性に配慮した商店街の活性化とともに、店舗を活用した地域交流を促進します。

第2節 まちの様子

1.人口

人口は、一時増加しましたが、現在は減少に転じています。高齢人口や年少人口の比率は全市平均並ですが、高齢単身世帯の比率が高くなっています。

2.土地利用・住宅

一戸建と長屋建住宅の比率が高く、木造建物床面積率も高くなっています。

片山地区には、JR西日本の社宅が立地しており、給与住宅の占める比率が高くなっています。

住宅地の評価は、「道路や歩道の整備状況」に対する満足度が低くなっています。

3.コミュニティ・福祉

平均居住年数が長く、吹田市に対してふるさと意識を持つ市民の割合が最も高くなっています。

保育所入所児童の比率が高く、また、高齢単身世帯の比率も高いなど、福祉ニーズが高いことが伺えます。

4. 主な歴史・文化資源

旧街道・参道

亀岡街道、吹田街道、吉志部神社参道

歴史的まちなみが残る地区

岸部、原町

神社・寺院

泉殿宮、片山神社、吉志部神社、名次宮、天津神社、玉林寺、常光寺、大光寺

歴史的建築・構造物

泉殿宮の常夜灯、吉志部神社本殿、中西家住宅、大阪ハリストス正教会、千里第一小学校、大光寺太子館

地蔵・道標・碑

六観音・六地蔵、吉志部小路道標

遺跡・史跡

32号須恵器窯跡、34号須恵器窯跡、吉志部古墳、七尾瓦窯跡、吉志部瓦窯跡、泉殿の霊泉

その他の文化財

地車（川面町、浜の堂）、泉殿宮神楽獅子

伝統行事・まつり・芸能

泉殿宮の神楽獅子、吉志部神社のどんじ、どんと祭り、四ツ竹踊り、愛宕盆

第3節 公共施設等の配置状況

1. 文化集会施設・スポーツ施設



| 分類 | 施設名 |
|--------------|-------------------|
| 公民館 ● | 1 岸二地区公民館 |
| | 2 岸一地区公民館 |
| | 3 片山地区公民館 |
| | 4 千一地区公民館 |
| | 5 山手地区公民館 |
| | 6 中央公民館 |
| 市民センター ■ | 7 岸部市民センター |
| 図書館・分館・分室 ● | 8 中央図書館 |
| その他の文化集会施設 ▲ | 6 市民会館 |
| | 9 博物館 |
| | 10 青少年クリエイティブセンター |
| | 11 交流活動館 |
| | 12 男女共同参画センター |
| | 13 岸二地区集会所 |
| | 14 千一地区集会所 |
| | 15 山手小学校地域交流室 |
| | 16 片山市民体育館 |
| 17 片山市民プール | |
| 体育館 ◆ | 16 片山市民体育館 |
| その他のスポーツ施設 ▼ | 17 片山市民プール |

2. 福祉施設・保健医療施設



| 分類 | 施設名 |
|-------------------|-------------------|
| 保育所（市立） | 1 岸部保育園 |
| | 2 ことぶき保育園 |
| | 3 片山保育園 |
| 保育所（私立） | 4 千里山やまて学園 |
| | 5 あびにょん保育園 |
| | 6 岸部敬愛保育園 |
| | 7 旭ヶ丘学園 |
| | 8 マーヤ敬愛保育園 |
| 児童会館・児童センター | 9 原町児童センター |
| 児童センター | 10 朝日が丘児童センター |
| 高齢者 いこいの間等 | 11 岸二地区高齢者いこいの間 |
| | 12 岸一地区高齢者いこいの間 |
| | 13 山手地区高齢者いこいの間 |
| | 14 千一地区高齢者いこいの間 |
| | 15 片山地区高齢者いこいの間 |
| 特別養護 老人ホーム | 16 寿楽荘 |
| 老人保健施設 | 17 高寿園 |
| | 18 吹田市介護老人保健施設 |
| 認知症高齢者 グループホーム | 19 老人保健施設ウエルハウス協和 |
| | 20 ヴィラコティ岸部 |
| グループホーム | 21 岸部中グループホーム |

| 分類 | 施設名 |
|-------------------------|---------------------------|
| 高齢者 デイサービス センター | 22 総合福祉会館 |
| | 23 ナイト・ケア吹田 |
| | 7 デイサービスセンターあさひがおか |
| | 24 片山デイサービス |
| | 17 高寿園デイサービスセンター |
| 在宅介護 支援センター | 21 岸部中デイサービスセンター |
| | 25 デイ上山手サン・ハウス |
| | 19 ウエルハウス協和 在宅介護支援センター |
| 肢体不自由児 通園施設 | 17 高寿園在宅介護支援センター |
| | 26 わかたけ園 |
| 障害児通園施設 | 27 杉の子学園 |
| 知的障害者 通所授産施設 | 28 さつき障害者作業所 |
| 知的障害者 グループホーム | 29 スマイルぶくぶく |
| | 30 とらや |
| | 28 あおぞら1 |
| | 28 あおぞら2 |
| | 31 コスモス吹田寮 |
| 身体障害者 デイサービス センター | 32 えるむ |
| | 33 ボバイホーム |
| | 22 総合福祉会館 |
| 知的障害者 デイサービス センター | 22 総合福祉会館 |
| | 27 杉の子学園 |
| 地域生活 支援センター | 27 杉の子学園 |
| その他の 福祉施設 | 22 総合福祉会館 |
| | 34 吹田子ども家庭センター |
| 保健施設 | 22 保健センター |
| | 34 吹田保健所 |
| 医療施設 | 35 吹田市市民病院 |
| | 36 岸部診療所 |

3. 学校教育施設



| 分類 | 施設名 |
|-----------|-------------|
| 幼稚園（市立） ● | 1 岸部第一幼稚園 |
| 幼稚園（市立） ● | 2 片山幼稚園 |
| 幼稚園（私立） ● | 3 山手幼稚園 |
| 幼稚園（私立） ● | 4 岸部敬愛幼稚園 |
| 幼稚園（私立） ● | 5 藤が丘幼稚園 |
| 小学校（市立） ■ | 6 岸部第二小学校 |
| 小学校（市立） ■ | 7 岸部第一小学校 |
| 小学校（市立） ■ | 8 片山小学校 |
| 小学校（市立） ■ | 9 千里第一小学校 |
| 小学校（市立） ■ | 10 山手小学校 |
| 中学校（市立） ● | 11 第二中学校 |
| 高校（公立） ▲ | 12 府立吹田高等学校 |
| 短大・ | 13 大阪学院短期大学 |
| 大学（私立） ◆ | 14 大阪学院大学 |

4. 都市計画道路・下水道雨水施設整備状況



| 凡例 | |
|--------------------------------|--|
| 都市計画道路 (平成16年度(2004年度)未現在) | |
| 未整備 | |
| 事業中 | |
| 整備済 | |
| 下水道雨水施設 (平成16年度(2004年度)未現在) | |
| 未整備 | |
| 整備済 | |
| 能力増強の整備区域 | |

| 種別 | 番号 | 名称 |
|------|----|----------|
| 幹線街路 | 4 | 豊中岸部線 |
| | 6 | 十三高槻線 |
| | 15 | 南千里岸部線 |
| | 16 | 佐井寺片山高浜線 |
| | 22 | 吹田駅前線 |
| | 23 | 大阪高槻京都線 |
| | 24 | 千里丘豊津線 |
| | 25 | 山田佐井寺岸部線 |
| | 32 | 服部西之庄線 |
| | 33 | 西之庄線 |
| | 35 | 佐井寺南線 |
| 区画街路 | 37 | 片山1号線 |

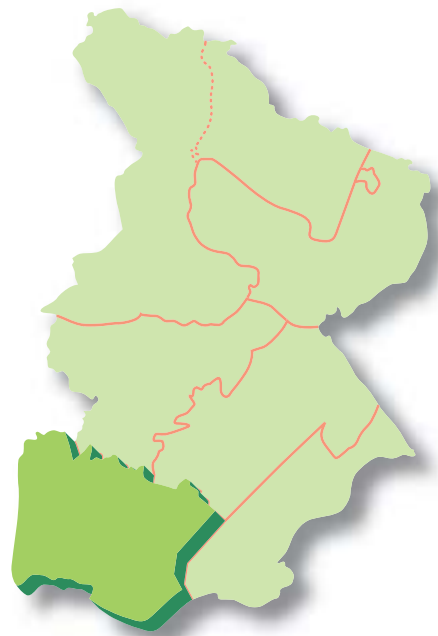
III. 豊津・江坂・南吹田地域

プロフィール

この地域は、千里丘陵の南側にあり、地下水が豊富で垂水神社など水にゆかりのある史跡が多くあります。また、地区内の遺跡からは、古代より広域的に交流があったことがうかがえます。高度成長期に入ると、千里ニュータウンの開発や万国博覧会の開催を機に国道423号（新御堂筋）や地下鉄御堂筋線の延伸整備が進められ、あわせて江坂駅周辺等では土地区画整理事業が行われました。

江坂駅を中心に、北大阪の都心的役割としての商業・業務施設やアミューズメント施設の集積する地区となっていますが、その周辺には旧集落の面影を残したまちなみや、北部には閑静な住宅地が形成されています。また、東部には市役所や文化会館（メイシアター）があり、南部の神崎川沿いには大規模な工場が数多くみられます。

西部の松並木のある高川、中央部の桜並木のある糸田川沿いの緑道は、まちなかでの貴重な緑と水辺の空間となっています。



地域マップ



蔵人旧集落のまちなみ



垂水神社



エコタウン



江坂公園周辺

第1節 まちづくりの基本方向と計画

江坂駅周辺

基本方向

江坂駅周辺の商業・業務機能やサービス機能の集積を促進し、北大阪の都心的役割を高めます。

商業・業務機能と居住機能の調和したまちづくりを進めます。

自治会や事業者などが連携したまちづくりの取組を支援するとともに、特色ある文化を全国に発信する、若々しく魅力あるまちづくりをめざします。

計画

- 個性的で魅力ある専門店の集積を促進します。また、起業を支援し、地域への定着を促進します。
- 情報サービスなど産業支援型企業の誘致・育成を進めます。
- 商工業者の交流の場づくりを進め、江坂が商工業の核となるよう支援します。
- 事業者などが連携した祭りや文化イベントなどを支援し、多くの人を訪れたいくなるにぎわいのある商業地づくりを促進します。
- 専門学校や劇団、事業者と協働し、文化交流施設の誘致や若者たちの交流の場づくりを進め、特色ある「江坂文化」を発信します。
- 地域のコミュニティと協働し、防犯活動やまちの美化活動、緑や花を増やす取組などを支援し、快適で安心・安全な環境整備を進めます。

榎坂・蔵人や垂水の旧集落とその周辺

基本方向

地域に点在する歴史・文化資源や自然を生かし、歴史・文化・自然のネットワークの形成に努め、魅力あるまちづくりを進めます。

計画

- 榎坂・蔵人の旧集落、垂水に点在する史跡や旧集落、垂水の森などの歴史・文化資源と自然を生かしたまちづくりを市民の協力の下で進めます。
- 歴史・文化資源に親しみながら歩けるルートを形成し、近くの河川と結びます。

この地域全体

基本方向

これまで営まれてきた地域でのさまざまなコミュニティ活動と連携し、住みよいまちづくりを進めます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

河川を生かし、ふれあいの場として活用します。

緑化の推進などに努め、生活環境の向上を図ります。

環境と調和した工業の振興を図ります。

計画

- 地域住民が活用できる広域的なコミュニティ施設を整備するとともに、活動の場や情報の提供などを通じ、コミュニティ活動を支援し、住民同士の交流を促進します。
- 地域福祉の拠点となる地域保健福祉センターの整備に努めます。
- 高齢者を支える地域でのネットワークの形成に向けて、地域の相談・支援窓口や民生委員・児童委員、ボランティア等の連携を進めます。
- 保育・子育てへの多様なニーズに対応して、子育て支援活動を地域住民、社会福祉事業者との協働で進めます。
- 子どもが安心して遊べる場の整備に努めます。
- 神崎川などの緑と水辺を生かし、市民や事業者との協働により、ふれあいの場として活用します。
- 公園整備やまちの緑化に努めます。また、ポケットパークなど身近なオープンスペースの確保に努めます。
- 浸水被害の発生地域では、雨水施設の能力増強の整備を計画的に進め、被害の軽減に努めます。
- 工業の高度化や環境に配慮した事業活動を支援し、都市型工業への展開を図ります。
- (仮称)西吹田駅前の整備については、地域の特性を生かした、魅力あるまちづくりに向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組めます。

第2節 まちの様子

1.人口

地域全体で見ると、人口増加が続き、単身世帯の比率が非常に高くなっています。しかし、この地域は、これまでのまちの発展状況の違いにより、異なった3つの地区で構成されています。

豊津・江坂地区では、人口及び世帯数が著しく伸びています。15～64歳の比率が非常に高く、また、約半数の世帯が一人暮らしとなっています。

吹二地区では、世帯数があまり変動していない中で、人口減少が続いており、世帯人員の減少と高齢化の進行がうかがわれます。

吹南地区では、人口増加が続いており、0～14歳の比率が全市平均を超えています。

2.土地利用・住宅

商業業務地の比率が高く、緑地等の比率が低くなっています。

全市の中で民間賃貸共同住宅の比率が最も高くなっています。

豊津・江坂地区では、共同住宅の占める比率が8割を超え、なかでも6階建以上が約5割となっています。また、民間賃貸住宅と給与住宅を合わせた借家比率は、6割と高くなっています。

吹二地区では、一戸建・長屋建住宅が5割を超えており、6階建以上の共同住宅の比率は極めて低く、他の地区と異なったまちなみをみせています。

吹南地区では、豊津・江坂地区と同様に借家比率が約6割と高い比率を示しています。

地域全体の住宅地の評価は、「緑の豊かさや自然環境」「周辺の眺望や街並み・景観」「騒音や大気汚染の少なさ」に対する満足度が低くなっています。

3.コミュニティ・福祉

単身世帯が約半分を占める中、自治会への加入率は吹二地区を除いて全体的に低く、「地域の行事や活動にほとんど参加していない」と回答した市民が6割を超えています。その一方で、企業も含めたボランティア活動など特色あるコミュニティ活動が行われています。

留守家庭児童育成室入室児の比率が高くなっています。

4.産業

全事業所の約4割がこの地域に集積しており、商業・業務機能の中心地となっています。特に卸売業の集積が突出していますが、年間販売額は減少傾向にあります。

5. 主な歴史・文化資源

旧街道・参道

吹田街道

歴史的まちなみが残る地区

垂水、江坂

神社・寺院

垂水神社、感神宮（素盞烏尊神社）、
旧楠明社、瑞泉寺、稻荷神社、憶念寺、
法泉寺、明誓寺

歴史的建築・構造物

タスキン誠心館、高川水道橋、
榎原家住宅

地蔵・道標・碑

榎坂東・西道標、油かけ地蔵、
雉子囃（きじなわて）の碑

遺跡・史跡

垂水遺跡、垂水南遺跡、五反島遺跡、
上の川跡、垂水の滝

その他の文化財

地車（金田町）

伝統行事・まつり・芸能

感神宮・稲荷神社・垂水神社の太鼓御輿、
愛宕盆、吹田まつり

第3節 公共施設等の配置状況

1. 文化集会施設・スポーツ施設



| 分類 | 施設名 |
|------------|------------------|
| 公民館 | ● 1 江坂大池地区公民館 |
| | ● 2 豊二地区公民館 |
| | ● 3 豊一地区公民館 |
| | ● 4 吹二地区公民館 |
| | ● 5 南吹田地区公民館 |
| 市民センター | ■ 6 豊一市民センター |
| 図書館・分館・分室 | ● 7 江坂図書館 |
| その他の文化集会施設 | ▲ 8 文化会館（メイシアター） |
| | ▲ 7 花とみどりの情報センター |
| | ▲ 9 吹二地区集会所 |
| 体育館 | ◆ 10 南吹田市民体育館 |

2. 福祉施設・保健医療施設



| 分類 | 施設名 |
|----------------|------------------|
| 保育所（市立） | 1 垂水保育園 |
| | 2 いずみ保育園 |
| | 3 南保育園 |
| 保育所（私立） | 4 稲荷学園 |
| | 5 かんらん保育園 |
| 児童会館・児童センター | 7 豊一児童センター |
| | 8 南吹田児童センター |
| 高齢者 いこいの間等 | 9 江坂大池地区高齢者いこいの間 |
| | 10 豊二地区高齢者いこいの間 |
| | 11 豊一地区高齢者いこいの間 |
| | 12 吹二地区高齢者いこいの間 |
| 8 吹南地区高齢者いこいの間 | |

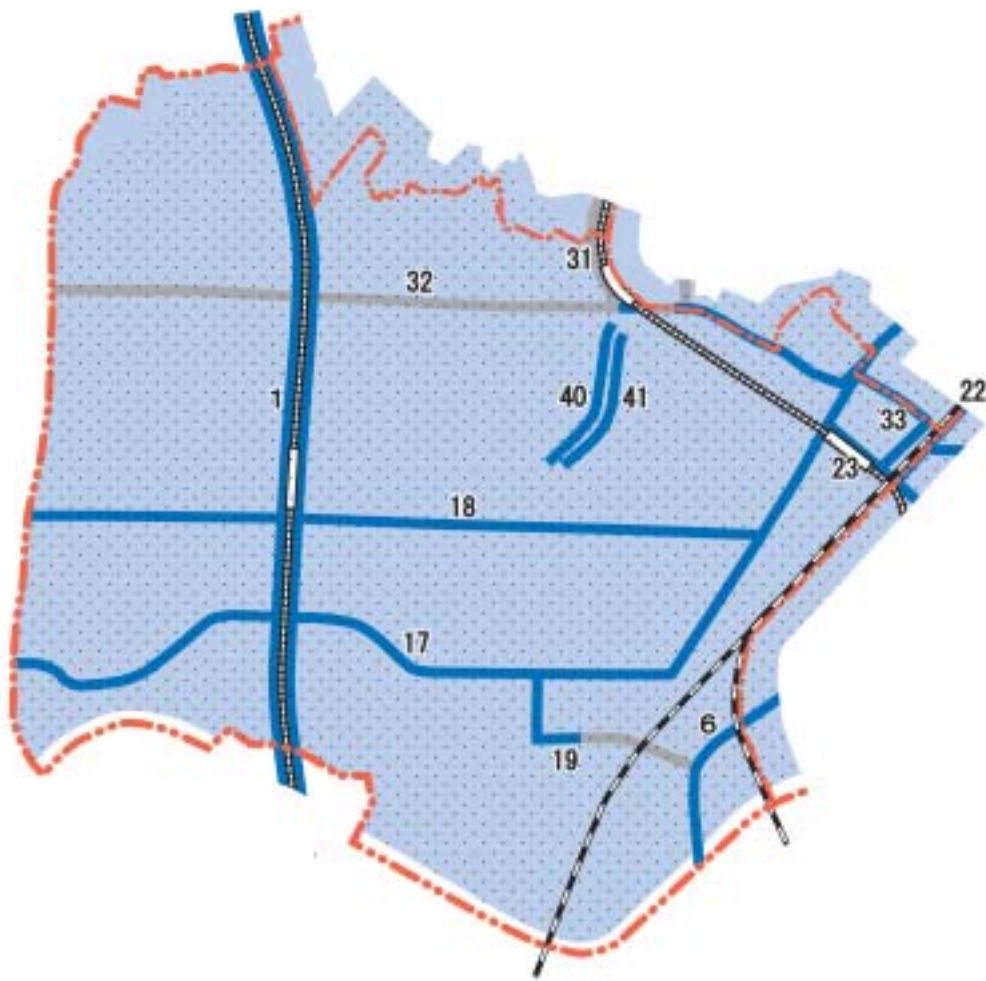
| 分類 | 施設名 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 特別養護 老人ホーム | ◆ 13 エバーグリーン |
| 認知症高齢者 グループホーム | ◆ 14 エコ吹田 |
| 高齢者 デイサービス センター | ◆ 15 グループホームやすらぎ |
| | ◆ 16 垂水デイサービスセンター |
| | ◆ 17 吹田南デイサービス たすけあいセンター |
| 在宅介護 支援センター | ◆ 13 エバーグリーン |
| | ◆ 15 デイサービスひばり |
| 精神障害者 グループホーム | ◆ 13 エバーグリーン在宅介護支援センター |
| | ◆ 18 江坂在宅介護支援センター |
| 地域生活 支援センター | ▲ 19 小憩寮 |
| その他の 福祉施設 | ▲ 20 シード |
| | ▼ 2 いずみ母子ホーム |

3. 学校教育施設



| 分類 | 施設名 |
|------------------|-------------|
| 幼稚園（市立） ● | 1 江坂大池幼稚園 |
| | 2 豊津第一幼稚園 |
| | 3 吹田南幼稚園 |
| 幼稚園（私立） ● | 4 まこと幼稚園 |
| | 5 西吹田幼稚園 |
| 小学校（市立） ■ | 6 江坂大池小学校 |
| | 7 豊津第二小学校 |
| | 8 豊津第一小学校 |
| | 9 吹田第二小学校 |
| | 10 吹田南小学校 |
| 中学校（市立） ● | 11 豊津中学校 |
| | 12 豊津中学校 |
| | 13 第六中学校 |
| その他の 学校教育施設 ▼ | 14 府立吹田養護学校 |

4. 都市計画道路・下水道雨水施設整備状況



| 凡例 | |
|--------------------------------|--|
| 都市計画道路 (平成16年度(2004年度)未現在) | |
| 未整備 | |
| 整備済 | |
| 下水道雨水施設 (平成16年度(2004年度)未現在) | |
| 未整備 | |
| 整備済 | |
| 能力増強の整備区域 | |

| 種別 | 番号 | 名称 |
|------|----|---------|
| 幹線街路 | 1 | 御堂筋線 |
| | 6 | 十三高槻線 |
| | 17 | 小曽根南泉線 |
| | 18 | 豊中吹田線 |
| | 19 | 西吹田駅前線 |
| | 22 | 吹田駅前線 |
| | 23 | 大阪高槻京都線 |
| | 31 | 春日豊津線 |
| | 32 | 服部西之庄線 |
| | 33 | 西之庄線 |
| 特殊街路 | 40 | 垂水東線 |
| | 41 | 泉金田線 |

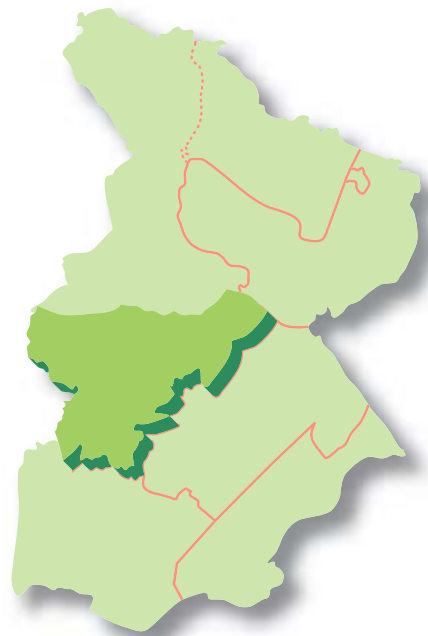
IV. 千里山・佐井寺地域

プロフィール

この地域は、市域中央部に位置しており、千里丘陵の起伏に富んだ地形を持ち、古くから尾根筋に佐井寺、谷筋に春日などの集落が形成されてきました。集落内には歴史的なまちなみ、佐井寺伊射奈岐神社や佐井寺など歴史的資源が数多く残されています。

千里山地区は、大正末期に阪急千里線の開通に伴って郊外住宅地として開発され、緑豊かな閑静な住宅地として発展してきました。広大な敷地に豊かな緑とオープンスペースを持つ関西大学は、地域文化や学生向けのにぎわいのある商業地を形成してきました。

佐井寺地区では、古くからの集落が持つ趣を残している市街地に加えて、土地区画整理事業により新しい住宅が多く建設されました。そのため、この地域では近年人口が著しく増加しています。



地域マップ



春日神社



佐井寺伊射奈岐神社



佐井寺



佐井寺旧集落のまちなみ



千里山のまちなみ



千里山第一噴水



関西大学

第1節 まちづくりの基本方向と計画

佐井寺や春日の旧集落とその周辺

基本方向

地域に点在する歴史・文化資源や自然を生かし、歴史・文化・自然のネットワークの形成に努め、魅力あるまちづくりを進めます。

計画

- 春日神社、佐井寺、佐井寺伊射奈岐神社などの歴史・文化資源を生かしたまちづくりを市民の協力の下で進めます。
- 佐井寺や春日の旧集落に現在も残る歴史的まちなみの面影を生かし、趣のある景観形成を図ります。
- 緑の保全に努め、歴史・文化資源や自然に親しみながら歩けるルートを形成します。

関西大学とその周辺

基本方向

地域の人と大学や学生との交流を深め、大学が地域に息づくまちづくりを進めます。大学を地域資源として生かし、地域文化を育みます。

計画

- 関大前駅や関西大学の周辺では、地域住民や事業者などとの協働により、学生と地域の交流の場の充実に努め、学生街としてのにぎわいと活気のあるまちづくりを進めます。
- 大学の施設開放やまちづくりへの参加などを促進し、市民の学習環境の整備と市民文化の振興を図ります。
- 大学の専門的研究機能や情報発信機能、学生の潜在能力やエネルギーを地域文化の発展とまちづくりに生かせるよう、大学との連携事業を推進します。
- 留学生との交流などを促進し、身近な地域での国際交流を進めます。

千里山住宅とその周辺

基本方向

千里山住宅とその周辺は、緑豊かで落ち着いた佇まいをみせており、風致地区にふさわしい良好な住環境の保全と育成に努めます。

計画

- 地区計画制度や建築協定制度などの活用や、景観の誘導などにより、良好な住環境の保全と育成を図ります。
- 「みどりの協定」地区の拡大などにより、緑豊かなやすらぎのあるまちなみの育成を図ります。
- 洋風住宅など郊外型住宅地開発の文化的遺産を保全し、この地区の伝統を生かした住文化の創造に努めます。

この地域全体

基本方向

これまで営まれてきた地域でのさまざまなコミュニティ活動と連携し、住みよいまちづくりを進めます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

道路整備などに努め、生活環境の向上を図ります。

計画

- 地域住民が活用できる広域的なコミュニティ施設を整備するとともに、活動の場や情報の提供などを通じ、コミュニティ活動を支援し、住民同士の交流を促進します。
- 地域福祉の拠点となる地域保健福祉センターの整備に努めます。
- 児童館の整備を進めます。また、子育て支援活動を地域住民、社会福祉事業者との協働で進めます。
- 交通の不便な地域での移動手段について検討します。
- 千里山駅周辺の交通混雑を解消するため、千里山佐井寺線、春日豊津線の整備の促進に努めます。
- 豊中岸部線、佐井寺片山高浜線の事業に伴う街路樹の植栽など周辺環境整備に努めます。
- 雨水施設の未整備地域では、その効率的な整備に努めます。
- 千里山駅周辺整備事業については、地域の特性を生かした、魅力あるまちづくりに向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組みます。
- 春日地区は、マンション建設により若年ファミリー層を中心に人口が急増しており、コミュニティの振興や子育て支援に努めます。

第2節 まちの様子

1.人口

地域全体では、人口増加が続く中で、年少人口の比率が高く、18歳未満の子どものいるファミリー世帯の比率も高くなっています。

特に、土地区画整理事業によりまちがつくられた佐井寺地区、民間事業者による住宅建設が進んだ春日地区では人口増加が著しく、年少人口、ファミリー世帯の比率が非常に高く、若い人口構成となっています。

五月が丘地区も同様に若い人口構成を示していますが、人口は減少に転じています。

千里山地区は、人口はわずかながら増加しているものの、他方で高齢化が緩やかに進行しています。

2.土地利用・住宅

地域全体で民間賃貸共同住宅の比率が高くなっています。

共同住宅の比率が地域全体で7割を超える中で、春日地区と五月が丘地区では約9割を示しています。なかでも春日地区では、6階建以上が7割を超え、給与住宅の比率も高いという特徴が見られます。

持ち家比率は、五月が丘地区のみが5割を超えています。

地域全体の住宅地の評価は、「緑の豊かさや自然環境」「周辺の眺望や街並み・景観」に対する満足度が高くなっていますが、「行政サービス施設の利便性」に対する満足度が低くなっています。

3.コミュニティ・福祉

平均居住年数が短く、吹田市に対してふるさと意識を持つ市民の割合も低くなっています。また、「地域の行事や活動にほとんど参加していない」と回答した市民の割合が高くなっています。その一方で新たなコミュニティ活動が行われています。

18歳未満の子どものいるファミリー世帯が多い中、保育所入所児童や留守家庭児童育成室入室児の比率が低く、家庭での子育ての比率が高くなっていることが伺えます。

4. 主な歴史・文化資源

旧街道・参道

佐井寺観音参詣道

歴史的まちなみが残る地区

佐井寺、春日、上山手町

神社・寺院

愛宕社、春日神社、佐井寺伊射奈岐神社、千里山神社、佐井寺、西實寺、西照寺、千里寺

歴史的建築・構造物

千里山第一・第二噴水、千里寺本堂

地蔵・道標・碑

向かい坂地蔵、佐井の清水碑、春日の地蔵（地現地蔵）、下新田新道記念碑

遺跡・史跡

佐井寺くりぬき水路、佐井の清水、佐井寺焼窯跡

その他の文化財

佐井寺木造地蔵菩薩立像

伝統行事・まつり・芸能

佐井寺伊射奈岐神社の太鼓御輿、愛宕盆

第3節 公共施設等の配置状況

1. 文化集会施設・スポーツ施設



| 分類 | 施設名 |
|------------|----------------|
| 公民館 | ● 1 東佐井寺地区公民館 |
| | ● 2 千里新田地区公民館 |
| | ● 3 佐井寺地区公民館 |
| | ● 4 千二地区公民館 |
| | ● 5 千三地区公民館 |
| 図書館・分館・分室 | ● 6 千里山・佐井寺図書館 |
| その他のスポーツ施設 | ▼ 7 総合運動場 |

2. 福祉施設・保健医療施設



| 分類 | 施設名 |
|---------------|------------------|
| 保育所（市立） | 1 千里山保育園 |
| | 2 千三保育園 |
| 保育所（私立） | 3 南ヶ丘保育園 |
| | 4 佐井寺たんぽぽ保育園 |
| 児童会館・児童センター | 5 五月が丘児童センター |
| 高齢者 いこいの間等 | 6 佐井寺地区高齢者いこいの間 |
| | 5 東佐井寺地区高齢者いこいの間 |
| | 7 千里新田地区高齢者いこいの間 |
| | 1 千二地区高齢者いこいの間 |
| | 2 千三地区高齢者いこいの間 |
| 特別養護 老人ホーム | 8 ちくりんの里 |
| ケアハウス | 9 プレーゴ緑地公園 |

| 分類 | 施設名 |
|-----------------------|----------------------------|
| 高齢者 デイサービス センター | 10 寿楽荘 千里山西デイサービスセンター |
| | 3 南ヶ丘デイサービスセンター「愛」 |
| | 9 プレーゴ緑地公園 デイサービスセンター |
| | 11 千里山東デイサービスセンター |
| 在宅介護 支援センター | 12 南ヶ丘在宅介護支援センター「愛」 |
| 身体障害者 通所授産施設 | 13 くすの木障害者作業所 |
| 知的障害者 通所授産施設 | 13 第2くすの木障害者作業所 |
| 知的障害者 グループホーム | 14 はばたき |
| | 15 ぶくぶくホーム 竹谷 |
| | 16 ウイング |
| | 17 さくら |
| | 18 オリーブハウス |
| | 18 ぶくぶくホーム 千里山東 |
| | 19 すみれの家 |
| 精神障害者 グループホーム | 20 エスペランサ |
| 地域生活 支援センター | 21 障害児・者 地域生活支援センター「めい」 |

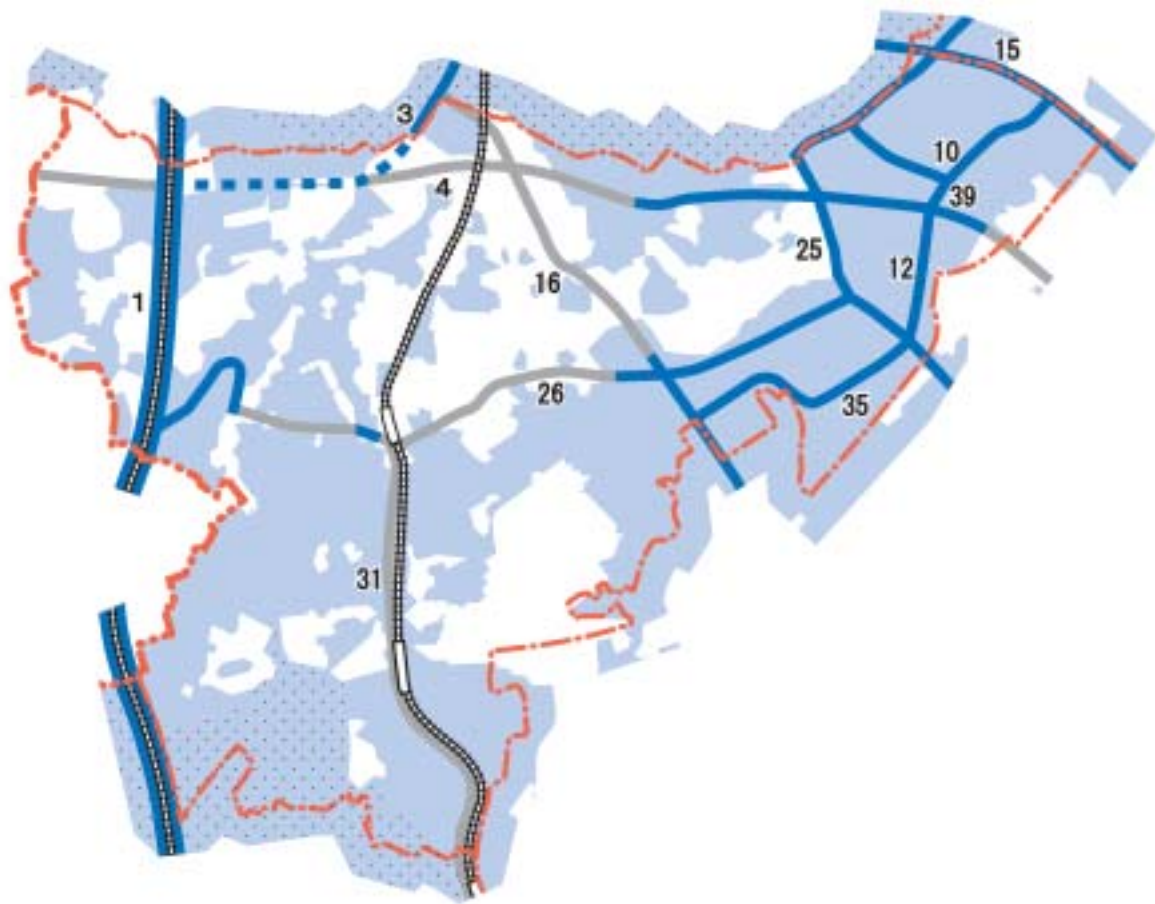
3. 学校教育施設



IV
千里山・佐井寺地域

| 分類 | 施設名 |
|-----------------|---------------|
| 幼稚園（市立） ● | 1 東佐井寺幼稚園 |
| | 2 千里新田幼稚園 |
| | 3 千里第二幼稚園 |
| 幼稚園（私立） ● | 4 千里山ナオミ幼稚園 |
| | 5 千里山グレース幼稚園 |
| | 6 関西大学幼稚園 |
| 小学校（市立） ■ | 7 佐井寺小学校 |
| | 8 東佐井寺小学校 |
| | 9 千里新田小学校 |
| | 10 千里第二小学校 |
| | 11 千里第三小学校 |
| 中学校（市立） ● | 12 佐井寺中学校 |
| | 13 片山中学校 |
| | 14 第一中学校 |
| 中学校（私立） ● | 15 関西大学第一中学校 |
| 高校（私立） ▲ | 16 関西大学第一高等学校 |
| 短大・ 大学（私立） ◆ | 17 関西大学 |

4. 都市計画道路・下水道雨水施設整備状況



| 凡例 | |
|--------------------------------|--|
| 都市計画道路 (平成16年度(2004年度)未現在) | |
| 未整備 | |
| 事業中 | |
| 整備済 | |
| 下水道雨水施設 (平成16年度(2004年度)未現在) | |
| 未整備 | |
| 整備済 | |
| 能力増強の整備区域 | |

| 種別 | 番号 | 名称 | |
|------|------|----------|---------|
| 幹線街路 | 1 | 御堂筋線 | |
| | 3 | 千里中央線 | |
| | 4 | 豊中岸部線 | |
| | 10 | 佐井寺東1号線 | |
| | 12 | 佐井寺東2号線 | |
| | 15 | 南千里岸部線 | |
| | 16 | 佐井寺片山高浜線 | |
| | 25 | 山田佐井寺岸部線 | |
| | 26 | 千里山佐井寺線 | |
| | 31 | 春日豊津線 | |
| | 35 | 佐井寺南線 | |
| | 特殊街路 | 39 | 佐井寺東3号線 |

V. 山田・千里丘地域

プロフィール

この地域は、市域東部に位置しており、山田川や旧小野原街道沿いに古くから大きな集落が形成されています。集落内には旧家や由緒ある紫雲寺、圓照寺、山田伊射奈岐神社、太鼓神輿や権六おどりなど、有形、無形の歴史的資源が数多く残されています。

山田西地区では、民間マンションや住宅団地の建設により急速に市街化が進みましたが、ヒメボタルの保存活動や公民館活動などコミュニティ活動や交流が盛んに行われています。また、千里丘地区では戸建て住宅や企業の厚生施設、毎日放送千里丘放送センターなどの施設が立地していますが、比較的緑の多いこの地域で、企業所有地でのマンション開発などが進んでいます。

阪急山田駅周辺では、地域住民と事業者、行政の三者によるまちづくりが実施され、さらに公共施設の整備により、市域北部の新たな交流拠点が形成されようとしています。



地域マップ



山田旧集落のまちなみ



圓照寺



山田伊射奈岐神社



千里丘のまちなみ

第1節 まちづくりの基本方向と計画

山田の旧集落とその周辺

基本方向

地域に点在する歴史・文化資源を生かし、歴史・文化のネットワークの形成に努め、魅力あるまちづくりを進めます。

計画

- 山田伊射奈岐神社、紫雲寺、圓照寺などの歴史・文化資源を生かしたまちづくりを市民の協力の下で進めます。
- 旧集落に現在も残る歴史的まちなみの面影を生かし、趣のある景観形成を図ります。
- 旧小野原街道や山田川沿いの道を、歩いて楽しめる道として活用します。
- 古くから伝わるまつりなどを通じて、幅広い層の地域住民の交流を促進します。

千里丘

基本方向

地域内の比較的まとまった緑の保全を図ります。また、住宅開発に伴う若年ファミリー層の流入に対応できるよう、公共施設の適正配置に努めるとともに、良好な住環境の保全と育成に努めます。

計画

- 土地所有者や開発事業者などの協力を得ながら、緑の保全を図ります。
- 学校をはじめとする公共施設の適正配置や幹線道路の整備に努めます。
- 大規模な開発に対する住民意見が反映される仕組みづくりを進め、良好な住環境の保全に努めます。
- 地区計画制度や建築協定制度などの活用や、景観の誘導などにより、良好な住環境の保全と育成を図ります。
- 交通の不便な地域での移動手段について検討します。
- コミュニティの振興と活動拠点の整備を進め、住民同士の交流を促進します。

この地域全体

基本方向

これまで営まれてきた地域でのさまざまなコミュニティ活動と連携し、住みよいまちづくりを進めます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

道路整備などに努め、生活環境の向上を図ります。

計画

- コミュニティセンターの運営に、より多くの市民の参加を促し、市民の多様な活動の拠点として、また地域福祉の拠点として事業の充実を促進します。
- 地区集会所や地区公民館を活用した子育て支援をはじめ福祉や教育など、地域のさまざまな活動を支援し、交流を促進します。
- 千里丘豊津線、箕面山田線の事業に伴う街路樹の植栽など周辺環境整備に努めます。
- 雨水施設の未整備地域では、その効率的な整備に努めます。
- 山田西地区には、今後更新時期を迎える分譲マンションが多く立地しており、これらの維持管理や建替えに向けた支援を進めます。

第2節 まちの様子

1.人口

地域全体でみると、人口増加が続き、年少人口の比率が高く、18歳未満の子どものいるファミリー世帯の比率も高くなっています。しかし、この地域は、これまでのまちの発展状況の違いにより、異なった3つの地区で構成されています。

旧集落を抱える山田東地区でも住宅建設が進み人口増加が続いています。

山田西地区は、世帯数が増加しているものの、人口はほぼ落ち着きをみせ、全市と比べると高齢化率はまだ低い状況ですが、緩やかに進行しています。

千里丘地区では、企業所有地が民間の共同住宅に建て替わる中で、人口が急増しており、若年ファミリー層の流入が進んでいます。

2.土地利用・住宅

地域全体で6階建以上の共同住宅の比率が5割、持ち家の比率が6割を超えています。

なかでも山田西地区では、共同住宅の占める比率が約9割で、6階建以上が約7割と極めて高くなっています。また、持ち家の比率も約7割を占めています。

千里丘地区では、一戸建、共同住宅5階建以下、共同住宅6階建以上のそれぞれがほぼ同じ比率で混在し、他の地区とはまちの様子が異なっています。

地域全体の住宅地の評価は、「職場への通勤の利便性」に対する満足度が低くなっていますが、「緑の豊かさや自然環境」に対する満足度が高くなっています。

3.コミュニティ・福祉

平均居住年数が短く、吹田市に対してふるさと意識を持つ市民の割合も低くなっています。その一方で、コミュニティセンターでの協議会活動をはじめ、西山田地区集会所等を拠点に活発なコミュニティ活動が行われています。

18歳未満の子どものいるファミリー世帯が多い中、保育所入所児童の比率が全市平均と比べて低く、家庭での子育ての比率が比較的高いことが伺えます。

4. 主な歴史・文化資源

旧街道・参道

亀岡街道、小野原街道、山田街道

歴史的まちなみが残る地区

山田

神社・寺院

山田伊射奈岐神社、千里丘稻荷神社、
紫雲寺、圓照寺、安養寺、光山寺

歴史的建築・構造物

山田の馬上門

地蔵・道標・碑

山田三ツ辻道標、山田の石仏群、一願地蔵

遺跡・史跡

新芦屋古墳（現在は消滅）、似禅寺山遺跡

その他の文化財

紫雲寺本堂内陣鳥獸図、
圓照寺木造准胝観音立像・木造観音菩薩立像・
絹本着色妙音天像・絹本墨画不動明王像、
新芦屋古墳出土馬具、
山田伊射奈岐神社太鼓神輿、権六おどり

伝統行事・まつり・芸能

山田伊射奈岐神社の太鼓神輿、
権六おどり

第3節 公共施設等の配置状況

1. 文化集会施設・スポーツ施設



| 分類 | 施設名 |
|------------|---------------------|
| 公民館 | ● 1 北山田地区公民館 |
| | ● 2 東山田地区公民館 |
| | ● 3 山一地区公民館 |
| | ● 4 西山田地区公民館 |
| | ● 5 山二地区公民館 |
| | ● 6 山三地区公民館 |
| | ● 7 南山田地区公民館 |
| | ● 8 山五地区公民館 |
| 市民センター | ■ 9 千里丘市民センター |
| コミュニティセンター | ■ 10 亥の子谷コミュニティセンター |
| ふれあい文化センター | ■ 11 山田ふれあい文化センター |
| 図書館・分館・分室 | ● 4 山田図書館 |
| その他の文化集会施設 | ▲ 12 西山田地区集会所 |
| | ▲ 13 北山田地区集会所 |
| 体育館 | ◆ 14 山田市民体育館 |
| その他のスポーツ施設 | ▼ 15 山田スポーツグラウンド |
| | ▼ 16 武道館 |

2. 福祉施設・保健医療施設



V
山田・千里丘地域

| 分類 | 施設名 |
|-----------------|------------------|
| 保育所（市立） ● | 1 西山田保育園 |
| | 2 山三保育園 |
| | 3 山田保育園 |
| 保育所（私立） ● | 4 きりん夜間愛育園 |
| | 5 さくら保育園 |
| | 4 第二愛育園 |
| | 6 千里の丘けいあい保育園 |
| 児童会館・児童センター ■ | 7 千里丘児童会館 |
| | 8 山田西児童センター |
| 高齢者 いこいの間等 ● | 9 北山田地区高齢者いこいの間 |
| | 10 東山田地区高齢者いこいの間 |
| | 11 山一地区高齢者いこいの間 |
| | 12 西山田地区高齢者いこいの間 |
| | 13 山二地区高齢者いこいの間 |
| | 14 山三地区高齢者いこいの間 |
| | 15 南山田地区高齢者いこいの間 |
| | 16 山五地区高齢者いこいの間 |

| 分類 | 施設名 |
|-------------------------|----------------------|
| 特別養護 老人ホーム ◆ | 17 いのこの里 |
| 認知症高齢者 グループホーム ◆ | 18 グループホームたんぼぼ |
| 高齢者 デイサービス センター ◆ | 19 亥の子谷デイサービスセンター |
| | 20 南山田デイサービスセンター |
| | 17 いのこの里デイサービスセンター |
| | 21 青葉丘デイセンター |
| | 22 デイハウ斯里ぼん |
| | 23 デイサービス・フレンドハウス山田 |
| | 18 デイサービスたんぼぼの広場 |
| 在宅介護 支援センター ◆ | 19 亥の子谷地域保健福祉センター |
| 知的障害者 通所授産施設 ▲ | 24 在宅介護支援センターケア21千里丘 |
| 知的障害者 グループホーム ▲ | 25 第二さつき障害者作業所 |
| その他の 福祉施設 ▼ | 26 ぶくぶくホーム 山田西 |
| | 27 コスモス吹田第2寮 |
| | 28 府立老人総合センター |

3. 学校教育施設



| 分類 | 施設名 |
|-----------|--------------|
| 幼稚園（市立） ● | 1 東山田幼稚園 |
| | 2 山田第一幼稚園 |
| | 3 山田第三幼稚園 |
| | 4 南山田幼稚園 |
| 幼稚園（私立） ● | 5 千里丘学園幼稚園 |
| | 6 山田敬愛幼稚園 |
| 小学校（市立） ■ | 7 北山田小学校 |
| | 8 東山田小学校 |
| | 9 山田第一小学校 |
| | 10 西山田小学校 |
| | 11 山田第三小学校 |
| | 12 山田第五小学校 |
| | 13 南山田小学校 |
| | 14 山田第二小学校 |
| 中学校（市立） ● | 15 山田東中学校 |
| | 16 千里丘中学校 |
| | 17 西山田中学校 |
| | 18 山田中学校 |
| 高校（公立） ▲ | 19 府立吹田東高等学校 |
| | 20 府立山田高等学校 |

4. 都市計画道路・下水道雨水施設整備状況



| 凡例 | |
|--------------------------------|---|
| 都市計画道路 (平成16年度(2004年度)未現在) | |
| 未整備 | ■ |
| 整備済 | ■ |
| 下水道雨水施設 (平成16年度(2004年度)未現在) | |
| 未整備 | □ |
| 整備済 | ■ |
| 能力増強の整備区域 | □ |

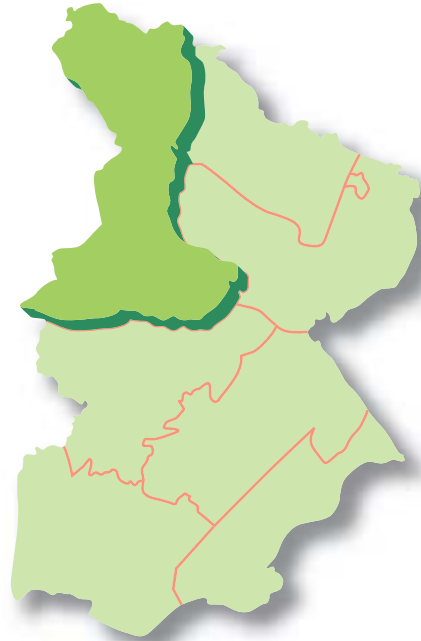
| 種別 | 番号 | 名称 |
|------|------|----------|
| 幹線街路 | 2 | 大阪中央環状線 |
| | 5 | 万博公園南千里線 |
| | 7 | 万博公園外周線 |
| | 8 | 山田摂津線 |
| | 14 | 箕面山田線 |
| | 15 | 南千里岸部線 |
| | 23 | 大阪高槻京都線 |
| | 24 | 千里丘豊津線 |
| | 25 | 山田佐井寺岸部線 |
| | 特殊街路 | 42 |

VI. 千里ニュータウン・万博・阪大地域 (その1) 千里ニュータウンを中心とするエリア

プロフィール

この地域は、竹林と雑木林の広がる丘陵地でしたが、日本で初めてのニュータウンとして、大規模住宅地の開発事業が昭和30年代から約10年をかけて行われました。地域内には集合住宅と戸建住宅による住宅地、地区センターや近隣センターの商業地をはじめ、公園、道路などの公共空間が計画的に整備され、大阪都心への交通利便性が高い、落ち着いた住宅地として成熟したまちとなっています。まちびらきから40年ほどが経過した現在では、住宅の老朽化も進み、時代の変化に対応したまちの更新時期を迎えています。

ニュータウン周辺部ではかつての千里丘陵の竹林や雑木林などが残されており、緑豊かな自然景観が保たれています。北部には国立循環器病センターや千里金蘭大学があるほか、青少年野外活動センター、市民体育館、市民プールなどのスポーツ・レクリエーション施設が立地し、南部でも千里救命救急センターなどの医療施設が立地しています。



地域マップ



北千里地区のまちなみ



千里南公園



第1節 まちづくりの基本方向と計画

この地域全体

基本方向

大規模な建替え事業においては、周辺環境と調和した良好な住環境の保全と育成に努め、緑豊かなまちづくりを進めます。また、多様な世帯が住めるまちづくりを促進します。

計 画

- 公共賃貸住宅の建替えについては、住民をはじめとする関係者による協議など合意形成を促進するための環境整備に努めます。
- 公共賃貸住宅の建替えにおいて、緑地やオープンスペースが確保されるよう、誘導を図ります。また、多様なデザインの導入を促進します。
- 地区計画制度や建築協定制度などの活用や、景観の誘導などにより、良好な住環境の保全と育成を図ります。
- 高齢者向け住宅や若年世帯が入居できる住宅の供給を促進します。
- 幹線道路や主要な歩行者専用道の沿道などにおいて、日常生活へのサービス施設を配置するなど、立地条件や必要性に応じた住宅地の複合機能化を促進します。
- 浸水被害の発生地域では、雨水施設の能力増強の整備を計画的に進め、被害の軽減に努めます。

基本方向

地区センターは、多様な商業・業務機能に加えて、市民の文化や学習、交流の拠点として、充実に努めます。また、近隣センターは、日常生活の利便性の高い商業機能の整備とともに、福祉・交流の場としての活用を図るなど、にぎわいと安心のあるまちづくりを進めます。

計 画

- 大学との連携により学習・文化機能の充実に努め、商業機能の活性化に結び付けます。
- 商業者と地域住民によるまちづくりの取組を支援し、活性化を図ります。
- 空き店舗を活用した大学やNPOなどとの連携による新たな事業を支援します。
- 地域社会に密着したコミュニティビジネスの振興を図ります。
- 高齢者福祉や子育て支援にかかるサービス機能の充実に努めます。

基本方向

自治会や地域で活動するNPO、ボランティア団体などのさまざまな活動を通じて、ふれあいのあるまちづくりを進めます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

特色あふれる「千里文化」の発展に向けて取り組みます。

計 画

- 地域住民が活用できる広域的なコミュニティ施設を整備するとともに、活動の場や情報の提供などを通じ、コミュニティ活動を支援し、住民同士の交流を促進します。
- 地域福祉の拠点となる地域保健福祉センターや、児童館の整備に努めます。
- 地域における支え合いのネットワークの形成に向けて、地域の相談・支援窓口や民生委員・児童委員、ボランティア等の連携を進めます。
- 大学等の学術研究機関や文化人・芸術家などが地域で交流する機会を充実し、地域の文化活動の促進を図ります。
- 留学生との交流などを促進し、身近な地域での国際交流を進めます。

第2節 まちの様子

1.人口

人口減少が著しく、全市の中で最も高齢化が進んでいます。また、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の比率が非常に高くなっています。

2.土地利用・住宅

共同住宅5階建以下の比率が約6割を占め、公営・公団・公社の借家の比率が約6割となっています。

住宅地の評価は、「緑の豊かさや自然環境」「周辺の眺望や街並み・景観」に対する満足度が極めて高く、地域の総合評価も高くなっています。

3.コミュニティ・福祉

吹田市に対してふるさと意識を持つ市民の割合は高くなっています。また、自治会加入率は高く、さまざまな行事の開催やコミュニティ活動を通じて、住民の交流が進み、NPOなどによる新たな取組も進められています。

高齢化が進む中、特に高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の比率が非常に高く、福祉ニーズが高いことが伺えます。

4.主な歴史・文化資源

旧街道・参道

小野原街道

神社・寺院

古江稻荷神社

地蔵・道標・碑

竹見地蔵尊

伝統行事・まつり・芸能

吹田市こども野外カーニバル、
千里こどもカーニバル、吹田まつり

第3節 公共施設等の配置状況

1. 文化集会施設・スポーツ施設



| 分類 | 施設名 | |
|--------------|-----------------|--------------|
| 公民館 ● | 1 北千里地区公民館 | |
| | 2 南千里地区公民館 | |
| 市民ホール ● | 3 青山台市民ホール | |
| | 4 古江台市民ホール | |
| | 5 藤白台市民ホール | |
| | 6 津雲台市民ホール | |
| | 7 竹見台市民ホール | |
| | 8 高野台市民ホール | |
| | 9 桃山台市民ホール | |
| | 10 佐竹台市民ホール | |
| | 市民センター ■ | 2 千里市民センター |
| | 図書館・分館・分室 ● | 1 中央図書館北千里分室 |
| 2 千里図書館 | | |
| その他の文化集会施設 ▲ | 11 青少年野外活動センター | |
| 文化集会施設 | 12 桃山台小学校地域交流室 | |
| 体育館 ◆ | 13 北千里市民体育館 | |
| その他のスポーツ施設 ▼ | 14 北千里市民プール | |
| | 15 南千里市民プール | |
| | 16 桃山台スポーツグラウンド | |
| | 17 高野台スポーツグラウンド | |

2. 福祉施設・保健医療施設



| 分類 | 施設名 |
|-------------------------|----------------------------|
| 保育所（市立） | 1 藤白台保育園 |
| | 2 北千里保育園 |
| | 3 南千里保育園 |
| 保育所（私立） | 4 あやめ保育園 |
| | 5 千里聖愛保育センター |
| | 6 千里ニュータウン保育園 |
| 児童会館・児童センター | 7 竹見台児童センター |
| | 8 大阪YWCAシャロンこども館 |
| 高齢者 いごいの間等 | 9 青山台地区高齢者いごいの間 |
| | 10 古江台地区高齢者いごいの間 |
| | 11 藤白台地区高齢者いごいの間 |
| | 12 津雲台地区高齢者いごいの間 |
| | 7 竹見台地区高齢者いごいの間 |
| | 13 高野台地区高齢者いごいの間 |
| | 14 桃山台地区高齢者いごいの間 |
| | 15 佐竹台地区高齢者いごいの間 |
| | 16 千里市民センター高齢者ホール |
| 特別養護 老人ホーム | 17 弘済院第一特別養護老人ホーム |
| | 18 弘済院第二特別養護老人ホーム |
| 老人保健施設 ケアハウス | 6 青藍荘 |
| | 19 老人保健施設つくも |
| 認知症高齢者 グループホーム | 8 シャロン千里 |
| | 6 青藍荘 |
| 高齢者 デイサービス センター | 20 桃山台グループホーム |
| | 11 藤白台デイサービスセンター |
| | 20 桃山台デイサービスセンター |
| | 21 桃山台第2 デイサービスセンター |
| | 22 桃山台第3 デイサービスセンター |
| | 6 青藍荘デイサービスセンター |
| | 23 いきいきサポート |
| | 8 シャロン千里デイサービスセンター |
| | 24 竹見台デイサービスセンター |
| | 25 アローラデイサービス |
| 在宅介護 支援センター | 8 シャロン千里在宅介護支援センター |
| | 19 つくも在宅介護支援センター |
| | 6 在宅介護支援センター青藍荘 |
| | 22 桃山台高津在宅介護支援センター |
| 身体障害者 療護施設 | 26 千里みおつくしの杜くりのみ寮 |
| | 26 千里みおつくしの杜かしのみ寮 |
| 知的障害者 入所更生施設 | 26 千里みおつくしの杜かしのみ寮 |
| | 27 大阪市立千里作業指導所 |
| 知的障害者 通所授産施設 | 27 大阪市立千里作業指導所 |
| | 28 あげぼの |
| 知的障害者 グループホーム | 29 古江台ホーム |
| | 30 藤白台ホーム |
| | 31 どんぐりの家 |
| | 32 津雲台ホーム |
| | 33 にごにごホーム |
| | 34 がぼちゃの部屋 |
| | 35 たいむ |
| 身体障害者 デイサービス センター | 6 青藍荘 (身体障害者デイサービスセンター) |
| | 36 保健センター南千里分館 |
| 保健施設 医療施設 | 36 休日急病診療所 |
| | 36 府立千里救命救急センター |
| | 37 国立循環器病センター |
| | 38 大阪市立弘済院附属病院 |
| | 39 大阪府済生会千里病院 |

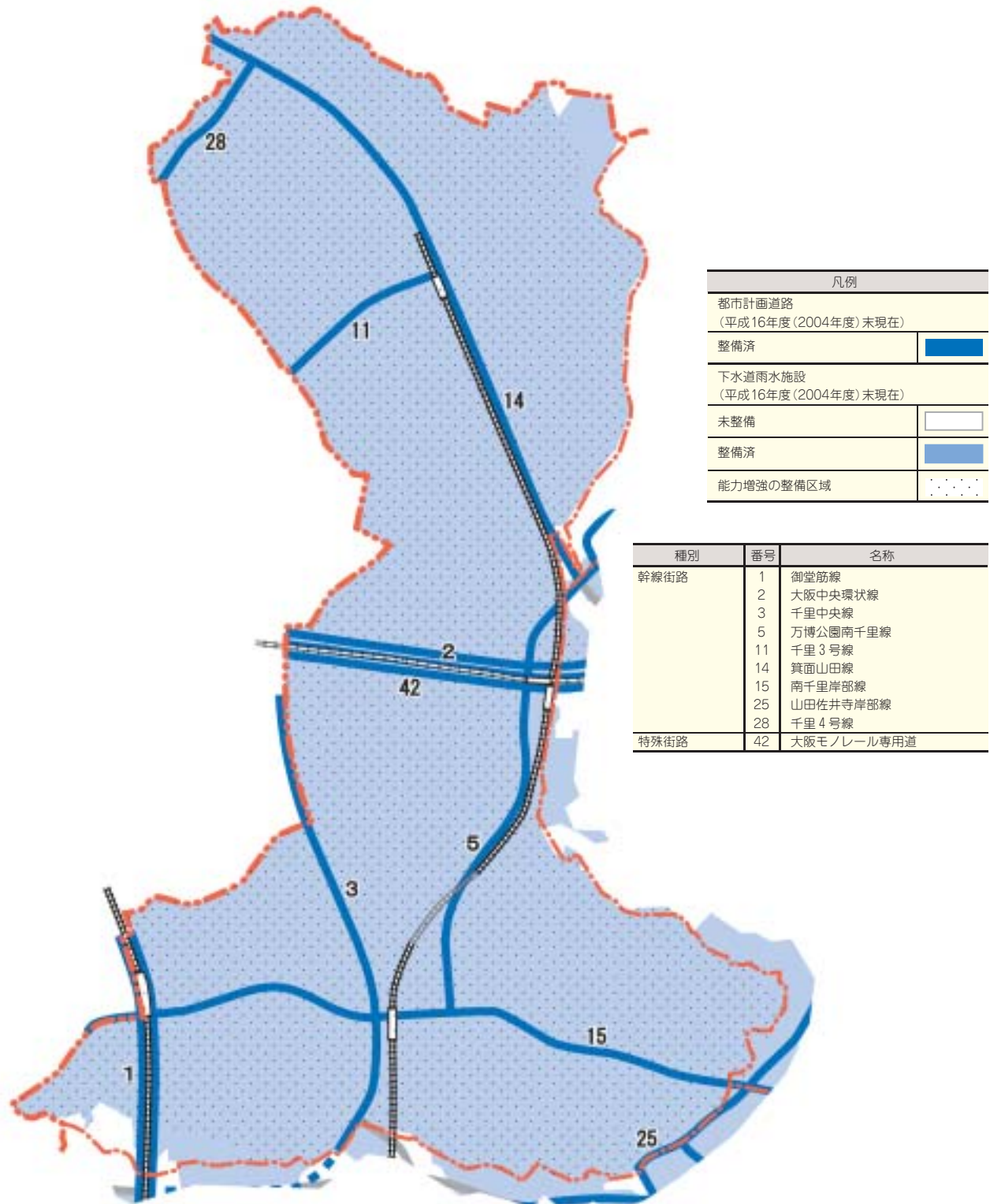


3. 学校教育施設



| 分類 | 施設名 | |
|--------------|----------------|-----------|
| 幼稚園（市立） ● | 1 古江台幼稚園 | |
| | 2 佐竹台幼稚園 | |
| 幼稚園（私立） ● | 3 青山幼稚園 | |
| | 4 ふじしろ幼稚園 | |
| | 5 カトリックさゆり幼稚園 | |
| | 6 千里幼稚園 | |
| | 7 千里敬愛幼稚園 | |
| | 8 玉川学園幼稚園 | |
| | 9 青山台小学校 | |
| | 10 北千里小学校 | |
| 小学校（市立） ■ | 11 藤白台小学校 | |
| | 12 古江台小学校 | |
| | 13 津雲台小学校 | |
| | 14 千里たけみ小学校 | |
| | 15 高野台小学校 | |
| | 16 桃山台小学校 | |
| | 17 佐竹台小学校 | |
| | 18 大阪市立弘済小学校 | |
| | 中学校（市立） ● | 19 青山台中学校 |
| | | 20 古江台中学校 |
| 21 竹見台中学校 | | |
| 22 高野台中学校 | | |
| 23 南千里中学校 | | |
| 24 大阪市立弘済中学校 | | |
| 中学校（私立） ● | 25 金蘭千里中学校 | |
| 高校（公立） ▲ | 26 府立北千里高等学校 | |
| | 27 府立千里高等学校 | |
| 高校（私立） ▲ | 28 金蘭千里高等学校 | |
| 短大 ◆ | 29 千里金蘭大学 | |
| 大学（私立） ◆ | 29 千里金蘭大学短期大学部 | |

4. 都市計画道路・下水道雨水施設整備状況



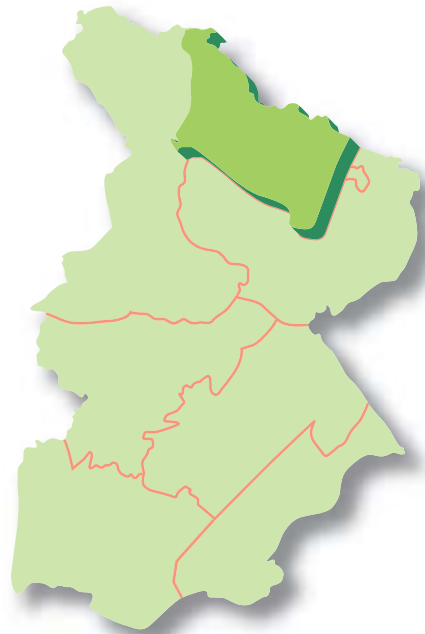
VI. 千里ニュータウン・万博・阪大地域 (その2 万博記念公園・大阪大学を中心とするエリア)

プロフィール

この地域は、竹林と雑木林の広がる丘陵地でしたが、昭和36年（1961年）から大阪大学の移転計画が進められる一方、昭和45年（1970年）には万国博覧会が開催され、現在では万博記念公園と大阪大学キャンパスが地域の大部分を占めています。

万博記念公園内には国立民族学博物館、府立国際児童文学館、日本民芸館、自然文化園、日本庭園、エキスポランド、万国博記念競技場などがあり、多くの人びとに親しまれています。

万博記念公園東側に資源リサイクルセンターが立地しており、市民のリサイクル活動拠点となっています。また、北西部の大阪大学には多数の教育研究機関や医療機関が立地しており、これらの集積を背景にした「文化・学術・研究の拠点」としての充実が図られています。



地域マップ



大阪大学



国立民族学博物館



万博記念公園



資源リサイクルセンター(くるくるプラザ)

第1節 まちづくりの基本方向と計画

この地域全体

基本方向

大阪大学や国立民族学博物館などが立地した高度な文化・学術・研究環境を生かし、住み、学び、働く、訪れる人でにぎわう、学びと文化創造のまちづくりを進めます。

計 画

- 文化・学術・研究施設の集積を活用し、市民、大学、事業者や行政が連携しながら、人材の育成と交流、教育文化環境の充実を進めます。

基本方向

万博記念公園の広大な敷地と豊かな緑は、多くの市民の誇りとなっており、レクリエーションと憩いの拠点として、訪れる人の顔が輝く交流広場づくりを進めます。

計 画

- 日本万国博覧会機構と連携しながら、広大な敷地にある豊かな自然を保全・活用し、多くの人びとが訪れ、自然に親しみ、遊び、交流できる環境整備に努めます。

第2節 まちの様子

1. 主な歴史・文化資源

旧街道・参道

小野原街道

歴史的建築・構造物

太陽の塔

第3節 公共施設等の配置状況

1. 文化集会施設・スポーツ施設



| 分類 | 施設名 |
|--------|-----------------|
| その他の ▲ | 1 国立民族学博物館 |
| 文化集会施設 | 2 府立国際児童文学館 |
| その他の ▼ | 3 球技場(万博) |
| スポーツ施設 | 4 運動場(万博) |
| | 5 少年球技場(万博) |
| | 6 少年野球場(万博) |
| | 7 弓道場(万博) |
| | 8 小運動場(万博) |
| | 9 野球場(万博) |
| | 10 テニスコート(万博) |
| | 11 フットサルコート(万博) |
| | 12 スポーツ広場(万博) |
| | 13 万博記念競技場 |
| | 14 総合スポーツ広場(万博) |

2. 福祉施設・保健医療施設



| 分類 | 施設名 |
|---------------------------|-----------------|
| 高齢者 デイサービス センター ◆ | 1 友一友デイサービスセンター |
| 知的障害者 通所更生施設 ▲ | 2 障害者支援交流センター |
| 身体障害者 デイサービス センター ▲ | 2 障害者支援交流センター |
| 知的障害者 デイサービス センター ▲ | 2 障害者支援交流センター |
| 医療施設 ▼ | 3 大阪大学医学部附属病院 |
| | 4 大阪大学歯学部附属病院 |

3. 学校教育施設



| 分類 | 施設名 |
|----------------|--------|
| 短大・ 大学 (公立) | 1 大阪大学 |

4. 都市計画道路・下水道雨水施設整備状況



| 凡例 | |
|--------------------------------|--|
| 都市計画道路 (平成16年度(2004年度)未現在) | |
| 整備済 | |
| 下水道雨水施設 (平成16年度(2004年度)未現在) | |
| 未整備 | |
| 整備済 | |
| 能力増強の整備区域 | |

| 種別 | 番号 | 名称 |
|------|------|----------------------|
| 幹線街路 | 2 | 大阪中央環状線 |
| | 5 | 万博公園南千里線 |
| | 7 | 万博公園外周線 |
| | 8 | 山田摂津線 |
| | 9 | 茨木万博公園線 |
| | 13 | 道祖本摂津北線 |
| | 14 | 箕面山田線 |
| | 36 | 万博公園駅前線 |
| | 特殊街路 | 42 |
| 43 | | 国際文化公園都市 モノレール専用道 |

ブロックの区割りの変更

巻末資料

市民の生活実態や自主的な活動範囲などを配慮し、これまでのブロックの区割りを見直し、一部変更を行っています。従来のブロックの区割りからの主な変更は以下のとおりです。

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 岸部南1丁目 | J R以南地域から片山・岸部地域へ |
| 岸部南2丁目 | |
| 岸部南3丁目 | |
| 芝田町 | |
| 南吹田1丁目 | J R以南地域から豊津・江坂・南吹田地域へ |
| 南吹田2丁目 | |
| 出口町6番～17番 | 片山・岸部地域から豊津・江坂・南吹田地域へ |
| 西の庄町2番～11番 | |
| 山手町3丁目3番～11番 | 片山・岸部地域から千里山・佐井寺地域へ |
| 円山町 | 豊津・南吹田地域から千里山・佐井寺地域へ |
| 上山手町 | 千里山・佐井寺地域から片山・岸部地域へ |
| 千里山東3丁目1番、5番～7番 | |
| 山田西4丁目1番 | 山田・千里丘地域から 千里ニュータウン・万博・阪大地域(その1)へ |
| 千里万博公園13番 | 万国博記念公園・大阪大学地域から |
| 上山田 | 千里ニュータウン・万博・阪大地域(その1)へ |

ブロックの区域割図(変更前)



ブロックの区域割図(変更後)



地域別のデータ

巻末資料

ここで示している地域別のデータは、地域のこれまでの変化を踏まえるため、過去の統計や意識調査をもとに作成したものです。ただし、一部のデータについては、新しいブロックの区割りでの作成が困難であるため、従来の区域割により作成しています。

また、新しいブロックの区割りにより作成したデータのうち、ブロック内をいくつかの地区に分けて示しているものについては、以下の図及び表の地区割に従って集計しています。



JR以南

| 地区名 | 町丁名 |
|-----|---|
| 西 | 朝日町、内本町1丁目～3丁目、川岸町、寿町1丁目～2丁目、清和園町、中の島町、西御旅町、東御旅町、南清和園町、元町 |
| 東 | 川園町、幸町、昭和町、吹東町、未広町、高城町、高浜町、日の出町、平松町、南正雀1丁目～5丁目、南高浜町、目俵町 |

片山・岸部

| 地区名 | 町丁名 |
|-----|--|
| 片山 | 朝日が丘町、片山町1丁目～4丁目、上山手町、天道町、出口町、西の庄町、藤が丘町、山手町1丁目～4丁目 |
| 岸部 | 岸部北1丁目～5丁目、岸部中1丁目～5丁目、岸部南1丁目～3丁目、芝田町、原町1丁目～4丁目 |

豊津・江坂・南吹田

| 地区名 | 町丁名 |
|-------|--|
| 豊津・江坂 | 江坂町1丁目～4丁目、江の木町、垂水町1丁目～3丁目、豊津町、広芝町、芳野町 |
| 吹二 | 泉町1丁目～5丁目、金田町 |
| 吹南 | 穂波町、南金田1丁目～2丁目、南吹田1丁目～5丁目 |

千里山・佐井寺

| 地区名 | 町丁名 |
|------|--|
| 千里山 | 江坂町5丁目、千里山霧が丘、千里山高塚、千里山竹園1丁目～2丁目、千里山月が丘、千里山西1丁目～6丁目、千里山虹が丘、千里山東1丁目～4丁目、千里山星が丘、千里山松が丘、円山町 |
| 春日 | 春日1丁目～4丁目 |
| 佐井寺 | 佐井寺1丁目～4丁目、佐井寺南が丘、竹谷町 |
| 五月が丘 | 五月が丘北、五月が丘西、五月が丘東、五月が丘南 |

山田・千里丘

| 地区名 | 町丁名 |
|-----|---|
| 山田東 | 山田北、山田東1丁目～4丁目 |
| 山田西 | 山田西1丁目～4丁目、山田南 |
| 千里丘 | 青葉丘北、青葉丘南、檜切山、清水、尺谷、新芦屋上、新芦屋下、千里丘上、千里丘北、千里丘下、千里丘中、千里丘西、長野西、長野東、山田市場 |

千里ニュータウン・万博・阪大

| 地区名 | 町丁名 |
|----------------------|---|
| 千里ニュータウンを中心とするエリア | 青山台1丁目～4丁目、上山田、佐竹台1丁目～6丁目、高野台1丁目～5丁目、竹見台1丁目～4丁目、津雲台1丁目～7丁目、藤白台1丁目～5丁目、古江台1丁目～6丁目、桃山台1丁目～5丁目 |
| 万博記念公園・大阪大学を中心とするエリア | 千里万博公園、山田丘 |

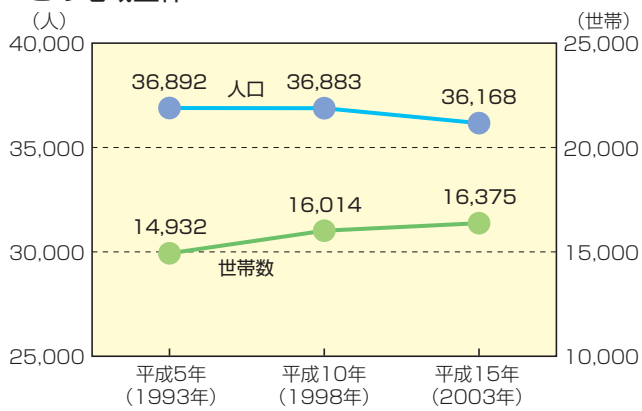
1. 人口

人口・世帯数の移り変わり

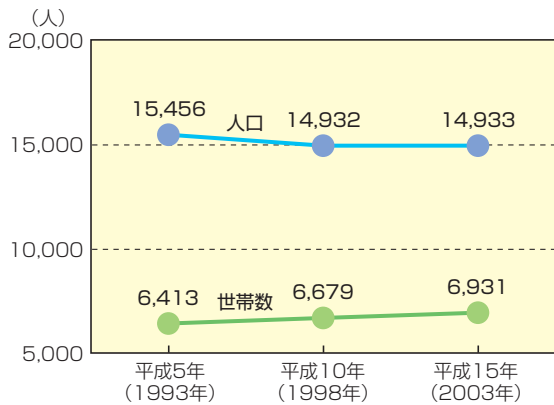
住民基本台帳による

J R以南地域

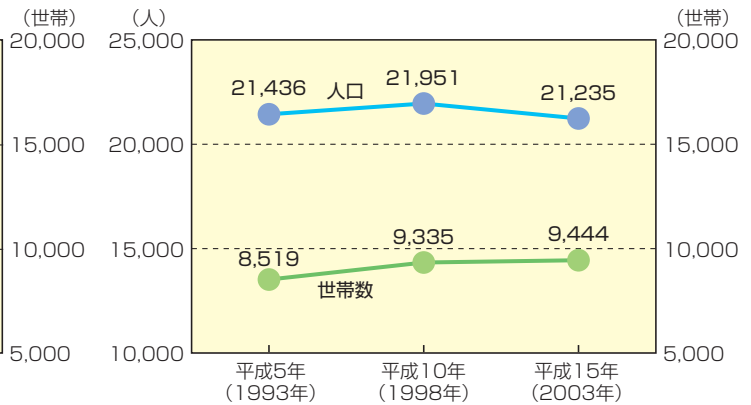
この地域全体



西

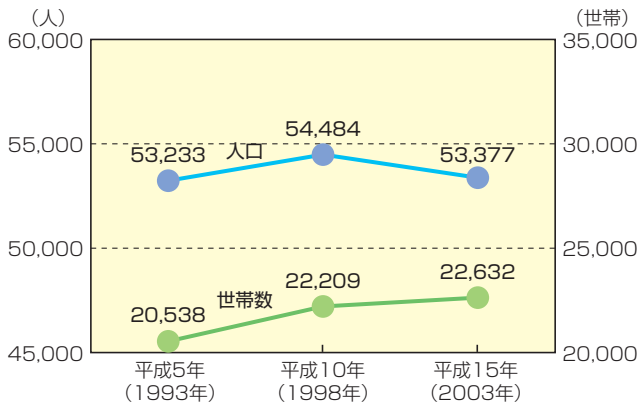


東

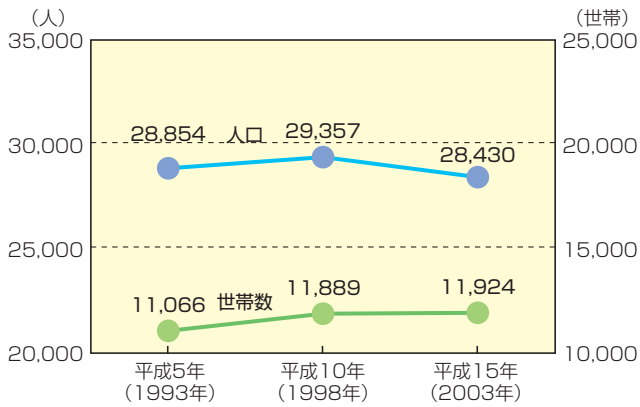


片山・岸部地域

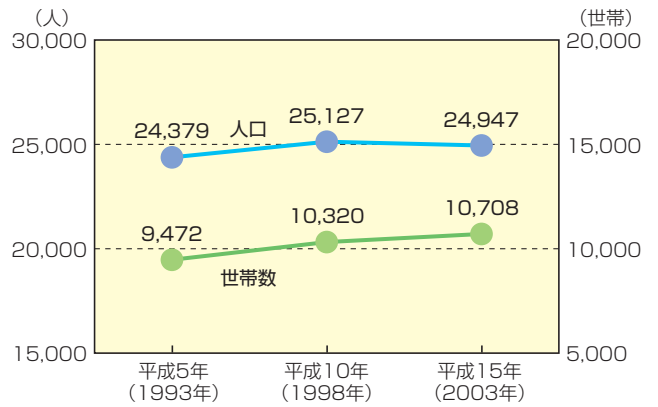
この地域全体



片山

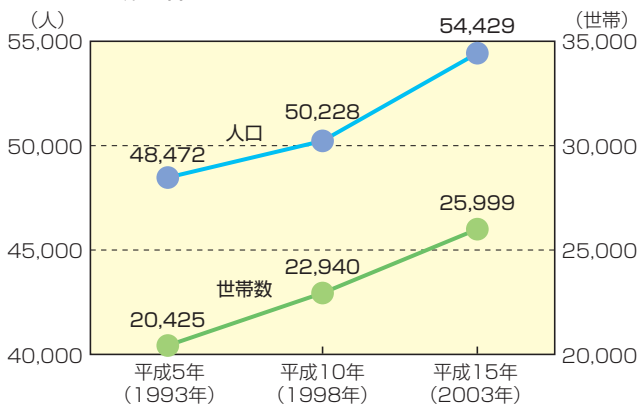


岸部

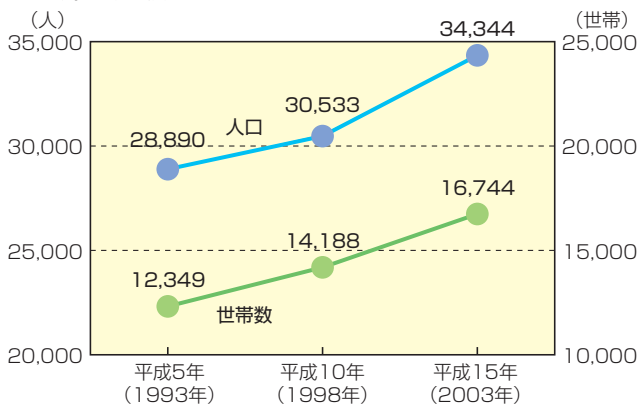


豊津・江坂・南吹田地域

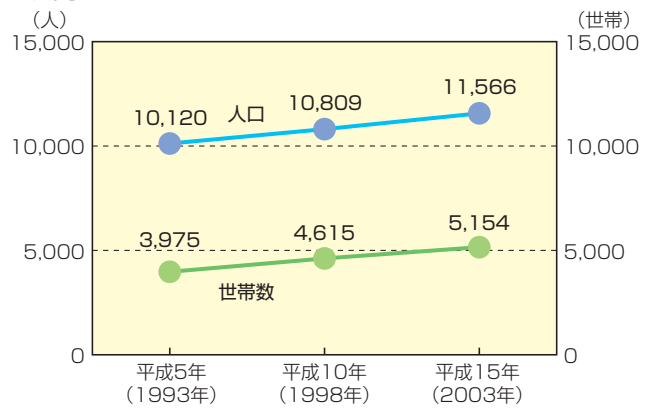
この地域全体



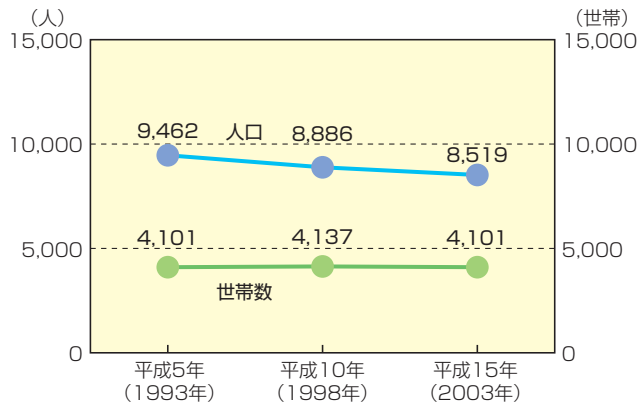
豊津・江坂



吹南

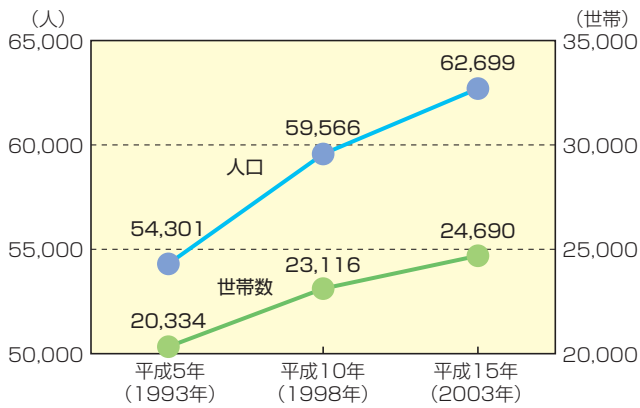


吹二

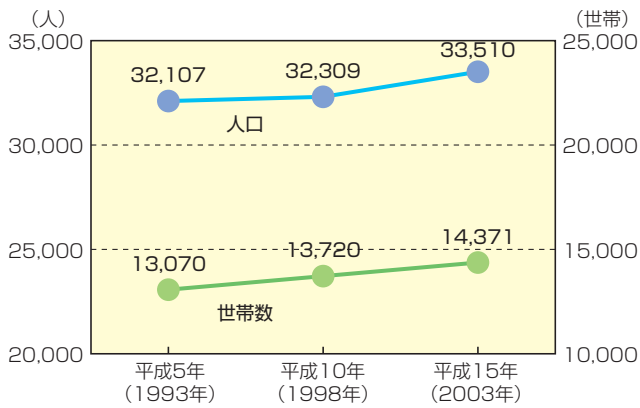


千里山・佐井寺地域

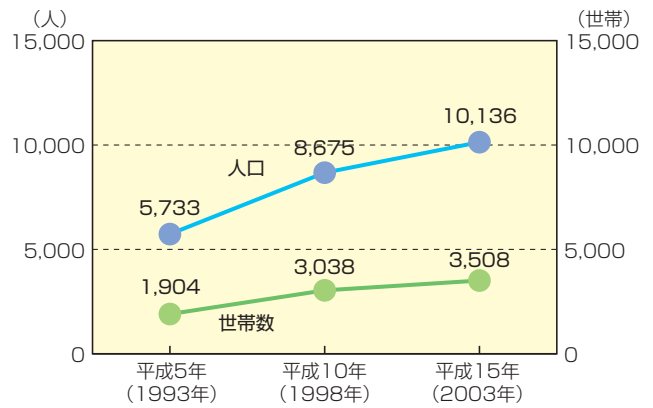
この地域全体



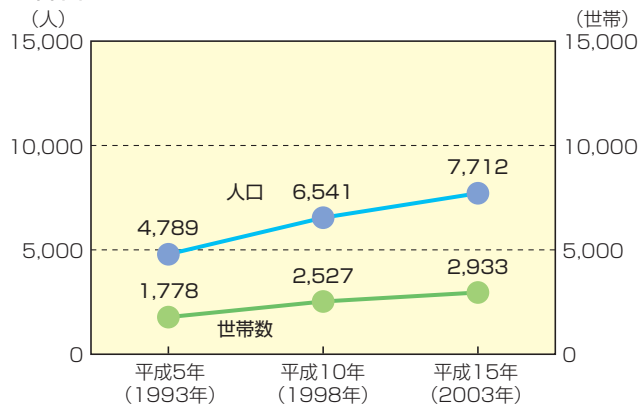
千里山



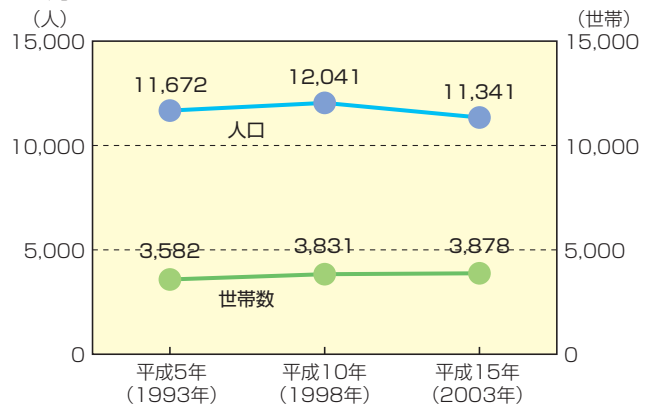
佐井寺



春日

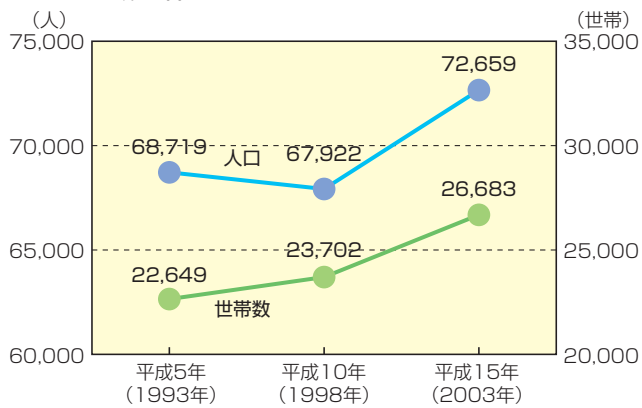


五月が丘

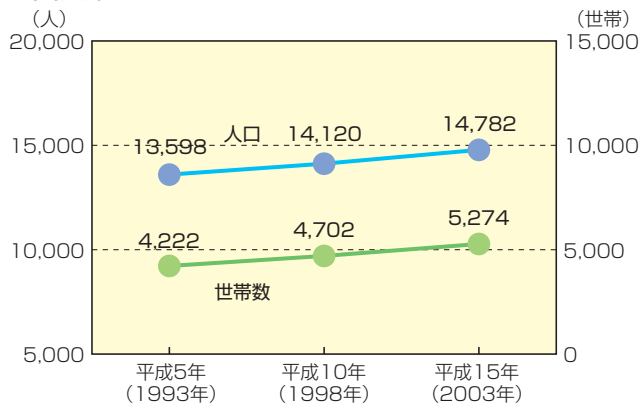


山田・千里丘地域

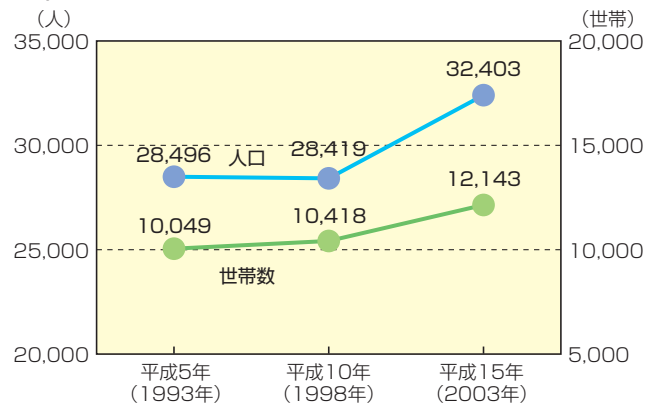
この地域全体



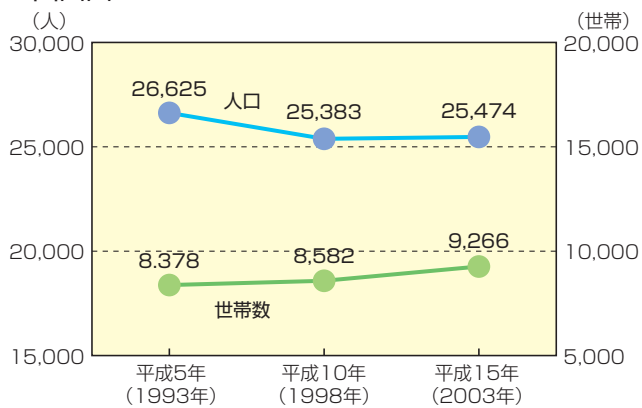
山田東



千里丘

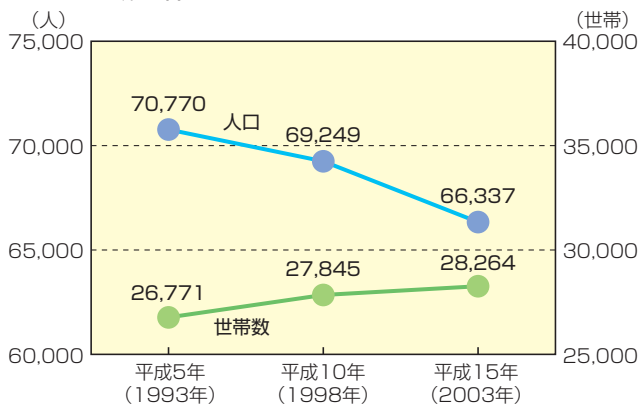


山田西

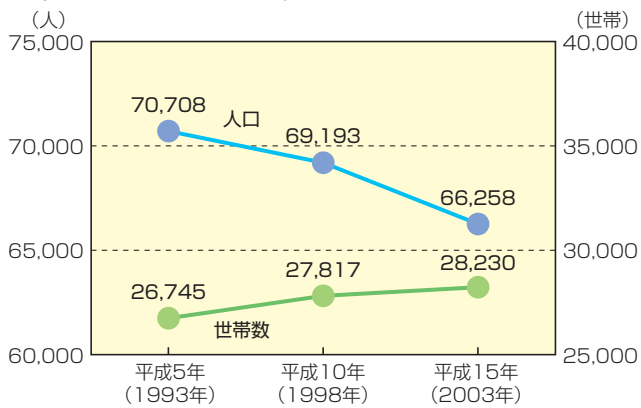


千里ニュータウン・万博・阪大地域

この地域全体



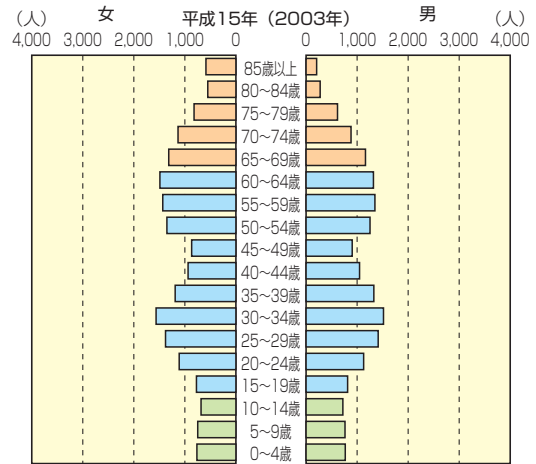
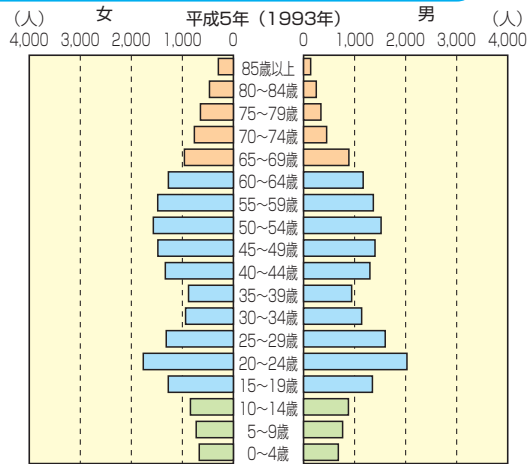
千里ニュータウンを中心とするエリア



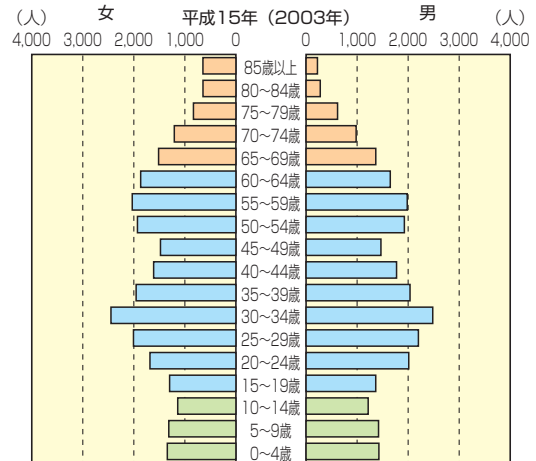
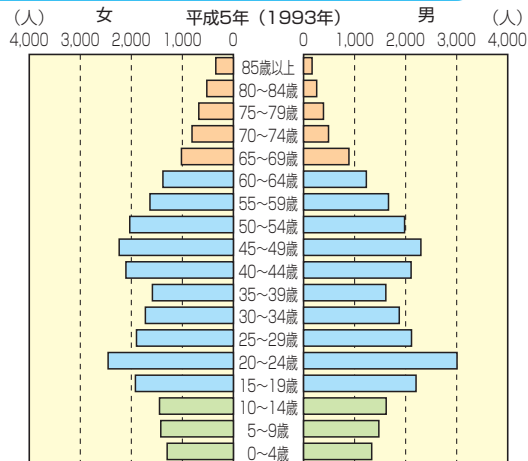
人口ピラミッドの推移

住民基本台帳による

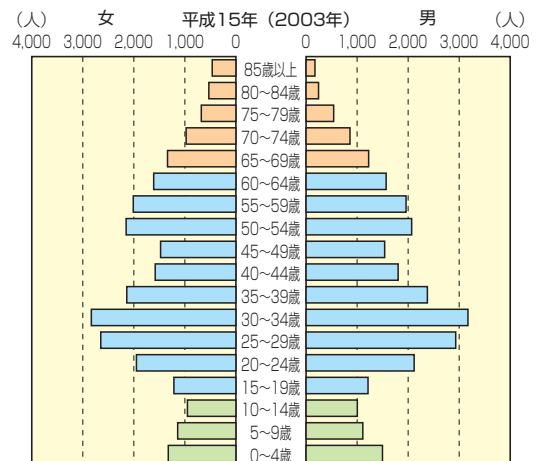
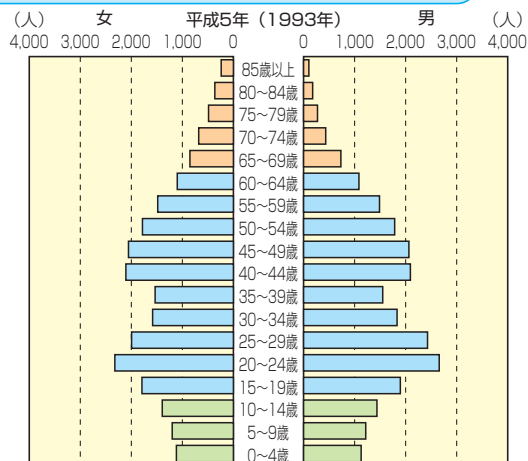
J R以南地域



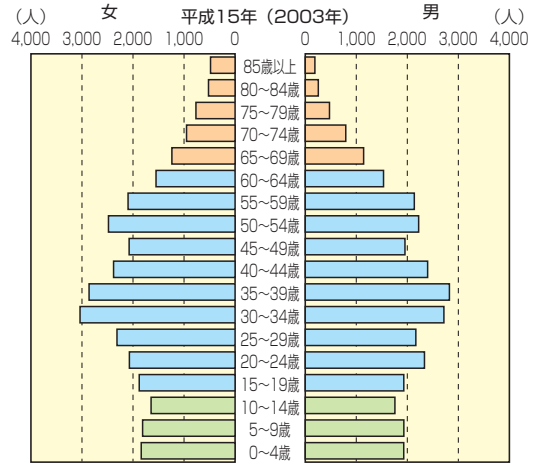
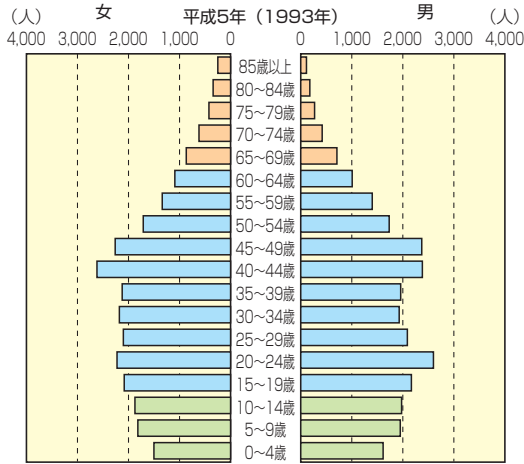
片山・岸部地域



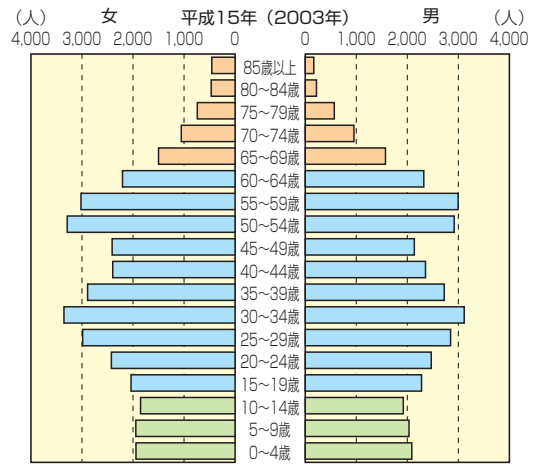
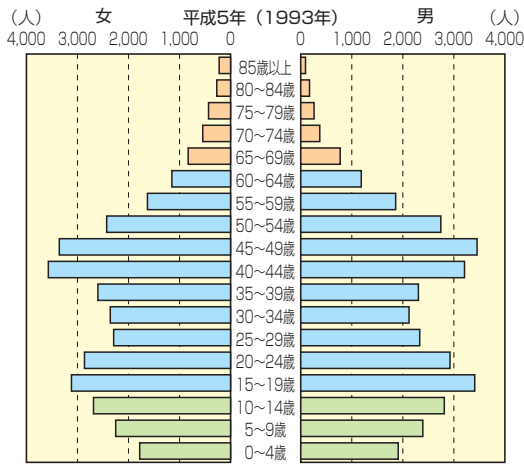
豊津・江坂・南吹田地域



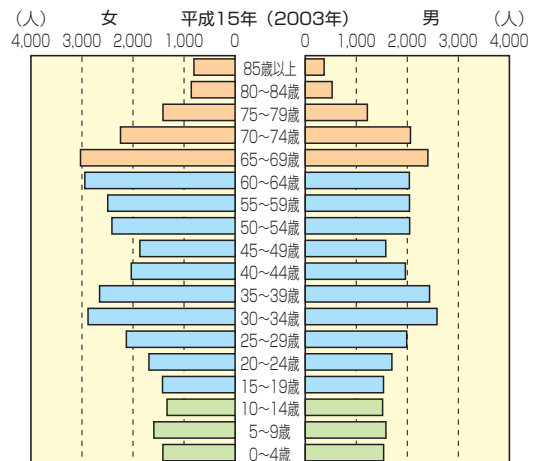
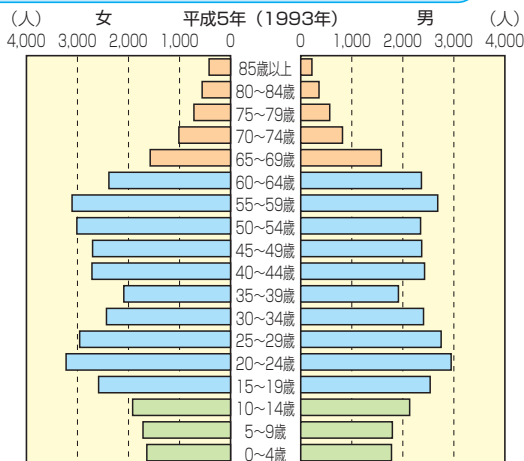
千里山・佐井寺地域



山田・千里丘地域



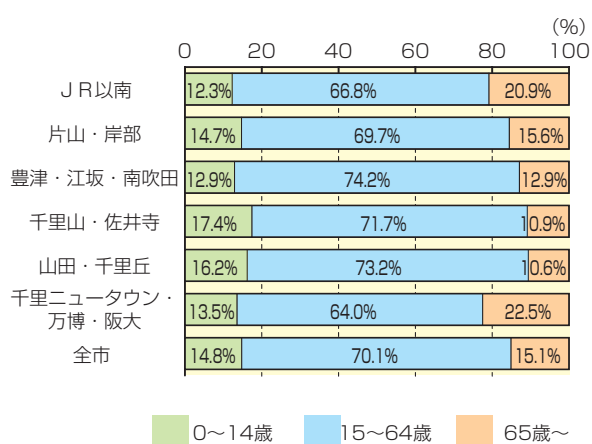
千里ニュータウン・万博・阪大地域



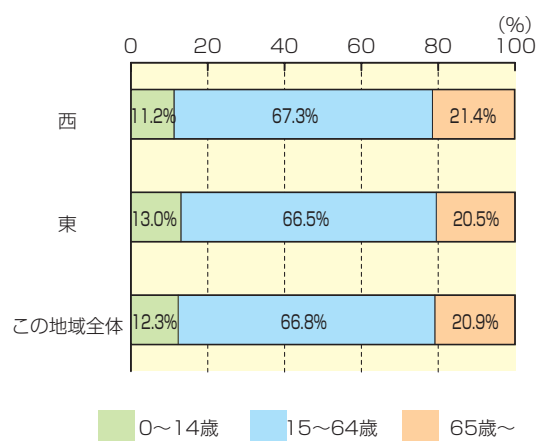
年齢3区別の人口割合

平成15年（2003年）住民基本台帳による

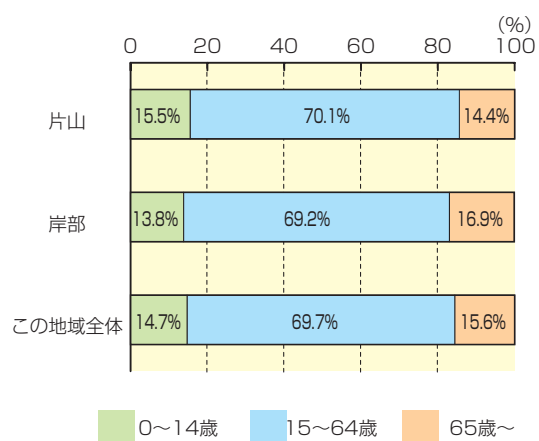
各地域および全市



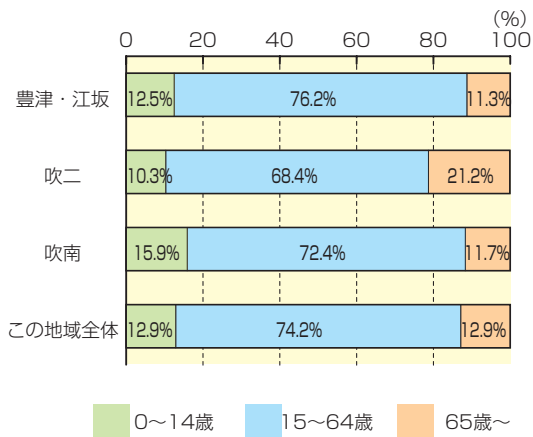
JR以南地域



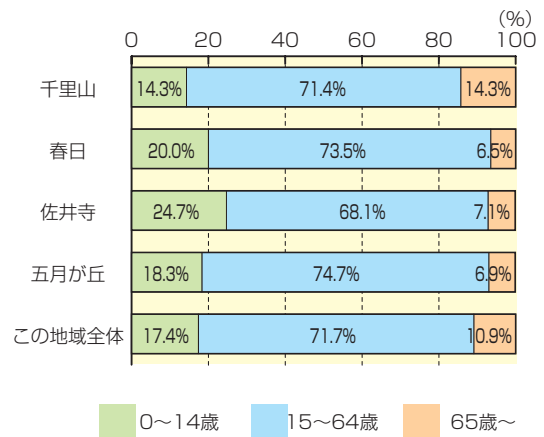
片山・岸部地域



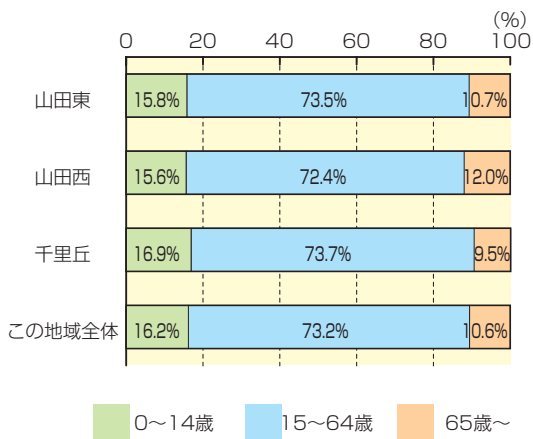
豊津・江坂・南吹田地域



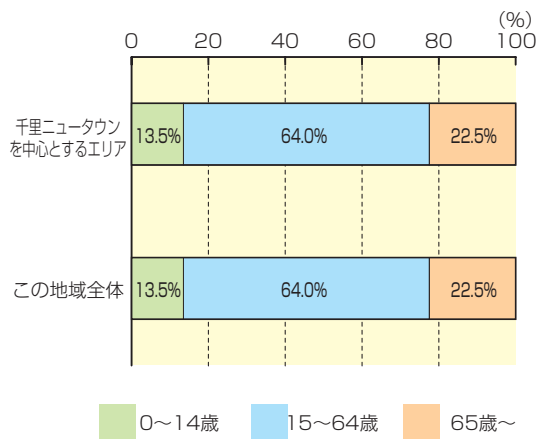
千里山・佐井寺地域



山田・千里丘地域



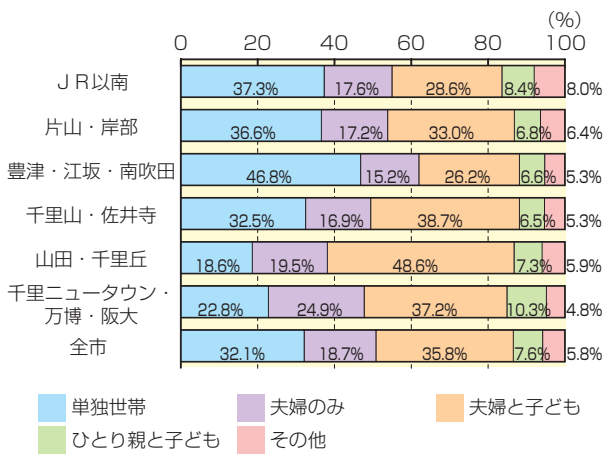
千里ニュータウン・万博・阪大地域



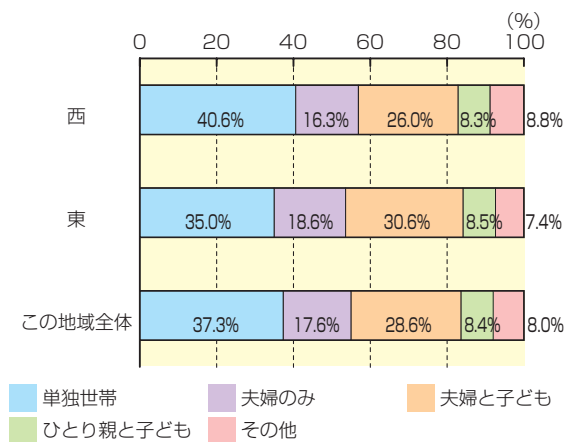
世帯の状況(家族類型別)

平成12年(2000年)国勢調査による

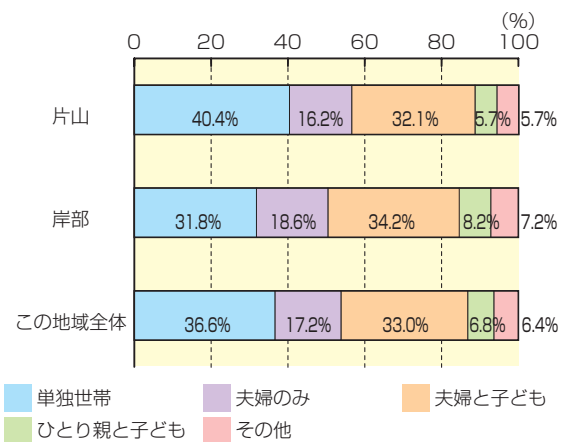
各地域および全市



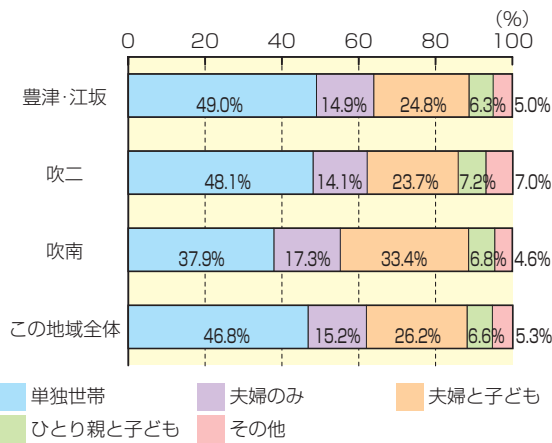
JR以南地域



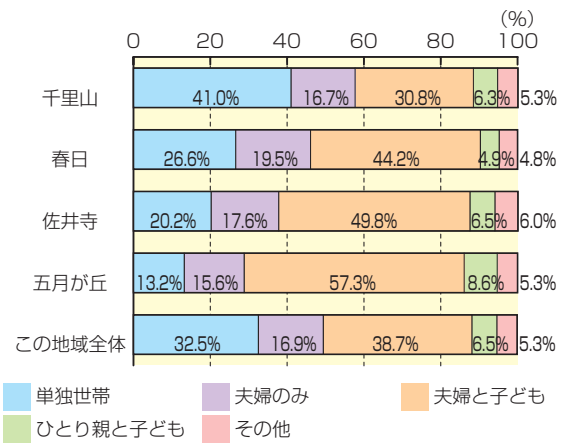
片山・岸部地域



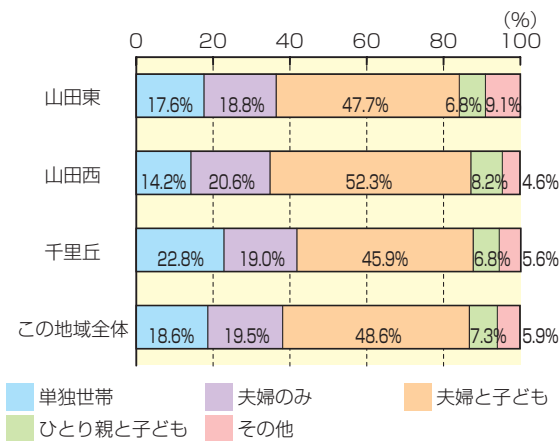
豊津・江坂・南吹田地域



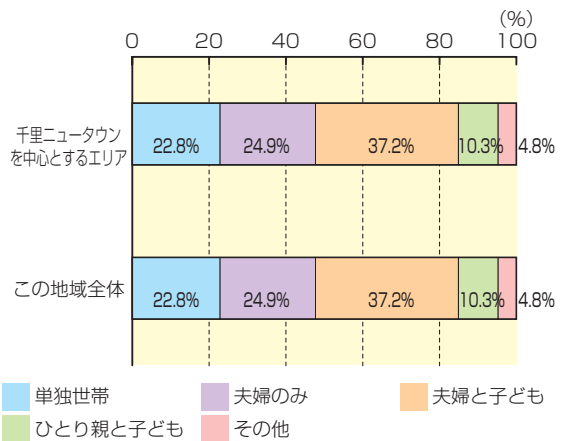
千里山・佐井寺地域



山田・千里丘地域



千里ニュータウン・万博・阪大地域

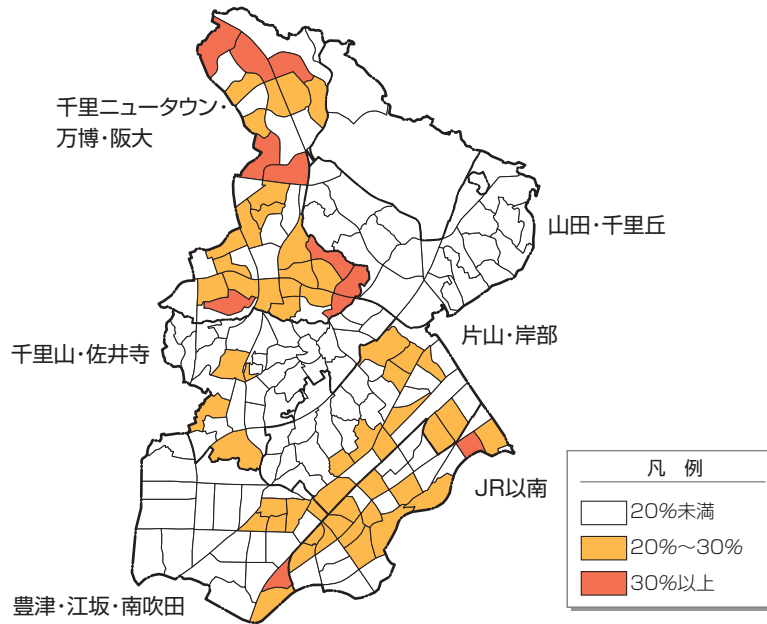


高齢化率

平成15年（2003年）住民基本台帳による

総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合

| 地域 | 高齢化率(%) |
|----------------|---------|
| JR以南 | 20.9 |
| 片山・岸部 | 15.6 |
| 豊津・江坂・南吹田 | 12.9 |
| 千里山・佐井寺 | 10.9 |
| 山田・千里丘 | 10.6 |
| 千里ニュータウン・万博・阪大 | 22.5 |
| 全市 | 15.1 |

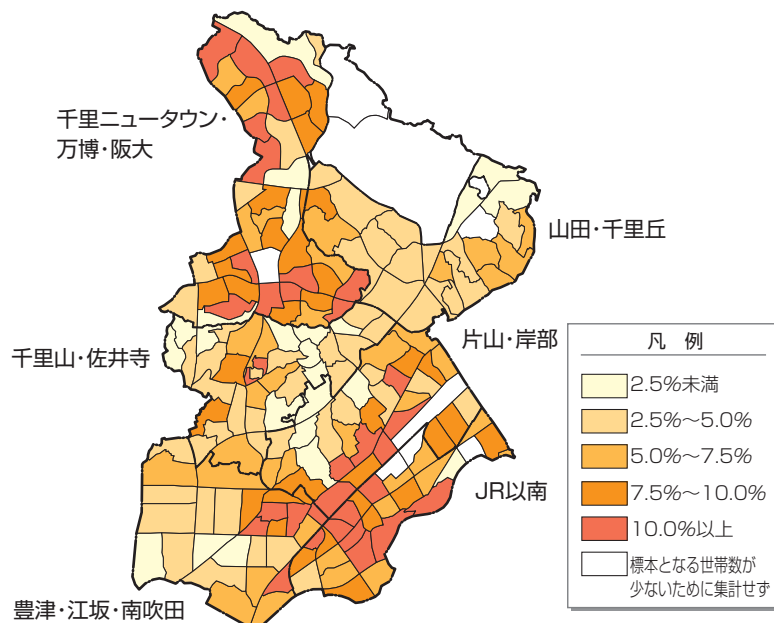


高齢単身世帯率

平成12年（2000年）国勢調査による

総世帯数に占める高齢単身世帯数の割合

| 地域 | 高齢単身世帯率(%) |
|----------------|------------|
| JR以南 | 9.1 |
| 片山・岸部 | 5.9 |
| 豊津・江坂・南吹田 | 5.2 |
| 千里山・佐井寺 | 4.0 |
| 山田・千里丘 | 3.9 |
| 千里ニュータウン・万博・阪大 | 8.0 |
| 全市 | 5.9 |

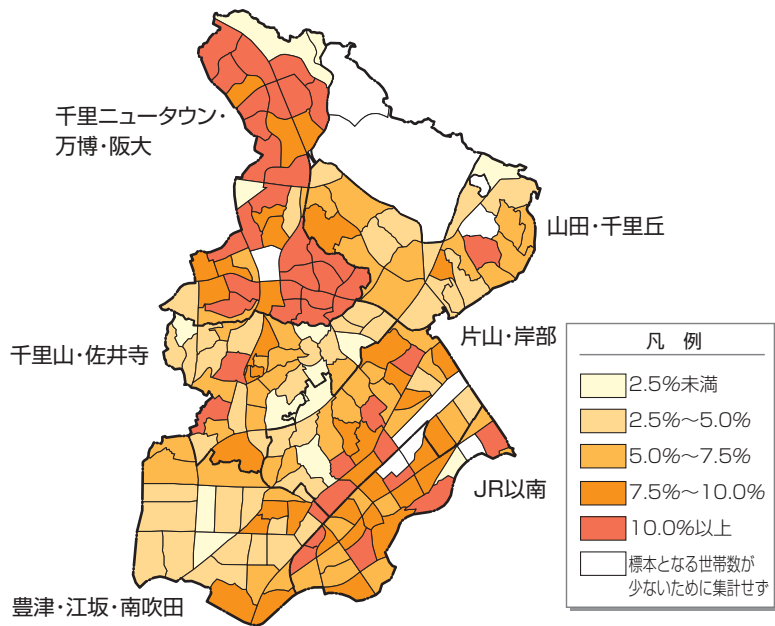


高齢夫婦世帯率

平成12年（2000年）国勢調査による

総世帯数に占める高齢夫婦世帯数の割合

| 地域 | 高齢夫婦世帯率(%) |
|----------------|------------|
| JR以南 | 8.6 |
| 片山・岸部 | 6.2 |
| 豊津・江坂・南吹田 | 4.4 |
| 千里山・佐井寺 | 5.1 |
| 山田・千里丘 | 5.6 |
| 千里ニュータウン・万博・阪大 | 11.8 |
| 全市 | 6.9 |

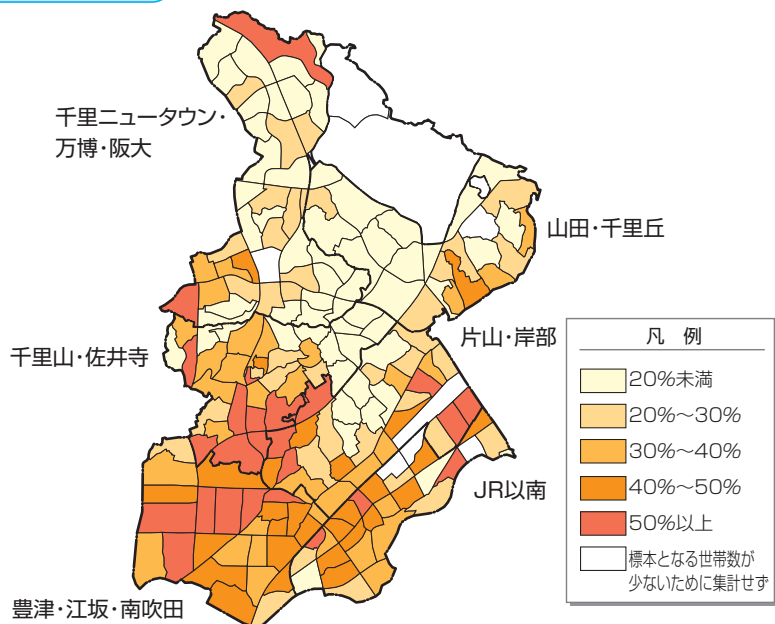


単身世帯率

平成12年（2000年）国勢調査による

総世帯数に占める単身世帯数の割合

| 地域 | 単身世帯率(%) |
|----------------|----------|
| JR以南 | 37.2 |
| 片山・岸部 | 36.5 |
| 豊津・江坂・南吹田 | 46.6 |
| 千里山・佐井寺 | 32.3 |
| 山田・千里丘 | 18.6 |
| 千里ニュータウン・万博・阪大 | 22.7 |
| 全市 | 32.0 |

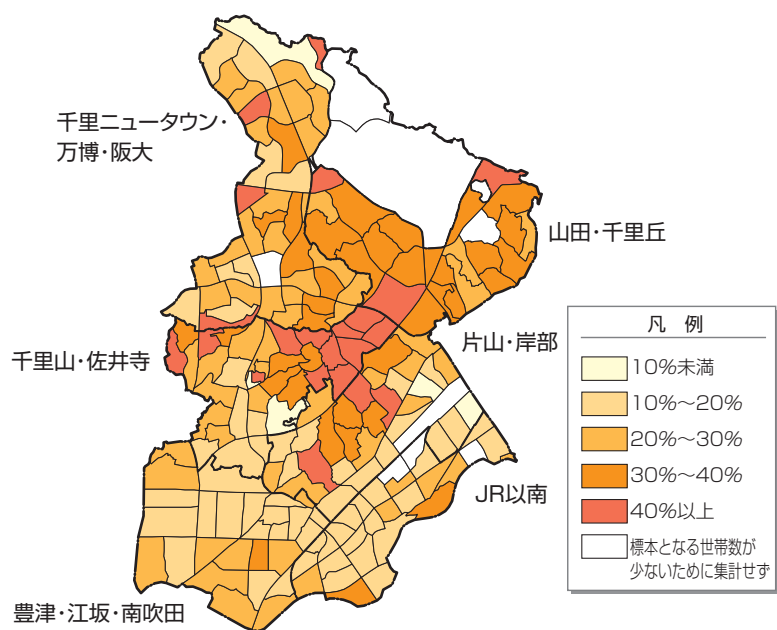


ファミリー(18歳未満の子どもがいる)世帯率

平成12年(2000年)国勢調査による

総世帯数に占めるファミリー(18歳未満の子どもがいる)世帯数の割合

| 地域 | ファミリー世帯率(%) |
|----------------|-------------|
| JR以南 | 19.4 |
| 片山・岸部 | 23.9 |
| 豊津・江坂・南吹田 | 19.3 |
| 千里山・佐井寺 | 30.7 |
| 山田・千里丘 | 34.2 |
| 千里ニュータウン・万博・阪大 | 25.7 |
| 全市 | 25.9 |



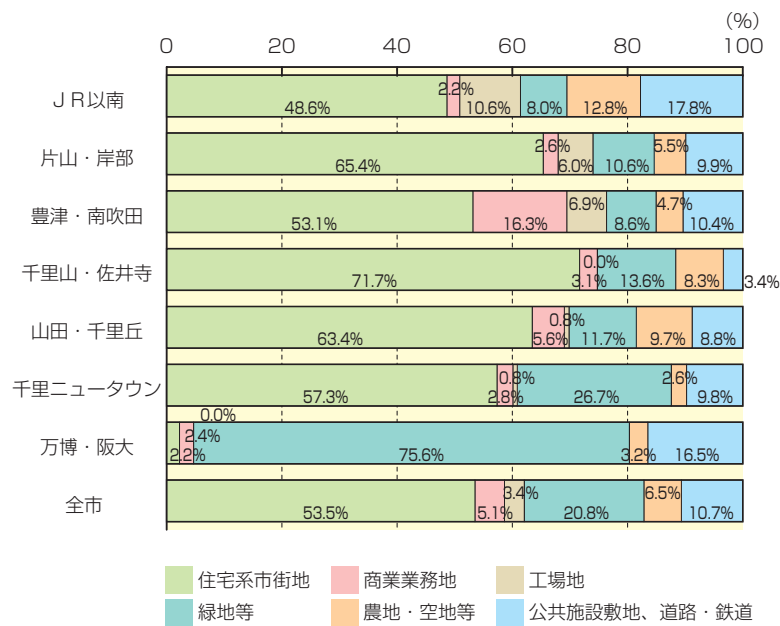
2. 土地利用・住宅

土地利用

平成12年（2000年）都市計画基礎調査による

※従来のブロックの区割りにによる

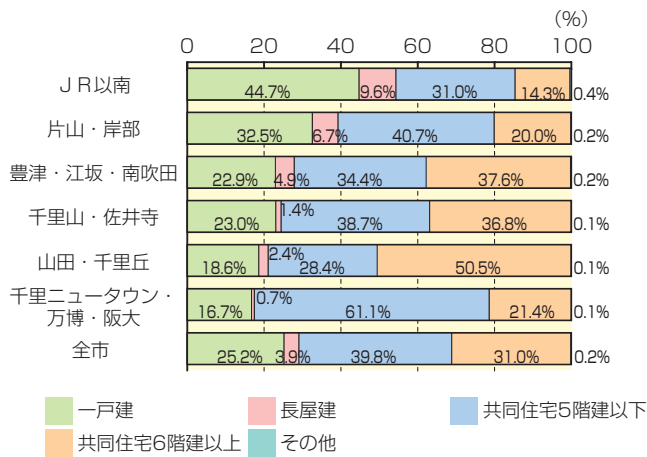
各地域および全市



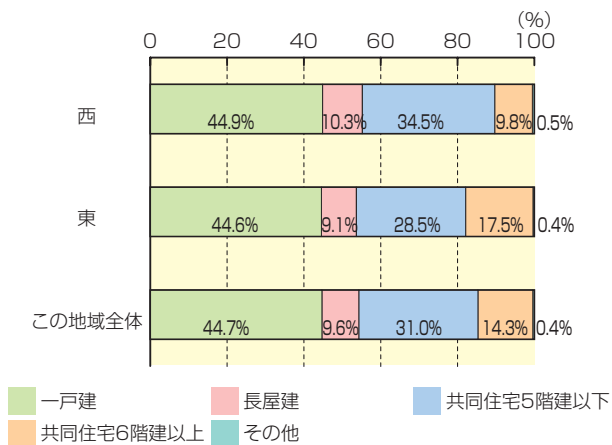
建て方別世帯数の割合

平成12年（2000年）国勢調査による

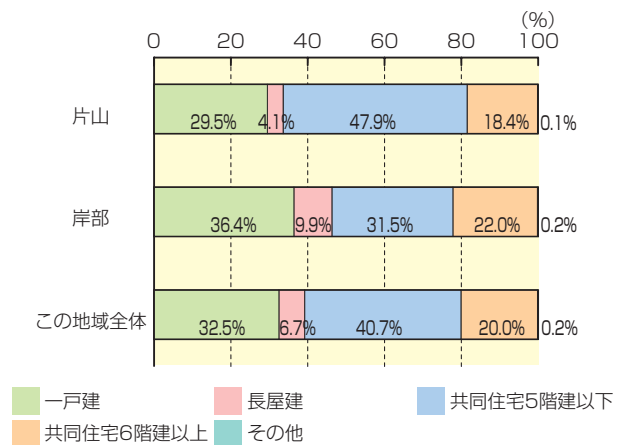
各地域および全市



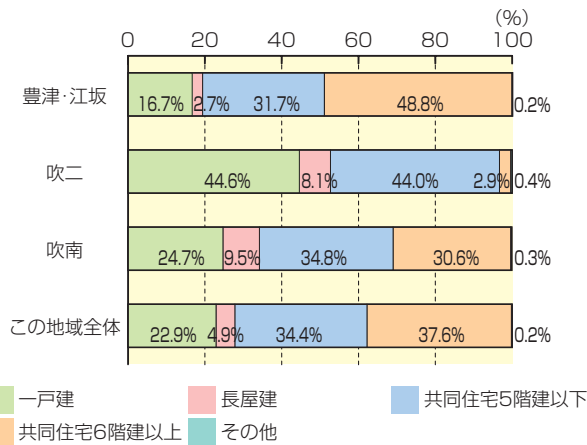
JR以南地域



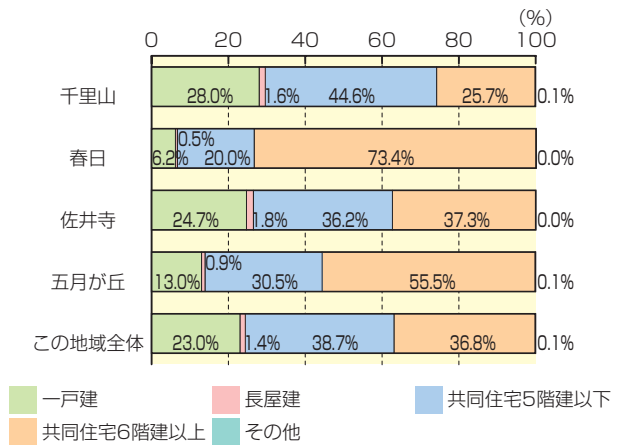
片山・岸部地域



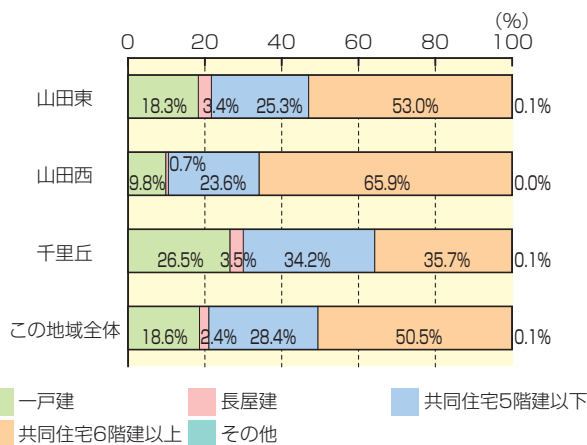
豊津・江坂・南吹田地域



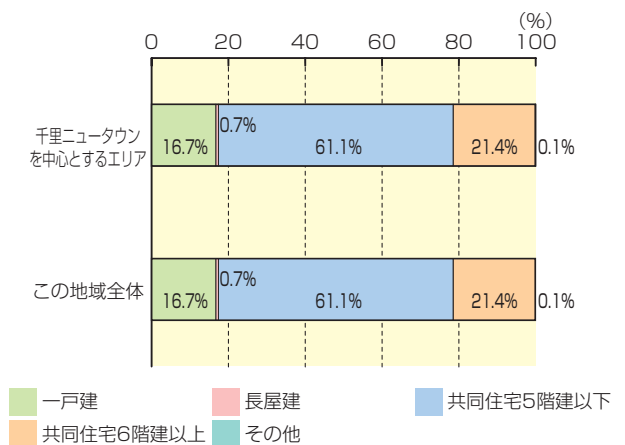
千里山・佐井寺地域



山田・千里丘地域



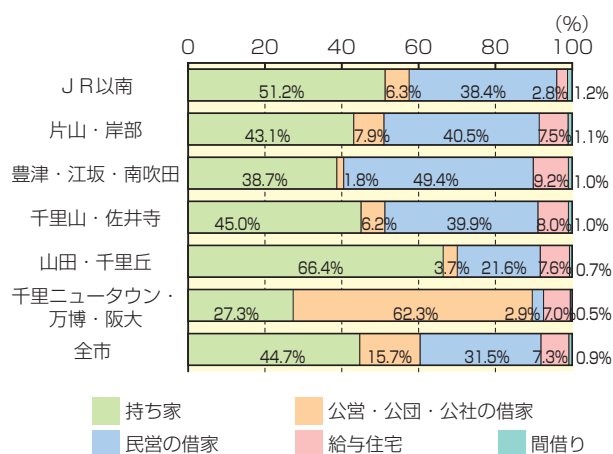
千里ニュータウン・万博・阪大地域



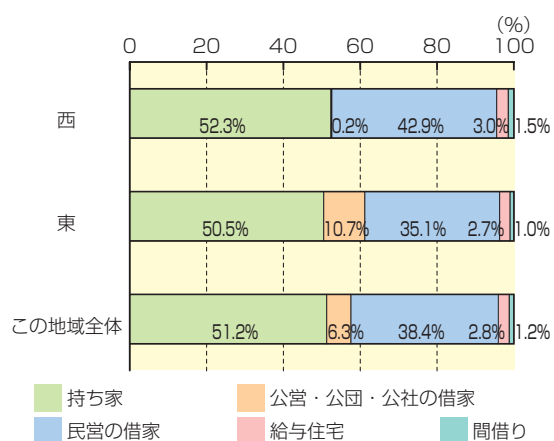
所有関係別世帯数の割合

平成12年（2000年）国勢調査による

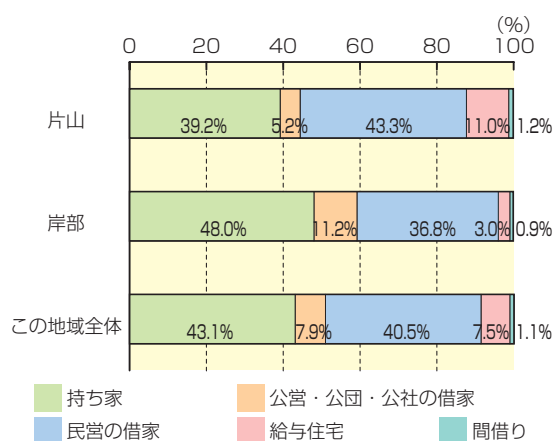
各地域および全市



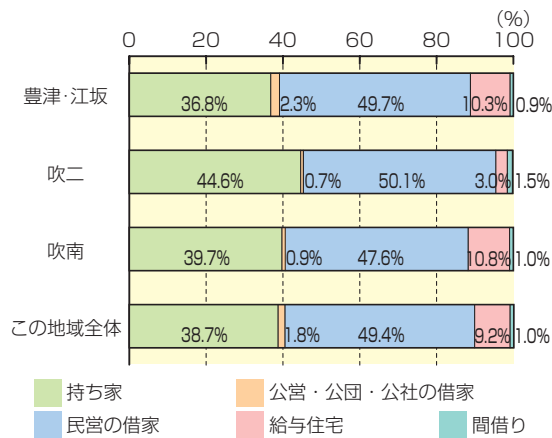
JR以南地域



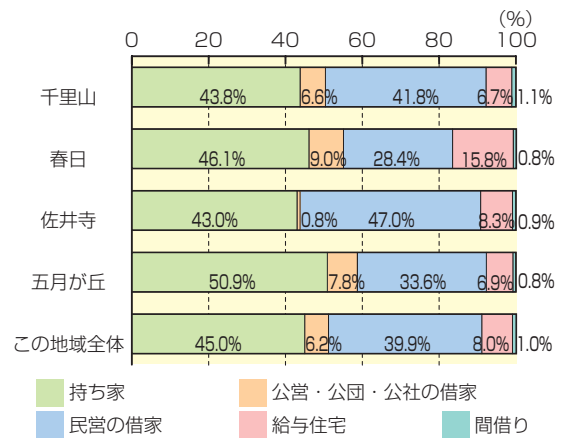
片山・岸部地域



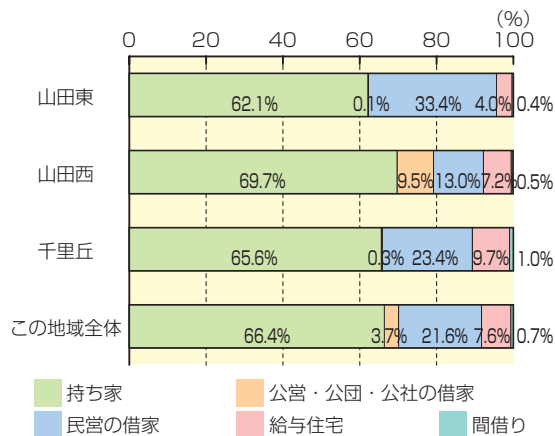
豊津・江坂・南吹田地域



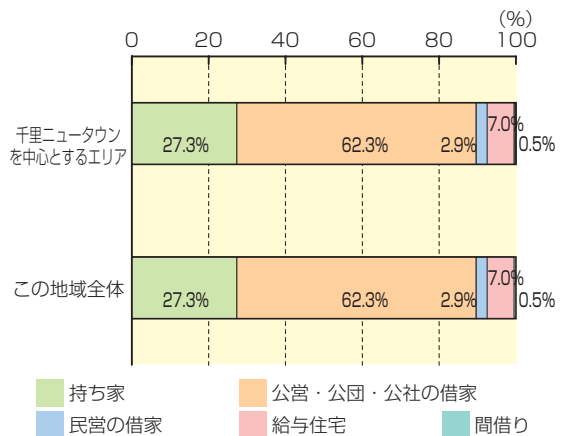
千里山・佐井寺地域



山田・千里丘地域



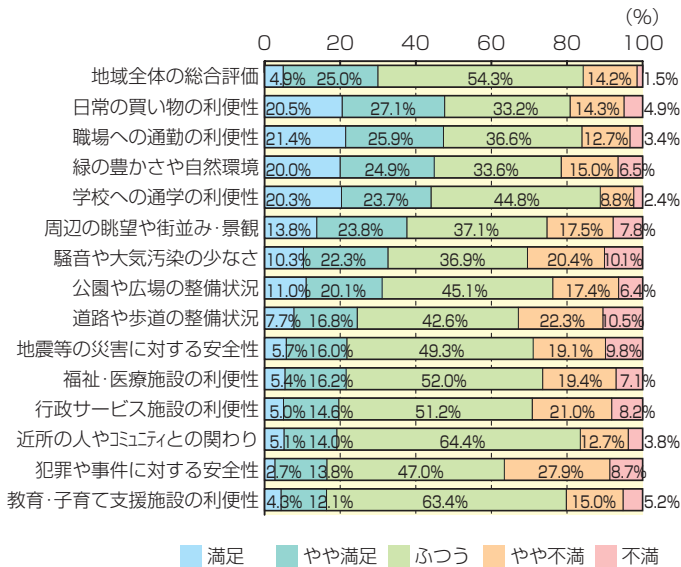
千里ニュータウン・万博・阪大地域



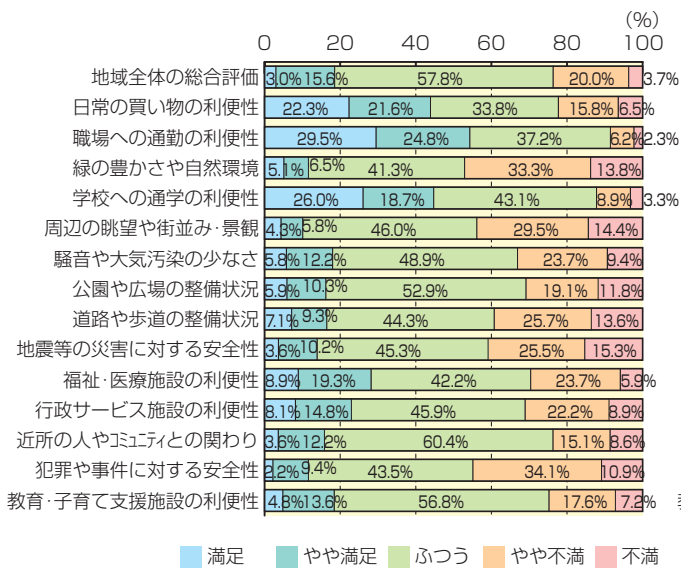
住宅地の評価

無回答は除外した構成比
平成17年(2005年)住宅マスタープラン策定調査(現況調査)による
山田・千里丘地域については、万国博記念公園・大阪大学地域を含めた集計
※従来のブロックの区割りにによる

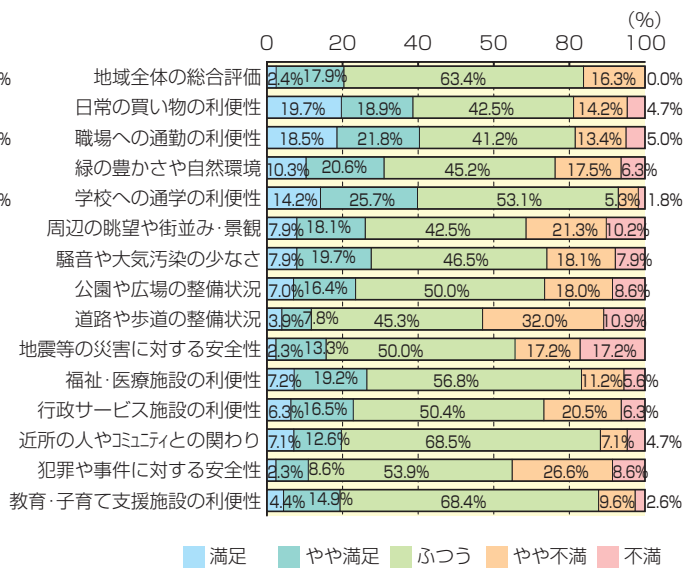
全市



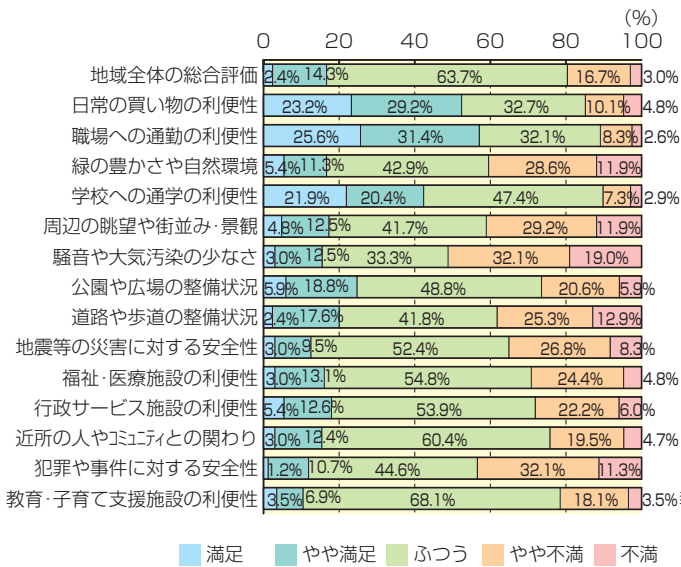
J R以南地域



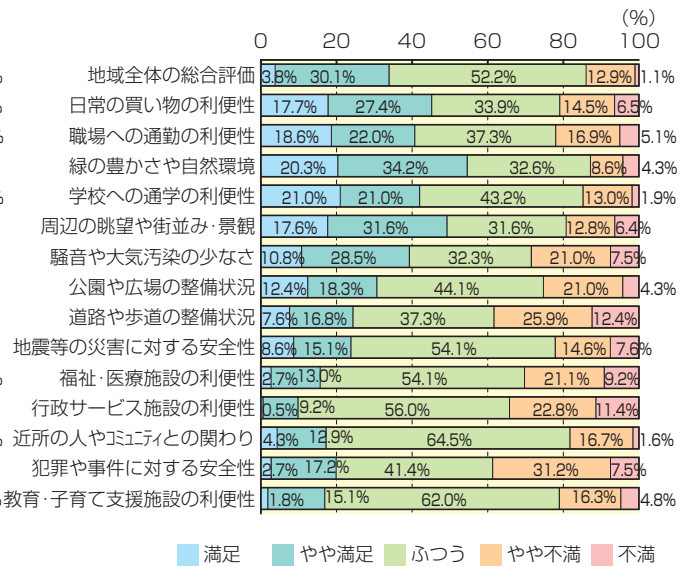
片山・岸部地域



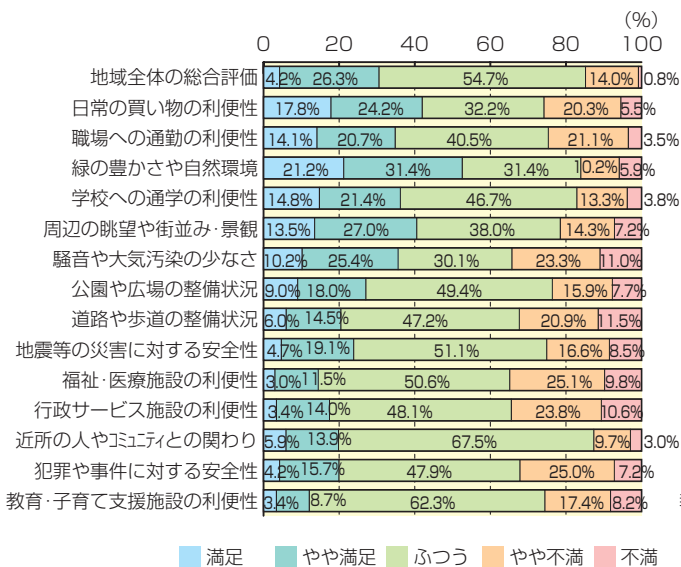
豊津・南吹田地域



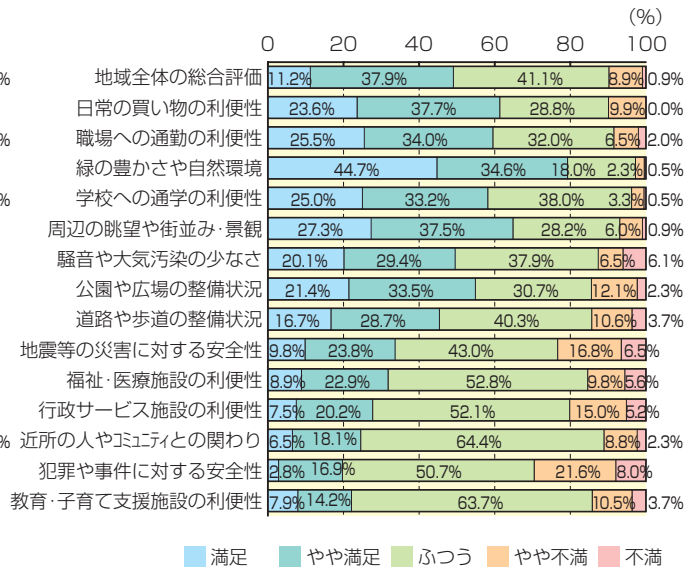
千里山・佐井寺地域



山田・千里丘地域



千里ニュータウン地域

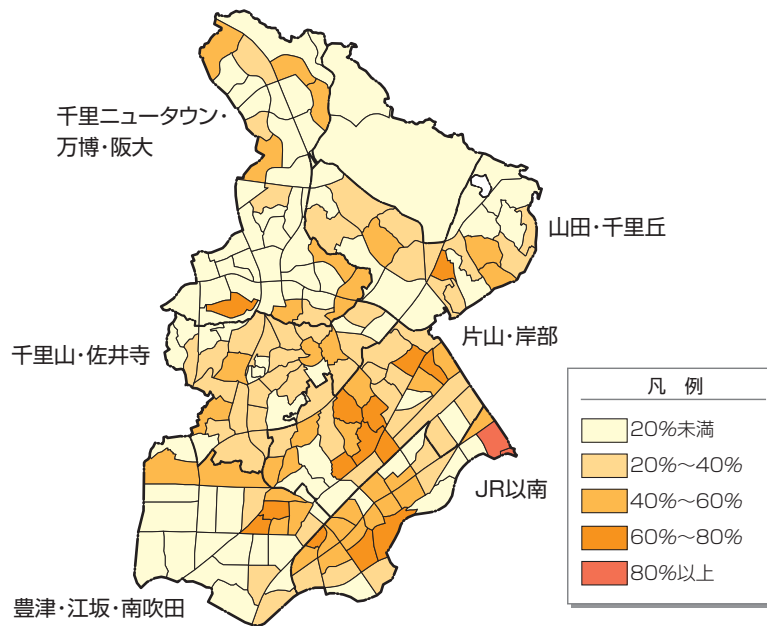


木造建物床面積率

平成11年度（1999年度）都市計画基礎調査による

全建物延べ床面積に対する木造（土蔵含む）建物延べ床面積の割合

| 地域 | 木造建物 床面積率(%) |
|--------------------|-----------------|
| JR以南 | 37.8 |
| 片山・岸部 | 34.2 |
| 豊津・江坂・南吹田 | 17.0 |
| 千里山・佐井寺 | 24.2 |
| 山田・千里丘 | 20.5 |
| 千里ニュータウン・ 万博・阪大 | 11.2 |
| 全市 | 22.3 |

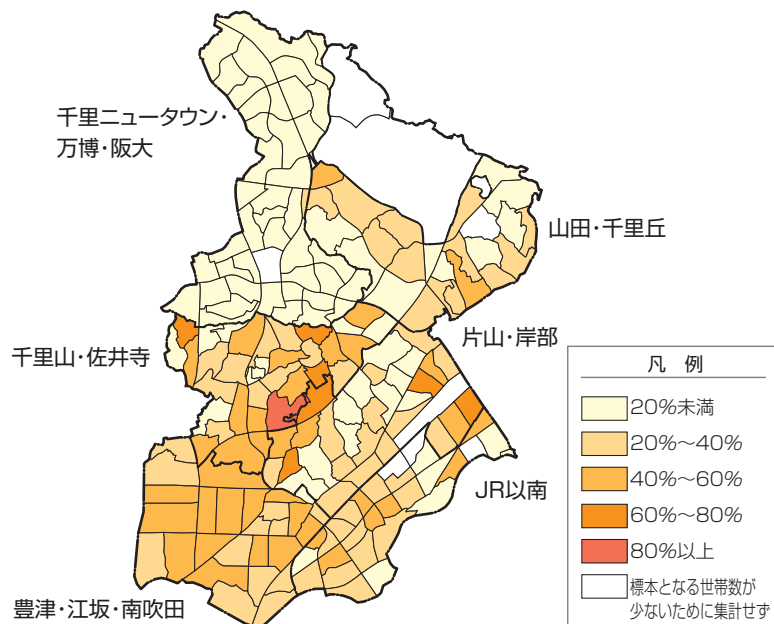


民間賃貸共同住宅率

平成12年度（2000年度）国勢調査による

住宅に住む一般世帯の総数に対する民間借家共同住宅に住む世帯数の割合

| 地域 | 民間賃貸共同 住宅率(%) |
|--------------------|------------------|
| JR以南 | 30.7 |
| 片山・岸部 | 34.2 |
| 豊津・江坂・南吹田 | 44.8 |
| 千里山・佐井寺 | 38.0 |
| 山田・千里丘 | 19.3 |
| 千里ニュータウン・ 万博・阪大 | 2.4 |
| 全市 | 27.9 |

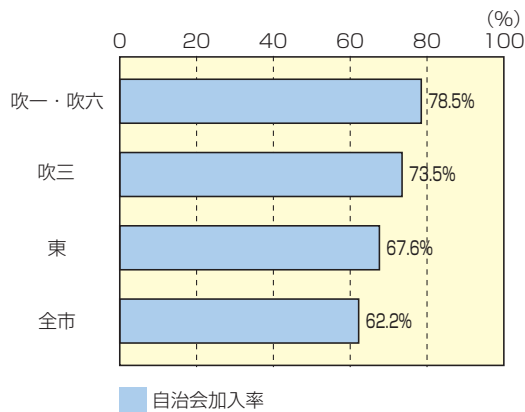


3. コミュニティ・福祉

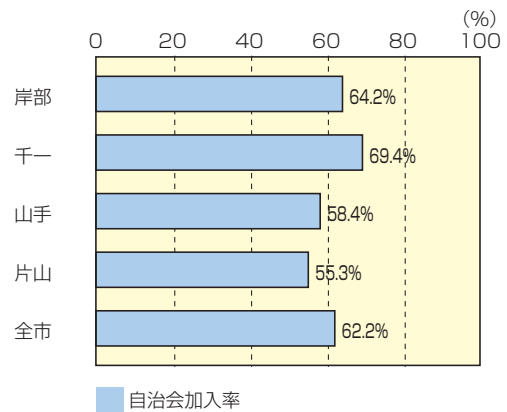
自治会加入率

平成16年（2004年）市民文化部データによる

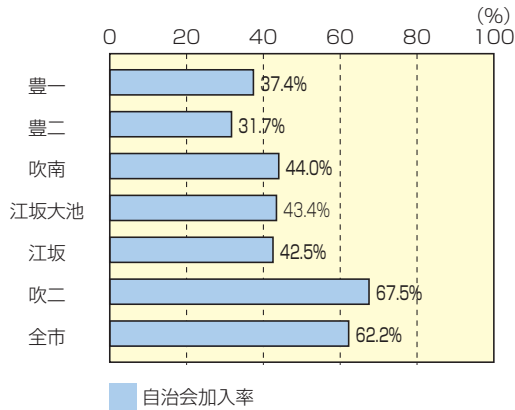
J R以南地域



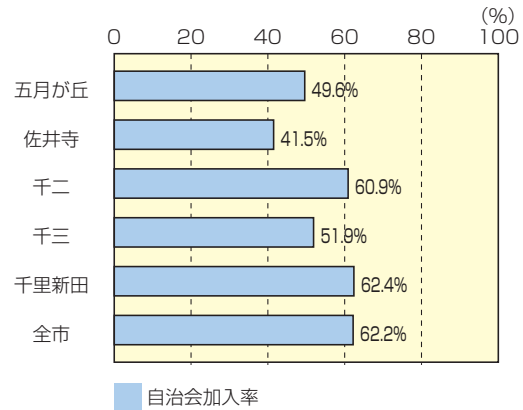
片山・岸部地域



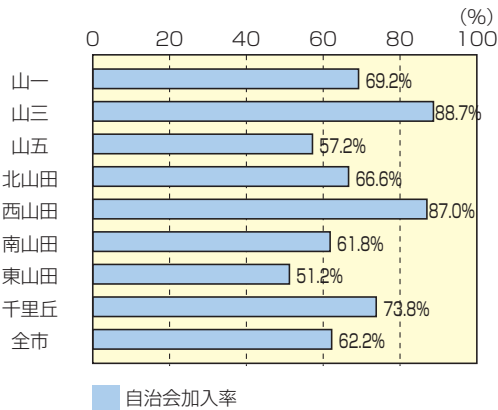
豊津・江坂・南吹田地域



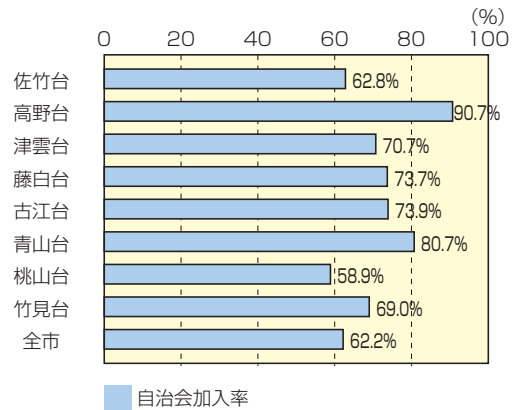
千里山・佐井寺地域



山田・千里丘地域



千里ニュータウン・万博・阪大地域

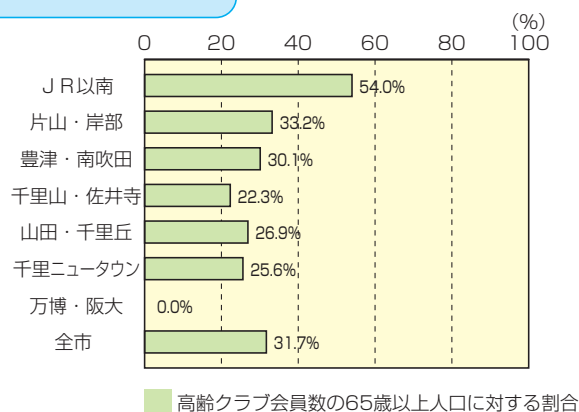


高齢クラブ加入率

平成16年（2004年）福祉保健部データによる

※従来のブロックの区割りにによる

各地域および全市

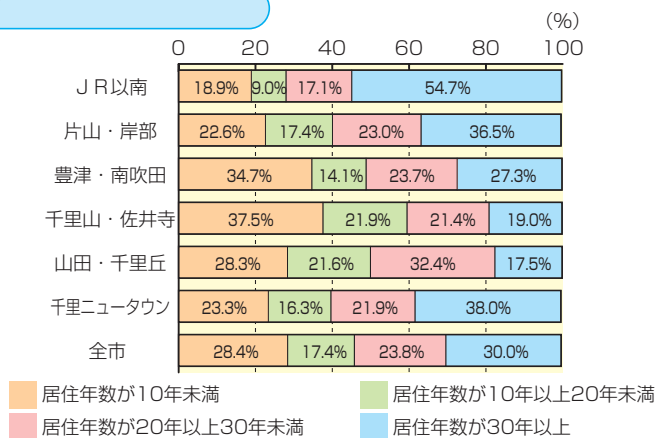


居住年数

平成14年度（2002年度）市民意識調査による

※従来のブロックの区割りにによる

各地域および全市

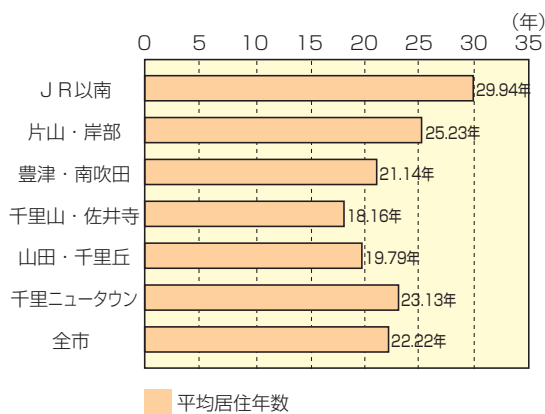


平均居住年数

平成14年度（2002年度）市民意識調査による

※従来のブロックの区割りにによる

各地域および全市

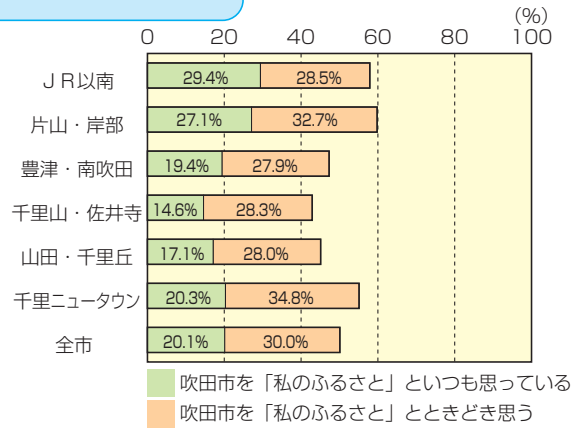


ふるさと意識

平成14年度（2002年度）市民意識調査による

※従来のブロックの区割りにによる

各地域および全市

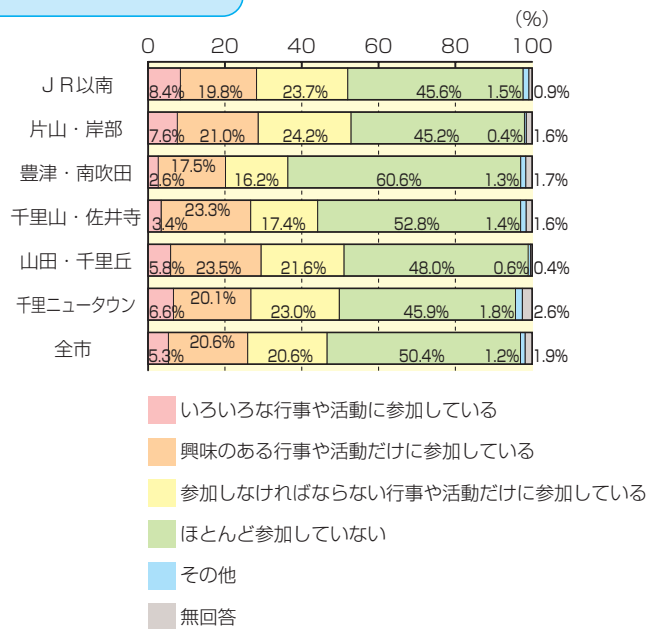


地域の行事や活動への参加態度

平成14年度（2002年度）市民意識調査による

※従来のブロックの区割りにによる

各地域および全市

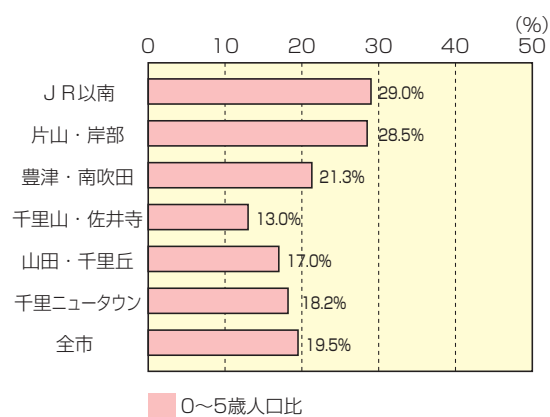


保育所入所児童の比率

平成15年（2003年）児童部データによる

※従来のブロックの区割りにによる

各地域および全市

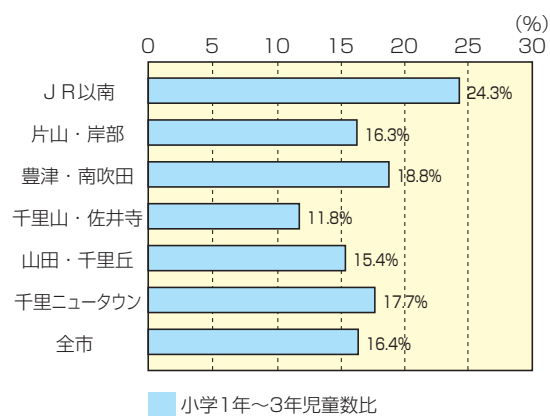


留守家庭児童育成室入室児の比率

平成15年（2003年）児童部データによる

※従来のブロックの区割りにによる

各地域および全市

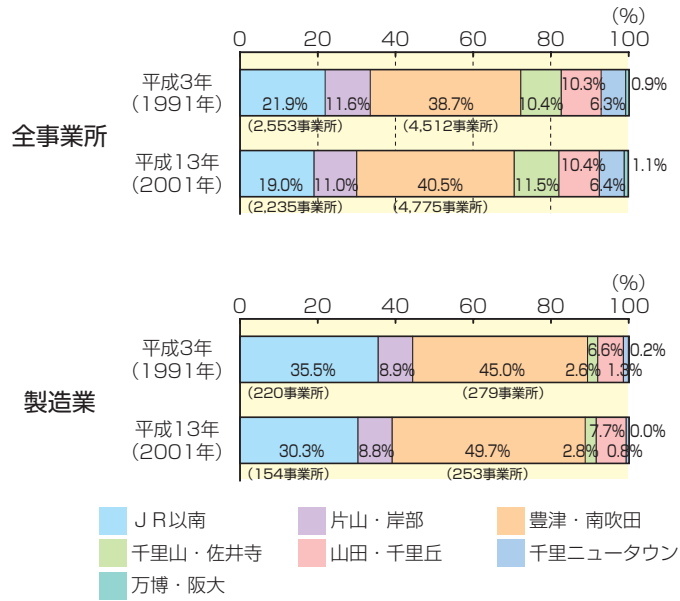


4. 産業

事業所数

事業所・企業統計調査による

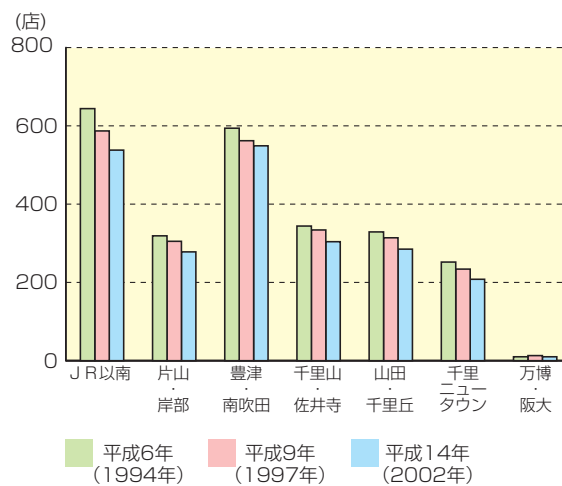
※従来のブロックの区割りにによる



小売業商店数

商業統計調査による

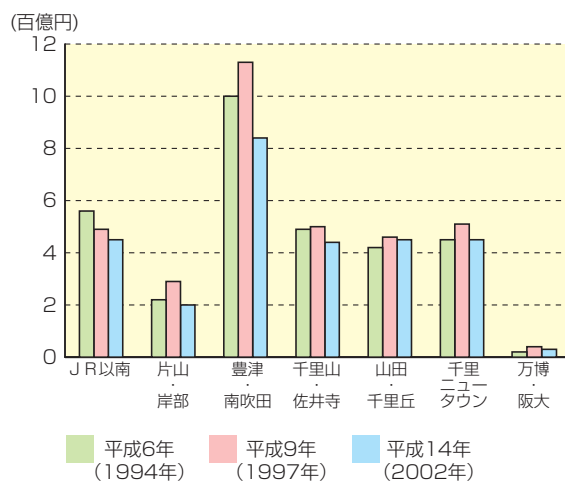
※従来のブロックの区割りにによる



小売業年間販売額

商業統計調査による

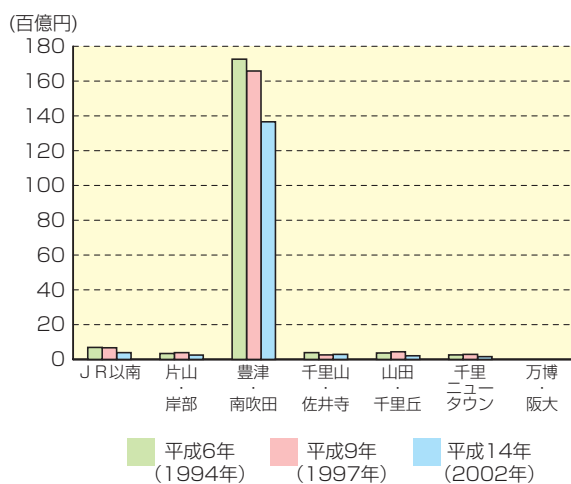
※従来のブロックの区割りによる



卸売業年間販売額

商業統計調査による

※従来のブロックの区割りによる



第3編
基本計画
推進のために

本格的な少子・高齢社会を迎える中、基本構想では、市民生活をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、新たな将来像を「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」と設定しました。この将来像は、市民の暮らしの場であるまちを、安心して暮らし、働き、学び続けることができる「美しい都市」として実現することをめざしています。「美しい都市」とは、生活基盤が整った中で、緑や水辺、歴史的まちなみ、商店街や建物、歩道などがうおいや落ち着きをみせているだけでなく、都市文化が育ち、人びとが集い、交流し、豊かなコミュニティが形成されたまちのことであり、それは、35万人の市民が、多様な暮らしを平和に穏やかに、豊かに営んでいるまちの姿でもあります。そして、そのようなまちを次世代に引き継いでいく必要があります。

市民が暮らす地域は、それぞれに特徴があり、異なるまちなみを形成しています。市民自らの手による地域づくりの取組も広がりつつあります。地域の特性を生かすためには、地域に視点を置いた取組が必要です。

将来像の実現のために、市民参画・協働の仕組みを整え、英知を生かし、今まで以上に市民とともにまちづくりに取り組み、地域での総合的できめ細かな施策の展開を図っていかねばなりません。

以上のことから、基本構想で示された施策の大綱を具体化し、計画的に進めるための基本計画について、次の方策を講じ推進します。

1 協働によるまちづくり

将来像の実現にとってとりわけ重要なのは、「協働によるまちづくり」の推進です。

市民参画を推し進め、市民、事業者、行政が、相互の主体性を尊重しながら信頼関係を深め、地域社会が抱える問題の解決に向けて、それぞれが役割を担う「協働によるまちづくり」を進めるために、次のことに取り組みます。

- ①市民の活動を促進するため、情報の積極的な提供や活動の場の整備を進めるとともに、参画の仕組みを整えます。
- ②福祉や環境、文化などの分野での市民の自主的な活動や、身近な地域での自主的なまちづくり活動を支援し、協働による事業の推進を図ります。
- ③市民、関係団体や関係機関、行政などによる地域でのネットワークを形成し、その安定的・効果的な運営を行うために、必要な拠点施設の配置と専門的な支援を行います。

2 地域の特性を生かしたまちづくり

地域の特性を生かしたまちづくりを進めるため、次のことに取り組みます。

- ①部門ごとのさまざまな施策を、地域において総合化するとともに、これらの施策を、市民の自主的なまちづくりと連携させて効果的に実施するために、推進体制の整備を行います。
- ②地域のまちづくりについて、地域住民との協働を進める仕組みづくりに努めます。
- ③地域別計画については、市域を6ブロックに区分した広域的な生活圏域に基づくものであることから、今後より身近な生活圏での現状や課題を把握し、更にきめ細かな対応を行うとともに、市民自らが取り組むまちづくりを支援し、計画の推進を図ります。

3 行政構造の改革

市民に身近な行政はできる限り身近な地方自治体が行うという地方分権の下では、市民参加による行政の推進だけでは十分とは言えません。市民、事業者、行政の関係を見直し、3者がそれぞれに「まちづくりの主体」として役割と責任を分担し、協力し合う関係を築いていかなければなりません。

そのためには行政自らが、これまでの行政のあり方を見直し、構造改革に取り組む必要があります。そのため、次のことに取り組みます。

- ①市民、事業者、行政の役割について、時代の変化に対応しながら、市民、事業者とともに検討を進めます。
- ②行政の透明性を高めるために、情報の共有化を進めます。
- ③協働によるまちづくりを推進するため、意思決定の迅速化とともに、縦割り組織の欠陥を補う柔軟な執行体制の整備を図ります。
- ④めざす職員像、組織像の指針となる「人材育成基本方針」に基づき、協働によるまちづくりを担うことができる人材の育成と活用を図ります。

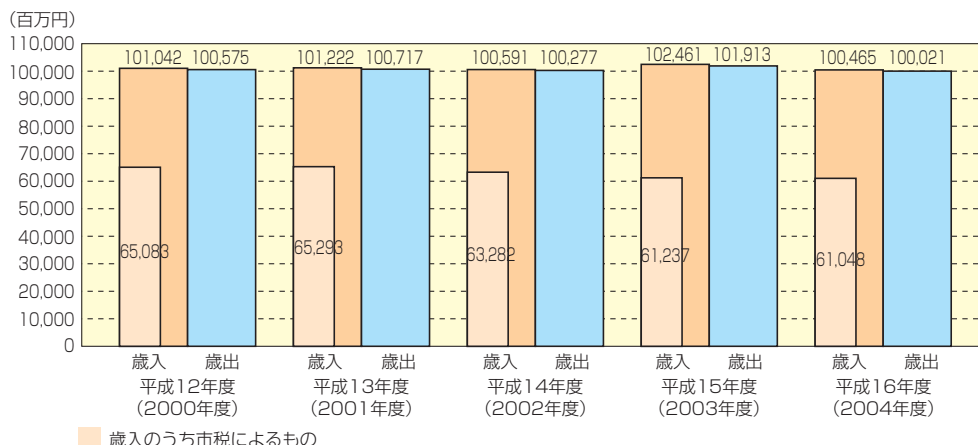
4 計画的な行財政運営の推進


行政課題に効率的・効果的に応え、市民の満足度を高めていくために、次の方策を講じます。

- ①簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。
- ②健全な財政基盤を確立するため、適正な行財政運営に努めます。さらに、市税収入等の自主財源の充実・確保に努めるとともに、国に対しては、地方が担うべき事務と責任に見合った税源移譲を伴った真の地方分権推進を求めていきます。
- ③計画的に施策を実施するため、財政的な裏付け、事業の緊急性、効果の検討を行いつつ、5年を期間とする実施計画を定め、計画の着実な推進を図ります。
- ④効率的・効果的な施策の実施と迅速な見直しを行うために、事務事業評価システムを充実させるとともに、総合的な行政評価システムを構築します。
- ⑤基本計画の進行管理について、数値目標の到達度など計画の進捗状況を市民に公開し、協働して点検する仕組みを構築します。
- ⑥市民の日常生活圏や経済圏が拡大する中で、市域を越える広域的な行政課題に効率的・効果的に対応するとともに、市民の利便性の向上を図るため、広域行政に取り組みます。

普通会計歳入・歳出

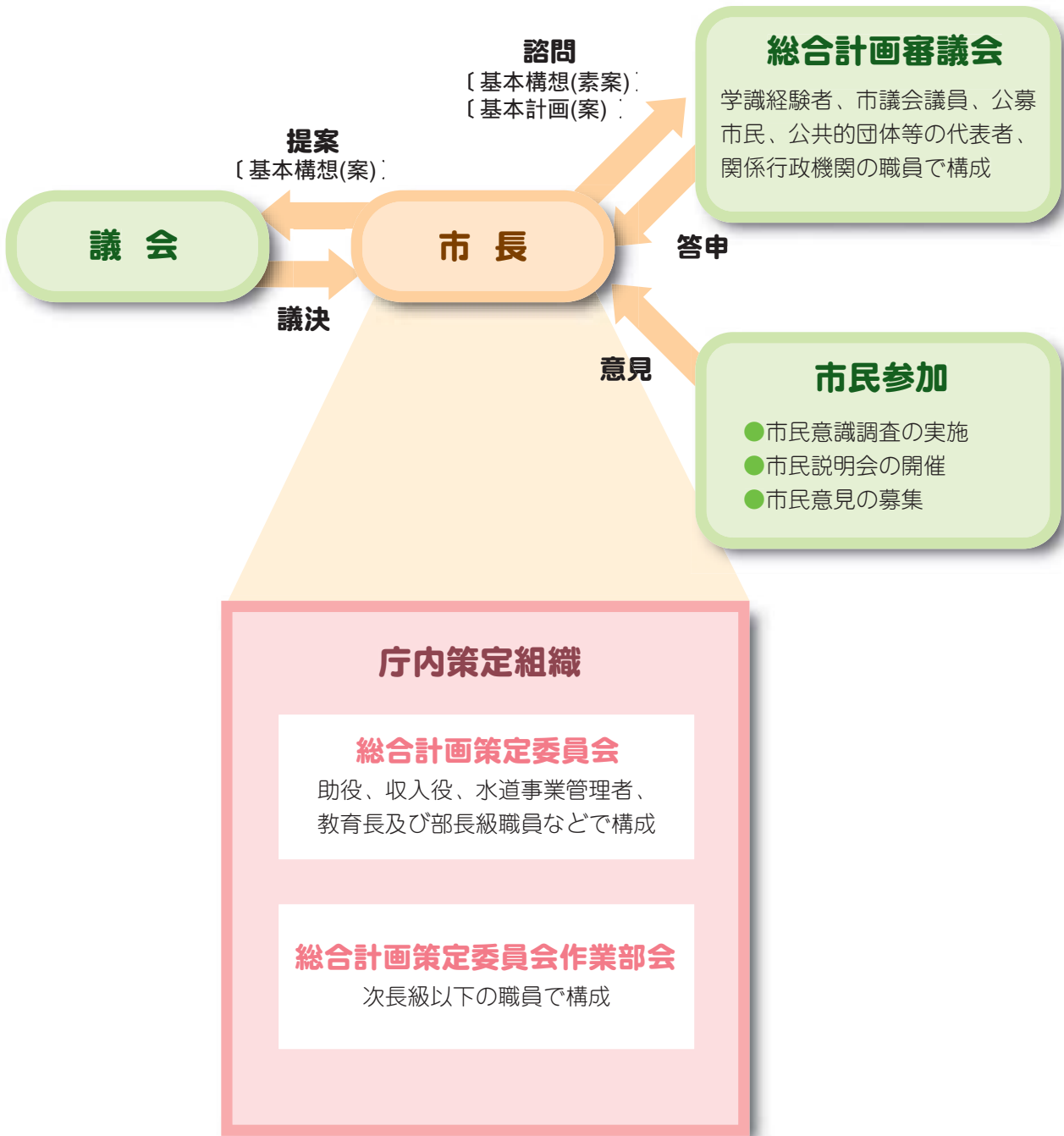
財務部データによる





第3部
資料編

1 総合計画策定組織図



2 総合計画策定経過

| | 計画策定 | 総合計画審議会 | 市民参加 |
|------------------|---|---|--|
| 平成14年 (2002年) | H14.5.21 第3次総合計画策定基本方針の確定 H14.7.15 第1回総合計画策定委員会 (基本構想(素案)の検討) H14.8.9~H15.12.5 総合計画策定委員会作業部会 (基本構想(素案)の検討) (延べ66回開催) | | H14.8.30~11.12 市民意識調査の実施 |
| 平成15年 (2003年) | H15.7.3~7.22 基本構想(素案)に対する職場・ 職員意見の聴取 H15.9.29~10.10 基本構想(素案)に対する職場・ 職員意見の再聴取 H15.10.31 第2回総合計画策定委員会 (基本構想(素案)の検討) H15.12.5~12.24 第2次総合計画に係る施策の 進捗状況の調査 | H15.11.13 総合計画審議会へ基本構想(素案) について諮問 基本構想(素案)の検討 全体会 第1回 H15.11.13 第2回 H15.12.25 第3回 H16.1.22 第1部会 第1回 H16.2.19 第2回 H16.4.2 第3回 H16.4.21 第4回 H16.6.10 第2部会 第1回 H16.3.3 第2回 H16.4.16 第3回 H16.4.26 第4回 H16.6.11 全体会 第4回 H16.6.30 第5回 H16.7.28 第6回 H16.8.13 他に専門作業部会を 計7回開催 | H15.12.15~H16.3.26 基本構想(素案)に対する市民意見の募集 H16.1.15 基本構想(素案)の市民説明会 [千里市民センターにて] H16.1.25 基本構想(素案)の市民説明会 [吹田勤労者会館にて] |
| 平成16年 (2004年) | H16.6.28 第1回総合計画策定委員会 (基本計画(案)の検討) H16.6.28~H17.4.28 総合計画策定委員会作業部会 (基本計画(案)の検討) (延べ32回開催) H16.7.9 第3回総合計画策定委員会 (基本構想(素案)の検討) H16.8.23 第4回総合計画策定委員会 (基本構想(素案)の検討) H16.8.24 政策会議にて基本構想(案)が確定 H16.10.4 市議会において基本構想(案)が 可決され基本構想が確定 H16.11.26 第2回総合計画策定委員会 (基本計画(案)の検討) | H16.8.20 総合計画審議会より 基本構想(素案)について答申 | H16.11.1~11.30 基本構想を踏まえ基本計画(案) に盛り込むべき内容など について市民意見の募集 |

平成 17年
(2005年)

H17.1.21~2.4
基本計画(部門別計画)[素案]に
対する職場・職員意見の聴取
H17.2.16
第3回総合計画策定委員会
(基本計画(案)の検討)

H17.5.27
第4回総合計画策定委員会
(基本計画(案)の検討)
H17.6.14~6.30
基本計画(地域別計画)[素案]に
対する職場・職員意見の聴取
H17.7.15
第5回総合計画策定委員会
(基本計画(案)の検討)

H17.3.2
総合計画審議会へ基本計画(案)に
ついて諮問

部門別計画(案)の検討

全体会
第1回 H17.3.2
第1部会
第1回 H17.3.25
第2回 H17.4.13
第3回 H17.5.11
第4回 H17.6.8
第2部会
第1回 H17.3.31
第2回 H17.4.20
第3回 H17.5.10
第4回 H17.6.6
全体会
第2回 H17.6.27
第3回 H17.8.1

H17.8.23
総合計画審議会より基本計画(案)に
ついて中間答申

地域別計画(案)の検討

第1部会
第1回 H17.10.13
第2回 H17.10.17
第3回 H17.11.21
第2部会
第1回 H17.10.14
第2回 H17.10.18
第3回 H17.12.5
全体会
第4回 H17.12.27
第5回 H18.1.30

H17.3.1~4.15
基本計画(部門別計画)[案]に対する
市民意見の募集

H17.3.26
基本計画(部門別計画)[案]の市民説明会
[市民会館、亥の子谷コミュニティセンターにて]

H17.8.1~9.26
基本計画(地域別計画)[案]に対する
市民意見の募集

H17.8.20
基本計画(地域別計画)[案]の市民説明会
[内本町コミュニティセンター、
市民会館、千里山・佐井寺図書館にて]

H17.8.21
基本計画(地域別計画)[案]の市民説明会
[山田ふれあい文化センター、
千里市民センターにて]

H17.8.27
基本計画(地域別計画)[案]の市民説明会
[豊一市民センターにて]

H17.10.23
「リレートークで再発見
地域の現在、過去、未来」の開催

平成 18年
(2006年)

H18.2.8
第6回総合計画策定委員会
(基本計画(案)の検討)
H18.2.20
基本計画が確定

H18.2.3
総合計画審議会より基本計画(案)に
ついて答申

総合計画策定委員会の開催回数
基本構想(素案)の検討
策定委員会 4回
作業部会 66回
基本計画(案)の検討
策定委員会 6回
作業部会 32回

総合計画審議会の開催回数
基本構想(素案)の検討
全体会 6回
部会 15回
基本計画(案)の検討
全体会 5回
部会 14回

3 総合計画審議会

(1) 総合計画審議会規則

吹田市総合計画審議会規則

制 定 昭 41.1.10 規則 3
最近改正 平 15.7.31 規則36

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、吹田市総合計画について、市長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民
- (4) 市内の公共的団体等の代表者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る必要な調査審議を終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

5 会長は、必要に応じて各部会の調整をはかるため部会の合同会議又は部会長会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部政策推進室において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平15.7.31 規則36）

この規則は、公布の日から施行する。

(2)総合計画審議会委員

名簿

[1号委員]

| | | |
|-----|-------|-------------------------|
| 会 長 | 石森 秀三 | 国立民族学博物館 文化資源研究センター長・教授 |
| | 衛藤 照夫 | 社団法人京都府建築士会 会長 |
| | 大内 祥子 | 浄るリシアター館長 |
| 副会長 | 浜岡 政好 | 佛教大学 社会学部教授 |
| | 三輪 信哉 | 大阪学院大学 国際学部助教授 |
| | 宗田 好史 | 京都府立大学 人間環境学部助教授 |
| | 和田 葉子 | 関西大学 外国語教育研究機構教授 |

[2号委員]

| | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| | 生野 秀昭 | 吹田市議会議員 (平成16年6月2日まで、平成17年6月3日から) |
| | 木村 裕 | 吹田市議会議員 (平成16年6月2日まで、平成17年6月3日から) |
| | 倉沢 恵 | 吹田市議会議員 |
| | 神保 義博 | 吹田市議会議員 |
| | 豊田 稔 | 吹田市議会議員 (平成16年6月3日から) |
| | 中本 美智子 | 吹田市議会議員 (平成17年6月3日から) |
| * | 池淵 佐知子 | 吹田市議会議員 (平成16年6月3日から平成17年6月2日まで) |
| * | 寺尾 恵子 | 吹田市議会議員 (平成16年6月2日まで) |
| * | 信田 邦彦 | 吹田市議会議員 (平成16年6月3日から平成17年6月2日まで) |
| * | 野村 義弘 | 吹田市議会議員 (平成16年6月2日まで) |
| * | 藤木 祐輔 | 吹田市議会議員 (平成16年6月3日から平成17年6月2日まで) |

[3号委員]

| | | |
|---|-------|--|
| | 筏 隆臣 | 公募市民 (千里山・佐井寺地域) |
| | 蒲田 雄輔 | 公募市民 (山田・千里丘地域) |
| | 鮫島 匡 | 公募市民 (JR以南地域) |
| | 前田 武男 | 公募市民 (片山・岸部地域) |
| | 山口 克也 | 公募市民 (豊津・江坂・南吹田地域) |
| * | 矢野 隆司 | 公募市民 (千里ニュータウン・万博・阪大地域) (平成17年9月30日まで) |

[4号委員]

| | | |
|---|--------|------------------------------------|
| | 伊東 利幸 | 連合大阪北大阪地域協議会 吹撮地区協議会 |
| | 内山 實嗣 | 北大阪農業協同組合 副組合長 (平成17年7月25日から) |
| | 尾高 栄次 | 財団法人吹田市健康づくり推進事業団 理事長 |
| | 影山 義紘 | 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 会長 |
| | 河井 明子 | 吹田市消費者団体協議会 |
| | 河野 武夫 | 吹田商工会議所 副会頭 |
| | 坂本 富佐晴 | 吹田市文化団体協議会 副会長 (平成16年6月2日から) |
| | 永田 昌範 | 吹田市自治会連合協議会 会長 |
| | 西岡 昌佐子 | 社団法人大阪エイフボランティアネットワーク吹田支部 吹田母子会 会長 |
| | 菱川 音三郎 | 社団法人吹田市医師会 監事 |
| * | 安達 憲夫 | 吹田市文化団体協議会 会長 (平成16年6月1日まで) |
| * | 阪口 善次郎 | 北大阪農業協同組合 副組合長 (平成17年7月24日まで) |

[5号委員]

| | | |
|---|-------|------------------------------|
| | 大下 達哉 | 大阪府企画調整部企画室課長 (平成17年4月1日から) |
| * | 北野 義幸 | 大阪府企画調整部企画室課長 (平成17年3月31日まで) |

順不同 敬称略 *は前委員。選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2項の各号による。

部会構成

[基本構想(素案)の検討]

第1部会〔第4章 施策の大綱の第1節、第3節、第4節を検討〕

部会長 和田 葉子
 大内 祥子 浜岡 政好 生野 秀昭(平成16年6月2日まで) 倉沢 恵 神保 義博
 豊田 稔(平成16年6月3日から) 野村 義弘(平成16年6月2日まで) 藤木 祐輔(平成16年6月3日から)
 鮫島 匡 山口 克也 安達 憲夫(平成16年6月1日まで) 伊東 利幸 尾高 榮次
 影山 義紘 坂本 富佐晴(平成16年6月2日から) 菱川 音三郎 北野 義幸

第2部会〔第4章 施策の大綱の第2節、第5節、第6節、第7節を検討〕

部会長 宗田 好史
 石森 秀三 衛藤 照夫 三輪 信哉 池淵 佐知子(平成16年6月3日から)
 木村 裕(平成16年6月2日まで) 寺尾 恵子(平成16年6月2日まで) 信田 邦彦(平成16年6月3日から)
 筏 隆臣 蒲田 雄輔 前田 武男 矢野 隆司 河井 明子 河野 武夫
 阪口 善次郎 永田 昌範 西岡 昌佐子

専門作業部会〔第2章 吹田市の将来像、第3章 人口と都市空間を検討〕

部会長 宗田 好史
 石森 秀三 衛藤 照夫 大内 祥子 浜岡 政好 三輪 信哉 和田 葉子
 北野 義幸

[基本計画・部門別計画(案)の検討]

第1部会〔第1章、第3章、第4章を検討〕

部会長 浜岡 政好
 大内 祥子 和田 葉子 生野 秀昭(平成17年6月3日から) 倉沢 恵 神保 義博
 豊田 稔 藤木 祐輔(平成17年6月2日まで) 鮫島 匡 山口 克也 坂本 富佐晴
 伊東 利幸 尾高 榮次 影山 義紘 菱川 音三郎 大下 達哉(平成17年4月1日から)
 北野 義幸(平成17年3月31日まで)

第2部会〔第2章、第5章、第6章、第7章を検討〕

部会長 宗田 好史
 石森 秀三 衛藤 照夫 三輪 信哉 池淵 佐知子(平成17年6月2日まで)
 木村 裕(平成17年6月3日から) 中本 美智子(平成17年6月3日から) 信田 邦彦(平成17年6月2日まで)
 筏 隆臣 蒲田 雄輔 前田 武男 矢野 隆司 河井 明子 河野 武夫
 阪口 善次郎 永田 昌範 西岡 昌佐子

[基本計画・地域別計画(案)の検討]

第1部会〔J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域を検討〕

部会長 浜岡 政好
 衛藤 照夫 三輪 信哉 神保 義博 豊田 稔 鮫島 匡 前田 武男
 山口 克也 伊東 利幸 尾高 榮次 影山 義紘 河野 武夫 西岡 昌佐子
 大下 達哉

第2部会〔千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、千里ニュータウン・万博・阪大地域を検討〕

部会長 宗田 好史
 大内 祥子 和田 葉子 生野 秀昭 木村 裕 倉沢 恵 中本 美智子
 筏 隆臣 蒲田 雄輔 内山 實嗣 河井 明子 坂本 富佐晴 永田 昌範
 菱川 音三郎

(3) 諮問文・答申文

15吹企政第713号
平成15年11月13日
(2003年)

吹田市総合計画審議会
会 長 石森 秀三 様

吹田市長 阪口 善雄

吹田市第3次総合計画基本構想（素案）について（諮問）

吹田市第3次総合計画基本構想（素案）をこのたび別添のとおり策定いたしましたので、吹田市総合計画審議会規則第2条の規定により貴審議会に諮問いたします。

諮 問 の 趣 旨

本市では、平成17年（2005年）を目標年次とした吹田市新総合計画（吹田市第2次総合計画）に基づいて「すこやかで心ふれあう文化のまち」をめざし、市民と共に市政の推進に努めてまいりました。

現計画の目標年次を迎えようとしている今、少子・高齢化の進行、経済の低成長、そして地球規模での環境問題の深刻化など本市を取り巻く状況に大きな変化が生じています。

このような変化に対応するため、吹田市第3次総合計画基本構想（素案）を策定いたしました。この内容についての御意見を賜りたく諮問するものです。

平成16年8月20日
(2004年)

吹田市長 阪口 善雄 様

吹田市総合計画審議会
会 長 石森 秀三

吹田市第3次総合計画基本構想（素案）について（答申）

平成15年11月13日付け、15吹企政第713号で諮問のありました吹田市第3次総合計画基本構想（素案）について慎重に審議した結果、下記の意見を付すとともに、同基本構想（素案）を別添のとおり一部修正して答申します。

なお、今後は当審議会における意見を十分に尊重し、基本計画策定に反映されるよう要望します。

記

本格的な少子・高齢社会を迎えようとしている今日、地方分権の進展のもとで、将来の吹田のまちをどのように構想し、次世代に引き継いでいくのか、まさに自治体の力量が問われています。そのような状況のなかで、当審議会は「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」を吹田市の将来像として提案しました。その実現のためには、今まで以上に市民が、地域の主人公としてまちづくりに積極的に取り組んでいくことが必要になります。

市民と行政との相互の信頼関係を築き、その協働のもとで将来像の実現を図るために、下記の諸点に留意して、今後取り組んでいくことを求めます。

- 1 市民と行政との協働を進めるためには、その前提として、情報の共有化が不可欠になります。市民や地域社会がさまざまな課題について、自らの確に判断をし、取り組むことが今後ますます重要になります。そのためには、行政が持つ情報の公開促進とともに、市民の側が必要とする情報を正確にかつ迅速に提供することが強く求められます。
- 2 協働の推進にあっては、その具体的な仕組みづくりが重要になります。社会経済状況の大きな変動のなかで、市民の価値観が多様化し、行政に対するニーズも多様化しています。地域社会に活躍の場を求める高齢者が増えるとともに、女性の社会参加意欲も高まっています。地域では、従来の地縁組織に加えて、NPO（特定非営利活動法人）をはじめとする各種の団体が、自らの地域をより良くするためにさまざまな活動を展開しています。これらの地域の力が最大限に生かされるように、協働の仕組みづくりについて早急に検討し、具体化を図ることが必要です。

3 市民自治を担うまちづくりの主体形成、つまり人づくりに向けた行政の取組が今後さらに重要になります。先に述べた情報の提供とともに、身近な地域社会に対する関心に応えられる生涯学習機会の提供が求められます。

さらに、次代を担う子どもたちの健やかな成長がとりわけ重要になります。自立した個人として、社会の一員として、また地域活動などを通して地域の主人公として、たくましく育つことができるように、子育てや教育をはじめとする総合的な取組が求められます。

4 協働のまちづくりを進めるうえで、市民とともに総合計画の策定を行うことが不可欠と考えます。基本計画策定にあたっては、多くの市民の意見を募り、反映することが望めます。基本構想の制定後には、速やかに市民に周知を図り、基本計画策定作業のできるだけ早いうちから意見聴取の機会を設ける必要があります。

なお、当審議会において、「市民」を主語とする基本構想の記述について議論がなされた経過を踏まえて、次期の第4次総合計画基本構想の策定のさいには、早い段階から多くの市民が参画できることを要望します。

5 今後の基本計画策定において、数値目標の設定が不可欠になります。今までの二次にわたる総合計画基本計画では数値目標が示されていないことから、その進捗状況が市民にとって分かりにくいという指摘がなされています。進捗状況の把握という意味から、今後の基本計画策定においては、数値目標の設定が必要になります。また、基本計画の進行管理について、市民と協働して点検できる仕組みづくりが重要になります。

6 協働の推進において強調すべき点は、行政の縦割りを排除し、総合的な行政運営を確保することです。そのためには、行政内部での組織体制の確立と職員の政策立案能力の向上が求められます。とりわけ第3次総合計画では地域別計画の策定も予定されており、多様なライフスタイル、多様な価値観、多様な仕事を持つ市民からなる地域の現状を踏まえて、職員は市民との対話を重視し、従来の担当分野だけでなく、地域の特性を視野に入れて柔軟に政策立案を行い、施策の展開を図ることが求められています。さらに、そのような職員を生かす組織の確立が協働の推進において不可欠と考えます。

16吹企政第1454号
平成17年3月2日
(2005年)

吹田市総合計画審議会
会長 石森 秀三 様

吹田市長 阪口 善雄

吹田市第3次総合計画基本計画（案）について（諮問）

吹田市第3次総合計画基本構想における本市の将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市^{まち}すいた」を実現するため、このたび別添のとおり吹田市第3次総合計画基本計画（案）を策定いたしましたので、吹田市総合計画審議会規則第2条の規定により、貴審議会の御意見を賜りたく諮問いたします。

平成17年8月23日
(2005年)

吹田市長 阪口 善雄 様

吹田市総合計画審議会
会 長 石森 秀三

吹田市第3次総合計画基本計画（案）について（中間答申）

平成17年3月2日付け、16吹企政第1454号で諮問のありました吹田市第3次総合計画基本計画（案）のうち、部門別計画（案）及び総合計画の進行管理に係る指標（案）について慎重に審議した結果、別添のとおり一部修正して答申します。

平成18年2月3日
(2006年)

吹田市長 阪口 善雄 様

吹田市総合計画審議会
会 長 石森 秀三

吹田市第3次総合計画基本計画（案）について（答申）

平成17年3月2日付け、16吹企政第1454号で諮問のありました吹田市第3次総合計画基本計画（案）について慎重に審議した結果、下記の意見を付すとともに、別添のとおり一部修正して答申します。

記

- 1 総合計画の進行管理にあたっては、目標を明確にするため、有効な指標と目標値を早期に設定し、重要課題や施策の優先順位などの検討・見直しを行いながら、効率的・効果的な計画の推進を図ることが求められます。
- 2 吹田市は、全域にわたって市街化されているものの、なお開発が進み住宅建設が行われようとしています。また、千里ニュータウンなどでの既存住宅の更新も進められています。このことに関連して、市民から「緑の確保」や「自然環境の保全・育成」を求める意見が多数寄せられました。当審議会では、慎重に審議を重ね、部門別計画及び地域別計画において「周辺環境と調和した土地利用の誘導」など良好な環境やまちなみの維持形成に向け必要な修正を行いました。今後、これらの点に十分留意し、計画の推進を図る必要があります。
- 3 当審議会では、少子・高齢化が本格化し、人口減少期を迎えている今日、まちの活力の維持・向上を図り、「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」を実現するために、これからのまちづくりをいかに進めるべきかについて審議を重ねました。今後、このまちに愛着と誇りを持つ人や魅力を感じる人が「住んでよかった」「住み続けたい」「新たに住みたい」と思えるようなまちづくりを進めるため、さらに市民と行政との協働を図り、取り組んでいく必要があります。
- 4 地域別計画の策定は、総合計画を市民にとって身近なものとする点で大きな意義があります。しかし、市民の日常生活圏を考えると、市域を6ブロックに分けた地域別計画では圏域が広く、より細かな区域を対象とする計画が求められます。その計画については、行政の主導ではなく、地域住民自らが主体的に取り組むことが重要です。今後、地域ごとにまちづくりを担えるような住民組織の形成や住民による日常生活圏域でのまちづくり計画の策定も展望しながら、地域別計画の推進に努めていく必要があります。
- 5 新たな将来像を設定した第3次総合計画を実効あるものとするため、本計画やそこで示している部門ごとの個別計画について、市民にきめ細かく情報提供を行うなど広く普及啓発し、あらゆる分野で市民参画と協働を推し進める必要があります。

4 総合計画策定委員会

(1) 総合計画策定委員会設置要領

吹田市総合計画策定委員会設置要領

制 定 平成4年5月20日
最近改正 平成14年7月2日

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、吹田市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の素案の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に係る総合調整に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 助役、収入役及び水道事業管理者
- (2) 教育長
- (3) 吹田市事務分掌条例（昭和63年吹田市条例第22号）第1条第1項に規定する部の長
- (4) 市民病院事務局長
- (5) 消防長
- (6) 吹田市教育委員会事務局組織規則（平成元年吹田市教育委員会規則第2号）第1条に規定する部の長
- (7) 水道部長
- (8) その他市長が指定する者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画部担当助役をもって充て、副委員長は委員長以外の助役、収入役、水道事業管理者及び教育長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に策定委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 総合計画の素案の策定を円滑に行い、職員参加を推進するため、策定委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第7条 作業部会は、委員長が指名する課長級職以上の職員及び策定委員会委員の推薦による職員をもって組織する。

2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(専門研究員)

第8条 市長は、策定委員会の所掌事務に関する専門的な事項について指導及び助言を得るため、専門研究員若干人を委嘱することができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、企画部政策推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月2日から施行する。

(2)総合計画策定委員会作業部会設置基準**吹田市総合計画策定委員会作業部会設置基準**

制 定 平成14年7月2日

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、吹田市総合計画策定委員会設置要領第6条の規定に基づき、吹田市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に吹田市総合計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(作業部会の構成)

第2条 策定委員会は、総合計画の素案の策定に必要な数の作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、策定委員会委員長が指名する課長級職以上の職員及び策定委員会委員の推薦による職員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 各作業部会に部会長及び副部会長を置き、策定委員会委員長が指名する職員を持って充てる。

2 部会長は、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

2 各部会の連絡調整を担当する部会長は、必要があると認めるときは、部会長会議及び副部会長会議を招集することができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に作業部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、企画部政策推進室において処理する。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議して定める。

附 則

この基準は、平成14年7月2日から施行する。

5 用語解説

あ 行

●アイドリング・ストップ運動

駐停車時に、自動車のエンジンを停止させておく運動のこと。エネルギー消費量の削減や、それに伴う大気汚染物質、地球温暖化物質の排出抑制につながる。

●アジェンダ21

平成4年（1992年）6月に開催された「国連環境開発会議」（「地球サミット」）で採択された持続可能な開発を実現するための行動計画のこと。①社会的、経済的要素②開発のための資源の保全と管理③主要な社会構成員の役割の強化④実施手段の4部40章からなっている。吹田市では、地域レベルの行動計画（ローカルアジェンダ21）として、「アジェンダ21すいた」を平成17年（2005年）3月に策定している。

●アドプトロード

大阪府アドプト・ロード・プログラムのこと。大阪府が管理する道路の一定区間について、地元自治会や企業などの団体が自主的に清掃や緑化などのボランティア活動を実施する場合に、府と関係市町村が協力して支援し、地域の環境美化に取り組むことを目的とする。

●アメニティ

一般的に「快適な環境」と訳されており、生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を生かし合うように、バランスよく存在し、その中で生活する人が好ましいと感じる状態を意味している。

●異年齢児学級保育

学級編制を4、5歳児混合とし、年齢の異なる子どもと一緒に生活したり遊んだりする保育の方法。人との信頼関係の築き方やトラブルの解消の仕方、年少者をいたわる優しい気持ちなど、幼児期に「人とかがわる力」の基礎を培い、「生きる力」「豊かな力」を育むことを目的とする。

●インターンシップ制度

大学生が、小・中学校の日常的な業務、教育補助、課外活動などを幅広く直接体験する制度。自己の適性を把握する機会となり、人間的成長や社会意識の向上が期待できる。

●雨水施設

降雨を収集し、河川や海に放流するための施設。雨水枡、側溝、雨水管渠、ポンプ施設によって構成され、必要に応じて雨水貯留管、雨水調整池が設置される。

●雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる施設。浸透性舗装、雨水浸透枡、雨水浸透管、雨水浸透側溝などがある。下水管渠への雨水流入量の削減を目的とする。

●雨水整備基準

雨水施設を整備するための施設基準のこと。過去の降雨実績や浸水状況をもとに、どのような降雨に対応するかを定め、基準を設定している。本市の基準は、10年に1回の確率で発生する降雨に対応しているが、過去に整備した一部の地域では、これより低水準の5年に1回の降雨に対応している。

●オーパスシステム

大阪府と14市1町が共同で開発・運用している、公共スポーツ施設情報システム。インターネットや家庭用及び携帯電話、街頭端末から、施設の利用抽選申込みや空き照会などのサービスを利用できる。オーパス（OPAS）はOsaka Public Access Service の頭文字をとった略語。

●オゾン層の破壊

太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っているオゾン層が、フロンなどの化学物質によって破壊されること。オゾン層の破壊により増加する紫外線の影響で、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人間の健康に大きな悪影響を及ぼす。

か 行

●学校教育情報通信ネットワーク

市立小中学校や教育センターなどの学校教育に係る施設間を結ぶ教育用情報通信ネットワークのこと。学校教育用情報機器の整備をはじめ、学校図書館蔵書のデータベース化、学習コンテンツや教育情報の蓄積・発信などにより、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、学校・家庭・地域をつなぎ、価値ある情報を分かち合い、学ぶ喜びを感じられる教育機会の創造に努めて、「確かな学力」の育成を図る。

●環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民の意見を聞きながら、環境保全について適正な配慮を行うもの。吹田市では、平成10年（1998年）10月1日から「吹田市環境影響評価条例」に基づき実施している。

●環境負荷

人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

●完全失業率

労働力人口（就業者と完全失業者の合計）に占める完全失業者の割合。完全失業者とは①就業者ではない②仕事があればすぐ就くことができる③仕事を探す活動や事業を始める準備をしているという条件を満たす者。

●キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

●急性期医療機関

病気の症状があらわれ、短期間のうちに手厚い治療を要する期間に行う検査、診断、処置、手術などの入院治療等の医療を主に提供する医療機関。

●京都議定書

平成9年（1997年）に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。ロシアの批准に伴い、平成17年（2005年）2月16日に発効された。

●グリーン購入

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。平成12年（2000年）5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられた。吹田市では、平成11年（1999年）10月に「吹田市役所エコオフィスプラン」を策定し、グリーン購入に取り組んでいる。

●グループホーム

地域社会の中にある住宅（一戸建てやアパート、マンション等）において障害者や高齢者が、専任の世話人による生活援助を受けつつ共同で生活する場のこと。

●ケアマネジャー

介護支援専門員。介護支援サービスを提供するためのすべての過程において、利用者と福祉サービスの結び付けや関係機関・施設との連携などを図り、適切なサービスが受けられるよう調整する役割を持つ。

●警防

火災などの災害や事故が発生するか、発生するおそれがあるとき、その被害を軽減するために消防が行う活動及びこれらに附帯する活動。

●健康おおさか21

大阪府が平成13年（2001年）に策定した「21世紀の健康づくり運動」のこと。府や市町村、その他健康づくりの関係機関・団体等が取り組むべき健康づくり施策の方向について具体的な目標を示し、すべての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざす。

●健康おおさか21吹田保健所圏域計画

吹田保健所圏域（吹田市）における共通の健康課題に取り組む方向性を明らかにする戦略計画であるとともに、同圏域内の関係機関の連携方策を中心に推進方策を具体的に記載する執行計画の面をあわせ持つもの。

●健康増進法

国民の健康づくりや疾病予防を積極的に推進するため、平成15年（2003年）5月1日に施行された医療関連法。「健康日本21」の裏付けとなるものであり、国民の栄養改善を目的とした栄養改善法を引き継いでいる。第25条で「受動喫煙の防止」を法的に明記した。

●健康日本21

健康づくりの効果的な推進を図ることを目的に、厚生労働省が平成12年（2000年）3月に策定した「21世紀における国民健康づくり運動」のこと。生活習慣病の予防や健康づくりの推進上重要な課題を「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」等の9分野70項目にわたって設定し、それぞれについて平成22年（2010年）を目途とした目標等を提示している。

●建築協定

市街地の環境や利便を維持増進するため、住民全員の合意のもとに、一定区域内の建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する建築基準法の規定以上の自主的な基準を定め、互いに守り合うことを約束する建築基準法に基づく制度。

●交通需要マネジメント

渋滞問題や自動車の排出ガスなど環境問題の対策として、道路利用者に時間、経路、手段の変更や、自動車の効果的利用を促し、自動車交通の総量抑制と都市交通の円滑化を図る手法。

●高度医療

最先端の医療技術の開発及び評価を行う大学附属病院や特定機能病院における「高度先進医療」と、地域の基幹病院で行う「高度な医療」の二つの意味がある。地域の基幹病院で行う「高度な医

療」は、地域内でより進んだ人員・施設・医療設備と機器を持ち、それを効果的に活用して診断と治療を行うとともに、治療において高い知識・技術水準を維持・向上させることにより、地域の医療水準の向上に寄与する。

●高度浄水処理

これまでの浄水処理方法にオゾンと活性炭による処理工程を加えた処理方法。これにより、かび臭などの異臭味は完全になくなり、浄水所で塩素を使うことによってできるトリハロメタンも大幅に減少させることができるほか、病原性微生物に対する安全性の向上が期待できるなど、総合的な水道水質の改善を図ることができる。

●高付加価値化

製造業製品の付加価値を高めることで、製品の高品質化や多機能化を含む。

●合流式下水道

汚水及び雨水を同一の管渠で排除し処理する方式。合流式下水道では、分流式に比べ管路施設の建設が容易な反面、雨天時に公共用水域へ未処理で排出される放流負荷量の削減が課題である。

●国際連合憲章

国際連合の基本的性格とその目的・組織を定めた法規。アメリカ・イギリス・ソ連・中国によって原案が作成され、昭和20年（1945年）6月サンフランシスコ会議で採択された。

●子どもの権利条約

世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いをこめて、平成元年（1989年）に国連で採択。日本では平成6年（1994年）に批准。子どもの人権を総括的に規定しており、子どもを保護の対象としてだけではなく、権利の主体としてとらえている。前文と「子どもの最善の利益（第3条）」「子どもの意見表明権（第12条）」など54の条文からなる。

●コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材やノ

ウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与することが期待できる。

●コミュニティプラザ

多目的ホール、会議室等で構成され、文化学習活動、ボランティア活動など市民の多様な地域活動に利用されている施設。これらの活動を通じて地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与することを目的としている。

さ 行

●里親道路

吹田市道の一定区間について、市民グループと本市が協定を結び、市民が里親となってボランティアで清掃活動や花壇の管理、植栽などを担ってもらう制度。

●産業支援型サービス業

広告・デザイン、情報通信、ソフトウェア、機器や設備のリース・レンタル・メンテナンス等、企業が活動をするうえで必要なサービスを提供する事業。

●酸性雨

硫酸や硝酸を含んだ強い酸性（pH5.6以下）の雨が降る現象。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。

●指定管理者制度

これまでの管理委託制度に代わって、地方公共団体が指定する法人その他の団体が公の施設の管理を行う制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。

●小中一貫教育

極めて緊密で高度な小中連携を図ることで、一貫性・継続性のある取組を進める教育。義務教育9年間を一体のものと捉え、カリキュラム編成や教員の授業交流、行事の共同参加等、魅力ある教育活動を行う。

●情報通信ネットワーク

電話回線などの通信回線を使い、ハードウェア（パソコン、プリンタなど）、ソフトウェア（プログラム）、データ（情報）を共有する目的でコンピュータを結びつけた状態。

●初期救急

入院を必要としない救急患者に外来診療によって治療を行うこと。

●人権教育のための国連10年

平成6年（1994年）12月の国連総会において決議。平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とし、世界の各国各層がお互いに連携しながら、人権教育の推進に取り組むことにより、世界中で人権という普遍的文化の創造をめざした。

●生活支援型産業

高齢者ケア・子育て支援、医療・健康、住宅関連や文化・スポーツ・レクリエーション施設の運営等、市民生活の基礎に関わるサービスを提供する産業。

●生産緑地

市街化区域内に優れた環境機能を持つ農地等について、その機能を積極的に評価し、より計画的、永続的な保全を図ることにより、農林業と調和した良好な都市環境を形成するため都市計画で生産緑地地区として指定し、この地区に指定されている農地等をいう。

●成年後見制度

判断力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの援助者を登記し、援助者に財産管理等の代理権を与えることにより、本人の権利が守られるよう支援する制度。

●セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれる。

●総合型地域スポーツクラブ

平成12年（2000年）に文部科学省が策定した「スポーツ振興計画」の中で、具体的に示された目標。「総合型」とは、①種目の多様性②世代や年齢の多様性③技術レベルの多様性を含むという意味があり、公共施設等を拠点に自分たちのニーズに合ったスポーツの場を運営していくという「住民主導型」のスポーツクラブ。

た 行

●団塊の世代

第二次世界大戦直後の第一次ベビーブームに生まれた世代のことで、一般的には昭和22～24年（1947～49年）に生まれた人びとを指す。

●地域福祉権利擁護事業

社会福祉協議会の生活支援員が、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などに対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの援助を行うことによって、在宅での自立した生活を支援する制度。

●地域保健福祉センター

身近な地域の中で、高齢者や障害者等に対して在宅介護に関する相談や情報の提供、通所の方法による保健福祉サービスの提供等を行い、高齢者や障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする施設。

●地球温暖化

二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスの排出量増加により、地球全体の平均気温が上

昇すること。南極の氷が溶け出し、海面上昇現象を招くなど、地球規模での環境への影響が問題となっている。

●地球環境問題

影響・被害が国境を越え、ひいては地球規模に至る環境問題、又はその解決のために国際的な取組が必要とされる環境問題のこと。地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、砂漠化、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題の9つの事象が挙げられる。

●地区計画

良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、住民の意向に基づいて必要な道路や公園などの施設（地区施設）の配置と建物の用途や形態などの制限を都市計画で定めるもの。地区計画が定められた地区における建築行為は届け出が必要になる。

●地方分権一括法

正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。地方分権を推進するために、475本の法律改正を一括形式で行うもので、平成11年（1999年）7月8日に国会で成立。これにより、機関委任事務は廃止され、必ずしも明確にされていなかった国と地方自治体の役割分担が制度的にも「対等・協力」と位置づけられた。国からの事務権限の移譲が進み、地方自治体は、より地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められることとなった。

●直結給水

水道水をいったん受水槽にためてからポンプ等で給水する受水槽式に対し、配水管の圧力を利用して給水する方式。配水管圧力だけで末端まで給水する直結直圧式給水と、配管途中に増圧設備を挿入して末端までの圧力を高めて給水する直結増圧式給水がある。これにより、受水槽の点検や清掃が不要で、維持管理費がかなり軽減される。

●デイサービスセンター

通所介護を行う施設のことで、障害者や高齢者

が施設に通い入浴、食事の提供や機能訓練などのサービスを受けることができる。行き帰りの送迎サービスを伴う場合もある。

●特殊災害

一般的な火災等、通常の出動計画では対応しがたい特異な災害又は大規模な消防部隊を投入して集中的に消防活動を行う必要のある災害。

●都市型工業

都市圏に近い立地特性を生かし、最新の技術や情報を活用した先端的で高付加価値化が図られた工業のこと。また、出版業や印刷業のように、都市環境に適応し、都市部での需要に対応して製品やサービスを提供する工業も含まれる。

●都市施設

道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。都市計画法では交通施設、公共空地、供給施設・処理施設、水路、教育文化施設、社会福祉施設などをいう。

●ドメスティック・バイオレンス

夫や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことをいい、DVと略される。身体的暴力だけでなく、ことばによる精神的暴力、性的暴力などいろいろな形で身近に存在しており、従来は個人的な問題として扱われていたが、人権侵害として社会問題と認識されるようになった。

な 行

●軟弱野菜類

ほうれんそう、しゅんぎくなど乾燥に弱く、輸送性の悪い葉物野菜の総称。

●ニート

通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない若者。Not in Employment, Education or Trainingの頭文字。

●二次救急

入院治療を必要とする重症救急患者の治療を行うこと。なお、生命の危機が切迫し二次救急医療機関で対応できない重篤な患者の治療は「三次救急」である。

●ニュースポーツ

「レクリエーションスポーツ」や「軽スポーツ」などとも呼ばれ、技術の習得が容易で、筋力や持久力、年齢・性別を問わずにすぐにゲームに参加できることが特徴。従来の競技スポーツとは異なり、ルールに柔軟性があり、「楽しみ」を追求するという新しい理念を持つ。

●認知症

記憶、判断、言語などの能力が、日常生活に支障が生じる程度まで低下した状態をいう。従来は「痴呆」という用語が使用されていたが、「認知症」と変更された。

●ノーマイカーデー運動

自動車からの排出ガスや騒音などによる公害をなくすために、自動車を使用せず、公共交通機関の利用を呼びかける運動のこと。大阪府では、毎月20日をノーマイカーデーとして、府民に呼びかけている。

●ノーマライゼーション

障害者が社会の一員として、障害のない人と同等に生活し、活動できる社会があたりまえの社会であり、そのような社会をめざしていくという考え方。

は 行

●バイオマス

生物体のこと。木材加工などで出る木くずや畜産農家で出る家畜のふん尿、下水汚泥や生ごみなどもバイオマスと呼び、それらをエネルギーとして利用するバイオマス発電などが研究されている。

●ハザードマップ

地震や洪水などの自然災害に備えて、災害が起こった場合の被害の程度を予測して示すとともに、避難場所や避難経路などを示した地図。

●パブリックコメント制度

重要な条例を制定・改廃する場合や、重要な計画を策定する場合などにその案を市民に公表し、その案に対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度。

●バリアフリー

障害者や高齢者の社会参加や自立を妨げる物的あるいは社会的な障害がないこと。ここでは建物をはじめ道路、歩道、公園などにおける段差の解消など、主として移動を妨げる物的な障害が除去された状態を指す。

●ヒートアイランド現象

郊外部に比べて、都市部の気温が高くなる現象。都市部に人口が集中し経済活動が活発に行われることから熱エネルギーが増大すること、また、アスファルトやコンクリートで覆われている構造物が蓄熱すること、などが原因として挙げられる。

●病院前救護体制

救急患者が病院等に運ばれる前、すなわち消防機関（救急隊）による搬送途上における患者の救命処置を行う際に、医療機関等との連携をとる体制。

●ファミリー・サポート・センター

子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援ができる人（援助会員）が、会員として登録し、地域において子育ての相互援助を行う組織。依頼会員は、概ね生後3か月から小学校6年生までの子どもがいる市民。援助会員は、子どもが好きで、育児に熱意があり、子どもを自宅で預かることができる20歳以上の市民。援助を受けた依頼会員は、会則で定められた報酬を援助会員に支払う。

●ブックスタートボランティア

0歳から1歳の赤ちゃんと保護者を対象にした、絵本の読み聞かせや手あそびを組み合わせた「ブックスタートのひろば」を行う、市民ボランティアのこと。

●フリーター

15～34歳の若年者（学生及び主婦を除く）のうち、勤め先における呼称がアルバイト又はパートである者。

●ベンチャー産業

最新の技術や高度の専門知識を駆使して新分野に乗り出すビジネスのこと。

●歩車分離信号

信号交差点で横断歩行者の死亡事故が多いことから、歩行者が青信号で横断歩道を横断中に、左右折する車などが横切らないように考えられた信号。

ま 行

●みどりの協定

道路に接する敷地の緑化を推進するため、市民が区域を定めて緑化について市と合意したときに締結する「みどりの保護及び育成に関する条例」に基づく協定。道路境界から一定範囲の植栽については、樹木等の配付の助成制度がある。

や 行

●ユニバーサルデザイン

障害者など特定の人のために考案する特別なデザインではなく、すべての人びとにとって使いやすい普遍的なデザインの考え方。

●用途地域

都市計画法に基づく地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。

ら 行

●ライフサイエンス研究機関

生物学・生命科学分野の研究機関のこと。本市

では、国立循環器病センターや（財）大阪バイオサイエンス研究所などが立地している。

●ライフライン

生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステム。災害などでこれらの機能が停止することは市民生活に大きな支障となる。

●流域下水道

2以上の市町村からの下水を処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなる。ここでは大阪府が事業主体となって整備し、管理を行う下水道を意味する。

●療育

障害のある児童、あるいはその疑いのある児童に対して、それぞれの障害に応じた医療や訓練の提供と、発達を支援する保育や教育を総合的に行うこと。

●レファレンスサービス

図書館が調査・学習に必要な資料の紹介・提供を行ったり、身近な事柄や疑問に図書館所蔵の資料を使って答えるサービスのこと。

●レンタサイクル

自転車の利用促進・放置自転車対策として、通勤・通学の利用者を対象に自転車を貸出しすること。

●労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合。完全失業者とは①就業者ではない②仕事があればすぐ就くことができる③仕事を探す活動や事業を始める準備をしているという条件を満たす者。

非核平和都市宣言

真の恒久平和は、人類の共通の願いである。

しかるに、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。

わが国は、世界最初の核被爆国として、また、平和憲法
の精神からも再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返さ
せてはならない。

吹田市は、日本国憲法にうたわれている平和の理念を基
調に、市民の健康で文化的な生活の向上をめざし“すこや
かで心ふれあう文化のまち”づくりをすすめており、平和
なくしては、その実現はありえない。

よって、吹田市は、平和を希求する市民の総意のもとに、
わが国の非核三原則が完全に実施されることを願うととも
に、核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市であることを
を宣言する。

昭和58年(1983年)8月1日

吹 田 市



非核平和啓発標柱

健康づくり都市宣言

健康は、心ゆたかで活力に満ち充実した生活を営むため
の最も重要な基礎をなす市民共通の強いねがいであり、本
市がめざす「すこやかに心ふれあう文化のまち」づくりの
基本理念でもある。

本市は、この理念達成のため、市民の理解と参加を得て、
健康づくり都市の実現に向けてとりくむことをここに宣言
する。

昭和58年(1983年)10月11日

吹 田 市



健康づくり啓発ブロンズ像

人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた

吹田市第3次総合計画

2006 - 2020

平成18年（2006年）3月

編集・発行 吹田市企画部政策推進室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1231

<http://www.city.suita.osaka.jp/>



吹田市



本書は、非木材紙（ケナフ紙）を使用しています。